

高砂市地域防災計画

(地震対策編)

令和 8 年修正

高砂市防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の趣旨	1
第 2 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
第 3 節 市の概要	10
第 4 節 東播磨の地形と地質	13
第 5 節 既往地震の概要	15
第 1 兵庫県内での地震災害の発生状況	
第 2 兵庫県での津波の状況	
第 3 阪神・淡路大震災の概要	
第 6 節 地震災害の危険性と被害の特徴	19
第 1 趣旨	
第 2 内容	

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 基本方針	29
第 1 地域防災基盤の整備	
第 2 災害応急対策への備えの充実	
第 3 市民参加による地域防災力の向上	
第 4 調査研究体制等の強化	
第 5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	
第 6 高砂市国土強靱化地域計画	
第 2 章 地域防災基盤の整備	
第 1 節 都市の防災構造の強化	31
第 1 延焼遮断帯の整備	
第 2 市街地の整備	
第 3 オープンスペースの確保	
第 4 道路・橋梁の整備	
第 2 節 建物の耐震・不燃化等	36
第 1 防火地域等の指定	
第 2 既存建築物の耐震化	
第 3 建築物の耐震性強化の普及啓発	
第 4 落下物対策	
第 5 ブロック塀の倒壊防止対策	
第 6 既存建築物の防災・避難対策	
第 7 既存建築物の維持保全対策	
第 8 文化財保護対策	
第 3 節 地盤災害の防止施設等の整備	41
第 1 砂防設備の整備	
第 2 急傾斜地崩壊防止施設の整備	
第 3 治山施設の整備	
第 4 土砂災害防止法の推進	
第 4 節 河川、海岸の整備	50
第 1 河川施設の整備	
第 2 海岸施設の整備	
第 3 ため池施設の整備	

第5節 交通関係施設の整備	52
第1 道路施設の整備	
第2 鉄道施設の整備	
第6節 ライフライン関係施設の整備	54
第1 電力施設等の整備	
第2 ガス施設等の整備	
第3 電気通信施設等の整備	
第4 水道施設等の整備	
第5 下水道施設等の整備	
第7節 危険物施設等の予防対策の実施	69
第1 危険物施設の予防対策	
第2 高圧ガス施設の予防対策	
第3 毒物・劇物施設の予防対策	
第4 放射性物質の予防対策	
第3章 災害応急対策への備えの充実	
第1節 組織体制の整備	73
第1 防災組織体制	
第2 災害対策要員等の確保体制	
第2節 災害対策要員の研修・訓練	76
第1 情報収集・伝達訓練の実施	
第2 緊急参集訓練の実施	
第3 総合防災訓練等の実施	
第4 津波避難訓練等の実施	
第5 各種研修等の参加	
第3節 広域防災体制の確立	77
第1 相互応援体制の整備	
第2 防災関係機関との連携強化	
第3 民間企業等との協力体制の推進	
第4 受援体制	
第4節 災害対策拠点及び防災拠点等の整備	81
第1 災害対策拠点の整備	
第2 地域防災拠点の整備	
第3 コミュニティ防災拠点の整備	
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	84
第1 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・運用	
第2 災害無線通信体制の充実強化	
第3 高砂市防災行政無線の充実強化	
第4 兵庫県防災行政無線（兵庫衛星通信ネットワーク）	
第5 地域防災無線の整備	
第6 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用	
第7 災害時優先電話の配備	
第8 防災ネットたかさご	
第9 緊急地震速報受信システムの整備	
第6節 出火予防・初期消火体制の整備	88
第1 消防組織	
第2 火災予防対策	
第7節 消防防災施設・設備の整備	90
第1 震災時における総合的な消防計画の策定	
第2 消防署等の耐震性向上	
第3 消防施設・設備の整備	
第8節 防災資機材の整備	92
第1 住民用資機材	
第2 救助資機材	
第3 拠点用資機材	

第4 水防用資機材	
第9節 災害ボランティア活動支援体制の整備	95
第1 受入体制の整備	
第2 ボランティア活動支援拠点の整備	
第3 災害ボランティア活動環境の整備	
第4 災害ボランティア等の確保	
第10節 備蓄体制等の整備	96
第1 備蓄の基本的方針	
第2 民間との協定促進	
第3 食料	
第4 生活必需物資	
第5 応急給水	
第6 医薬品等	
第11節 緊急輸送体制の整備	101
第1 地域輸送拠点の整備	
第2 高砂市緊急輸送道路ネットワークの設定	
第3 緊急輸送車両の確保	
第4 ヘリコプター臨時離着陸場の指定	
第5 海上アクセスポイントの整備	
第12節 災害医療体制の整備	103
第1 災害時の拠点病院	
第2 災害医療情報の収集体制の整備	
第3 初動医療体制の整備	
第13節 被災建築物応急危険度判定制度の整備	105
第1 目的	
第2 被災建築物応急危険度判定実施体制等の整備	
第3 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の育成	
第4 災害の予測及び県協議会での協議事項	
第5 資機材の備蓄	
第6 連携の整備強化	
第14節 家屋被害認定士制度の整備	107
第1 家屋被害認定士の育成	
第2 家屋被害認定士の役割	
第3 他市町との協力体制の確立	
第15節 被災宅地危険度判定制度の整備	108
第1 目的	
第2 被災宅地危険度判定制度実施体制の整備	
第3 兵庫県被災宅地危険度判定士の育成	
第4 災害の予測及び県協議会での協議事項	
第5 資機材の備蓄	
第6 連携の整備強化	
第16節 住民避難に係る施設・体制の整備	110
第1 避難施設の指定・整備	
第2 避難体制等の整備・確立	
第17節 避難行動要支援者の支援体制	113
第1 地域安心拠点の整備	
第2 支援体制	
第3 避難行動要支援者名簿の作成・活用等	
第4 災害時にかかる避難行動要支援者名簿の提供について	
第5 社会福祉施設等の整備	
第6 避難行動要支援者関連施設への災害対策の実施	
第18節 災害時帰宅困難者対策の推進	117
第1 住民等への普及啓発	
第2 帰宅困難者への対応	
第19節 外国人への対応	118
第1 日常の情報提供	

第2	外国人住民等の被災情報の把握	
第3	外国人住民等への情報提供	
第4	外国人住民等への研修等	
第20節	津波災害対策の推進	119
第1	防潮堤等海岸施設の整備	
第2	津波予報、避難指示等の情報伝達体制の整備	
第3	津波監視体制等の確立	
第4	避難体制の整備	
第5	市民への啓発活動等の実施	
第6	津波対応マニュアル等の作成	
第7	南海地震に関わる津波対策の推進	
第21節	防災基盤・施設等の整備計画	121
第1	地震防災緊急事業	
第2	緊急防災基盤整備事業	
第3	防災まちづくり事業	
第4	公共建築物耐震改修事業	
第4章	住民参加による地域防災力の向上	
第1節	防災に関する学習等の充実	123
第1	一般住民に対する防災思想の普及	
第2	一般住民に対する防災知識の普及	
第3	市及び防災関係機関の職員等に対する防災教育	
第4	防災上重要な施設の職員等に対する防災教育	
第5	児童・生徒に対する防災教育	
第2節	自主防災組織の育成	128
第1	実施機関等	
第2	自主防災組織の活動等	
第3	育成強化対策	
第3節	防災訓練の実施	131
第1	目的	
第2	高砂市避難所運営訓練	
第3	水防訓練	
第4	地域防災訓練	
第5	自主防災組織等の防災訓練	
第4節	企業等の地域防災活動への参画促進	133
第1	災害時に企業が果たす役割	
第2	企業の平常時対策	
第3	市・消防本部の役割	
第5節	地区防災計画	134
第1	目的	
第2	計画提案	
第6節	ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動	134
第7節	兵庫県住宅再建共済制度の推進	135
第5章	地震に関する調査・研究等の推進	136
第1	防災関係機関との情報交換	
第2	防災に関する図書・資料等の収集・整理	
第3	高砂市の防災特性を踏まえた専門的調査・研究	
第4	研究会等	

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	137
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	
第2 円滑な災害応急対策活動の展開	
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	
第1節 組織設置計画	138
第1 災害対策本部	
第2 災害警戒本部	
第3 現地災害対策本部	
第4 水防本部及び水防警戒本部	
第2節 動員計画	151
第1 配備体制	
第2 職員の配置及び服務	
第3 水防指令及び水防態勢	
第3節 情報の収集伝達	157
第1 地震・津波情報の伝達計画	
第2 災害情報の収集・報告	
第3 災害時の通信手段の確保	
第4節 自衛隊派遣要請	175
第5節 防災関係機関との連携	178
第3章 円滑な災害応急活動体制の展開	
第1節 災害ボランティアの受入計画	184
第1 実施担当者	
第2 災害ボランティアの確保	
第2節 災害情報の提供と相談活動の実施	186
第1 災害広報	
第2 広聴活動計画	
第3節 消防計画	189
第1 実施担当者	
第2 消防活動	
第4節 高砂市水防計画	191
第1 総則	
第2 水防組織	
第3 重要水防箇所	
第4 予報及び警報	
第5 水門等の操作	
第6 通信連絡	
第7 水防施設及び輸送	
第8 水防活動	
第9 協力及び応援	
第10 水防報告等	
第11 水防訓練	
第5節 災害救助法の適用	196
第6節 人命救出活動の実施	202
第7節 避難対策の実施	204
第8節 食料の供給	224
第9節 応急給水の実施	227

<u>第10節 生活必需品の供給</u>	230
<u>第11節 住宅の確保</u>	232
<u>第12節 医療・助産対策の実施</u>	236
<u>第13節 感染症対策の実施</u>	239
<u>第14節 精神医療の実施</u>	241
<u>第15節 健康対策の実施</u>	242
<u>第16節 遺体の捜索・火葬等の実施</u>	243
<u>第17節 教育対策の実施</u>	246
<u>第18節 廃棄物対策の実施</u>	248
第1 ガレキ対策の実施	
第2 ごみ処理対策の実施	
第3 し尿処理対策の実施	
<u>第19節 ヘリコプター派遣要請計画</u>	252
<u>第20節 交通輸送対策の実施</u>	254
第1 交通の確保対策の実施	
第2 緊急輸送対策の実施	
第3 鉄道施設対策の実施	
第4 港湾施設対策の実施	
<u>第21節 ライフラインの応急対策の実施</u>	262
第1 電力の確保	
第2 ガスの確保	
第3 電気通信の確保	
第4 水道の確保	
第5 下水道の確保	
<u>第22節 危険物施設等の応急対策の実施</u>	277
第1 危険物災害対策計画	
第2 高圧ガス関係事業所応急対策	
第3 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策	
第4 放射性物質取扱事業所応急対策計画	
<u>第23節 農林水産対策計画</u>	280
第1 実施担当者	
第2 市の実施対策	
<u>第24節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進</u>	281
第1 実施担当者	
第2 市の実施対策	

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧計画	
第1節 災害復旧組織の設置	284
第1 災害復旧本部の設置	
第2 災害復旧本部の組織・運営	
第2章 各証明の発行と義援金品の受付・配分計画	
第1節 各証明書の発行	285
第1 各証明書発行システム	
第2 被害認定調査及び各証明書発行の実施方針	
第3 被害調査	
第4 罹災証明書	
第5 再調査	
第2節 義援金品の受付・配分計画	296
第3章 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等	297
第1 災害弔慰金の支給	
第2 災害障害見舞金の支給	
第3 災害援護資金の貸付	
第4 災害見舞金の支給	
第5 災害援護金等の支給	
第6 生活福祉資金	
第7 被災者生活再建支援	
第4章 税の徴収猶予及び減免、その他の資金対策計画	305
第1 税の徴収猶予及び減免措置	
第2 雇用の確保	
第3 その他の資金融資等	
第5章 災害復旧事業の実施	307
第1 災害復旧事業	
第2 激甚災害の指定	
第6章 災害復興計画	
第1節 復興組織の設置	309
第1 復興本部の設置	
第2 復興本部の組織・運営	
第2節 復興計画の策定	310
第1 復興計画等の内容	

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	
第1節 推進計画の趣旨	313
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	313
第2章 災害対策本部の設置等	
第1節 災害対策本部等の設置	314
第2節 災害応急対策要員の動員	314
第3章 災害発生時の応急対策等	
第1節 地震発生時の応急対策	315
第2節 資機材、人員等の配備手配	318

第3節	他機関に対する応援要請	319
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	
第1節	津波に対する体制整備	321
第2節	津波からの防護のための施設の整備等	321
第3節	津波に関する情報の伝達等	322
第4節	避難対策等	325
第5節	消防機関等の活動	331
第6節	上下水道、電気、ガス、通信、放送関係	332
第7節	交通対策	334
第8節	迅速な救助	335
第9節	県及び市が管理又は運営する施設に関する対策	336
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項	338
第2節	建築物等の耐震化の推進	338
第6章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	
第1節	地域防災力の向上	339
第2節	防災訓練に関する事項	340
第3節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	341
第7章	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	
第1節	南海トラフ地震臨時情報	343
第2節	南海トラフ地震等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	344
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の措置	
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置	
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置	

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 法律 223 号）第 42 条及び高砂市防災会議条例第 2 条の規定に基づき、高砂市防災会議が作成する計画であって、高砂市、防災関係機関、公的団体及び市民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応の大綱を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の基本的な考え方

(1) 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

(2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

(3) 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

3 計画の性格及び範囲

- (1) この計画は、高砂市の市域（石油コンビナート等特別防災区域は除く。）に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集すべき事務、業務または任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、各機関等が防災に関して行う事務、業務または任務を有機的に結合した計画である。
- (3) この計画は、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。
- (4) この計画では、地震の災害についての対応を図る。また、この計画以外に高砂市内の石油コンビナート等特別防災区域の地震対策については、別途定める「兵庫県石油コンビナート等防災計画」を準用する。

4 計画の体系

高砂市が策定する地域防災計画の目的は、災害対策基本法で定められているとおり、災害から市民及び市域にある全ての人の生命・身体を守り、その財産を保護することである。

そのため、「災害に強い都市」となるよう計画的なまちづくりを進める必要がある。特に、高砂市の自然的、社会的な地域防災特性をふまえ、災害発生直後の混乱の中にあっても被害を最小限に止めるべく、「分散防御」と「集中防御」のバランスのとれた迅速な対応ができるよう、ハード、ソフト両面にわたり、市民と行政が一体となって整備を進めていくものとする。

5 基本目標

計画理念に基づき、この計画で達成すべき基本目標を次のとおり定める。

- (1) 災害に強い都市基盤作りを目指す。
 - ◇ 災害を発生させない、拡大させない都市空間づくり
 - ◇ 公共施設の災害対応力の強化
- (2) 災害に強い市民、職員の養成を目指す。
 - ◇ 地域と組織の防災行動力の向上
 - ◇ 個人、家庭、地域の防災力強化
- (3) 災害時における適切な対応を目指す。
 - ◇ 市民、行政等の役割の明確化と協力体制の充実
 - ◇ 情報網、連絡体制の整備
 - ◇ 災害救助、復旧体制の確立

6 他の計画との関係

(1) 兵庫県地域防災計画

高砂市地域防災計画は、県地域防災計画と矛盾・抵触することがないように防災基本計画に基づき、策定されるものである。本市の特性を踏まえた修正・追加を加える一方、共通する計画部分については、県計画を準用する。

(2) 消防計画

地域防災計画は、災害対策基本法に基づくもので、高砂市の市域（石油コンビナート等特別防災区域は除く。）に係る災害から市民の生命・身体及び財産を守ることを目的として策定される防災に関する基本的かつ総合的な計画である。

それに対して、消防計画は、消防組織法に基づき作成されるもので、高砂市の一機関である高砂市消防本部、消防署及び消防団の施設・職員（団員）を活用して、火災・水災・地震等の災害から市民の生命・身体及び財産等を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

それぞれの規定するところはある部分では重複するが、互いに相反することのないように定めるものとする。

(3) 総合計画

総合計画は、高砂市の市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために地方自治法でその策定を義務づけられているものである。平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする第4次総合計画では、高砂市の防災に関する施策は、「第3部 基本計画 第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市、第1節 総合的な安全体制づくり、3 防災」がこれにあたり、その中で、

① 防災基盤の整備

- ② 自主防災体制の推進
- ③ 防災対応力の充実
- ④ 宅地の安全性の確保
- ⑤ 建築物の耐震化
- ⑥ 感染症対策

が位置づけられており、これらの内容を反映したものとする。

(4) 国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、市におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものであるため、地域防災計画は、国土強靱化地域計画と整合を図るものとする。

(5) 兵庫県石油コンビナート等防災計画

高砂臨海工業地帯における防災対策について「石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）」に基づく「兵庫県石油コンビナート等防災計画」と整合を図るものとする。

(6) 大阪湾・播磨灘排出油等防除計画

高砂沖の海域における防災対策について「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項（昭和45年法律第136号）」に基づく「大阪湾・播磨灘排出油等防除計画」と整合を図るものとする。

7 計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを速やかに修正するものとする。この場合、あらかじめ、県知事と協議するものとする。

第 2 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

高砂市の地域に係る防災に関し、高砂市の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 高砂市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
高 砂 市	1 防災に関する組織の整備 2 災害通信伝達体制の整備 3 防災に関する教育及び訓練 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備 6 市の管理する河川、道路等の災害予防措置 7 その他高砂市の地域に係る災害予防事業の推進	1 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置 2 火災警報の発令及び災害予警報等の伝達 3 避難指示等及び避難所の開設 4 被災者の救護及びその他の保護 5 災害時の清掃、感染症対策その他の保健衛生等の応急措置 6 被災児童、生徒の応急教育の実施 7 緊急輸送の確保及び障害物の除去等 8 知事の委任を受けた場合における災害救助法に基づく災害救助等 9 その他高砂市の地域に係る災害応急対策	1 公共土木施設の復旧 2 農水産施設の復旧 3 都市施設の復旧 4 上下水道施設の復旧 5 住宅施設の復旧 6 社会福祉施設の復旧 7 病院等の復旧 8 学校教育施設の復旧 9 社会教育施設の復旧 その他高砂市の所管に属する施設等の復旧	

2 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
警察本部		1 被害実態の把握 2 人命救助・避難誘導等 3 交通の安全と円		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
		滑の確保等		
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

3 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 中部方面特科連隊 第1大隊第3中隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施		

4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
近畿・中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復旧計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
兵庫労働局	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
国土交通省近畿地方整備局	公共土木施設(直轄)の整備と防災	1 指定河川、海岸に係る水防警報の発	被災公共土木施設(直轄)の復旧	

(姫路河川国道事務所)	管理	表及び伝達並びに水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設(直轄)の応急対策		
海上保安庁第五管区海上保安本部姫路海上保安部 (加古川海上保安署)	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及、啓発 2 災害応急資機材の整備・保管及び流出油災害対策協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 海上における人命救助 4 避難者、救援物資等の緊急輸送 5 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 6 海上における流出油等事故に関する防除措置 7 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 8 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 9 海上治安の維持 10 海上における特異事象の調査		

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便(株) (神戸支店) 日本郵便(株) (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧	
西日本旅客鉄道(株) (加古川駅)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
NTT 西日本(株) (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災公衆電気通信設備の災害復旧	
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
		2 義援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施		
N E X C O (大阪管理局)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	有料道路(所管)の 復旧	
K D D I (株)	電気通信設備の整 備と防災管理	電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施	被災電気通信設備 の災害復旧	
日本通運(株) (各支店)		災害時における緊急 陸上輸送		
関西電力送配電 (株)(加古川配 電営業所)	電力供給施設の整 備と防災管理	電力供給施設の応急 対策の実施	被災電力供給施設 の復旧	
大阪ガスネット ワーク(株)兵庫 事業部	ガス供給施設の整 備と防災管理	ガス供給施設の応急 対策の実施	被災ガス供給施設 の復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
山陽電気鉄道(株)	鉄道施設等の整備 と防災管理	1 災害時における 緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応 急対策の実施	被災鉄道施設等の 復旧	
神 姫 バ ス (株)		災害時における緊急 陸上輸送		
放 送 機 関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン 兵庫エフエムラジオ放 送 (株)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施	防災放送施設の復 旧	
(一社)兵庫県医 師会		災害時における医療 救護		
(一社)兵庫県 L P ガス協会	L P ガス供給設備 の防災管理	1 L P ガス供給設 備の応急対策の実 施 2 災害時における L P ガスの供給	L P ガス供給設備 の復旧	

7 その他

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
(一社) 高砂市 医師会		災害時における医療 救護		
B A N－B A N ネットワークス (株)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施	防災放送施設の復 旧	

第3節 市の概要

1 市制の沿革

昭和 29 年 7 月 1 日 市制施行

(加古郡高砂町、荒井村、印南郡伊保村、曾根町の 4 町村が合併)

昭和 31 年 9 月 30 日 合併編入：印南郡阿弥陀村及び米田町の一部

昭和 32 年 3 月 10 日 合併編入：印南郡北浜村

2 市の位置

(1) 位置

高砂市は、兵庫県の中南部、加古川右岸に位置し、神戸市から西へ約 50 km、姫路市から東に約 15 kmにある。

(高砂市役所の位置)

所在地	東 経	北 緯	海 抜
高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	134 度 47 分 26 秒	34 度 45 分 57 秒	1.5m

(2) 隣接市

方位	隣 接 市	主 な 境 界
東	加古川市	加古川を境とする
西	姫路市	高砂市北浜町と姫路市大塩町が入り組んでいる
南	瀬戸内海播磨灘に面す	海岸線延長 13.56 km、国土交通省港湾局所管港湾区域
北	加古川市、姫路市	高御位山（標高 299.8 m）山頂

3 面積及び地形

面積は 34.38 k m²で、加古川の最下流に位置し、多くは三角州となっている。

また、四極間の距離は、東西 8.00 km、南北 9.57 kmであり、海岸部分は埋立地で、その北側は住宅街がっつらなり、さらに市内中部とその北部は、100mから 300mまでの山が位置する。

4 気候等

気候は、典型的な瀬戸内海型で、気温は温暖で年平均 15℃前後と恵まれている。

また、年間降水量は、1,300 mm前後であるが、梅雨期と台風期に多い。

【過去 10 年間の気象記録】観測地点：姫路特別地域気象観測所

区分 年	気温 (°C)			湿度 (%)	降水量 (m/m)	日最大 降雨量 (m/m)	平均 風速 (m/s)	日照時間	日照率 (%)
	平 均	最 高	最 低						
平成 27 年	15.8	36.3	-3.6	74	1,641.0	193.5	2.6	1,960.2	44
平成 28 年	16.3	37.1	-5.6	74	1,552.0	114.0	2.5	2,024.6	46
平成 29 年	15.3	35.8	-4.0	74	1,372.6	131.5	2.6	2,059.0	49
平成 30 年	15.9	36.7	-5.7	74	1,670.5	121.0	2.7	2,194.9	49
令和元年	16.2	37.1	-2.1	74	1,084.0	60.5	2.6	2,062.2	47
令和 2 年	16.2	38.0	-2.7	74	1,254.5	61.5	2.6	2,121.7	48
令和 3 年	16.2	36.8	-6.9	73	1,436.0	85.0	2.6	2,117.7	48
令和 4 年	16.1	35.4	-4.5	71	1,004.0	94.0	2.6	2,228.1	50
令和 5 年	16.5	37.4	-5.7	73	1,380.0	99.5	2.6	2,222.2	50
令和 6 年	17.0	37.3	-2.5	73	1,531.0	122.5	2.6	2,158.4	49

※高砂市統計資料より（神戸地方気象台資料）

5 人 口

高砂市の人口は、少子化の進行に伴い緩やかな減少傾向にある。

(1) 人口と世帯

人 口	世 帯 数	人 口 密 度	1 世帯当人口
87,722 人	36,712 世帯	2,551.5 人／k m ²	2.39 人／世帯

※ 令和 2 年国勢調査

(2) 人口動態（単位：人）

年 度	自 然 動 態			社 会 動 態			純増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 27 年	738	923	△185	2,799	2,981	△182	△367
平成 28 年	669	881	△182	2,769	3149	△380	△562
平成 29 年	661	902	△241	2,632	3,133	△501	△742
平成 30 年	654	1,016	△362	2,573	3,041	△468	△830
令和元年	601	990	△389	2,722	3,024	△302	△691
令和 2 年	590	979	△389	2,643	2,919	△276	△665
令和 3 年	541	981	△440	2,488	2,833	△345	△785
令和 4 年	542	1,090	△548	2,737	2,976	△239	△787
令和 5 年	473	1,127	△654	2,701	2,844	△143	△797
令和 6 年	501	1,122	△621	2,816	3,025	△209	△830

*高砂市統計資料より（市民窓口課資料）

第4節 東播磨の地形と地質

本市の地形と地質の特徴を概観し、地震災害について考察する上での参考とする。

第1 東播磨の地形

東播磨南部地域の地形は、次の地形区に区分される。

1 丘陵・台地

(1) 西播丘陵・台地

① 法華山地

東西を加古川と市川に、北を西の姫路市山田町付近から東を下里川、南縁を加古川・市川・天川の氾濫原に囲まれた、東西 20 km、南北 10 km のほぼ長方形の丘陵地である。

最高峰は、高御位山 (299.8 m) で、他に城山 (271.6 m) ・大藤山 (251.1 m) などがある。構成岩石は、流紋岩などの固結した岩石よりなる。この丘陵地には、高度的・形態的に山地状を呈する部分もあるが、これらの山地は西播山地とは市川を隔てて分離・孤立しており、この丘陵地には直線状の谷が発達し、これによってブロック状の丘陵塊に分断されている。それらの谷の方向は、西北西から東南東を示すものが顕著である。ブロック状の山体・丘陵体には、地質構造に支配されているとみられる、微起伏・傾斜変換・直線状の露岩や植生の分布などにより表現されるリニアメントが顕著であるが、これらは現地での観察では一般に流紋岩にみられる割れ目や、断層粘土・破碎帯をもつ小断層である。また、前述の直線状の谷は、それと同じ方向を持つより大きな断層の対応しているものと考えられる。

山地は全体に小山体ながら起伏が大で、険しいものが多い。それらの山麓には、山体から落下してきた岩屑の堆積した麓屑面や小扇状地が広がる。

② 播磨沿海地丘陵群

法華山地より低地を隔ててその南側に分布する低地中の孤立丘的小山地群で、竜山 (92.4m) や日笠山 (62.4m) などがこれに属する。構成岩石は、流紋岩類である。

(2) 東播丘陵・台地西播丘陵・台地

① いなみの台地

いなみの台地は、雌岡山付近を頂点として東西に広がり、曇川以南で最も内陸側、高位置の段丘を日岡段丘群、その南西方に野口段丘群が分布する。各段丘面の構成層は、最上部に約 2 m の細砂層があり、その下には、3 ～ 4 m に垂円礫を含むチャート为主とする礫層がある。

2 低地

(1) 加古川下流低地

美嚢川合流点より下流に加古川沿いの両岸に発達する低地で、兵庫県では最大の沖積低地である。構成層の大半は、約 1 万年の間の新世に堆積した砂礫層であり、地表には、崖高 1 m 内外の比高で境された低所が続く部分も識別され、加古川がこの低地を形成した名残を示す旧流路である。尾上・高砂付近に顕著な砂質地が広がるが、これはかつての海岸線沿いに形成されたもので、その内陸側で最も顕著なものは、中筋付近で北西～南東付近に続くものである。それらの砂州と旧流路の顕著な部分の間の低平な部分、例えば、高砂市の市街地部分は、加古川最下流の三角州部分と考えられる。

地形面の防災との関係表

地 形		地 盤	地盤高	受けやすい災害の種類	利用上の問題点
山地丘陵斜面	急斜面	一般に良	高 い	土石流・土砂崩壊	防災施設が必要
	緩斜面	一般に良	高 い	条件によっては地すべり	特別な場合以外なし
台地・段丘	高・中位面	良	高 い	ほとんどなし	なし
	低・最下位面	良	やや高い	特別な場合に冠水	なし
山麓堆積・麓屑・沖積		大部分良	やや高い	特別な場合に土石流	場合により防災施設要
低地の微高地	扇状地	大部分良	やや高い	上流の状況により、土石流、河川洪水	場合により防災施設要
	自然堤防	やや良	やや高い	河川洪水、内水氾濫	場合により防災施設要
低地の一般面	谷底・氾濫平野	やや不良	低 い	河川洪水、内水氾濫 一部で地震	一部で洪水、地震に対する防災施設が必要
	後背低地・旧河道	きわめて不良	低 い	河川洪水、内水氾濫 一部で地震	一部で洪水、地震に対する防災施設が必要

第2 表層地質

東播磨を構成する表層地質は、古生界ペルム系～古生界ジュラ系に属する固結堆積物、白亜紀火山岩類と深成岩類、新生界の未固結堆積物からなる。断層は、加古川以西に数本認められ、その方向は、北西－南東で、いずれも白亜紀後期の火山性岩石、流紋岩質岩を切っており、また破碎帯をとまなっているところもある。これらの断層上が震源と考えられる規模の大きい地震（M7.1：貞観 10 年(868 年) 7 月 8 日）が記録されている。したがって、活断層の疑いもあるが、表層地質図中には、そのように扱われていない。

また、防災上問題となる表層地質は、次のとおりである。

	(未 固 結 堆 積 物)			固結堆積物	火山性岩石	深 成 岩
	沖 積 層	明美累層	明石累層			
山崩れ		問題なし	場所による	要 注 意	要 注 意	要 注 意
地すべり		問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	要 注 意
軟弱地盤		問題なし	問題なし			

第5節 既往地震の概要

第1 兵庫県内での地震災害の発生状況

1 兵庫県内での地震災害の発生状況

有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,402人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

（第1表）兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震

番号	発生年月日	（推定規模(M)	
1	599.05.28 （推古 7.04.27）	7.0	
2	701.05.12 （大宝 1.03.26）	7.0	
3	745.06.15 （天平 17.04.27）	7.9	
4	827.08.11 （天長 4.07.12）	6.5～7.0	
○5	868.08.03 （貞観 10.07.08）	7.0以上	播磨国地震
○6	887.08.26 （仁和3.07.30）	8.0～8.5	
7	938.05.22 （承平 8(天慶1) 04.15)	7.0	
8	1096.12.17 （嘉保3(永長1) 11.24)	8.0～8.5	
9	1361.08.03 （正平 16.06.24）	8 ¹ / ₄ ～8.5	
10	1449.05.13 （文安 6(宝徳1) .04.12)	5 ³ / ₄ ～6.5	
11	1498.09.20 （明応 7.08.25）	8.2～8.4	
12	1510.09.21 （永正7.08.08）	6.5～7.0	
13	1579.02.25 （天正7.01.20）	6.0± ¹ / ₄	
14	1596.09.05 （文録5慶長1) .07.13)	7 ¹ / ₂ ± ¹ / ₄	
15	1662.06.16 （寛文2.05.01）	7 ¹ / ₄ ～7.6	
16	1707.10.28 （宝永410.04）	8.4	宝永地震
17	1751.03.26 （寛延 4(宝暦1) .02.29)	5.5～6.0	
18	1854.12.23 （嘉永 7(安政1) .11.04)	8.4	安政東海地震

19	1854. 12. 24 (嘉永7(安政1) 11. 05)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 03. 06 (文久 4(元1 . 01. 28)	6 ¹ / ₄	
21	1891. 10. 28 (明治24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26 (大正 5)	6. 1	
○23	1925. 05. 23 (大正14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 03. 07 (昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 03. 12 (昭和 2)	5. 2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8. 0	南海地震
27	1963. 03. 27 (昭和38)	6. 9	越前岬沖地震
◎28	1995. 01. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 06 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○30	2013. 04. 13 (平成 25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
31	2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

(注1)○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2)なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

第2 兵庫県での津波の状況

兵庫県で観測された津波の主なものは、次の各表のとおりである。

検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるが、古文書による次の記述にみられるように、ここに掲載した事例を上回るような津波があったことに留意する必要がある。

「日本被害津波総覧」(渡辺偉夫、平成10年、東京大学出版会発行)によれば、1854年12月24日の安政南海地震津波の被害として「大阪では木津川・安治川の26の橋破壊、水死341人、道頓堀で路上に潮溢れ、東堀まで泥水上がる。堺では、川筋に船流れ込み、橋8カ所破壊。尼崎では内川の水面1丈余増し、死者100余人、流失家屋60棟・・・」の記録があり、また、「兵庫県災害誌」(昭和29年)によれば、昭和21年12月21日の南海地震で観測された津波の高さは、第2表のとおりである。

神戸地方気象台等による検潮記録については、第3表に掲げた。

(第2表)

地 震			津波(最大波高)	
発生年月日	地震名	震 源		
昭和21年12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250 cm 由良町 100 cm 灘 村 150 cm	沼島村 150 cm 阿万町 150 cm 志筑町 100 cm

(兵庫県災害誌(昭和29年)による)

(第3表)

番号	地震			津波(最大波高)	
	発生年月日	地震名	震源	神戸港	洲本港
1	S27.11.04	カムチャッカ地震	カムチャッカ半島南東沖	記録無	19 cm
2	S35.05.23	釧路地震	釧路沖	56 cm	140 cm
3	S38.10.13	択捉島沖地震	択捉島南東沖	10 cm	3 cm
4	S39.03.28	アラスカ地震	アラスカ南部	23 cm	14 cm
5	S40.02.04	アリューシャン地震	アリューシャン列島中部	8 cm	4 cm
6	S43.04.01	日向灘地震	日向灘	11 cm	5 cm
7	S58.05.26	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54 cm)	
8	H05.07.12	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(舞鶴 70 cm)	
9	H07.01.17	兵庫県南部地震	大阪湾	6cm	—
10	H16.09.05	なし	三重県南東沖	5cm	—
11	H21.01.04	なし	インドネシア・パプア	8 cm	—
12	H22.02.27	なし	釧路中部沿岸	21cm	19cm
13	R07.07.30	なし	カムチャッカ半島付近	記録無	20cm

※兵庫県南部地震は欠測時間があり、記録された中での最大波高であり、実際の高さはこの記録より高い可能性があります。

※1～6、9～12 神戸海洋気象台検潮記録による

※8 舞鶴海洋気象台検潮記録による

※以上のデータは、「検潮概報」、「潮汐観測」より抜粋した。

※7 兵庫県編「兵庫県における災害(明治40年～昭和60年)による

※13 国土交通省災害情報「カムチャッカ半島付近を震源とする地震に伴う津波について」による

第3 阪神・淡路大震災の概要

1 地震の発生状況

平成7年1月17日(火)、午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震源地 大阪湾 北緯34度36分 東経135度02分

震源の深さ 16 km

各地の震度 6(神戸、洲本) 5(豊岡) 4(姫路など)
(神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、
津名町の一部では震度7)

マグニチュード 7.3

最大加速度 818gal(南北成分、神戸地方気象台)

2 地震の特徴

- (1) 人口 350 万人余が密集し、わが国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。
- (2) 深さ 16 km という比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起ったもので、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプであった。

3 被害の概要

(1) 被害の特徴

- ① 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに潰滅的な打撃を与えた。
- ② 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。
- ③ 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

(2) 県内被害概要

- ① 災害救助法指定市町数 10 市 10 町
- ② 死者 6,402 名
- ③ 行方不明 3 名
- ④ 負傷者 40,092 名
- ⑤ 倒壊家屋 240,956 棟 439,608 世帯
- ⑥ 避難箇所数・人数（ピーク時、平成 7 年 1 月 23 日）1,153 箇所 316,678 人

(3) 高砂市の被害の概要

- ① 死者 1 名「高砂市民病院で死亡」（加西市民）
- ② 負傷者（重傷） 4 名
- ③ 負傷者（軽傷） 4 名
- ④ 半壊 1 棟（1 世帯 3 人）
- ⑤ 一部損壊 1,325 棟（1,325 世帯）
- ⑥ 非住家被害 2 棟（半壊以上）

第6節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨

過去の地震災害の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、高砂市に被害を及ぼすと推定される地震被害を想定する。

第2 内容

1 津波を伴う地震

(1) 地震発生危険性

・南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に80年が経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

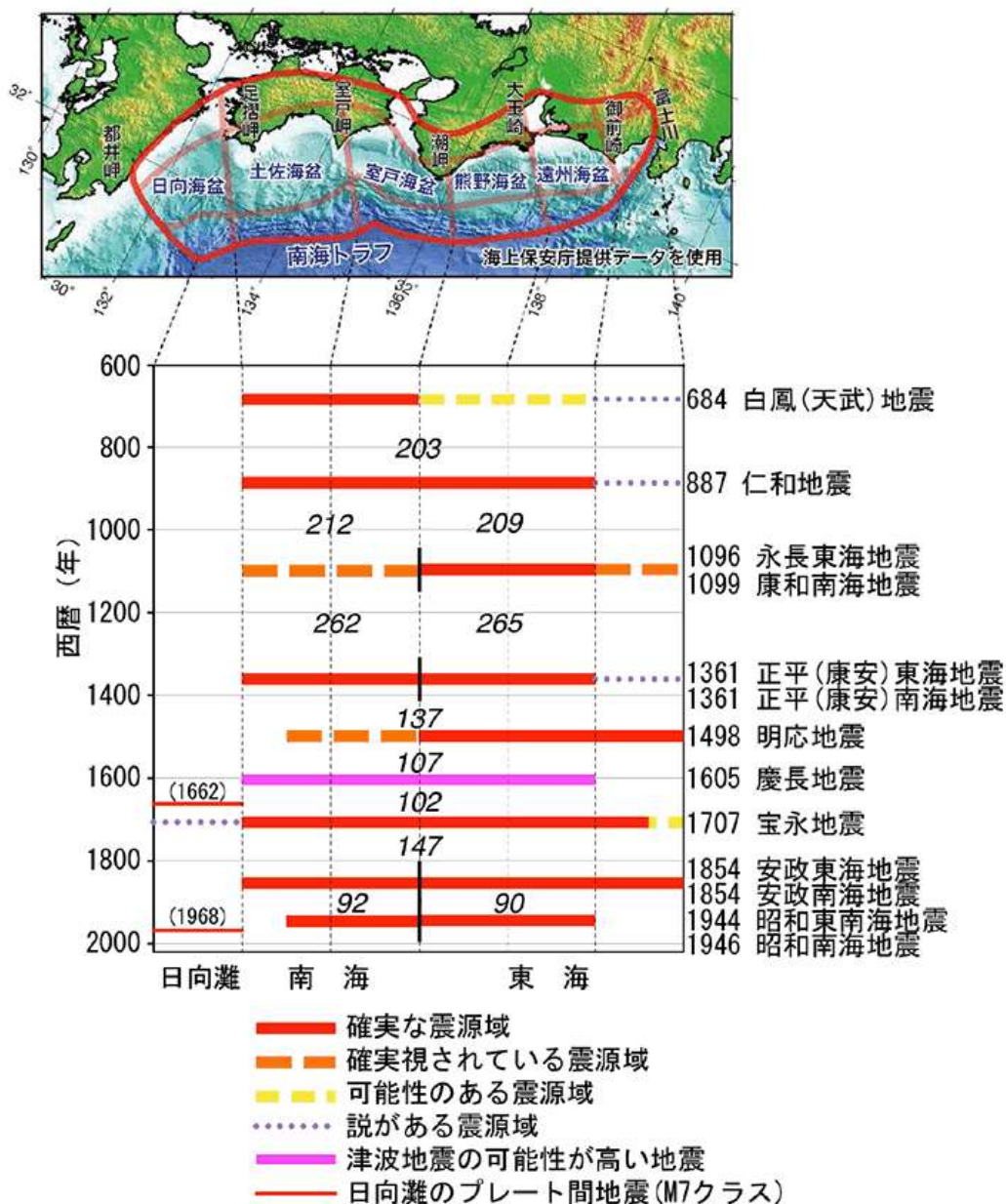
南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率：算定基準日令和8年（2026年）1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔 最新活動時期
		10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフ	M8～M9クラス	ほぼ 0%～40%	60%～90% 程度以上	90%程度 もしくは それ以上	0.83	次回までの標準的な値 96.5年
						80.0年前

東海地震と東南海・南海地震との関係（歴史）



(2) 想定地震

東日本大震災後、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフを震源とする地震について、東日本大震災で得られたデータも含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波としてマグニチュード9.1の巨大地震が検討された。

(3) 津波浸水想定及び被害想定

国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自の詳細な津波浸水想定及び被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	マグニチュード9.1

(4) 南海トラフ巨大地震津波被害想定

市町名	最高津波水位 (m)	最短到着時間 (分)	浸水面積 (ha)
高砂市	2.3	117	86

※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。

※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間。

① 外力情報

震度別面積率	震度 7	0.0	震度 5 強	17.6
	震度 6 強	26.6	震度 5 弱以下	0.0
	震度 6 弱	55.8		
最大津波水位 (T.P. (m))	2.3			
最短到着時間 (分)	117			
浸水面積 (ha) [津波ケース 1 (越流時破堤あり)]	計	86.0	1m以上	3.0
	5m以上	0.0	0.3m以上	35.0
	3m以上	0.0	0.3m未満	48.0

② 被害情報

	発災時刻	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
原因別建物全壊棟数(棟)	計	1,389	1,376	1,422
	揺れ	1,284	1,284	1,284
	液状化	77	77	77
	火災	22	9	55
	土砂災害	3	3	3
	津波	3	3	3
原因別建物半壊棟数(棟)	計	8,390	8,391	8,381
	揺れ	5,308	5,308	5,301
	液状化	2,895	2,896	2,893
	土砂災害	8	8	8
	津波	179	179	179
原因別死者数(人)	計	190	132	171
	揺れ	70	44	66
	(うち屋内収容物落下物等)	(3)	(2)	(3)
	火災	3	1	7
	土砂災害	0	0	0
	津波	117	87	98
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
	交通(道路)	0	0	0
原因別負傷者数(人)	計	1,531	2,263	1,240
	揺れ	1,138	1,965	901
	(うち屋内収容物落下物等)	(48)	(42)	(47)
	土砂災害	0	0	0
	津波	388	290	325
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	3	9
	交通(道路)	5	5	5
原因別重傷者数	計	243	346	215

	発災時刻	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
(人)	揺れ	111	246	101
(負傷者数の内数)	(うち屋内収容物落下物等)	(10)	(8)	(10)
	土砂災害	0	0	0
	津波	132	99	111
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	1	3
	交通（道路）	0	0	0
避難者数(人)	当日	4,986	4,297	4,593
	1 日後	4,986	4,297	4,593
	1 週間後	2,712	2,741	2,773
	1 ヶ月後	1,399	1,413	1,429
帰宅困難者数(人)	当日	-	7,942	5,537
断水人口(人)	1 日後	29,823	29,823	29,823
下水道支障人口(人)	1 日後	2,593	2,593	2,593
停電(軒)	1 日後	643	643	643
通信支障回線(回線)	1 日後	768	768	768
復旧対象となるガス供給停止(戸)	1 日後	5,190	5,190	5,190
災害廃棄物等(千トン)	計	193～212	192～211	195～214
	災害廃棄物	162	161	164
	津波堆積物	31～50	31～50	31～50

2 活断層と地震災害

活断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所、規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。例えば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、①文献記録のない時代については、活動時期の厳密な特定が難しいこと。②活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけでは、かなりの幅を持った予測にとどまらざるを得ない。また、活断層と被害の関係についても、十分に判明しているとは言い難い。

そのため、今後、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明しなければならないが、それには長期的な取り組みが必要である。市をはじめ防災関係機関は、そうした認識の下に、可能な限りの充実に努めるとともに、市民一人ひとりも地震に対する備える怠らないことが何より肝要である。

3 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

【兵庫県内にある主要な活断層】

①山崎断層帯

【断層帯の位置および形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32 kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西―東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80 kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東―西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんざき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とはそれぞれ最新活動時期が異なる。

山崎断層帯の活動層位置図



（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（算定基準日 令和8年(2026年)1月1日）

断層帯名 (起震断層／活動区間)	長期評価 で予想した地震規模 (M)	地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
(主部／南東部)	7.3 程度	ほぼ 0% ～0.01%	ほぼ 0.001%～ 0.02%	0.003% ～ 0.05%	0.4	3900 年程度
						4 世紀～6 世紀
(主部／北西部)	7.7 程度	0.1%～ 1 %	0.2%～ 2%	0.5%～ 4 %	0.5～0.6	約 1800 年～2300 年
						868 年播磨国地震
草谷断層	6.7 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.1～0.3	6500 年程度
						4～12 世紀

※今後 30 年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後 30 年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が 3%以上は、

「高いグループ」、0.1%以上3%未満は、「やや高いグループ」に属する。

②中央構造線断層帯

【断層帯の位置および形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五条市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区間に分けられる。その10区間は、①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡—鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡—由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡—由布院区間では主として北側低下の正断層である。

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（算定基準日 令和8年(2026年)1月1日）

断層帯名 (起震断層／活動区間)	長期評価で予想した地震規模 (M)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
紀淡海峡 — 鳴門海峡	7.5 程度	0.005% ～1%	0.009% ～2%	0.02% ～4%	0.4～0.8	約4000年 ～6000年
						約3100年前 ～2600年前

③六甲・淡路島断層帯

【断層帯の位置および携帯】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。

六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁—淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。

六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東—南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁—淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁—淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。

ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻活動は、六甲山地南縁—

淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。

また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、固有規模と記す）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁―淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（算定基準日 令和 8 年(2026 年)1 月 1 日）

断層帯名 (起震断層／活動区間)	長期評価で 予想した地 震規模 (M)	地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
		30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		最新活動時期
主部（六甲山地 南縁―淡路島東 岸区間）	7.9 程度	ほぼ 0%～1%	ほぼ 0%～2%	ほぼ 0%～6%	0.2-0.6	900 年～2800 年程度
						16 世紀
主部（淡路島西 岸区間）	7.1 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.01-0.02	1800 年～2500 年程度
						1995 年 兵庫県南部地震
先山断層帯	6.6 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.04-0.2	5000 年～10000 年 程度
						11 世紀～17 世紀初頭

【兵庫県外にある主要な活断層】

④上町断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さ約 42 km で、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（算定基準日 令和 8 年(2026 年)1 月 1 日）

断層帯名 (起震断層／活動区間)	長期評価で 予想した地 震規模 (M)	地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
		30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		最新活動時期
上町断層帯	7.5 程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	1.1-2 より 大	8000 年程度
						約 28000 年前-9000 年前

⑤その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度 6 を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中し

て発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

(3) 想定地震

兵庫県内において震度 5 強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象としている。

○マグニチュード 7 程度以上の地震規模が予想される活断層における 30 年以内の地震発生確率

〈地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和 8 年(2026 年)1 月 1 日）〉

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（四国側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1%～3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁－淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡－紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○中央構造線断層帯（四国側） ○生駒断層帯 ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○花折断層帯（中南部）
0.1%未満	○有馬－高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ 0% （※ 1）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）
不明 （※ 2）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※ 3） ○養父断層（※ 3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※ 3） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※ 1 発生確率が 0.001%未満

※ 2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※ 3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

(4) 地震被害想定

兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯 （大原・土方・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層 （紀淡海峡－鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0

(5) 山崎断層帯地震の被害推計

兵庫県では、平成 11 年に地震被害想定を行ったが、その後、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部などにおいて地震に関する調査研究が進展した。

そこで、平成 21 年度及び 22 年度の 2 カ年を掛けて、これら最新の研究成果を反映し、兵庫県に被害が発生する可能性のある地震について、より詳細な地震被害想定の見直しを実施した。次に示すのは、県が推計する山崎断層帯地震（M8.0）における高砂市の被害推計である。

想定震源地 山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）M8.0

項 目			単位	数
揺れによる 建物被害	揺れ	全壊	棟	5,270
		半壊		10,311
	液状化	全壊		389
土砂災害による 建物被害	がけ崩れ	全壊	棟	89
		半壊		208
火災による建物被害（冬夕方 18 時）		焼失	棟	89
道路の被害		橋梁被害	箇所	1
ライフライン 施設の被害	上水道	断水人口 1 日目	人	77,841
		復旧日数	日	56
ライフライン 施設の被害	下水道	支障人口 1 日目	人	2,852
		復旧日数	日	6
	電力	停電	軒数	21,949
	ガス	供給停止	戸数	13,000
	通信	固定電話	回線数	6,521
その他の施設の 被害 （震度 6 弱以上の エリア）	危険物 施設	高圧ガス第 1 種製造所	施設数	16
		石油コンビナート等特定事業所		6
		毒物劇物		5
	避難所			51
	病院			2
	福祉施設			52
	警察施設			1
	消防施設			3
	文化財			10
	河川堤防	一級河川		3
		二級河川		57
	ため池			22
	震災廃棄物発生量			千トン
建物倒壊による 死傷者数 （早朝 5 時）		死者	人	331
		負傷者		1,732
		重傷者		228
がけ崩れによる 死傷者数		死者	人	6
		負傷者		8
火災による死者数（冬夕方 18 時）		焼死者	人	6
交通施設による 死傷者	道路	死者	人	1
		負傷者		45
		重傷者		3
	鉄道	死者	人	18
		負傷者		56
		重症者		17

項 目		単位	数
避難者数等	建物被害	人	22, 079
	断水(1 日後)		18, 544
	避難者総数		40, 623
	避難所生活者(10 時間後)		10, 562
	帰宅困難者		27, 144
物資不足量 (4 日後)	食糧	食	-111, 586
	飲料水	リットル	-126, 518
	毛布	枚	-2, 281
	被服	セット	-3, 738
	仮設トイレ	基	-38
	簡易トイレ	基	-376
経済被害	直接被害	億円	4, 560
	間接被害	億円	290

第 2 編 災害予防計画

第1章 基本方針

想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を行うため、次の事項を中心に、防災基盤の整備内容等を明示する。

- ・ 地域の防災構造の強化
- ・ 建築物等の耐震性の確保
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備

第2 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 災害対策拠点、情報通信機器・施設、防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 災害時帰宅困難者対策の推進
- ・ 避難行動要支援者や外国人への支援の充実
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実

第3 市民参加による地域防災力の向上

日頃から、自らの生命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策等を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 企業等の地域防災活動への参加促進

第4 調査研究体制等の強化

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究等の取り組みを明示する。

- ・ 地震観測体制の整備
- ・ 地震に関する調査研究の推進

第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に、教訓の発信と継承のための取り組みを明示する。

- ・ ひょうご安全の日を定める県条例に基づく活動
- ・ 住宅再建共済制度の推進等

第6 高砂市国土強靱化地域計画

「高砂市国土強靱化地域計画」の基本方針を踏まえ、地域防災計画の施策を定めるものとする。

第2章 地域防災基盤の整備

第1節 都市の防災構造の強化

震災時における市民及び来街者の生命の安全確保を図るため、以下の諸点を考慮し、防災都市づくりを総合的、計画的に進める。

第1 延焼遮断帯の整備

市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路・鉄道・河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

また、整備にあたっては、単に防災上の観点だけでなく、「魅力ある都市にふさわしい基盤の整備」、「うるおいのある環境と美しい景観の形成」及び「地域相互の役割分担と連携の均衡」を実現する観点から「水と緑のネットワーク」や「スポーツ・レクリエーション施設等を結ぶネットワーク」等の整備との連携に充分配慮しながら、総合的に進める。

また、原則として、木造住宅が密集し既存不燃化蓄積が低い地区より順次行うものとする。

1 幹線道路の延焼遮断化の推進

高砂市の幹線道路の多くは、生活道路と通過交通道路を兼ねているため、沿道には商店街やその他の生活利便施設が立ち並び、道路混雑や路上駐車をまねくなど早急に改良整備される必要に迫られている。

今後の沿道開発・道路改良にあたっては、建築物の不燃化に留意するとともに、回遊性や防災上の安全性等の面での工夫と「延焼遮断帯」機能の強化を総合的に推進する。

不燃性の高い街区を現出するために防火地域または準防火地域の指定や見直しを行うとともに、防災性能の高い街環境を実現するための都市計画道路の整備に努める。

2 水と緑のネットワーク等の整備

加古川河口の河川敷、都市公園、学校その他の公共施設が地域の「水と緑のシンボル」となる様、避難場所、防災拠点兼ねた親しみやすさを感じられる緑の空間を整備する。

また、これらの施設を結ぶ道路や緑地を「水と緑のネットワーク」に位置付け、緊急時の避難路を兼ねた延焼遮断帯となるよう整備を進める。

なお、ネットワークの整備にあたっては、住宅地の生け垣化の推進や、工場内緑地化など地域の理解と協力を得ながら進めるとともに、その維持・管理についても地域のボランティア方式の導入を積極的に進め、自分の手で住みよいまちをつくる、自分のまちと生命をまもる高砂市となるよう努める。

河川・ため池・水辺空間緑化・保全	湧水かん養林等の緑の保全・整備を図る。
公共施設等の緑化及び緑化協定等の推進	道路の街路樹や公共施設の緑化を進めるとともに、市民の協力により災害や景観に配慮した生け垣づくりや現存する緑の保存に努める。

第2 市街地の整備

多心型で均衡の取れた都市構造の明確化と市街地整備基本計画の策定等による計画的な基盤整備を基本方針として、「災害に強いまち・高砂」を計画的に整備する。

1 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

既成市街地及びその周辺部分のスプロール化を防止するため土地区画整理事業による面的な整備を推進し、建築物の不燃化の促進及び道路や公園等の施設の整備を行い、都市基盤の整備を推進するとともに、総合的な防災機能を持った住宅地の形成に努める。

また、農地・自然環境との融合を図りながら、良好な住環境と総合的な防災機能を持った住宅地の形成に努める。

2 市街地再開発事業の推進

市の中心である山陽電気鉄道高砂駅周辺地区については、広域的な拠点にふさわしい、高度で複合的な都心機能を持った施設の集積と高度情報通信基盤・システムの導入された都市形成を進める。幹線となる道路沿いの市街地には、災害に強いビルづくりと安全な避難路ネットワークづくりに努める。

3 密集市街地対策の推進

既成市街地の低層密集地区については、防災面等から住宅を対象とした再開発、あるいは、防災街区整備事業など手法の検討を加え、道路、公園等の公共空間の確保を図り、住環境の改善及び安全な街づくりを進める。

また、住宅と工場の混在する地区については、移転先の確保を図りながら用途地域の純化を推進する。

4 過去の災害を教訓としたまちづくりの推進

住宅を建築する場合においては、過去の災害を参考に、造成地盤の強化、建築敷地の高さ、土砂災害の防止等について十分な対策を行うよう努める。

第3 オープンスペースの確保

火災の延焼防止や避難者の安全確保を図るため、今後、オープンスペースをできる限り多く確保する。そのために、緑地や農地の保全を促進するとともに、一定規模の開発事業に際して、開発公園を整備するよう指導する。

1 公園の整備

令和6年度末、高砂市都市公園面積は66.49 ha、市民1人あたり7.70 m²であり、市街化区域内では4.25 m²となっている。

都市公園の整備状況			(令和7年3月31日現在)
公園面積	緑地面積	合 計	市民1人あたりの面積
65.80 ha	0.69 ha	66.49ha	7.70 m ²

市街化区域にまとまった空地が少ないことから、中短期的に公園の面積を拡大することは困難だが、高砂市緑の基本計画及び高砂市開発指導要綱に基づき、開発公園等の整備を進める中で、市民一人当たりの公園面積の増大に努める。

2 緑地・農地の保全

高砂市の「緑」は、市北部の農地丘陵地に残っており、これが緑の骨格を形成している。

一方、市街化が進んでいる市街地には、既にまとまった「緑」が少なくなっており、また、田畑が宅地化されるなど減少している。

今後は、高砂市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然と緑と農地の保全に努めるものとする。

項 目	内 容
保安林や地域森林計画対象民有林の適切な保全	保安林や地域森林計画対象民有林に指定された区域については、市森林整備は計画に基づき適切な保全を図る。
保存樹の指定と保存	保存樹に指定されている樹木について、その指定を継続し保存する。また保存樹相当の古木や名木については、保存樹の新規指定をめざす。
緑地協定の促進	一定規模以上の開発行為については、高砂市開発指導要綱に基づいた公園・緑地の確保を指導するとともに緑地協定などによって現存する緑を保全するなどの市民の自主的なルールづくりを促進する。
生産緑地制度等の導入の検討	市街化調整区域内の農地の保全とともに、市街化区域内の営農意欲が盛んな優良農地について、生産緑地制度等の導入について調査検討を進める。

第4 道路・橋梁の整備

広域幹線道路、都市間幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑道、広域避難場所、一時避難場所・地区防災拠点となる小・中学校、市役所・防災機関、鉄道駅、その他公共機関等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。

なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化など、健常者だけでなく、心身障がい者、高齢者などいわゆる避難行動要支援者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1 幹線道路の整備

- (1) 広域幹線道路については、国道2号、播但連絡道路の南伸、南北幹線道路、播磨臨海地域道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。
- (2) 都市間幹線道路については、近隣都市間を結ぶ広域幹線道路の早期実現や都市軸道路の促進を関係機関に要請していく。
- (3) 市内幹線道路については、主要駅及び周辺地区への良好な接近しやすさの確保と地域間交通の円滑化を図るため、関係路線を優先的に整備を進めていく。
- (4) 地域間連絡道路については、防災活動上の障害となる狭隘・線形不良・歩車道不分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。
- (5) 良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路破壊を防止するための整備を年次的に促進する。

市道の現況

(令和8年3月31日現在)

	等級	延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	歩道延長(m)	路線数
市道	1級	32,411	28,442	87.8	21,499	26
	2級	19,540	15,923	81.5	4,679	15
	その他	331,507	235,254	71.0	24,338	1,927
	計	383,458	279,619	72.9	50,516	1,968

2 生活道路の整備

- (1) 生活道路の整備については、障がい者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員6m確保を原則としながら、幅員4m未満の解消に努める。
- (2) その他良好な道路機能の維持を図るため、私道を含め、道路舗装や側溝等の整備に努める。

3 道路環境の整備

- (1) 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、不燃性に配慮した樹種を選定するよう配慮する。
- (2) 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要なデザイン上その他の配慮を行う。

- (3) 路上駐車のため災害時に避難の安全や救急・救助活動に支障のある区間については、市営・民営の駐車場の確保に努める。
- (4) 放置自転車・放置原付対策として、高砂市自転車等の設置の防止に関する条例の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして、市営・民営自転車駐車場の整備に努める。

事業名	計画事業内容	備 考
自転車駐車場施設の整備	山陽電気鉄道の各駅及びＪＲ各駅の６か所	

4 橋梁の整備

防災対策上、十分な安全性を確保するため、各橋梁において５年毎に定期点検を実施し、点検結果に基づき橋梁長寿命計画を見直し、橋梁の計画的補修を実施していく。

第2節 建物の耐震・不燃化等

都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令に基づき、以下のとおり建物の耐震・不燃化を進め、「災害に強いまちづくり」に努める。

第1 防火地域等の指定

延焼危険度が高い地区など緊急性の高い地区については、都市防災不燃化促進事業、防災街区整備事業等の助成を加える中で不燃化率の向上に努めるとともに、準防火地域指定あるいは防火地域指定を行っていく。さらに延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難路等の安全確保のため、主要幹線道路の整備を図る。

指定状況

(令和8年4月1日現在)

市域の総面積：ha	防火地域の面積：ha	準防火地域の面積：ha
3, 438	0	約35 (高砂町の一部)

第2 既存建築物の耐震化

既存建築物については、将来予想される大地震に備えて、耐震性を把握し、対策を講じるよう、所有者等に対して啓発・指導を推進する。そのため、平成28年3月に改定した高砂市耐震改修促進計画（地震対策編付録）に基づき既存建築物の耐震化を促進する。

特に市有建築物は、災害時における避難・救護・復旧対策など、防災活動の拠点となる重要な施設であるので、耐震対策（診断・補強）の事業計画（付録 高砂市耐震改修促進計画 資料編 資料1 高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画（別紙））を立て、順次実施していく。

1 耐震診断・改修促進

市は、県が構築している耐震診断・改修支援事業を建築関係団体と共に協力して充実させていく。

- ・ ひょうご住まいの耐震化促進事業：兵庫県（助成事業）
- ・ 耐震診断改修計画評価委員会：兵庫県建築防災センター（兵庫県住宅総合センター内）に設置
耐震判定委員会：（社）兵庫県建築士事務所協会に設置
- ・ 耐震化相談及び耐震診断員の紹介：兵庫県建築士事務所協会内に設置

2 簡易耐震診断の推進

この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、高砂市役所が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告する制度である。

(1) 対象となる住宅

高砂市にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの

注1）店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限る。

注2）ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外である。

注3）「建物の区分所有者等に関する法律」が適用される住宅については、同法3条に基づく

管理組合の議決等が必要である。

注4) 平成12～15年度実施の「旧わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅は対象外である。

(2) 申込手続き

診断員名簿から「簡易耐震診断員」を選定し、その診断員と日程等の打合せを済ませてから高砂市（窓口：建築住宅課）へ申し込む。

(3) 診断手数料

戸建て住宅については無料

3 民間建築物耐震診断補助

この制度は、多数利用建築物の耐震化ならびに緊急輸送道路の通行を確保するために、次の民間建築物に対し、耐震診断を行うことで建築物の耐震性を確認し、耐震化を促進する事業である。

① 小規模多数利用建築物

② 地震による倒壊等により緊急輸送道路を閉鎖する可能性のある沿道建築物

助成内容 建築物所有者がおこなう耐震診断の経費のうち、限度額内で2/3を補助するものである。

対象規模要件 ① 3階及び1,000㎡以上等

② 県指定緊急輸送道路沿道で高さ6m以上かつ道路からの指定する範囲内に建物があるもの

4 住宅耐震改修計画策定費補助

この制度は、住宅の耐震化を促進するため、住宅の所有者に対し、耐震診断・耐震改修工事の設計に要する費用の一部を補助するものである。

5 住宅耐震改修工事費補助

この制度は、既存の住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事を実施される方々に対し、市が費用の一部を補助し、耐震改修工事を促進する事業である。

6 地震危険住宅建替工事費補助

この制度は、住宅の耐震化を促進するため、地震危険住宅を除却しかつ現地で建替を行う方に対し、市が費用の一部を補助するものである。

7 防災ベッド等設置費補助

この制度は、地震時の建築物の倒壊から人命を守るため、地震危険住宅に防災ベッド等を設置する者に対し、市が費用の一部を助成するものである。

8 屋根軽量化工事費補助

この制度は、地震時に建築物の倒壊を防ぐため、屋根の軽量化を実施する者に対し、市が費用の一部を補助するものである。

9 シェルター型工事費補助

この制度は、地震時に住宅が倒壊しても安全の空間を確保することで命を守るための耐震シェルターを設置する者に対し、市が費用の一部を補助するものである。

10 簡易耐震改修工事費補助

この制度は住宅の耐震性能を改善するため、簡易な耐震改修工事を実施される方々に対し、市が費用の一部を補助するものである。

11 地震危険住宅除却工事費補助

この制度は、住宅の耐震化を促進するため、地震危険住宅の除却を行う方に対し、市が費用の一部を補助するものである。

第3 建築物の耐震性強化の普及啓発

1 建築物所有者及び住民への普及啓発

「建築物の耐震化推進は、建築物所有者の努力義務である」こと及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

2 建築基準法令の普及

関係団体（建築士事務所協会、建築士会、大工組合等）に対する建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努める。

第4 落下物対策

屋外及び屋内の落下物等による人的被害を防止し、あわせて、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市の施設について、率先して、万全の措置を講ずるとともに、県、警察署等の関連機関と連携して、市内の建築物の管理者等に対して、その対策の実施を積極的にPRし指導に努める。

また、地震発生時の的確な危険回避の対応について、「広報たかさご」その他の手段により積極的にPRする。

1 屋内の落下物防止対策

近年の地震被害においては、建築物そのものの倒壊による被害よりも屋内・屋外の落下物・倒壊物による人的被害が多く発生している。特に比較的狭い都市型住宅内においての、家具等の転倒・落下による危険性が高い。

家庭や職場における家具等に対する転倒・落下対策は、比較的容易に実施しやすい事項であるにもかかわらず、著しく実施率が低いため、今後とも小・中学校、商工会、自主防災組織、各種広報媒体、その他の各種団体の協力を得て、その対策の実施をPRしていく。

2 建築物の落下物防止対策

中高層建築物について、ビル落下物により通行人等の第三者への被害を予防するため、窓ガラス・外装材・屋外広告塔・高架式水槽等の点検調査及び落下のおそれのある建築物については改修を、管理者に対して、啓発・指導する。

特に、容積率 400%以上の地域及び避難道路沿いにある3階建て以上の建築物については、順次調査をし、必要に応じて、管理者等に改善指導していく。

また、市立の建築物については窓ガラスの安全ガラス化を推進する。

更に、物品販売店舗・複合商業施設・集会施設等不特定多数の人が利用する建築物について、弾性ガラス止め・ガラスに飛散防止フィルム・安全ガラス化・外装材等の落下防止および屋内物品の落下、転倒防止等の対策を講じるよう、管理者に対して、啓発・指導をする。

3 道路占拠物等防止対策

不法に路上設置された自動販売機、不法に路上を専有している放置自転車や陳列商品等について、事前指導の徹底を図るとともに、道路パトロール車による巡回を実施する。

据え付けの悪い自動販売機や立ち枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

第5 ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀等のいわゆる重量塀の倒壊による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、その実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。

1 生け垣化・フェンス化の推進

市の施設にあるブロック塀等について、「緑と木のネットワーク」づくり実現の観点からも、生け垣化やフェンス化を率先して推進する。あわせて地域ぐるみの緑化推進が図られるよう、民有施設についても、生け垣化やフェンス化の促進に努める。

2 事前指導の強化

地震でブロック塀等倒壊による被害を出した原因は、「建築基準法」に定める技術水準どおりの鉄筋が入っていないかったり、転倒防止の基礎、控壁を設けていないなど、設計・施工上の欠陥が多くみられたためとされている。

こうした被害の反省を踏まえ、事前指導を強化するとともに、既に設置されているブロック塀や石塀についても、引き続き正しい補強方法について、安全化を指導する。

また、市民に対しては、地震時のブロック塀からの危険回避について、普段からのPR強化に努める。

3 実態調査に基づく改善指導

市内全域のブロック塀等のうち、避難場所となる小学校にいたる通学路に面するブロック塀等の現況調査を行い、危険なものについては、改善を指導していく。

なお、改善の指導をおこなった塀等で、改善されないものについても、引き続き、安全化の指導をしていく。

第6 既存建築物の防災・避難対策

不特定多数の人が利用する建築物（病院・物品販売店舗・集会場等）について、震災時における人命保護を目的とし、防災・避難対策を推進する。

第7 既存建築物の維持保全対策

建築物の機能・性能を一定水準以上に保持することにより、建築物災害を防止しようとするものであり、適切な安全管理・点検補修など、維持保全対策の必要性を管理者に対して、啓発・指導する。特に、大規模な建築物等にあつては、建築基準法の定期報告制度により、点検・報告を徹底するよう指導する。

第 8 文化財保護対策

市は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進する。

また、文化財の防災対策として、文化財建造物等の耐震化、防災設備の設置、既存設備の点検などとともに、緊急時の協力体制構築などの取組を進める。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

第1 砂防設備の整備

地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備について定める。

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨や地震によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。市内の、土石流危険渓流の現況は次のとおりである。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に係る土砂災害特別警戒区域として市内3箇所が指定された。

土石流危険渓流

整理 No.	渓流番号	渓流名	所在地	土地 の面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	217000001	地徳川(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	186	0	阿弥陀地域交流センター
2	217000003	地徳川(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	323	0	阿弥陀地域交流センター
3	217000012	北山(3)Ⅲ	阿弥陀町北山	174	0	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)

土砂災害特別警戒区域（土石流）指定箇所

整理 No.	渓流番号	渓流名	所在地	土地の 面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	217000001	地徳川(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	44,980	15	阿弥陀地域交流センター
2	217000002	地徳川(2)Ⅰ	阿弥陀町地徳	49,530	45	阿弥陀地域交流センター
3	217000003	地徳川(3)Ⅰ	阿弥陀町地徳	57,520	97	阿弥陀地域交流センター
4	217000004	中所川(1)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	42,320	110	阿弥陀地域交流センター
5	217000005	中所川(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	48,540	107	阿弥陀地域交流センター
6	217000006	阿弥陀川Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	43,200	14	阿弥陀地域交流センター
7	217000007	牛谷Ⅰ	北浜町牛谷	48,350	58	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
8	217000008	長尾川(1)Ⅰ	阿弥陀町長尾	38,820	17	阿弥陀地域交流センター (長尾公民館)
9	217000009	長尾川(2)Ⅰ	阿弥陀町長尾	33,620	18	阿弥陀地域交流センター (長尾公民館)
10	217000010	北山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	36,440	113	阿弥陀地域交流センター
11	217000011	北山(2)Ⅲ	阿弥陀町北山	43,460	113	阿弥陀地域交流センター
12	217000012	北山(3)Ⅲ	阿弥陀町北山	69,591	38	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
13	202010165	大島川Ⅰ	北浜町西浜	33,039	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
14	202010175	北脇川Ⅰ	北浜町牛谷	54,507	12	北浜地域交流センター (北脇自治会館)

土砂災害警戒区域（土石流）指定箇所

1 土砂災害の防止対策

(1) 危険箇所の把握

土石流が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールの強化に努める。

(2) 警戒避難体制

市は、近畿地方整備局からの土石流の通報や、当日及び前日までの降水等の気象状況等から、災害の危険性があると判断した場合は、関係住民に対し、避難の指示を行い、安全な避難所への誘導が行えるよう警戒・避難体制を整備・確立するよう努める。

(3) 住民への指導

住民に対して、広報誌等で土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認を徹底させる。

第2 急傾斜地崩壊防止施設の整備

災害に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

高砂市は、一部を除き大きな起伏もない地形を形成しているため、地すべり、山崩れ等のさしこまれた危険はない。しかし、建築基準法や宅地造成等規制法の法律に適合しない無届けで設置された擁壁や、自然崖、土取場として切り取ったままの崖が市内各所に点在する。なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に係る土砂災害特別警戒区域として市内30箇所（急傾斜地の崩壊）、同法第7条第1項に係る土砂災害警戒区域として、新たに1箇所が追加指定されるとともに、8箇所の区域変更が行われた。

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	117000001	北 山(1) I	阿弥陀町北山	337	0	阿弥陀地域交流センター
2	117000003	魚 橋(2) I	阿弥陀町魚橋	12,163	2	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
3	117000004	塩 市 I	米田町塩市	134	1	米田地域交流センター (塩市公会堂)
4	117000005	竜 山(1) I	竜山一丁目	1,656	0	中筋地域交流センター
5	117000008	中 筋(1) I	中筋五丁目	161	0	中筋地域交流センター
6	117000009	中 筋(2) I	中筋五丁目	3,033	9	中筋地域交流センター
7	117000012	阿弥陀(2) I	阿弥陀町阿弥陀	410	2	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
8	117000014	曾 根(2) I	曾根町	1,023	0	曾根地域交流センター
9	117000015	曾 根(3) I	曾根町	881	0	曾根地域交流センター
10	117000017	牛 谷(1)(1) I	北浜町牛谷	261	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
11	117000018	北 脇(1) I	北浜町北脇	2,516	0	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
12	117000020	西 浜(2) I	北浜町西浜	11,489	6	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
13	117000021	西 浜(3) I	北浜町西浜	2,134	2	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
14	117000022	牛谷(1)(2) I	北浜町牛谷	3,675	14	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
15	117000025	阿弥陀(3) I	阿弥陀町阿弥陀	632	0	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
16	117000026	竜山(3)Ⅰ	竜山一丁目	643	1	伊保地域交流センター
17	117000027	竜山(4)Ⅰ	竜山一丁目	1,123	1	中筋地域交流センター
18	117000028	曾根(5)Ⅰ	曾根町	201	1	曾根地域交流センター
19	117000029	北脇(2)Ⅰ	北浜町北脇	7,357	0	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
20	117000032	中筋(3)Ⅱ	中筋五丁目	160	0	中筋地域交流センター
21	117000035	牛谷(2)Ⅱ	北浜町牛谷	613	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
22	117000038	北池Ⅲ	阿弥陀町北池	1,447	0	阿弥陀地域交流センター
23	117000039	竜山(6)Ⅲ	竜山一丁目	1,263	0	伊保地域交流センター
24	117000040	竜山(7)Ⅲ	竜山三丁目	1,143	1	伊保地域交流センター
25	117000041	地徳(4)Ⅲ	阿弥陀町地徳	617	0	阿弥陀地域交流センター
26	117000042	曾根(7)Ⅲ	曾根町	4,093	0	曾根地域交流センター (牛谷東集会所)
27	117000043	曾根(8)Ⅲ	曾根町	196	0	曾根地域交流センター
28	117000044	西浜(6)Ⅲ	北浜町西浜	1,159	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
29	117000045	魚橋(3)Ⅲ	阿弥陀町魚橋	4,737	0	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
30	117000046	西浜(7)Ⅲ	北浜町西浜	287	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定箇所

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
1	117000001	北 山(1)Ⅰ	阿弥陀町北山	3473.37	5	阿弥陀地域交流センター
2	117000002	北 山(2)Ⅰ	阿弥陀町北山	13280.79	17	阿弥陀地域交流センター
3	117000003	魚 橋(2)Ⅰ	阿弥陀町魚橋	39738.11	36	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
4	117000004	塩 市 Ⅰ	米田町塩市	7597.05	9	米田地域交流センター (塩市公会堂)
5	117000005	竜 山(1)Ⅰ	竜山一丁目	11747.30	9	中筋地域交流センター
6	117000006	竜 山(2)Ⅰ	竜山一丁目	3795.69	14	伊保地域交流センター
7	117000007	生 石 Ⅰ	阿弥陀町生石	16533.61	13	阿弥陀地域交流センター (生石自治会館)
8	117000008	中 筋(1)Ⅰ	中筋五丁目	12560.74	11	中筋地域交流センター
9	117000009-1	中 筋(2)Ⅰ	中筋五丁目	6972.56	14	中筋地域交流センター
10	117000010	地 徳(1)Ⅰ	阿弥陀町地徳	4570.14	7	阿弥陀地域交流センター
11	117000011	阿弥陀(1)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	11654.78	14	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
12	117000012	阿弥陀(2)Ⅰ	阿弥陀町阿弥陀	20537.56	12	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
13	117000013	曾 根(1)Ⅰ	曾根町曾根	15482.74	27	曾根地域交流センター
14	117000014	曾 根(2)Ⅰ	曾根町曾根	6859.03	12	曾根地域交流センター
15	117000015	曾 根(3)Ⅰ	曾根町曾根	2697	1	曾根地域交流センター
16	117000016	曾 根(4)Ⅰ	曾根町曾根	18198.61	17	曾根地域交流センター
17	117000017	牛 谷(1)(1)Ⅰ	北浜町牛谷	12002.08	12	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
18	117000018	北 脇(1)Ⅰ	北浜町北脇	45031	42	北浜地域交流センター (北脇自治会館)

整理 No.	箇所番号	箇所名	所在地	土地面積 (㎡)	人戸 戸数	避難場所 (一時避難場所)
19	117000019	西 浜(1) I	北浜町西浜	7014.17	22	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
20	117000020	西 浜(2) I	北浜町西浜	22374.86	13	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
21	117000021	西 浜(3) I	北浜町西浜	5000	10	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
22	117000022	牛谷(1)(2) I	北浜町牛谷	70458	70	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
23	117000023	地徳(2) I	阿弥陀町地徳	3777.78	4	阿弥陀地域交流センター
24	117000024	地徳(3) I	阿弥陀町地徳	2133.65	0	阿弥陀地域交流センター
25	117000025	阿弥陀(3) I	阿弥陀町阿弥陀	6552.25	0	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
26	117000026	竜山(3) I	竜山一丁目	4054	4	伊保地域交流センター
27	117000027	竜山(4) I	竜山一丁目	9271	12	中筋地域交流センター
28	117000028	曽根(5) I	曽根町曽根	6424.15	24	曽根地域交流センター
29	117000029	北脇(2) I	北浜町北脇	24984.24	2	北浜地域交流センター (北脇自治会館)
30	117000030	阿弥陀(4) I	阿弥陀町阿弥陀	996.42	0	阿弥陀地域交流センター (北山自治会館)
31	117000031	竜山(5) I	竜山一丁目	955.85	0	米田地域交流センター (島公会堂)
32	117000032	中筋(3) I	中筋五丁目	854.96	2	中筋地域交流センター
33	117000033	阿弥陀(6) II	阿弥陀町阿弥陀	376.35	1	阿弥陀地域交流センター
34	117000034	阿弥陀(7) II	阿弥陀町阿弥陀	743.67	1	阿弥陀地域交流センター (豆崎公民館)
35	117000035	牛谷(2) II	北浜町牛谷	6688.86	7	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
36	117000036	牛谷(3) II	北浜町牛谷	5671.82	7	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
37	117000037	曽根(6) II	曽根町曽根	5211.10	6	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
38	117000038	北池Ⅲ	阿弥陀町北池	3694	0	阿弥陀地域交流センター
39	117000039	竜山(6)Ⅲ	竜山一丁目	6019.54	3	伊保地域交流センター
40	117000040	竜山(7)Ⅲ	竜山三丁目	8989.60	11	伊保地域交流センター
41	117000041	地徳(4)Ⅲ	阿弥陀町地徳	14017.41	0	阿弥陀地域交流センター
42	117000042	曽根(7)Ⅲ	曽根町曽根	9491.06	0	曽根地域交流センター (牛谷東集会所)
43	117000043	曽根(8)Ⅲ	曽根町曽根	2932.92	0	曽根地域交流センター
44	117000044	西浜(6)Ⅲ	北浜町西浜	6009.81	3	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
45	117000045-1	魚橋(3)Ⅲ	阿弥陀町魚橋	39549.09	2	阿弥陀地域交流センター (魚橋自治会館)
46	117000046	西浜(7)Ⅲ	北浜町西浜	3413	0	北浜地域交流センター (堂池ふれあいの郷)
47	102010393	大塩(1) I	北浜町牛谷	17,543	0	北浜地域交流センター (牛谷団地集会所)
48	102010397	大塩(3) I	曽根町	9,315	0	曽根地域交流センター
49	102010436	岩鼻(急) I	北浜町西浜	16,418	0	北浜地域交流センター
50	117000047	塩市(2) I	米田町塩市	9607	10	米田地域交流センター (塩市公会堂)

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）指定箇所

1 崖崩れ等の災害防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所のパトロールと周知

県と協力し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険箇所を巡回するとともに、地域住民に対し、崖崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及に努める。

(2) 避難警戒体制の確立

崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、関係住民に対し、避難の指示を行い、安全な避難所への誘導が行えるよう警戒・避難体制を整備・確立するよう努める。また、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。

(3) 現在危険度が高い急傾斜地については、崩壊を助長するような行為の制限などの指導を今後も引き続き行なうとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の対策を実施し、災害による危険区域の解消を図る。

2 住民の実施計画

(1) 日ごろより危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

(2) 危険箇所周辺の住民においても、常に危険に対する認識をもって急傾斜地の異状（亀裂、噴水、濁り等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去、水路の整備、掃除、土留等）を行う。

第3 治山施設の整備

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備について定める。

市内の山崩れ等の危険地区は、次のとおりである。

(ア) 山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	位 置				面積 (ha)	備考
		市・郡	区・町	大字	字		
216・山・1	曾根町	高砂市		曾根町	北山	8.0	
216・山・2	北浜町牛谷(1)	高砂市		北浜町牛谷	赤山平ヶ谷	3.0	
216・山・3	北浜町牛谷(2)	高砂市		北浜町牛谷	向山	5.0	
216・山・4	北浜町北脇	高砂市		北浜町北脇	一本松地獄山	3.0	
216・山・5	北浜町西浜(1)	高砂市		北浜町西浜	上ノ山	2.0	
216・山・6	北浜町西浜(2)	高砂市		北浜町西浜	西浜	4.0	
216・山・7	阿弥陀町北山	高砂市		阿弥陀町北山	前山宮奥	5.0	
216・山・8	阿弥陀町魚橋(1)	高砂市		阿弥陀町魚橋	小山	1.0	
216・山・9	阿弥陀町魚橋(2)	高砂市		阿弥陀町魚橋	上ノ山	2.0	
216・山・10	阿弥陀町生石	高砂市		阿弥陀生石	村ノ内	1.0	
216・山・11	竜山	高砂市		竜山	1丁目	8.0	
216・山・12	北浜町北脇	高砂市		北浜町北脇	経塚	3.0	
216・山・13	阿弥陀町北山	高砂市		阿弥陀町北山	丸山	3.0	
216・山・14	阿弥陀町南池	高砂市		阿弥陀町南池	山	2.0	
216・山・15	阿弥陀町魚橋	高砂市		阿弥陀町魚橋	山西	1.0	
小 計	15	箇所					

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）

(イ) 崩壊土砂流出危険地区

地区番号	地区名	位置				危険値の状況		備考
		市・郡	区・町	大字	字	延長(m)	面積(ha)	
216・崩・1	阿弥陀	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	豆崎ノ上	220	0.99	
216・崩・2	阿弥陀町西坂	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	西坂	530	3.18	
216・崩・3	阿弥陀町奥ノ坪	高砂市		阿弥陀町阿弥陀	奥ノ坪	730	2.63	
216・崩・4	長尾	高砂市		阿弥陀町長尾		590	0.53	
小 計	4	箇所						

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）

1 山崩れ等の災害防止対策

山地災害危険地区については、随時調査点検し、常にその状態を把握する体制を整備する。

(1) 危険箇所の把握

山崩れが発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロールの強化に努める。

(2) 住民への指導

住民に対して、広報誌やポスター、パンフレット等で山崩れについての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認を徹底させる。

第4 土砂災害防止法の推進

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、基礎調査を実施するとともに、調査結果に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を通じて、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を推進しようとするものである。

1 対象とする土砂災害

急傾斜地の崩壊、山腹の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として市民等の生命又は身体・財産に生ずる被害

2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれがある区域について、警戒避難体制の整備や一定の開発行為を制限するなどの目的のために、基礎調査を実施して、土砂災害により生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地等の区域の把握を行ったうえ、政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として県が指定することができる。

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（基礎調査により明らかとなった土砂災害のおそれがある土地の区域で、知事が指定したもの、通称「イエローゾーン」）

・ 急傾斜地の崩壊

イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

- ・ **土石流**

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- ・ **地すべり**

イ 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）

ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域（基礎調査により明らかとなった著しい危害のおそれがある土地の区域で、知事が指定したものの、通称「レッドゾーン」）

- ・ 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建設物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

3 基礎調査の基本方針

(1) 調査単位

市町単位の調査を基本とする。

(2) 調査市町

法の目的が生命及び身体の保護にあることから、土砂災害が発生する可能性が将来的にも高い市町を以下の基準で優先的に選定する。

- ① 過去（S58～）の土砂災害発生件数の多い市町
- ② 土砂災害危険箇所（人家1戸以上）の多い市町
- ③ 将来、大規模災害等発生した場合は、その市町

(3) 市町内の調査対象箇所

人家が1戸以上ありハード対策が未整備な箇所とする。

(4) 調査結果の扱い

市町単位で、調査終了後速やかに調査結果を公表する。

(5) 当面の実施計画

県は高砂市域における土砂災害警戒区域「イエローゾーン」の基礎調査を平成18年度に実施し、平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を行った。また、県は、平成28年度から土砂災害特別警戒区域「レッドゾーン」の指定に必要な基礎調査を行っており、指定については、平成30年度に実施した。

(6) 調査結果

「イエローゾーン」については、平成18年度に調査を完了し、平成20年度に確定済みである。なお、平成27年度から、「レッドゾーン」の調査並びに「イエローゾーン」の見直しを行った。

4 土砂災害警戒区域等の指定方針

(1) 同時指定

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、同時指定を原則とする。

(2) 利害関係人の合意形成

土砂災害特別警戒区域は利害関係人の一定の理解を得るよう努めた上で指定する。その際、利害関係人の意見を聴くよう努める。特別警戒区域の指定について利害関係人の一定の理解が得られない場合は、警戒区域の指定が先行することもやむを得ない。

(3) 警戒区域等の公示

平面図による。特別警戒区域については、参考として、併せて座標を提供する。

5 土砂災害特別警戒区域内の制限等

(1) 特定開発行為の許可

特定開発行為（住宅「自己の居住目的以外のもの」並びに避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物〔以下「特定予定建築物」という〕を建築するために行う土地の区画形質の変更）は、知事の許可を受けなければならない。

(2) 建築物の構造規制

居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される

(3) 移転等の勧告及び支援措置

- ① 知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその居住者等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について勧告することができる。
- ② 知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についての斡旋その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、住宅金融支援機構の融資の斡旋など、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努める。

・住宅金融支援機構の融資

特別警戒区域からの住宅の移転には住宅金融支援機構融資（勧告による場合、優遇措置有）が受けられる。

・崖地近接等危険住宅移転事業による補助

構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転する場合、移転先住宅の取得費用等の一部が補助されます。

※ 高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域に存する住宅であって、既存不適格住宅であるもの又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの（以後「危険住宅」という。）の移転を行う者に対し、当該移転に必要な経費を助成する。

【補助対象事業の内容】

① 除却事業

危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住宅費及びその他の移転に要する費用を補助する。

② 移転事業

危険住宅の移転を行う者に対して意見住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得費及び購入後の改修費を含む。）をするために要する費用を補助する。

（４）住宅建物取引における措置

特定の開発行為においては、知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結を行うことができない。また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

6 市の責務

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために以下に例示する方法により、住民に周知することとする。

（１）平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- ① 土砂災害情報を記載した平面図（ハザードマップ）の作成・公表
- ② 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- ③ 過去の土砂災害に関する情報の提供
- ④ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
- ⑤ 土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施
- ⑥ 山地災害危険地区の周知

（２）緊急時の警戒避難を促すための周知

- ① 雨量情報の提供
- ② 避難の指示等の伝達

7 地域防災計画で定めるべき事項

- （１）土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- （２）土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達
- （３）避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- （４）土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- （５）防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地並びに情報の伝達に関する事項
- （６）住民への周知（ハザードマップの配布等）
- （７）山地災害危険地区の周知

※（１）～（５）については土砂災害警戒区域ごとに定める。

第4節 河川、海岸の整備

河川・海岸等施設の破堤による被害は、宅地や工場用地、農地等に浸水被害をもたらす要因である。これらの施設の安全点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第1 河川施設の整備

本市には、隣接の市との境界にもなっている1級河川の加古川があり、2級河川としては法華山谷川、天川及び西浜川、準用河川としては松村川、普通河川としては鹿島川が市内を流れている。

準用河川松村川及び普通河川鹿島川においては、平成24年度に鹿島川・松村川河川整備計画を策定し、順次河川改修及び松村川排水機場建設を進めており、松村川排水機場が令和6年3月に完成した。

1 河川施設の整備

- (1) 耐震性を有する設計の実施
- (2) 津波に対処する水門・閘門及び内水排除施設の操作体制
- (3) 危険度が高い河川の周辺地域への周知徹底
- (4) 樋門等

水災時の堤内水の排除、潮止め、逆流防止等のため、樋門等が設置されている。

主な樋門等については、資料編参照。

河川水位の上昇による排水等の操作が必要となるおそれがあるとき、又は高潮、津波による災害のおそれがある場合、県から操作委託されている市域内のゲートについては、加古川土木事務所水防活動要綱に定められた担当部局が、水門・樋門の操作等を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

第2 海岸施設の整備

1 海岸・港湾施設の現況

本市における港湾については、高砂本港区、高砂西港区、伊保港区、曾根港区の4港区が東播磨港に属している。

海岸線は、播磨灘に面し、ほとんど屈折なく直線をなしており、全延長は約5kmで防潮堤が構築されている。

2 港湾の概要

区 分	名 称	港 区	管 理 者
重要港湾	東播磨港	高砂本港区	兵庫県
		高砂西港区	
		伊 保 港 区	
		曾 根 港 区	

3 海岸保全施設

波浪、高潮、津波等から被害を防御し、又は軽減するため、港湾、海岸に海岸保全施設が構築さ

れている。

海岸保全施設については、資料編参照。

高潮、津波による災害のおそれがある場合、県から操作委託されている市域内のゲートについては、加古川土木事務所水防活動要綱に定められた担当部局が、ゲート操作等を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 施設の点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

5 災害危険箇所の調査、整備

- (1) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。
- (2) 災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

第3 ため池施設の整備

地震により発生が予想されるため池の決壊による洪水災害から、生命・身体及び財産の安全を確保するために、ため池の整備を関係機関と協議のうえ計画的に実施し、災害の発生を防止する。

1 耐震改修が必要なため池

番号	池 名	総 合 評 価
1	生石新池	要 早 期 改 修
2	青池	要 早 期 改 修
3	北脇新池	要 早 期 改 修
4	砂池	要 早 期 改 修
5	皿池	要 早 期 改 修
6	大日池	要 早 期 改 修
7	阿弥陀新池	要 早 期 改 修
8	古瀬池	要 早 期 改 修
9	三日月池	要 早 期 改 修

2 ため池管理

- (1) 監視員を配置する。
- (2) 応急対策機材（土のう、ムシロ、杭、縄等）を準備する。
- (3) 大雨が予想される場合は洪水吐の切欠きの堰板を撤去、もしくは取水施設（斜樋、底樋）を開放して減水する。
- (4) 洪水吐の小さい池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
- (5) 堤防が決壊した場合は土のう等を積み被害の拡大を防止する。
- (6) ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第 5 節 交通関係施設の整備

第 1 道路施設の整備

大災害時における道路施設は、避難のほか緊急輸送等の応急対策活動上の最も重要な施設であり、国、県が管理するものについては、耐震補強等の推進を要請するほか、市が管理するものについても同様の処置を講じ、多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

1 市道、橋梁の整備

市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

また、その整備にあたっては、災害時の応急対策の中心的役割を果たす施設や避難場所周辺の道路、またそれを有機的に連携させる道路に特に配慮する。

幹線道路にかかる橋梁については、全部永久橋に改修されているが、一部に老朽化したものもみられるので、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき防災事業を計画的に実施していく。

(1) 市道の現況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

種別	路線数 (本)	延長 (m)	舗装道		未舗装道	
			延長 (m)	%	延長 (m)	%
市道	1,968	383,458	373,834	97.5	9,624	2.5

(2) 橋梁の現況

種別	幹線道路の永久橋	
	数	延長 (m)
市道	47	1,545

第2 鉄道施設の整備

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講じ、被害を最小限にとどめるための安全性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 JR施設防災計画

(1) 予防態勢

JR宝殿駅、曾根駅の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合に、車両と施設を守り、旅客及び係員の安全保持に全力を尽くし、災害を最小限に防止することに努める。

(2) 事業計画

駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化。

(3) 事業内容

- ① 耐震設計の計算方法については従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。
- ② 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。
- ③ 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、国土交通省に設置された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。

第6節 ライフライン関係施設の整備

各生活関連施設について、耐震性・耐火性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。
なお、電気、ガス、電話の各施設については、各機関がそれぞれの事業計画により担当する。

第1 電力施設等の整備

1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 内容

(1) 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

① 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

イ 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し、災害に関する情報の提供および収集など協調をとる。

② 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

③ 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

④ 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

⑤ 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との連携

- イ 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ウ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- エ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- オ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- カ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(2) 災害予防に関する事項

① 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

② 防災訓練

関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。さらに、関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③ マニュアル類の整備

関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

④ 津波からの避難対策

関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

⑤ 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力送配電が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア 地震動への対応

(ア) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条

件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(イ) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(ウ) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(エ) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

イ 津波への対応

(ア) 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

(イ) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

(ウ) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

(エ) 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

(オ) 流通設備

17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

(3) 防災業務施設および設備等の整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

① 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

イ 潮位、波高等の観測施設および設備

ウ 地震動観測設備

② 通信連絡施設および設備

ア 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にす

るため、必要に応じて、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。

（ア）無線伝送設備

- a. マイクロ波無線等の固定無線回線
- b. 移動無線設備
- c. 衛星通信設備

（イ）有線伝送設備

- a. 通信ケーブル
- b. 電力線搬送設備
- c. 通信線搬送設備、光搬送回線

（ウ）交換設備

（エ）ＩＰネットワーク回線

（オ）通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

③ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

④ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

⑤ その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

（４） 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

④ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。

⑦ 復旧用資機材の分散配備

復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。

⑧ 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実

津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(5) 電気事故の防止

関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

① 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

② 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

(カ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(ク) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

(ケ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームペー

ジおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(6) 安定的な電力供給に向けた連携強化

市、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努めることとする。

第2 ガス施設等の整備

大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会は、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

1 ガス施設の整備（大阪ガスネットワーク㈱）

(1) ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工することとする。

- ① 高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。
- ② 中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。
- ③ 低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用することとする。

(2) 防災システムの強化

- ① 地震計の設置
- ② ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入
- ③ 保安用通信設備の整備
- ④ 災害応急復旧用無線電話
- ⑤ 導管網ブロック化
- ⑥ 緊急時のガス供給システムの強化
- ⑦ マイコンメーターの設置
- ⑧ 復旧作業を効率化する技術の向上

(3) 防災体制の整備

- ① 要員の確保
- ② 教育訓練

2 LPガス施設の防災体制の整備等（(一社)兵庫県LPガス協会）

(1) ガス施設の耐震性強化

- ① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあつてはPE管）の導

入を進める。

- ② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図る。

(2) 防災システムの強化

- ① 集中監視システムの導入
- ② 安全機器の取り付け促進
- ③ 地域防災事業所の設置
- ④ 災害対策本部の設置
- ⑤ 災害時電話相談所の設置

(3) 防災体制の整備

- ① 要員の確保並びに教育訓練
- ② 関係団体との相互協力体制の確立
- ③ 都市ガスとLPガス協会加印支部の相互通報協定の締結
- ④ 防災訓練等の実施と参加
- ⑤ 緊急点検工具類等の定期的な整備と充実
- ⑥ 臨時供給等に備えての機器類の確保
- ⑦ 病院・避難所・高齢者宅・障がい者宅などへの優先供給体制の確立
- ⑧ 人命救助のため市民救命士等の資格取得者によるライフセーバー隊の結成

(5) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

- ① 関係団体と連携しての消費者安全教室等の開催
- ② ラジオ局との災害時における対策放送協定の締結
- ③ 災害対応用バルクシステムの普及・啓発
- ④ LPガス自動車とLPガス発電機の普及・啓発

第3 電気通信施設等の整備

NTT 西日本㈱、KDD I ㈱は、電気通信施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 NTT 西日本㈱の電気通信施設の整備

〔実施担当機関〕 NTT 西日本㈱兵庫支店

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信設備の耐震化

① 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。

② 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、ハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施している。

イ 電力設備

電力設備は、受電設備、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金具により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施している。

③ 通信設備

ア とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化を推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進

オ 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2) 災害用対策機材

① 通信途絶防止用無線網及び災害機器の整備・拡充

次のものを整備する。

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星局通信システム

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

② 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資機材の備蓄に務める

(3) 演習体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

① 演習種類

- ア 災害対策情報連絡伝達演習
- イ 災害復旧演習
- ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習

② 演習方法

- ア 広域規模における復旧シミュレーション
- イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

2 KDDI(株)の電気施設の整備

(1) 施設の保全

予備電源設備、燃料及び冷却水の点検と確認を行う。

(2) 資機材の整備・点検

- ① 災害対策用資機材及び車両等の点検、整備を行うとともに、非常配備体制を整備する。
- ② 地震防災応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の点検、整備を行う。
- ③ 緊急措置要領及び設備記録に基づき、資機材の点検、整備を行う。
- ④ 国際通信設備等の巡視、点検を行い、必要に応じて防護措置を実施する。

(3) 防災訓練の実施

- ① 防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次の内容の防災訓練を年1回以上実施する。
 - ア 情報連絡（災害予報又は警報の伝達等を含む。）
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における国際通信の疎通確保
 - エ 各種災害対策用機器・設備の操作
 - オ 社員の避難、救援
 - カ 消防、消火
 - キ 国際通信設備等の災害応急復旧
 - ク その他必要とするもの
- ② 国、都道府県又は市町等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

第4 水道施設等の整備

水道施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 上水道施設の整備（工業用水道施設を含む）

(1) 水道施設の概要

（令和8年4月1日）

施設名	設備	能力等
米田水源地	第1集水設備	最大取水能力 16,000 m ³ /日
	第3集水設備	最大取水能力 20,000 m ³ /日
	浄水設備	処理能力 48,000 m ³ /日
	非常用発電機	1,000KVA
貯水施設	米田水源地調整池	6基 37,000 m ³
	日笠山配水池	1基 1,300 m ³
	送・配水管	送・配水管総延長 449,715 m
	水利権量	上水 0.544 m³/秒 工水 1.168 m³/秒
工業用水道	工業用水管総延長	9,835 m

(2) 応急給水用機器の概要

（令和8年4月1日）

名称	数量	保管場所
加圧給水車	2,000 リットル 1台 900～1,000 リットル 1台	第2上下水道庁舎車庫 米田水源地
携帯用タンク	15 リットル 270 個	荒井ポンプ場
非常用飲料水袋	6 リットル 7,200 個	荒井ポンプ場 (6,400 個) 第2上下水道庁舎 (800 個)
レスキュータップ (応急給水栓)	1 式	第2上下水道庁舎車庫

2 水道施設の耐震化

上下水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に整備を進める。

(1) 取水・導水施設

取水口・導水路・取水ポンプ井の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。

(2) 浄水施設

着水井・薬品沈澱池・急速ろ過池・自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努めるとともに、貯留水の確保及びその他の耐震・耐火整備補強により二次災害の防止を図る。

(3) 送水・配水施設

老朽管の取り替えを進める。また、継ぎ手の整備等を行い、管路の耐震性強化を図る。

3 断水対策

上下水道事業者は、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化、及び浄水を貯留する緊急時、耐震性貯水槽整備を行い、水の安全確保の強化を図る。

4 図面の整備

上下水道事業者は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

5 系統間の相互連絡

上下水道事業者は、導水路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接都市間においても、協定を締結し幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行う。

6 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（資料編参照）に基づく相互応援活動

県及び県内の各市町及び各水道事業体において締結された協定に基づき、災害対策用資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

7 災害時における応急復旧等業務の応援に基づく応援復旧等業務

協定締結事業者は、地震、風水害、停電、その他の災害により、高砂市が所有する施設に設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は高砂市の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務が円滑に行われるよう努める。

8 災害時用の資機材の整備

上下水道事業者は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

9 教育訓練並びに平常時の広報

上下水道事業者は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

- ① 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- ② 訓練 動員行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平常時の広報並びに訓練

- ① 広報
 - ア 事前対策及び災害対策
 - イ 飲料水の確保
 - ウ 給水方法の周知徹底
 - エ 水質についての注意
 - オ 広報の方法
- ② 訓練
 - 給水訓練等

水道事業建設改良工事（令和 8 年）

送配水管拡張	配水管布設替
	φ 5 0 mm 1 4 6 m φ 7 5 mm 1 9 5 m φ 1 0 0 mm 4 0 1 m φ 1 5 0 mm 2 5 6 m φ 2 0 0 mm 1 6 1 m φ 3 0 0 mm 7 8 m

第5 下水道施設等の整備

下水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 下水道施設の整備

(1) 下水道の現況

高砂市の下水道計画は、当初昭和26年2月24日築造認可を受け、以来、区域拡大等による幾多の変更協議を行い現在に至っている。

高砂市公共下水道事業は、山陽新幹線以南地域については単独公共下水道区域として昭和26年度より事業に着手し、令和3年3月31日に変更協議を行い事業を進めている。山陽新幹線以北地域については流域関連公共下水道区域として昭和63年3月29日に事業認可を受け、昭和63年度より事業に着手し、さらに令和3年3月31日に変更協議を行い事業を進めている。

《公共下水道現況》

(令和8年4月1日現在)

現況	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備考
	高砂処理区 (分流・合流式)	合流式 68 ha 分流式 114 ha	3,292 人 6,367 人	5,000 m ³ /日 3,200 m ³ /日	
況	伊保処理区 (分 流 式)	492 ha	28,943 人	14,400 m ³ /日	
	北浜処理区 (分 流 式)	58 ha	3,007 人		
	加古川下流処理区 (分 流 式)	673 ha	41,078 人		
	計	1,405 ha	82,687 人		
計画	処理区	処理面積	処理人口	処理能力	備考
	高砂処理区 (分流・合流式)	合流式 68 ha 分流式 114 ha	4,300 人 7,010 人	5,000 m ³ /日 3,200 m ³ /日	協議済
画	伊保処理区 (分 流 式)	495 ha	29,940 人	14,400 m ³ /日	協議済
	北浜処理区 (分 流 式)	58 ha	2,950 人		協議済
	加古川下流処理区 (分 流 式)	696 ha	43,100 人		協議済
	計	1,431 ha	87,300 人		

(2) 排水施設整備計画

市域の内水を排除するため、下水道事業計画に位置付けられた排水施設を整備する計画である。

《排水施設整備計画》

(令和8年4月1日現在)

施設名		水系	下水道事業計画	既設	備考
1	高砂浄化センター	加古川 (堀川) (大木曾)	524 m ³ /分	524 m ³ /分	合流施設雨水ポンプ
2	藍屋町ポンプ場		55 m ³ /分	35 m ³ /分	
3	沖浜ポンプ場		804 m ³ /分	804 m ³ /分	
4	荒井ポンプ場	法華山谷川	1,243 m ³ /分	1,244 m ³ /分	
5	中島ポンプ場		536 m ³ /分	540 m ³ /分	
6	間の川ポンプ場		780 m ³ /分	780 m ³ /分	
7	鹿島第2ポンプ場	松村川 (鹿島川)	639 m ³ /分	639 m ³ /分	
8	松村川排水機場		384 m ³ /分	1,356 m ³ /分	湛水防除事業
9	天川ポンプ場	天川	870 m ³ /分	870 m ³ /分	
10	天川第2ポンプ場		463 m ³ /分	463 m ³ /分	
11	島の川ポンプ場		173 m ³ /分	173 m ³ /分	

2 下水道施設の耐震性

下水道施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（（社）日本下水道協会）に基づき、新設・増設施設について耐震設計を行うこととする。また、既存施設については改築・更新に併せて耐震化を行うこととする。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可とう継手の採用
- (4) 老朽化した高砂処理区内の合流管の更生工事の実施
- (5) 長寿命化計画による施設の改築工事の実施

3 システム的な耐震性の強化

下水道施設管理者は、下水道施設が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システム的対応により耐震性の向上を図ることとする。また、電力や水道の停止時の機能保持のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

- (1) 重要な管渠の2系統化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備
- (5) 用水供給設備の整備

4 下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は、下水道施設の地震被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所改善を実施することとする。また、必要に応じて地震対策を講じておくこととする。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 震災の可能性が高い箇所の把握

5 災害時用の資機材の整備

下水道事業者等は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

6 教育訓練並びに平常時の広報

下水道事業者等は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、教育訓練等を実施することとする。

第 7 節 危険物施設等の予防対策の実施

第 1 危険物施設の予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

高砂市内における危険物施設等は、次のとおりである。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

施設の別	危険物製造所	危険物貯蔵所	危険物取扱所	計
施 設 数	1 6	4 8 3	1 5 2	6 5 1

1 危険物施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めることとする。
- (2) 市・消防本部及び防災関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入による検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。

2 危険物施設の保安対策

- (1) 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安基準を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。
- (2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選出し、適正な施設管理及び取扱基準の遵守をすることとする。
- (3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努めることとする。
 - ① 自主的保安体制の確立
防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を阻止するための自主保安体制の確立に努めることとする。
 - ② 事業所相互の協力体制の確立
危険物施設等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に連絡調整して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努めることとする。
 - ③ 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

3 消防本部

- (1) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。
- (2) 監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。
 - ① 危険物施設の把握と防災計画の策定
常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する

的確な防災計画を策定することとする。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

③ 消防体制の強化

各事業所ごとの防災計画を作成することとする。

④ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

第2 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス施設による災害の発生及び拡大を防止するため、施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

高圧ガスに関する事業所数

(令和8年4月1日現在)

施設の別	一般高圧ガス		L P ガス		冷凍
	製造	貯蔵	製造	貯蔵	製造
事業所数	9	—	1	—	7

1 施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進する。

(1) 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせる。

(2) 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

(3) 配管

機器との接合部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

(4) 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

(5) 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

(6) 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェール・セーフ構造とする。

(7) 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

2 保安体制

高圧ガス関係事業者は、自己の責任において、高圧ガス施設の災害の予防に努める。消防本部は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施する。

- (1) 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備
- (2) 防災資機材の整備（事業所、県）
- (3) 保安教育の実施（事業所、県）
- (4) 防災訓練の実施（事業所、県及び消防本部）

3 防災技術の研究

高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

第3 毒物・劇物施設の予防対策

毒物・劇物施設の災害の発生及び拡大を防止するため、毒物・劇物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

1 施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 毒物・劇物施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設については、毒物・劇物取扱営業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努める。
- (2) 市、保健所及び防災関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入による検査等を行い、基準に適合しない場合は、ただちに改修、移転等を行わせる。
- (3) 市、保健所及び防災関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱営業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させる。また、市、保健所及び防災関係機関は、立入指導、又は文書等により適正な取扱及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導を講じるよう指導に努める。

2 保安対策

- (1) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって住民に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (2) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業所ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属処理事業者、運送事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- (3) 市、保健所及び防災関係機関は、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取り扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

第4 放射性物質の予防対策

放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、放射性物質取扱施設の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

1 施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 事業者は、放射性物質取扱施設（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等）について、関係法令の規定に基づき、施設の基準等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況等を調査し、耐震性の強化に努める。
- (2) 関係機関は、関係法令の規定に基づき、立入検査等を行うとともに、基準に適合しない場合は、ただちに改修、移転等を行わせる。

2 保安対策

- (1) 事業者は、放射性物質に係る安全管理に万全を期する。
- (2) 市その他防災関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所の把握及び安全管理等の指導等に努める。また、予防対策を実施する機関は必要により防災資機材の整備を図る。
 - ① 放射線による被ばくの予防対策の推進
 - ② 施設等における放射線量の把握
 - ③ 自衛消防体制の充実
 - ④ 通報体制の整備
 - ⑤ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
 - ⑥ 放射線防護資機材の整備

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備（総括部本部班）

第1 防災組織体制

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、日頃から防災に係る組織体制の整備・充実に努めるものとする。

1 高砂市防災会議

(1) 設置根拠

「災害対策基本法」 第16条

「高砂市防災会議条例」

(2) 組織及び運営

高砂市防災会議は次のように組織し、「高砂市防災会議条例」の定めるところにより運営する。

委員の別	区 分	機 関 の 名 称	職 名
会 長	市	高砂市	市長
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 姫路海上保安部加古川海上保安署	所長 署長
2号委員	兵庫県の機関	兵庫県東播磨県民局 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所 兵庫県加古川農林水産振興事務所 兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所 兵庫県加古川健康福祉事務所	局長 所長 所長 所長 健康参事
3号委員	警察の機関	兵庫県高砂警察署	署長
4号委員	市の機関	高砂市	副市長 総務部長 都市創造部長 上下水道事業管理者 福祉部参事 市民部長 市民部健康増進室 主幹
5号委員	教育機関	高砂市教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	高砂市消防本部 高砂市消防団	消防長 消防団長
7号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関	一般社団法人高砂市医師会 西日本旅客鉄道（株）加古川駅 関西電力送配電（株）姫路本部加古川配電営業所 NTT 西日本㈱兵庫支店設備部 山陽電気鉄道（株）鉄道事業本部運輸営業部駅務 管区 神姫バス（株）加古川南出張所 大阪ガスネットワーク（株）兵庫事業部維持供給 チーム	理事 駅長 所長 災害対策室次長 営業所長 副所長 マネジャー
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者	兵庫県男女共同参画センター	男女活躍推進専門員

(3) 所 掌

- ① 高砂市地域防災計画の作成及びその実施の推進
- ② 高砂市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集
- ③ その他、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事項

2 その他会議

(1) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、主として大阪湾・播磨灘において大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の極限化を図ることを目的とする。

- ① 排出油等防除活動マニュアルの策定
- ② 排出油等防除に必要な施設、資材の整備の推進
- ③ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ④ 排出油等防除活動に関する連携の推進
- ⑤ 排出油等防除に関する研修及び訓練
- ⑥ その他排出油等防除に必要な事項

(2) 兵庫県石油コンビナート等防災本部会議

石油コンビナート等災害防止法第1条に定める目的を達成するため、石油コンビナート等災害防止法第27条の定めにより、特定地方行政機関、自衛隊、県警察、県、市町、消防機関、公共機関等及び特定事業所で構成する兵庫県石油コンビナート等防災本部を常設設置する。

- ① 防災計画の作成及びその実施に関すること
- ② 防災に関する調査研究に関すること
- ③ 防災に関する情報の収集、伝達に関すること
- ④ 災害の発生時に、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること
- ⑤ 現地本部の設置に関すること
- ⑥ 現地本部に対する指示等に関すること
- ⑦ 国の行政機関及び他の都道府県との連絡調整に関すること
- ⑧ その他、県下の特別防災区域の防災に関する重要な事項の実施に関すること

(3) 高砂市防災対策検討委員会

高砂市における総合的な防災対策について検討するため設置する。

- ① 市域の浸水対策の検討及び実施に関すること
- ② その他防災対策等に係る重要事項に関すること

(4) 高砂市開発調整委員会

災害に強いまちづくり及び危険箇所等での開発を調整するため、委員会に参画する。

- ① 開発事業計画の措置方針に関すること
- ② 公共施設及び公益施設の整備に関すること
- ③ 環境の保全に関すること
- ④ その他委員長が必要と認める事項

(5) 東南海・南海地震防災対策東播磨地域連絡会議

東播磨地域における東南海・南海地震に対する防災対策について、関係機関が連携した取り組み方針の検討や地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

- ① 東南海・南海地震に係る地域課題の抽出と対応策の検討
- ② 地域住民等への津波等に係る防災意識の啓発
- ③ 各機関の対応策等に関する情報の共有
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

(6) 防災教育推進連絡会議

教育委員会・学校関係者・防災担当部局の三者が相互に連携を図り、学校防災体制の整備・充実及び「兵庫の防災教育」の深化・充実に向けた具体的な取組状況と推進上の新たな課題について協議を行う。

会議は、主として次の事項について協議する。

- ① 避難所指定に関わる学校と市町防災部局・自主防災組織との連携強化に関すること。
- ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整に関すること。
- ③ 地域と連携した防災訓練等の効果的な実施方法に関すること。
- ④ 「兵庫の防災教育」実践上の課題の整理と調整に関すること。

第2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

1 24時間即応体制の確立

市は、災害発生後速やかに災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、特に、夜間・休日における宿直及び消防本部から防災担当職員への連絡体制の整備・充実に努める。

2 即時参集可能職員の確保

災害発生後速やかに参集し、初動の応急対策（情報収集等）にあたる職員について、市庁舎の近隣に居住する職員等の中からあらかじめ指定しておく。

3 災害対策要員等への連絡手段の確保

災害発生時の緊急呼び出し体制の整備・充実に努めるため、災害対策本部員や幹部職員等に対する携帯電話の配備等について検討する。

また、各部・班の連絡網を作成し年度当初に整備する。

第2節 災害対策要員の研修・訓練（総括部本部班・消防部）

市は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員や消防団員等の研修・訓練を実施する。

第1 情報収集・伝達訓練の実施

職員等による初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るとともに、通信機器操作に係る研修・訓練を実施する。

第2 緊急参集訓練の実施

夜間等の勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

第3 総合防災訓練等の実施

県、近隣市町、その他防災関係機関等と共同で高砂市防災フェア、避難所運営訓練及び災害対策本部図上訓練を総合防災訓練として実施する。

高砂市防災フェア、避難所運営訓練及び災害対策本部図上訓練の実施時期・実施場所・想定被害・訓練内容等については、参加機関等が協議して決定する。

第4 津波避難訓練等の実施

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第2節「防災訓練に関する事項」で定められた、津波避難訓練等を実施または参加する。また、第3節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」で定められた、職員に対する教育を実施する。

第5 各種研修等の参加

県主催の防災カレッジ、フェニックス操作研修、人と防災未来センター主催の災害対策専門研修及び各種オープンフォーラム・シンポジウム等に防災担当職員及び各部関係職員は、積極的に参加する。

第3節 広域防災体制の確立

（総括部本部班・水道部・医療部・消防部・生活環境部）

市は、大規模災害や広域的な災害に対し、県、近隣市町、防災関係機関と連携・協力して対処するため、広域防災体制の確立に努める。また、南海トラフ地震防災対策推進外の市町との応援協定への締結について推進する。

第1 相互応援体制の整備

1 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料編参照）

兵庫県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対応を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

〔構成機関及び市町〕

県 兵庫県

市 兵庫県内29市

町 兵庫県内12町

2 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（資料編参照）

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的に、相互応援協定を締結している。

〔構成市町〕

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

多可町、稲美町、播磨町

3 姫路市との災害時相互応援協定（資料編参照）

隣接市としての共助・連帯の精神に則り、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的に、相互応援協定を締結している。

4 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（資料編参照）

大規模な災害が発生し、県及び近隣市町のみでは十分な対策を講じることができない場合を想定し、県外自治体との広域ネットワークを構築した。この協定では、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

〔構成団体〕

大阪府泉大津市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県京都郡菟町、京都府八幡市、滋賀県野洲市、高知県香南市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、岡山県玉野市、三重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市、21市1町

5 播磨広域防災連携協定（資料編参照）

(1) 協定の趣旨

この協定は、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災訂正を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項の規定に基づき、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的に、広域防災連携協定を締結している。

〔構成団体〕

高砂市、姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、加西市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

(2) 広域避難体制の整備

大規模広域災害のおそれがある場合に、円滑な広域避難が可能となるよう、播磨地域広域避難計画に基づき、播磨地域の防災対策の推進を図る。

県や他市町等と連携して広域避難に関するさらなる検討を進めるとともに、以下の取り組みを実施し、避難体制の強化に努める。

- ① 大規模水害が市民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、市民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- ② 関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的な避難・受入方法を含めた手順、オペレーション等を定めるとともに、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ③ 避難場所について、市内施設の使用可能性や、市内の広域避難対象者数の把握などを進め、広域避難場所の確保を推進する。
- ④ 「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。

6 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（資料編参照）

水道災害において、県各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力して実施する県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めている。

7 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（資料編参照）

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、相互扶助精神にもとづき、速やかに応援協力することを目的に、協定を締結している。

8 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料編参照）

災害発生時において、各市町及び関係一部事務組合が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に遂行することを目的に、相互応援に関する協定を締結している。

9 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局と高砂市は、災害時等において、国土交通省近畿地方整備局が高砂市に対する応援が円滑に行われるよう、災害時等の応援に関する申し合わせを行っている。

10 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（資料編参照）

① 応援の内容

- ア 情報の収集・提供（リエゾン「情報連絡員」含む。）
- イ 国土交通省近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- ウ 災害に係る専門家の派遣
- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- オ 国土交通省近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- カ 通行規制等の措置
- キ その他必要な事項

② リエゾンの派遣

高砂市からの要請があった場合または国土交通省近畿地方整備局が必要と判断した場合に国土交通省近畿地方整備局は、高砂市の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

第2 防災関係機関との連携強化

市（消防機関）は、広域消防応援協定（資料編参照）の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 民間企業等との協力体制の推進

市は、各種民間企業（協会・団体等）・民間病院・自治会施設等へ災害発生時に支援協力要請が出来るよう協定の締結に推進する。

- 1 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）
- 2 災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定（㈱カネカ高砂工業所）
- 3 避難所に関する覚書
- 4 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
（イオンリテール㈱西日本カンパニー等）
- 5 防災活動への協力に関する協定（㈱フジ）
- 6 災害時における緊急放送の協力に関する協定（BAN－BANネットワークス㈱）
- 7 災害時における飲料の提供に関する協定（コカ・コーラボトラーズジャパン㈱）
- 8 災害時における避難場所提供に関する協定（Oホテル高砂）
- 9 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定（サントリーフーズ㈱）
- 10 災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会加古川支部）
- 11 災害支援ボランティア活動に関する協定（高砂市社会福祉協議会）
- 12 災害時における応急活動に関する協定（登録・指定給水工事登録業者19者）
- 13 災害時における応急対策等に関する協定（兵庫県建設業協会加印支部）
- 14 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合加古川高砂支部）
- 15 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県LPガス協会加印支部）
- 16 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定（第一環境㈱兵庫支店）

- 17 播磨広域連携協議会と日本郵便(株)と連携・協力に関する協定（日本郵便(株)近畿支社）
- 18 災害時における電気設備等の復旧に関する協定（兵庫県電気工事工業組合加古川支部）
- 19 災害時における量の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）
- 20 災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定（釜谷紙業(株)）
- 21 災害時における支援協力に関する協定（(株)ハローズ）
- 22 災害時に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー(株)）
- 23 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（(株)ゼンリン）
- 24 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）
- 25 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（釜谷紙業(株)・セッツカートン(株)）
- 26 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（ハリマニックス(株)）
- 27 防災情報等の提供に関する協定（ファーストメディア(株)）
- 28 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定（(一社)兵庫県トラック協会）
- 29 災害時における支援協力に関する協定（(一社)全日本冠婚葬祭互助協会）
- 30 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（高砂アマチュア無線通信協力会）
- 31 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定
（(株)カンキ・山喜産業(株)・西尾レントオール(株)・太陽建機レンタル(株)）
- 32 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定
（兵庫トヨタ自動車(株)をはじめとする兵庫県オールトヨタ6社）
- 33 災害時における物資供給に関する協定（(株)いない・(株)ナフコ）
- 34 災害時における連携協力に関する協定（兵庫県弁護士会）
- 35 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便(株)）
- 36 災害廃棄物等の処理に関する協定（大栄環境(株)）
- 37 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定
（(株)S I C及び（一社）日本ムービングハウス協会）
- 38 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定（エーブライド(株)）
- 39 災害時における物資調達に関する協定（萩原工業(株)）
- 40 災害時における物資調達に関する協定（(株)エアーシールド）
- 41 災害時等における生活物資確保に関する協定（(株)マルアイ）
- 42 災害時における避難所用物品等の供給に関する協定（兵庫ヤクルト販売(株)）

第4 受援体制

市は、大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応急・復旧期までを見据えた受援マニュアルを作成する。

なお、受援の手順や役割分担の詳細については、「高砂市災害時受援計画」による。

第4節 災害対策拠点及び防災拠点等の整備（総括部本部班）

市は、災害対策及び防災活動の拠点となる施設をあらかじめ定め、防災機能等の整備・向上に努める。

第1 災害対策拠点の整備

災害時における災害対策拠点となる市役所については、非常時の業務継続を考慮したものにするとともに災害対策を実施する上で必要な諸機能の整備を図る。

1 機 能

- (1) 各種情報の収集・処理・伝達・提供機能
- (2) 災害対策の審議・決定機能
- (3) 災害応急活動の指揮・指令機能

2 主な設備

- (1) テレビ・ラジオ・ビデオ
- (2) 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

防災ワークステーションを設置し、県庁・県民局・土木事務所・各市町消防本部等と、兵庫衛星通信ネットワークシステムで結んでおり、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

(3) 通信機器

- ① 電話・FAX
- ② 兵庫衛星通信ネットワークシステム
- ③ 防災行政無線
- ④ パソコン（インターネット対応）
- ⑤ 携帯電話

(4) その他

上記の各種設備のほか、高砂市地図・地域防災計画書等を備える。

また、長時間の停電に備え、非常用発電施設等の確保・整備に努める。

3 災害対策拠点の代替施設の整備

市役所本庁舎が被災するなど、予定設置場所が災害拠点施設として機能しない場合に備え、南庁舎を代替施設とする。

また、緊急時における市民への災害情報、災害状況の伝達手段として防災行政無線（同報系）を活用することとし、市役所本庁舎から屋外受信局へ一斉放送を行う。

第2 地域防災拠点の整備（応急対策第1部土木班）

市は、災害時における避難地としての機能を確保しつつ、市域に係る救援・救護、応急対策活動の拠点となる地域防災拠点を指定・整備する。また、応援行政機関から活動拠点の設置の申し出があった場合は、庁舎周辺施設及び市駐車場を提供するものとする。

1 役 割

地域防災拠点は、広域防災拠点（県が設定）から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消

防、救援・救護、応急対策等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能・役割を担う。

2 機 能

地域防災拠点には、次のような機能・設備の整備に努める。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材等の集積配送スペース
- ② 防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点との通信設備
- ⑤ 非常用発電施設
- ⑥ 臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽等
- ⑧ 避難スペース

3 設置場所

地 区	施設名 「活動拠点」	主たる用途	活動部隊
曾 根 地 区	天川東公園	地域防災拠点・一次避難地	警察・消防
米 田 地 区	米田多目的広場公園	地域防災拠点・一次避難地 応急仮設住宅建設候補地	警察・消防 自衛隊
	総合運動公園	地域防災拠点 臨時ヘリポート 救援物資集積場所(陸上競技場・野球場) 広域応援部隊活動拠点(公園・駐車場) 広域避難地(公園・駐車場) 避難所(総合体育館) 応急仮設住宅建設候補地 (サブグラウンド・多目的広場) 遺体安置所(総合体育館内)	警察・消防 自衛隊
阿弥陀地区	市ノ池公園	地域防災拠点・一次避難地 臨時ヘリポート 自衛隊受入拠点(駐屯スペース)	警察・消防 自衛隊

* 部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要があり、そのための拠点を「活動拠点」といい、その候補地として上記の4箇所が位置付けられている

第3 コミュニティ防災拠点の整備（避難対策部総務班）

市は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

1 役 割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を担う。

2 機 能

コミュニティ防災拠点には、次のような機能・設備の整備に努める。

- ① 災害時において避難生活等が可能な機能
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ③ 情報通信設備
- ④ 地区内の防災活動に必要な設備
- ⑤ 電気・飲料水等の自給自足機能

3 設置場所

地 区	施 設 名
高 砂 地 区	高 砂 小 学 校
荒 井 地 区	荒 井 小 学 校
伊 保 地 区	伊 保 小 学 校
	伊保南小学校
中 筋 地 区	中 筋 小 学 校
曾 根 地 区	曾 根 小 学 校
米 田 地 区	米 田 小 学 校
	米田西小学校
阿弥陀地区	阿弥陀小学校
北 浜 地 区	北 浜 小 学 校

*隣接施設の伊保地域交流センターは、避難所及び救援物資集積所、こども園は炊き出し施設として位置づける

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用（総括部本部班・消防部）

市は、災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備及び運用に努める。

第1 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・運用

災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）の整備充実・運用により、県・市町・消防本部・警察本部・警察署及び関係公共機関と連携した迅速かつ的確な災害応急対応を図る。

1 災害対応総合情報ネットワークシステム管理運営協議会

災害対応総合情報ネットワークシステムについて、兵庫県・市町・消防本部・防災関係機関及びライフライン事業者の相互の連絡を密にし、円滑な管理運営を図る。

- ① 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理運営について、会員相互の連絡調整を行うこと。
- ② 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理運営に関すること。
- ③ 災害対応総合情報ネットワークシステムの利用方法の知識の向上に関すること。
- ④ 災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置のうち管理運営上必要と認める機器の整備に関すること。
- ⑤ その他、管理運営上必要と認める事項

第2 災害無線通信体制の充実強化

1 非常通信体制の整備充実

災害時等に加入電話若しくは携帯電話等が使用できないとき、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

2 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、日頃より非常通報の電送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第3 高砂市防災行政無線の充実強化

災害時の被害情報収集及び災害対策本部との連絡等を迅速かつ円滑に行うため、災害時における情報伝達手段の充実強化に努める。また、施設の維持補修については、「高砂市防災行政用無線局管理運用規程」（資料編参照）等を制定し、定期的な点検を実施し、常に通信に支障を来すことのないよう、万全な管理に努める。

1 同報系の整備

デジタル通信方式の同報系防災行政無線の整備にともない、高性能スピーカ、防災情報自動配信システム等の導入を行い、更なる災害時における情報伝達手段の多様化・多重化を図る。第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第3「災害時の通信手段の確保」参照

2 防災情報自動配信システム

防災行政無線の放送内容をスマートフォンに音声で届けることができるアプリ「たかさご防災アラート」による情報伝達を行うとともに、アプリの周知・加入促進を図る。

また、視覚や聴覚に障がいがある方や、スマートフォンを所持していない方に対しては、緊急情報を電話やFAXによる情報伝達を行い、配信サービスの周知・加入促進を図る。

第4 兵庫県防災行政無線（兵庫衛星通信ネットワーク）

兵庫県防災行政無線は、防災対策に係る防災情報等の受伝達を行うとともに、平常時における行政事務の効率化、県民への各種情報の提供等を図ることを目的とした防災行政無線局と衛星通信回線等により構成された県の総合情報通信網であり、本市では本庁舎及び消防本部に設置されている。

設 置 場 所		地球局番号	衛星電話 交換台	衛 星 ファクシミリ
本庁舎4階危機管理室	荒井町千鳥1丁目1番1号	2 1 6	5 2	6 1
高砂市消防本部	伊保4丁目5 5 3番地の1	7 6 4	4 3	6 2

1 兵庫衛星通信ネットワーク管理運営協議会

兵庫衛星通信ネットワークについて、兵庫県・市町・消防本部・防災関係機関及びライフライン事業者の相互の連絡を密にし、円滑な管理運営を図る。

- ① 兵庫衛星通信ネットワークの管理運営について、会員相互の連絡調整を行うこと。
- ② 兵庫衛星通信ネットワークの管理運営に関すること。
- ③ 兵庫衛星通信ネットワークの利用方法の知識の向上に関すること。
- ④ その他、管理運営上必要と認める事項

第5 地域防災無線の整備

市は、市域内の警察、病院、N T Tなど、防災関係機関との連絡を確保するため、地域防災無線網の整備を進める。

第6 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運用

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の情報及び平時における救急医療の情報提供を行なう。

第7 災害時優先電話の配備

市は、災害時優先電話の配備・指定について、PHSを導入し、緊急連絡体制の確立を図る。

【携帯】

070-6523-8826
070-6514-7726
070-6526-7817

第8 防災ネットたかさご

市は、災害発生時に、防災行政無線、広報車等の既存の情報伝達手段に加えて、近年普及がめざましい携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、メール登録された方に直接、災害情報、避難情報等の緊急情報を配信するシステム（「防災ネットたかさご」）による情報提供を行なうとともに、「防災ネットたかさご」の周知・加入促進を図る。

1 情報提供内容

(1) ホームページ掲載内容

- ① 高砂市からのお知らせ
- ② 休日の救急当直医情報
- ③ 避難所情報
- ④ 防災の心得
- ⑤ 地震対策
- ⑥ 災害時に便利な伝言サービス

(2) メール配信内容

- ① 緊急情報お知らせメールによる高砂市内の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の緊急情報
- ② 緊急気象情報お知らせメールによる大雨などの気象警報の発表及び解除等の情報
- ③ 緊急地震速報お知らせメールによる震度4以上の地震や津波に関する情報
- ④ お知らせメールによる高砂市からの各種情報

2 「防災ネットたかさご」の周知・加入促進について

市は、さまざまな情報伝達手段を確立するため、「防災ネットたかさご」「ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ」「たかさごナビ」の周知・加入促進を図る。

(1) 周知・加入促進

- ① 出前講座、防災訓練、各種講演会等での加入案内
- ② 自主防災組織をはじめとする各種団体への加入案内
- ③ 各機関紙への掲載

(2) 緊急お知らせメールの利活用

- ① 緊急お知らせメール機能を活用しての総合防災訓練の実施
- ② 緊急気象情報お知らせメールによる気象警報等の迅速な確認

第9 緊急地震速報受信システムの整備

更なる地震対策の充実を図るため、各施設に緊急地震速報受信装置の設置を検討するとともに、将来的には全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入・整備を図り、Jアラートによる緊急地震速報の伝達に努めることを検討する。

1 緊急地震速報受信装置導入の目的

緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は短いものであるが、この間に何らかの対策を講じることができれば、地震被害の防止・軽減が可能である。今後、各施設に緊急地震速報受信システムの導入及び伝達手段の整備を図り、人的被害の軽減に努めることとする。

2 緊急地震速報の利活用

各施設においては、緊急地震速報を受信又は情報を伝達された時にどのように行動するか等、有用な手段・設備等について検討することとする。

(1) マニュアルの作成

緊急地震速報の利活用にあたっては、次の検討内容について関係者間の意識の共有を図り、活用方法を明確にするため、マニュアルを作成する。

- ① 施設利用者の安全確保の適切な方法
- ② 混乱防止のためにとるべき対応及び来客者等への事前周知の方法
- ③ 訓練方法
- ④ 留意事項等について

(2) 対応行動指針の作成

マニュアルを実効性があるものとするため、次の内容を検討して対応行動指針を作成する。

- ① 施設内の調査
- ② 猶予時間の設定
- ③ 上記の内容を考察し、対応行動をわかりやすくする概略図の作成

(3) 対応行動補助設備の活用

場所ごとの適切な対応行動を案内する掲示物等を整備する。

3 訓練の実施

庁内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練（放送を行い一時的に対処行動をとる）については、定期的の実施することとする。

第6節 出火予防・初期消火体制の整備（消防部）

消防本部は、災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備を図る。

第1 消防組織

常備消防として高砂市消防本部が、また、非常備消防としては高砂市消防団がそれぞれ設置されている。

（令和8年4月1日現在）

組 織		構成員
消防本部	本部(署)	80
	高砂分署	19
	合 計	99
消防団	団本部	12
	高砂分団	60
	荒井分団	71
	伊保分団	117
	曾根分団	71
	米田分団	90
	阿弥陀分団	114
	北浜分団	73
	合 計	608

第2 火災予防対策

1 一般予防対策

- (1) 予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。
- (2) 地域の自主防災組織や事務所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- (3) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせる。
- (4) 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防

- (1) 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。
また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等、特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等、区域内の火災予防を図る。
- (2) 建築物等の新築にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞ

れについて、あらかじめ火災予防を図る。

3 人命危険対象物火災予防(消防法令違反に対する是正指導の推進)

不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正促進を行うなど、人命危険対象物の一掃を図る。

4 住宅防火対策の推進

高齢者社会を背景とした住宅防火対策として、住宅火災による死者数を抑制するため、住宅用防災機器等の普及活動及び防火教室等を通じて市民の防火意識向上のための教育を行なう。

5 防火管理者等の育成と活用

- (1) 学校、病院、工場等、政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。
- (2) 防火管理者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

6 特殊危険物の予防対策

放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせる。

7 泡消火薬剤の備蓄

大規模な危険物火災や危険物の漏洩に対処するため、水溶性液体にも対応できる泡消火薬剤の備蓄に努める。

第 7 節 消防防災施設・設備の整備（消防部）

消防防災施設・設備の整備等により、消防力の強化を促進する。

第 1 震災時における総合的な消防計画の策定

震災時の火災に対応する総合的な消防計画を策定する。

第 2 消防署等の耐震性向上

消防署等が震災時の応急対策拠点となること等を考慮し、耐震性の向上を図る。

第 3 消防施設・設備の整備

1 現 況

(1) 消防ポンプ車等

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種 別 \ 配 置		消防本部	高砂分署	計	消防団本部	高砂分団	荒井分団	伊保分団	曾根分団	米田分団	阿弥陀分団	北浜分団	計	合 計
自動車	消防ポンプ車	2		2		1	1	1	1	1	1	1	7	9
	水槽付消防ポンプ車	1		1										1
	特殊車	化学消防ポンプ自動車	1	1	2									2
		はしご付消防自動車	1		1									1
		資器材搬送車	2		2									2
		原液搬送車	1		1									1
		救助工作車	1		1									1
		救急自動車	3	2	5									5
	その他車両	指揮車	1		1									1
		支援車	3		3	1							1	4
		連絡車	1		1	1							1	2
		広報車	1		1									1
その他	可搬式ポンプ	2	1	3	2	1	4	5	1	6	8	4	31	34
	救助ボート	2	1	3			1	1	1	1	1	1	6	9

(2) 消防水利

(令和8年4月1日現在)

地区 \ 水利	消 火 栓	防火水槽 40m ³ 以上	防火水槽 40m ³ 未満	プール	井 戸
高 砂	221	14		5	
荒 井	281	21	1	2	
伊 保	434	14	1	2	
中 筋	135	7		2	
曾 根	255	10		3	
米 田	345	13		3	2
阿弥陀	281	22	3	2	
北 浜	138	7	2	1	
計	2,090	108	7	20	2

(3) 消火薬剤

(令和8年4月1日現在)

消 防 本 部	9,160 リットル
---------	------------

2 整備計画

消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、県策定の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な整備を進める。

(1) 消防力の基準、消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。

① 人員の増強

消防施設の拡充整備を図るとともに、年次計画により人員増強を図り、消防体制の万全を期する。

② 機械器具の整備

現有消防用車両の整備を図るとともに、特殊火災に備えて各種の消防用資器材の確保に努める。

(2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

① 消火栓

道路の新設等により住宅の増加が急激に進展することが予想されるため、水道事業計画と併せて消火栓の新設を年次計画により実施する。

③ 防火水槽

防火水槽については年次的に新設を計画しており、40m³級以上の地下式耐震性防火水槽を消防水利の基準にし、低率地域を重点に整備する。

③ 自然水利

河川、池、海等の自然水利については、活用を図るための調査を十分行う。

第 8 節 防災資機材の整備（総括部本部班・消防部）

市は、震災時に必要な防災資機材等の整備充実を図る。

第 1 住民用資機材

住民用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

住民用資機材は、原則としてコミュニティ防災拠点に配分・備蓄する。

第 2 救助資機材

1 住民用の救助資機材

高砂市自主防災組織補助金（資料編）の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

2 救助要員用の救助資機材

救助要員用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

救助要員用資機材は、原則として地域防災拠点に備蓄する。

第 3 拠点用資機材

地域防災拠点の運用に必要な資機材について、備蓄品目・数量等を定め、地域防災拠点への計画的な備蓄に努める。

第 4 水防用資機材

1 水防倉庫・水防ポンプ庫

市内に水防倉庫 7 箇所、消防ポンプ庫 10 箇所を配備し、水防活動用資材等を備蓄している。水防倉庫、消防ポンプ庫については、資料編参照。

2 水防資材

水防管理者は、資材確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また、備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

資材調達先については、資料編参照。

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資材又は県の備蓄資材を使用する場合には、国土交通省姫路河川国道事務所長又は兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

資材備蓄状況は次のとおりである。

(1) 消防本部

(令和8年4月1日現在)

品名	数量	備考
携帯ラジオ	2	
ロープ銃	1	
発電機	1	
水中ポンプ	1	
ロープ100m	1	
ロープ30m	3	
ビニールシート	30	
土のう袋	9,600	
ビニール紐	13	(巻)
掛矢	5	
なた	3	
スコップ	41	
クギ	60	
針金	50	(m)
救命具	36	
救命ボート	4	
鉄杭	50	
一輪車	6	

(2) 水防倉庫

(令和8年4月1日時点)

倉庫 品名	高砂	荒井	伊保	曾根	米田	阿弥陀	北浜	計
土のう袋	2,000	2,000	2,000	2,100	2,000	2,000	2,000	14,100
むしろ				5		5		10
ビニール紐	5	5	5	5	5	5	5	35
丸太4m	4		10	10		30		54
杭2m	200	40	30	110	40	150	30	600
鉄杭2m		30	30		30	30	30	150
矢板	12	5	5	7	5	10	5	49
掛矢	2	3	3	5	3	4	3	23
スコップ	13	11	12	40	11	40	10	137
蛸つち	3	4	4	3	4	3	3	24
おの	2	3	3	4	3	3	3	21
なた	1	3	3	3	3	3	3	19
鎌	1	5	5	7	5	10	5	38
のこぎり鎌	10	5	5	14	5	10	5	54
じょれん	13	2	4	15	2	15	3	54
つるはし	3	5	5	10	5	9	5	42
ペンチ	2	3	3	2	3	4	3	20
クリッパー	1	1	1	2	2	2	2	11
クギ	10		3	10	3	10	3	39

倉庫 品名	高砂	荒井	伊保	曾根	米田	阿弥陀	北浜	計
のこぎり	2	2	2	3	2	3	5	19
ハンマー	2	2	2	3	2	3	2	16
針金	10	10	10	10	10	10	10	70
くわ	2							2
一輪車	3	3	3	3	3	3	3	21
熊手		5	2	3	5	3	5	23
救命ボート		1	1	1	1	1	1	6

(3) 消防ポンプ庫

(令和8年4月1日時点)

ポンプ庫 品名	小松 原	中筋 2丁 目	米田 新	塩市	島	神爪	魚橋	生石	西浜	牛谷	計
土のう袋	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
スコップ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
熊手	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30

(4) 土のう等保有数

(令和8年4月1日時点)

場 所 品 目	消防本部		市役所 (防災倉庫)	分団車庫	合 計
	訓練場	高砂分署			
土のう	2,000 個	50 個		3,300 個	5,350 個
砂	15 m ³				15 m ³

第9節 災害ボランティア活動支援体制の整備（救助部援護班）

市は、大規模な災害が発生し救援活動が長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備に努める。

第1 受入体制の整備

大規模災害等が発生した場合、市は災害ボランティアに協力を得ることとし、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- (1) ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの養成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上
- (4) 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- (5) 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等の住民との円滑な関係づくり
- (6) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定（社会福祉協議会作成）

第2 ボランティア活動支援拠点の整備

平常時における各種ボランティア活動が災害時にも活かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害ボランティア活動支援拠点（災害ボランティアセンター）の整備に努める。（高砂市ユアアイ福祉交流センター）

第3 災害ボランティア活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元・外部から被災地入りするNPO・NGO等の被災者援護協力団体と連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア）などの活動支援や調整を行う組織も含めた連携体制を構築し、次の条件整備に努める。

- (1) 災害に係るボランティアコーディネーターの養成
- (2) 災害ボランティア用活動マニュアルの作成
- (3) 災害ボランティアのネットワーク化
- (4) 災害ボランティア活動拠点の整備
- (5) 災害ボランティア活動資機材の整備
- (6) 災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくり

第4 災害ボランティア等の確保

- (1) 被災地域におけるボランティアニーズの把握
- (2) 災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援

第 10 節 備蓄体制等の整備（総括部本部班）

市は、災害発生直後に必要となる食料・物資等の備蓄・調達体制の整備に努める。

第 1 備蓄の基本的方針

- (1) 災害発生から 3 日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (2) 住民が各家庭や職場で、平常時から 3 日分の食料・飲料水・生活必需物資を備蓄するように、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年 1 回、広く市民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めるものとする。
- (4) 市の備蓄量は、山崎断層帯地震発生時避難者想定数 3 日分（うち 1 日分は現物備蓄）を備蓄するよう努めることとする。また、各種民間業者等から確保出来るよう各種物資等の調達に関する協定の締結に努める。
- (5) 市の災害対策要員は、常時 3 日分の備蓄に努めなければならない。
- (6) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新し、最新の状況の把握を行う。
- (7) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人材や資機材等を輸送事業者等と連携して確保するよう努める。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第 2 民間との協定促進

災害時における各種物資等の調達等に関して、民間事業者等との協定締結を促進し、必要な物資等の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

1 協定締結済み（資料編参照）

緊急時における生活物資確保に関する協定 【生活協同組合コープこうべ】

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

【イオンリテール(株)西日本カンパニー等】
防災活動の協力に関する協定 【フジ(株)】
災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定 【コカ・コーラボトラーズジャパン(株)】
災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定 【サントリーフーズ(株)】
災害時における支援協力に関する協定 【(株)ハローズ】
災害時における物資供給に関する協定 【(株)ナフコ】 【(株)いない】
災害時等における生活物資確保に関する協定 【(株)マルアイ】
災害時における避難所用物品等の供給に関する協定 【兵庫ヤクルト販売(株)】

第3 食料

1 食料給与対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 目標数量及び備蓄方法

- (1) 住民は、1人3日分の現物備蓄に努める。
- (2) 市は、指定避難所の屋内収容者数の1回分相当量を、各避難所に分散させ、現物備蓄するよう努める。
- (3) 市は、想定される被災者の1日分相当量から上記(2)の量を差し引いた数量分を、防災倉庫等に現物備蓄するよう努める。

3 備蓄品目

主な備蓄品目について、高齢者や乳幼児・アレルギー体質者等のニーズにも配慮し、次のように定める。

- (1) 主 食
炊き出し用米穀（アルファ化米）、育児用調製粉乳等（無添加食品）
- (2) 副 食
即席めん、調理缶詰等

第4 生活必需物資

1 生活必需物資給与対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 目標数量及び備蓄方法

- (1) 住民は、1人3日分の現物備蓄に努める。
- (2) 市は、指定避難所の屋内収容者数の毛布を、各避難所に分散させ、現物備蓄するよう努める。
- (3) 市は、その他の備蓄品について想定される被災者の1日分相当量を、防災倉庫等に現物備蓄又は

流通在庫備蓄するよう努める。

- (4) 市は、幼児・女性等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もるものとする。

3 備蓄品目

主な備蓄・調達品目について、次のように定める。

また、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要となると考えられる品目については重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮する。

(令和8年4月現在)

区 分	主な備蓄・調達品目	現在の備蓄状況	
寝 具	毛布	防災倉庫	600 枚
		第2上下水道庁舎	110 枚
		文化会館	640 枚
		各小学校(10 箇所)	6,250 枚
		各中学校(6 箇所)	2,100 枚
		各高等学校(4 箇所)	120 枚
		各地域交流センター(8 箇所)	160 枚
		各自治会館(21 箇所)	520 枚
		曽根備蓄倉庫	180 枚
		合計	10,780 枚
	アルミブランケット	防災倉庫	1,100 枚
		各小学校(10 箇所)	6,000 枚
		各中学校(6 箇所)	600 枚
		合計	7,700 枚
	避難所用ベッド	各小学校(10 箇所)	200 台
		各中学校(6 箇所)	120 台
		各地域交流センター(8 箇所)	40 台
		第2上下水道庁舎	298 台
		合計	658 台
	避難所用テント	各小学校(10 箇所)	216 台
		各中学校(6 箇所)	136 台
		各地域交流センター(8 箇所)	40 台
		第2上下水道庁舎	248 台
		合計	640 台
日用品	タオル	各小学校(10 箇所)	4,800 枚
		第2上下水道庁舎	6,740 枚
	おしりふき	第2上下水道庁舎	5,400 枚
	乳児用紙おむつ	防災倉庫	2,088 枚
	大人用紙おむつ	防災倉庫	536 枚
	生理用ナプキン	防災倉庫	2,020 枚

区 分	主な備蓄・調達品目	現在の備蓄状況	
食 品	哺乳ビン	防災倉庫	384 本
	アルファ化米（白がゆ）	各小中学校・高校・自治会館・防災倉庫	28,450 食
	アルファ化米（わかめ）	各小中学校・防災倉庫	18,200 食
	アルファ化米（きのこ）	各小中学校・防災倉庫・地域交流センター	18,450 食
	羊羹	各小中学校	32,150 食
	パン	各小中学校・防災倉庫・地域交流センター	3,492 食
	粉ミルク新生児用	防災倉庫	2,200 本
	粉ミルク 9 ヶ月～用	防災倉庫	2,200 本
	粉ミルク（アレルギー対応）	防災倉庫	24 缶
	液体ミルク	防災倉庫	960 缶
	飲料水（500ml 1 入り）	第2 上下水道庁舎・各小中学校 地域交流センター	35,448 本
	飲料水（2l 入り）	第2 上下水道庁舎	9,474 本
光熱 材料	防水ライト	防災倉庫	24 個
	撮影用照明機材	防災倉庫	6 台
	発電機	各小学校	10 基
	投光器	防災倉庫	10 基
	合図灯	防災倉庫	3 個
	薪	防災倉庫	10 箱
	ストーブ（備蓄用薪）	防災倉庫	2 台
	カセットガスボンベ	防災倉庫	134 本
	乾電池	防災倉庫	118 本
	救助工具セット	各小学校	10 セット
	ポータブル発電機	防災倉庫・地域交流センター	34 基
その他	給水タンク（500 リットル）	防災倉庫	2 基
	消火器	防災倉庫	3 本
	メガホン	防災倉庫	5 個
	トリアージ用シート	防災倉庫	1 セット
	コードリール	防災倉庫	23 個
	ロープ	防災倉庫	2 巻
	カナディアンテント	荒井小学校備蓄倉庫	1 張
	テント	荒井小学校備蓄倉庫	6 張
	一輪車	防災倉庫	1 台
	トイレットペーパー	第2 上下水道庁舎	3,360 ロール
	簡易トイレ	第2 上下水道庁舎・各小中学校	1,473 個
	トイレ袋	第2 上下水道庁舎・各小中学校	56,930 枚
	ブルーシート	防災倉庫	1,348 枚
	組立式ウォータータンク	防災倉庫	20 台

第5 応急給水（水道部・事業班）

1 対 象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備するよう努める。

	給水目標水量
災害発生から3日間	1人1日 3リットル
4日～10日間	1人1日 3～20リットル
11日～20日間	1人1日 20～100リットル
21日目以降	1人1日 100リットル～被災前の水準

3 供給体制

拠点給水や給水車等による運搬給水に必要な体制の整備に努める。

名 称	数 量	保 管 場 所
加圧給水車	2,000リットル 1台 900～1,000リットル 1台	第2上下水道庁舎車庫 米田水源地
携帯用タンク	15リットル 270個	荒井ポンプ場
非常用飲料水袋	6リットル 7,200個	荒井ポンプ場 (6,400個) 第2上下水道庁舎 (800個)

4 各家庭での飲料水の確保

- (1) 各家庭で、最低1人1日3リットルの飲料水3～5日分をポリタンク等の容器に備え、日頃からこまめに取り替える。
- (2) 各家庭で、風呂の残り湯をとっておいたり、洗濯機に水を貯めておくなど、断水時の生活水の確保に努める。

5 協力体制の整備

- (1) 住民及び自主防災組織等に対し、災害時給水活動の担い手となるよう、貯水及び給水に関する指導を徹底する。
- (2) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（資料編参照）に基づく飲料水の確保を図るほか、災害時給水に対応する。

第6 医薬品等（医療部）

- (1) 市内各医療機関に対し備蓄を奨励する。
- (2) 高砂市医師会との連携を図りながら救護所への備蓄配備を行うとともに、不足の場合の調達手段を講じておく。
- (3) 発災後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

第11節 緊急輸送体制の整備（総括部本部班・応急対策第1部）

市は、災害時における災害応急活動に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送体制の整備に努める。

第1 地域輸送拠点の整備

災害時における緊急物資等の地域輸送拠点として、地域防災拠点である総合運動公園を指定し、輸送拠点としての機能の整備充実を図る。

第2 高砂市緊急輸送道路ネットワークの設定

災害発生後、緊急物資等の輸送を円滑に行うため、兵庫県緊急輸送道路（県指定）や地域防災拠点等とのアクセス等に留意し、高砂市緊急輸送道路を設定する。第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第20節「交通輸送対策の実施」参照

1 設定上の留意点

高砂市緊急輸送道路ネットワークは、次の各施設と市域に係る兵庫県緊急輸送道路（県指定）とのアクセスに配慮し、警察及び関係機関と協議のうえ設定する。

- (1) 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
- (2) 地域防災拠点（地域輸送拠点）
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場
- (4) 海上アクセスポイント

2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

大規模災害時における緊急物資の輸送の確保や住民の円滑な避難の確保を行うには、緊急輸送道路を早期に使用できる状態とする必要があるため、緊急輸送道路の沿道に建つ道路を閉塞する可能性の高い建築物の耐震化を図る。

第3 緊急輸送車両の確保

1 輸送力

市の所有する輸送力は次のとおりである。

車種 所属	貨物車 (小型貨物含)	乗用車	バス	救急車	消防車	給水車	船舶	軽自動車	計
消防本部	1			5	13		4	2	25
消防団					8		6	1	15
政策部								3	3
総務部		1						1	2
財務部	1	4						4	9
協働部		1						2	3
市民部								5	5
こども部			1					5	6
福祉部								5	5
生活環境部	2	3						9	14
都市創造部	2							8	10
上下水道部	3	1				1		15	20
教育部			1					7	8
市民病院	1	1						4	6
計	9	11	2			1		68	91

2 協定の締結

市は、災害応急活動に資する緊急輸送車両の確保に関して、民間事業者等との協定締結を促進し、必要な車両等の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

(1) 協定締結済み

災害時における応急対策等の協力に関する協定【兵庫県自動車整備振興会加古川支部】

第4 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

市は、空輸による緊急輸送を想定し、市内全域をカバーする観点からヘリコプター離着陸場を第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第19節「ヘリコプター派遣要請計画」のとおり指定する。このうち3箇所（カネカ、総合運動公園、河川公園）は、県が指定するヘリコプター臨時発着場適地に位置づけられている。

第5 海上アクセスポイントの整備

市は、海上からの緊急輸送に備え、高砂港、高砂西港、伊保港、曾根港の耐震岸壁化等を検討する。

第12節 災害医療体制の整備（医療部）

市は、災害時における多数の負傷者等に対する救急医療や災害医療体制の整備に努める。

第1 災害時の拠点病院

市は、地域の基幹病院となる高砂市域における災害時の拠点病院として、耐震構造で防災設備も備えた拠点病院を整備する。

- ・高砂市民病院

第2 災害医療情報の収集体制の整備

高砂市医師会、救急指定病院等と連携をとり、災害時において円滑に医療情報の収集が行えるよう、情報収集体制の整備に努める。

第3 初動医療体制の整備

災害時における負傷者等の災害現場からの救出及び医療救護について、その負傷の軽・重の程度（トリアージ）に応じて迅速かつ適切に実施されるよう、県、高砂市医師会その他の関係機関等の協力を求め、必要な体制の整備を図る。

1 市救護班の編成計画

災害時には必要に応じ、避難対策部健康管理班・医療部・救助部避難行動要支援者対策班等により市救護班を編成するものとする。

県、高砂市医師会及び日赤兵庫県支部と協議して、災害発生時における迅速な応急医療体制整備に必要な緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

2 後方医療体制の拡充・強化

災害時における負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、県その他関係機関に後方医療体制・施設の拡充・強化を要請する。

3 応急救護体制の確立

(1) 機動班

消防（本）部が組織する救急隊、救助隊で、災害現場における救出・救護を行う。

(2) 救護班

災害対策本部の組織における救護班で、救護所において応急措置を行う。

(3) 救護所

災害時に医療応急措置を行う施設として設置する。

【平成7年12月19日後医第34号地域防災計画上の救護所の設置場所等の決定に関する要領】

名 称	場 所	管 轄 区 域
文化会館	高砂町朝日町1丁目2番1号	法華山谷川以東
竜山中学校	松陽3丁目1番	法華山谷川以西

(4) 後方医療施設

救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う常設の高砂市民病院等をいう。

4 医師会等との連携強化

高砂市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協力協定締結を推進し、災害時にはそれぞれの専門的技術の提供を依頼する。

第 13 節 被災建築物応急危険度判定制度の整備（応急対策第 1 部被災建築物応急危険度判定班）

市は、平成 22 年 3 月に震災に係る被災建築物応急危険度判定制度等の整備を行った。

第 1 目 的

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから生じる恐れのある二次災害から住民の安全を確保するため、県の支援のもと、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

第 2 被災建築物応急危険度判定実施体制等の整備

- 1 県策定の被災建築物応急危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）に基づき高砂市被災建築物応急危険度判定要綱及び判定業務マニュアルの整備を行う。
- 2 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会及び東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会に参画し、県及び他市町と協力しながら、判定実施体制の整備を図る。

第 3 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の育成

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより人命にかかわる二次的災害を防止するため、十分な知識と技術をもって即時に応急危険度判定に従事できる被災建築物応急危険度判定士を育成する。

- 1 県が実施する認定講習会に、市職員等を計画的に参加させることにより判定士を養成する。
受講対象者は、兵庫県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する 1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士
 - (2) その他、知事が認める者（公共団体の建築・防災関係の職員）
- 2 市内の被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な技術習得のための講習会への参画を促す。
- 3 市職員及び市内の被災建築物応急危険度判定士に対し、判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会への参画を促し、市内に必要な数の判定コーディネーターの養成に協力する。
- 4 他市町及び県から被災建築物応急危険度判定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。

第 4 災害の予測及び県協議会での協議事項

- 1 市は、災害の予測をするため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 被災後の迅速な対応を実現するための災害の予測。
 - (2) 災害の予測を基に、判定の実施に必要な事項に関する震前対策。
 - (3) 兵庫県及び他市町と災害の予測に必要な情報交換を行い、災害の予測の把握に努める。
 - (4) その他、災害の予測に関する事項。
- 2 市は、県協議会において、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 判定の実施のためのマニュアルに関する事項。
 - (2) 判定の実施方法及び判定の結果の表示方法に関する事項。
 - (3) 判定の実施機材の調達及び備蓄に関する事項。
 - (4) その他、判定の実施に必要な事項

第5 資機材の備蓄

要綱及びマニュアルに基づき、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

第6 連携の整備強化

- 1 平常時より、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会（事務局：県加古川土木事務所）等の場を活用し、県及び他市町との連携及び相互応援体制の確保に努める。
- 2 建築関係団体の協力を得ながら、東播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会における民間判定士との連絡体制の整備に協力する。

第 14 節 家屋被害認定士制度の整備（調査部・調査班）

市は、震災に係る家屋被害認定士制度の整備に努める。

第 1 家屋被害認定士の育成

災害時における多くの被災者支援制度において被災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

- 1 被災証明発行又は家屋被害認定調査において指導的立場となる者を養成するため、家屋被害認定士の研修に計画的に参加する。
- 2 他市町から家屋被害認定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。
- 3 市職員（建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

第 2 家屋被害認定士の役割

- 1 災害時に調査員に命じられ、即戦力として被害調査を行なう。
- 2 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- 3 常に自己研鑽を行なうとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行なう。

第 3 他市町との協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他市町との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

第 15 節 被災宅地危険度判定制度の整備（応急対策第 1 部土木班）

市は、大地震等に係る被災宅地危険度判定制度等の整備に努める。

第 1 目的

市は、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震（以下「大地震等」という。）災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

第 2 被災宅地危険度判定制度実施体制等の整備

- 1 県策定の被災宅地危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）等を踏まえ、高砂市被災宅地危険度判定要綱及び業務マニュアルを策定する。
- 2 兵庫県宅地防災推進協議会及び被災宅地危険度判定地域連絡協議会等に参画し、兵庫県及び他市町と協力しながら、判定実施体制の整備を図る。

第 3 兵庫県被災宅地危険度判定士の育成

大地震等による災害発生時に、被災宅地の危険度判定を円滑に実施し、二次的災害を防止するため、十分な知識と技術をもって即時に応急危険度判定に従事できる被災宅地危険度判定士を育成する。

- 1 県が実施する養成講習会に、市職員等を計画的に参加させることにより宅地判定士を養成する。
受講対象者は、兵庫県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 宅地造成等規制法施行令第 17 条各号又は都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからトに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする知事等が認めた者
 - (4) その他、建築士法による二級建築士として 4 年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5 年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事等が認めた者
- 2 市内の被災宅地危険度判定士に対し、判定に必要な技術習得のための講習会への参画を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定の実施に当たり（実施マニュアルに基づき）、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び

危険度判定実施本部長への報告等を行う被災宅地危険度判定業務調整員を、宅地判定士のうちから養成する。

- 4 被災宅地の危険度判定にあたっては、判定を実施する市に実施本部、当該市への宅地判定士の派遣等の支援を行う県に支援本部を設置し、これらの各本部において、被災宅地危険度判定業務調整員、宅地判定士の受け入れ、組織化その他判定実施にあたって重要な業務を行うこととなるので、市においては、そのスタッフとなるべき判定業務に習熟した本部要員の養成に努める。
- 5 他市町及び県から宅地判定士の派遣の要請があれば、実地研修の場ととらえ積極的に派遣を検討する。

第4 災害の予測及び県協議会での協議事項

- 1 市は、災害の予測をするため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 被災後の迅速な対応を実現するための災害の予測。
 - (2) 災害の予測を基に、判定の実施に必要な事項に係る震前対策。
 - (3) 兵庫県及び他市町と災害の予測に必要な情報交換を行い、災害の予測の把握に努める。
 - (4) その他、災害の予測に関する事項。
- 2 市は、県協議会において、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 判定の実施のためのマニュアルに関する事項。
 - (2) 判定の実施方法及び判定の結果の表示方法に関する事項。
 - (3) 判定の実施機材の調達及び備蓄に関する事項。
 - (4) その他、判定の実施に必要な事項

第5 資機材の備蓄

要綱及びマニュアルに基づき、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

第6 連携の整備強化

平常時より、兵庫県宅地防災推進協議会及び被災宅地危険度判定地域連絡協議会等の場を活用し、兵庫県及び他市町と地域の相互支援体制を充実し、判定を円滑に行うため、相互の連絡体制を整備する。

第 16 節 住民避難に係る施設・体制の整備（避難対策部）

市は、災害時における住民避難が円滑かつ速やかに行われるよう、避難施設や避難体制の整備・確立に努める。

第 1 避難施設の指定・整備

避難施設として、浸水想定区域図及び高砂市ハザードマップ（令和 2 年度改訂版）等を参考に避難場所及び避難所を指定し、その防災機能の整備向上を図る。

なお、避難場所とは、避難地（オープンスペース）と避難所を併せ持った施設を指す。

1 避難場所の指定

(1) 役割・機能

- ① 地域ぐるみの防災活動の拠点
- ② 地域への情報伝達の拠点
- ③ 防災活動を行う場合の災害時要援護者等の一時安全避難場所

(2) 指定の目安

- ① 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
- ② ある程度のオープンスペースが確保されていること
- ③ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ④ 情報伝達上の便利が得やすいこと
- ⑤ なるべく公共施設であること

(3) 指定避難場所一覧

避難場所として、コミュニティ防災拠点を中心に、市内の小中学校及び高等学校等の施設を指定する。

また、それぞれの避難場所の避難圏として、当該学校に近接する地区を想定する。

指定場所の一覧は、第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 7 節「避難対策の実施」9「指定避難施設一覧」参照

2 避難所の指定

(1) 役割・機能

避難所とは、災害時に被害を受け又は受ける恐れのある市民が応急生活をするための場所であり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものである。

災害時には、被災者数等の被災状況を踏まえ、指定された避難所の中から必要に応じ、避難所の開設を行う。震度 5 弱以上の地震が発生した時は、全施設の開設を行い、それ以下であっても、津波注意報が発表された時は、避難所及び津波からの一時避難場所を開設する。

(2) 避難所

避難所として、コミュニティ防災拠点を中心に、市内の小中学校及び高等学校の施設（体育館等）及び自治会施設 21 箇所（一時避難所）を含め、54 施設を指定する。

＊避難所に関する覚書（資料編）

このうち、高砂小学校及び文化会館は、津波からの避難者の受け入れ施設として津波警報が発表

されると同時に開設する。高砂・伊保浄化センター及びエコクリーンピアはりまは、津波からの一時退避所として逃げおくれた市民を収容する。

また、文化会館及び福祉総合相談センターは、福祉避難所として位置づける。ただし、文化会館は1階の多目的室5、多目的室6、控室1、控室2及び料理講習室を救護所として医師会と連携して使用することとし、福祉総合相談センターは2階会議室を避難場所として使用することとする。

自治会施設18箇所一時避難所として位置づける。

各認定こども園は、災害時においても早期に園児の受け入れを行うため、調理室のみを炊き出し施設として位置づける。

＊津波避難所を除いて、全施設は、応急危険度判定実施後、安全が確認された施設から順次開設する。（指定避難所の一覧については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第7節「避難対策の実施」9「指定避難施設一覧」参照）

第2 避難体制等の整備・確立

市は、避難場所等への住民の安全な避難を確保するため、避難体制等の整備・確立に努める。

1 避難路の設定

災害時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予想されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう事前に避難路を設定し事前に周知する。

(1) 市指定避難路

広域避難地及び一次避難地に通じる道路又は緑道であって、幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道か沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道を指定する。

(2) 自主防災会等による指定避難路

地域内で定めた一時避難場所及び避難所に、市指定避難路だけでは、アクセスできない場合は、自主防災会等の組織で事前に避難路を定め住民に周知する。

2 標識等の整備

(1) 避難場所周辺の安全性確保

指定避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い、整備を進める。

(2) 誘導標識等の整備

誘導標識、避難場所表示板の整備にあたっては、避難行動要支援者への配慮を含めた内容の検討を行い、適切な整備を進める。

(3) 避難場所案内図の整備

避難場所案内図は、避難場所の配置を図上に示し、地理不案内な者に対してはもとより、施設そのものの所在を知っている住民に対しても避難場所としての周知を図る役割を果たすものであり、適切な避難場所案内図の整備を進める。

(4) ハザードマップの作成

令和2年度にハザードマップの改訂を行い全戸配布した。また、被害想定等において見直しがあった場合は修正し、全世帯に配布する。

3 避難誘導體制の整備

(1) 整備の前提となる基本的考え方

- ① 避難者の把握、避難誘導等に際しては、高砂警察署長に協力を要請する。
- ② 広域的な災害による避難指示が出された場合、住民は原則として最寄りの指定避難場所に自主的に避難する。
- ③ 避難の指示が出された場合、市はあらかじめ指定避難場所に職員を派遣するとともに、一定の地域または自主防災組織等の単位で住民を集めた後、必要に応じ、避難所に誘導する。
- ④ 消防本部は、避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路並びに消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、警察署長等関係機関に通報する。また、避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難経路の安全性を最優先してその確保に努める。
- ⑤ 自主防災組織等の団体及び住民は、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者については、早めに避難させるよう配慮するとともに、優先して避難誘導に努める。

(2) 体制の整備

① 避難誘導體制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等の災害状況について迅速に把握するとともに、関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

② 避難路の整備と安全化

災害時における住民避難の安全性を確保するため、避難路の整備を図る。

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。また、住民による初期消火体制の充実強化に努める。

③ 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した住民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設整備、災害時の運用等について、あらかじめ協議を行う。

イ 避難施設の安全化

指定避難場所及び指定避難所を市街地火災等から防護し、避難した住民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮し、施設のバリアフリー化に努める。

ウ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行われるよう、指定避難場所に災害時の有線放送及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

④ 避難所運営マニュアルの作成

避難所の運営は、避難者・自主防災組織等が自主的に運営にあたることとしますが、避難者に混乱が起きないよう事前に開設から閉所までのマニュアルを作成し市職員、避難者、ボランティア等の役割を定め避難所での生活をできるだけ支援できるよう努める。

避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班と各避難所施設班とで作成する。

第 17 節 避難行動要支援者の支援体制（総括部本部班、救助部避難行動要支援者対策班）

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者のうち、避難行動要支援者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、体制整備に努める。

第 1 地域安心拠点の整備

日頃からの住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が災害時における避難行動要支援者対策にもつながるとの観点から、住民の自立と相互の助け合いを基調に高齢者・障がい者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点として文化会館を指定し、地域安心拠点（福祉避難所）としての整備を図る。

第 2 支援体制

市は、避難行動要支援者体制について、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、高砂市避難行動要支援者避難支援の手引きを策定している。また、当該手引きに基づき、対象者一人ひとりの状況に応じた避難支援の方法を定める個別計画づくりを進めている。今後は、引き続き個別計画の作成を推進するとともに、防災訓練等を通じてその内容の検証を行い、必要に応じて見直しを図ることで、より実効性の高い計画となるよう、内容の充実に努めるものとする。

第 3 避難行動要支援者名簿の作成・活用等

市は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。

このため、名簿の作成及び活用等について必要な事項を定める。

1 名簿に記載する者の範囲

名簿に記載する者の範囲は、災害が発生したときや災害が発生するおそれのあるとき、ひとりで避難することが困難なため、第三者の支援が必要な下記に掲げる者をいう。

- ・ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯
- ・介護保険要介護認定（要介護 3～5）で在宅生活している人
- ・身体障がい者（1 級～2 級）で在宅生活している人
- ・知的障がい者（療育手帳 A）で在宅生活している人
- ・そのほか支援が必要と思われる人

2 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき市の関係部署で把握している情報を集約し、利用するほか、同第 4 項の規定に基づき県知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

3 名簿の更新

市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者と共に、名簿の記載事項を最新に保つよう努める。

4 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の支援を担う組織等で、市関係部局、消防本部、自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員及び県民局をいう。

5 個別避難計画をはじめとする地域における避難計画体制の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用には支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

6 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市は、緊急かつ着実に避難情報が伝達されるよう、第3編第3章第7節避難対策の実施1実施責任と実施基準等(2)避難情報の伝達に準じて行うものとし、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努める。

避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日頃から円滑な避難が可能となるよう努めることとする。

8 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

名簿を提供するにあたっては、高砂市避難行動要支援者避難支援の手引きに基づき、適切に行わなければならない。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要がある場合、避難行動要支援者に係る名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

第4 災害時にかかる避難行動要支援者名簿の提供について

1 災害対応の規定について

災害対策基本法第49条の11 第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意なく、名簿情報の提供を行うことができる。

「災害が発生し、災害が発生するおそれがある場合」について、地震においては、「地震が発生し避難所が開設された場合」とし、風水害においては、「警戒レベル3 高齢者等避難を発令した場合」とする。

2 避難行動要支援者名簿の提供について

災害が発生するおそれがある場合における避難行動要支援者名簿の提供について、本人の同意は必要ないものの、災害対策基本法第49条の12の規定による、提供時の配慮を行うための必要な措置については遵守する必要がある。

そのため、避難支援等関係者から名簿提供に関する依頼を受けた場合には、必要な確認等の手続きを経た上で名簿の提供を行うとともに、提供に際しては、適切な取扱いがなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(必要な措置の一例)

- ・避難支援等関係者に限り提供する
- ・他地区の情報を渡さない
- ・避難支援等関係者の守秘義務の伝達
- ・名簿をみだりに複製してはならない
- ・平常時に名簿を有していない者へ情報提供する場合、破棄および返却の依頼を行う

3 安否確認等に活用する場合における地域への名簿提供について

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民が安否確認等に避難行動要支援者名簿を活用する際には、発災後速やかに名簿情報の提供を行う必要がある。

そのため、避難所となる地域交流センターにおける名簿の配置及び提供方法については、関係施設との協議・調整を進め、今後、運用方法について検討するものとする。

なお、当面の対応としては、避難支援等関係者の求めに応じて、本庁舎において救助部避難行動要支援者班が名簿の提供を行う。

また、平時における名簿提供については、避難支援等関係者の求めに応じて、総括部本部班においても対応するものとする。

第5 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市等は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

2 社会福祉施設の対応強化

施設管理者は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

(1) 防災計画の策定

施設管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について、防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

施設管理者は、策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により、定期的に防災避難訓練を実施する。

(3) 地域住民との連携

施設管理者は、平常時から入所者と地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の交流が得られるような必要な体制づくりを推進する。

3 施設等の対応整備

施設管理者は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項に係る整備に努める。また、市・消防本部は必要な指導助言を行う。

(1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

(2) 光・音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮し、施設のバリアフリー化に努める。

第6 避難行動要支援者関連施設への災害対策の実施

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑かつ迅速な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備し、防災体制整備の指導等を行うなど総合的な土砂災害対策を講じる。

(2) 水防法に基づく浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。

(3) 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等は、ハザードマップ等で市民に周知する。

避難行動要支援者関連施設の名称と所在は資料編に示す。

第18節 災害時帰宅困難者対策の推進

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第1 住民等への普及啓発

- 1 災害時における帰宅困難者を支援するため、県などが構成団体となっている関西広域連携協議会が関西2府5県4政令市を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。この協定に基づき、災害時に交通が途絶した場合に、通勤・通学者などの徒歩帰宅者に対する「水道水」「トイレ」「道路情報」等の提供を行うコンビニエンスストア・外食事業者が「災害時帰宅支援ステーション」として有効に機能するよう、広報誌等で住民へ周知するよう努めることとする。



災害時帰宅支援ステーション・ステッカー

支援可能な店舗には、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が掲示されている。

- 2 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービスや、家族等の中での災害伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行なうとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

第2 帰宅困難者への対応

- 1 帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。
- 2 市、関係事業者は、避難行動要支援者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。

第 19 節 外国人への対応（避難対策部総務班）

市は、外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達体制の確立に努める。

第 1 日常の情報提供

高砂市国際交流協会等と連携し、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレット等の発行、ひょうご E（エマージェンシー）ネット等を用いた防火・防災知識の啓発に努める。

第 2 外国人住民等の被災情報の把握

1 被災状況の確認

県、警察、外国人団体、市各災害対策部等と相互に連絡して、外国人住民の被災状況を確認する。

2 ニーズの把握

高砂市国際交流協会等を通じてニーズを把握する。

第 3 外国人住民等への情報提供

1 相談体制の確立

災害時に開設する相談窓口において、ボランティアを活用するなどの方法により、可能な限り多言語による相談体制の確立に努める。

2 災害情報の提供

高砂市国際交流協会等の協力を得ながら、多言語による生活ガイドブックや「ひょうご E（エマージェンシー）ネット」等を用いた情報提供ならびに、多言語による防火防災対策の啓発に努める。

3 避難誘導の対応等

災害時の避難に係る誘導標識、避難場所案内板について、一般図記号の使用をすすめる。

4 避難所運営時の配慮

避難所に、外国人が分かるように災害時多言語表示シートを準備し、適宜表示を行う。また、外国人の生活習慣や宗教を尊重し、避難所生活では可能な限り配慮を行う。

第 4 外国人住民等への研修等

1 研修会の実施

日本における災害時の特性を学ぶ研修会を「やさしい日本語」などを用いて実施し、日本における災害の特性を学ぶとともに、日本人・外国人、双方の交流の促進を図る。

2 訓練への参加

外国人へ市や地域が開催する防災訓練への参加を促し、災害時に実際に行うべき行動を学ぶとともに、訓練参加者との交流を図る。

第 20 節 津波災害対策の推進（総括部本部班、応急対策第 2 部、応急対策第 1 班）

市は、津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波予報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、市民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進に努める。

第 1 防潮堤等海岸施設の整備

市、県及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合は、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

ゲート閉鎖（107基）要員、連絡体制等を毎年見直し津波の発生時迅速に対応出来るようにする。（応急対策第 1 班）

（第 2 編「災害予防計画」第 2 章「地域防災基盤の整備」第 4 節「河川海岸の整備」・第 3 章「災害応急対策への備えの充実」第 2 1 節「防災基盤・施設等の整備計画」及び第 5 編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第 4 章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第 2 節「津波からの防護のための施設の整備等」に定めるところによる。）

第 2 津波予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

1 津波予報伝達の迅速化、確実化

市及び防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、津波警報・注意報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波予報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。

2 通報・通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。

- (1) 市及び県は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導することとする。
- (2) 市及び県は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。
- (3) 市は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線、電話応答サービス、電話・FAX 配信サービス、携帯電話（防災ネットたかさご、エリアメール、緊急情報メール等）、サイレン、半鐘、近接する市の施設からの職員及び自主防災組織による伝達等多様な手段を活用することにより、海浜地及び河川敷への警報伝達の範囲の拡大に努めることとする。
- (4) 市、県及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①市防災行政無線（移動系無線・同報系無線）②県防災行政無線及び③市、県、警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線機の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。

3 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業共同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

（その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」に定めるところによる。）

第3 津波監視体制等の確立

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」に定めるところによる。

第4 避難体制の整備

市は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

（第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第16節「住民避難に係る施設・体制の整備」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第4節「避難対策等」に定めるところによる。）

第5 市民への啓発活動等の実施

市は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

（第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第1節「防災に関する学習等の充実」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」に定めるところによる。）

第6 津波対応マニュアル等の作成

市は、津波災害に的確・迅速に対応するために、第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第1節「津波に対する体制整備」2「市町津波災害対応マニュアルの作成」に定めるところにより、高砂市津波災害対応マニュアルを作成した。

第7 南海地震に関わる津波対策の推進

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第 21 節 防災基盤・施設等の整備計画（総括部本部班、応急対策第 1 部、 応急対策第 2 部第 1 班）

市は、防災基盤・施設等に係る整備計画を策定し、その推進に努める。

また、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合は、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。

第 1 地震防災緊急事業

市は、地震防災上緊急に整備すべき公立学校施設について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び高砂市耐震改修促進計画に基づき、平成 20 年度中に耐震診断を完了した。なお、耐震補強の必要な建物については、平成 25 年度に耐震補強工事を完了している。

平成 9～10 年	荒井小学校校舎改築
平成 10 年	米田小学校（南棟）耐震補強
平成 11 年	荒井小学校体育館改築・高砂小学校校舎（中棟・渡廊下棟）耐震補強
平成 12 年	高砂小学校（南棟・昇降口棟）耐震補強
平成 12～13 年	伊保小学校校舎（本館）改築
平成 13 年	中筋小学校（北棟）耐震補強
平成 13～14 年	鹿島中学校耐震補強
平成 16～17 年	曾根小学校（北棟）耐震補強
平成 20 年	米田小学校（北棟）耐震補強
平成 21 年	荒井中学校（北棟・昇降口棟）耐震補強 中筋小学校体育館耐震補強 北浜小学校（体育館・給食室棟）耐震補強 鹿島中学校体育館耐震補強
平成 21～23 年	阿弥陀小学校改築
平成 22 年	高砂小学校（北棟）耐震補強 伊保小学校（東棟）耐震補強 伊保南小学校（南棟・北棟・昇降口棟）耐震補強 米田小学校（西棟）耐震補強 米田西小学校（南棟・体育館）耐震補強 米田西幼稚園耐震補強 北浜幼稚園耐震補強
平成 23 年	伊保小学校（北棟・渡廊下棟）耐震補強 中筋小学校（南棟・昇降口棟）耐震補強
平成 24 年	松陽中学校（南棟）耐震補強 宝殿中学校（北棟）耐震補強 荒井幼稚園園舎改築
平成 25 年	高砂中学校（西棟）耐震補強 北浜小学校（南棟）耐震補強 米田西小学校（北棟・昇降口棟）耐震補強 米田幼稚園耐震補強

第 2 緊急防災基盤整備事業

市は、阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、防災機能の向上を図るため、緊急防災基盤整備事業計画を作成し、それに基づき施設の整備を実施した。

実施した事業

平成 10～12 年	文化会館耐震補強（改修）
------------	--------------

今後計画を作成しなければならない事業は、市本庁舎等の昭和 5 6 年以前の公共施設、高砂大橋等橋梁構造物について、耐震補強等の事業計画を作成する。

第 3 防災まちづくり事業

市は、地域の実情に応じた災害に強い安全なまちづくりを推進するため防災まちづくり事業計画を作成し、それに基づく事業の推進に努める。

実施した事業

平成 11 年	防災倉庫建設（平成 3 0 年取壊、新庁舎に統合）
平成 12 年	防災センター建設（令和 3 年取壊、新庁舎に統合）
平成 13 年	防災行政無線

第 4 公共建築物耐震改修事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律等を受け策定した、高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画（別紙 1）に基づき、いわゆる旧耐震基準で建築されている施設について、順次耐震診断・改修の推進を図る。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実（総括部本部班）

住民等に対する防災意識の普及・高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第1 一般住民に対する防災思想の普及

住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、日頃から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及・徹底を図る。

また、平常時から各家庭において防災のことについて話し合い、自宅及びその周辺のリスクの把握、最寄りの避難場所・避難所の確認、災害時の連絡先及び連絡手段に関する確認などを行う「家族防災会議」について周知し、緊急時対応方法の事前確認の必要性について啓発を行う。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

防災情報等について広報し、住民の防災知識・意識の高揚を図る。

1 高砂市防災フェアの開催

市は、防災関係機関と協力・連携して、防災に関する展示及び体験ができる高砂市防災フェアを実施することにより、参加機関による活動内容の啓発や、展示及び体験を通して得られる知識や技能の習得・向上により、住民の防災意識の高揚を図る。

2 自主防災組織の育成

(1) 組織化の推進

各町の自治会単位（原則）として組織化を進め、地域の警戒、初期消火活動等、市民の果たすべき役割及び自主防災組織の意義の啓発活動を行う。

3 防災情報等の周知方法

(1) 市

市は、災害対策について地区特性を踏まえた実際的なものとするとともに、住民に身近なものとするため、防災活動を行う上で知っておいて欲しい事項を利用しやすい形に編集した「高砂市ハザードマップ」を作成し、全世帯に配布した。加えて、パソコンやスマートフォンから閲覧できる「高砂市WEB版のハザードマップ」を市のホームページで公開した。

住民に対して、ハザードマップの活用方法を周知するとともに、兵庫県の推奨する「マイ避難カード」の手法を紹介し、住民の「マイ避難カード」作成を促す。

※マイ避難カード：想定される災害時に一人一人の「逃げどき」、「避難先」、「避難方法」など、あらかじめ把握・設定しておくべき情報を記載したカード

また、外国人を含む避難行動要支援者に十分配慮した印刷物の発行を検討するとともに、「ひょうごEネット」の周知を図ることとする。

この他、「広報たかさご」等の印刷物、防災に係る標語・図画・作文等の募集、インターネット（ホームページ）、防災情報配信ネットワーク、ケーブルテレビ等の活用及び消防本部と連携しながら、自主防災組織を中心に災害に関する学習会等を開催し防災知識の普及に努める。

(2) 消防本部

消防・防災に関する印刷物・ポスター等を作成・配布するとともに、出火防止、初期消火・応急救護等の訓練・映画会、座談会等を開催するなど、防災知識の普及を図る。

4 防災情報等の周知内容

市及び防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。

(1) 市内の防災対策

(2) 地震及び津波に関する知識と過去の災害事例

(3) 災害に対する平素の心得

① 周辺地域における災害危険性の把握

② 家屋等の点検（専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う）、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検

③ 家族内での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難場所や避難路を確認しておく。また家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

④ 防災知識・技術の習得

人と防災未来センターや他市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

⑤ 食料、飲料水、物資等の備蓄（3日分程度）

⑥ 非常持ち出し品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

⑦ 自主防災組織の結成

⑧ 避難行動要支援者及び外国人への配慮

⑨ ボランティア活動への参加

(4) 津波に関する予報・特別警報や緊急地震速報、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底を図る。

(5) 災害発生時の心得

（揺れへの心得）

① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

② あわてて外に飛び出さない。

③ 出火防止と初期消火（揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。）

④ テレビ・ラジオ等による情報収集

⑤ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

⑥ ブロック塀には近づかない。

⑦ 靴を履いて外に出る。

⑧ 自動車では避難しない。

- ⑨ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ⑩ 救助活動
- ⑪ 避難場所・避難所での行動
- ⑫ 自主防災組織の活動
- ⑬ 自動車運転中及び旅行中等の心得
(津波への心得)
- ① 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない(最低6時間は避難所に滞在する。)
- ⑥ 津波見物は絶対にしない。
- ⑦ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑧ 避難指示は守り、避難所に避難する。(避難所には多くの情報が集まる)
- ⑨ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。
- ⑩

5 共済制度及び保険

- (1) 兵庫県住宅再建共済制度への加入推進(窓口は、都市創造部土木総務課)
(第2編「災害予防計画」・第4章「住民参加による地域防災力の向上」・第6節「兵庫県住宅再建共済制度の推進」に定めるところによる。)
- (2) 建物短期共済等の普及(窓口は、生活環境部農林水産課)
- (3) 地震保険の普及(窓口は、総務部危機管理室)

第3 市及び防災関係機関の職員等に対する防災教育

1 研修の実施

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識及び防災行動力の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

市及び防災関係機関は、職員の自己啓発のための援助と助言を積極的に行う。

2 研修の内容

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり研修会・講習会・講演会・実技習得演習を実施する。

(1) 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して新任研修を実施するが、防災に関する研修は、通常の新規採用職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 災害の基本的知識
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 防災関係職員としての心構え
- ④ 役割の分担

(2) 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、並びに困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は定期的に実技習得演習を実施するものとする。

実施の時期は、内容に応じて所属長が決定する。

また、実施の内容は、担当の応急業務により、実際のケースを想定し、行うよう決めることとする。

(3) その他の研修・講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するよう努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会・講習会・講演会に職員を派遣する。

3 職員用「防災マニュアル」の作成

職員用「防災マニュアル」を作成し、災害時には応急対策活動マニュアルとして、また、平常時には職員研修用のテキストとして活用を図る。

また、「防災マニュアル」の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動の概要
- (2) 防災関係職員としての心構え
- (3) 役割の分担
- (4) 災害情報収集・伝達の要領・報告様式
- (5) 災害時広報文例

4 その他の定め

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第3節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」に定めるところによる。

第4 防災上重要な施設の職員等に対する防災教育

1 防災上重要な施設における防災教育

施設管理者は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第5 児童・生徒に対する防災教育（避難対策部教育班）

教育委員会は、学校における防災体制の充実を図るとともに、防災安全教育の充実を図り、教職員の指導力・実践力を高める。

各学校は、「学校防災マニュアル」を作成するとともに、児童・生徒に対し防災安全教育を推進する。

1 防災体制の整備・充実

教師用マニュアルの作成、防災リテラシーの育成

2 防災安全教育の充実

副読本の活用、防災学習の実践

ボランティアの理念等についての学習機会の充実、実践的活動の推進

3 教職員の指導力の向上

実践力の向上をめざした研修会等の開催

4 その他の定め

第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報」第3節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」に定めるところによる。

第2節 自主防災組織の育成（総括部本部班）

市及び住民は、住民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に努める。

第1 実施機関等

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市及び消防機関等は、密接に連携・協力する。

住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

第2 自主防災組織の活動等

自主防災組織の参加者は、自らの規約・防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

1 防災計画（活動計画）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法、避難行動要支援者の把握等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること。
（避難指示の方法、避難行動要支援者の介護及び担送、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項
 - ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
 - ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
 - ③ 事業所の自営消防組織や従業員の参加
 - ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ① 地震防災に関する知識の向上
 - ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 - ③ 地域における危険度の把握（がけ崩れ等）

- ④ 地域における消防水利（消火栓・小川・井戸等）
 - ⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認（避難行動要支援者の把握）
 - ⑥ 家庭における防火・防災等予防上の措置
 - ⑦ 避難地・医療救護施設の確認
 - ⑧ 防災資機材の整備・管理
 - ⑨ 防災訓練の実施等
- (2) 災害発生時の活動
- ① 出火防止と初期消火
 - ② 負傷者の救出
 - ③ 避難行動要支援者の介護及び担送
 - ④ 地域住民の安否確認
 - ⑤ 情報の収集・伝達
 - ⑥ 避難誘導、避難生活の指導
 - ⑦ 給食・給水
 - ⑧ 他地域への応援等

4 その他

自主防災組織は、事業所の防災組織との一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ・幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第3 育成強化対策

市は、市内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を図る。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。

1 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成・指導を推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会・懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 各コミュニティごとの訓練・研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動拠点施設の整備
- (8) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及
 - ① 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化推進に努める。
 - ② 高砂市WEB版のハザードマップ、高砂市ハザードマップ、防災パンフレットの作成・配布を通じ、地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を進める。
 - ③ 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防

災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダー間の交流促進を図る。

- (9) 高砂市自主防災組織補助金交付要綱（資料編）により、設立・運営・活動の補助金を交付し育成を図る。

2 自主防災組織育成の重点地区

市は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図る。

- (1) 人口の密集している地域
- (2) 住宅の中に高齢者等いわゆる避難行動要支援者の比率が高い地域
- (3) 木造家屋の集中している地域
- (4) 消防水利の不足している地域
- (5) 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 安全・安心コミュニティの確立に向けて

市は、安全で安心して暮らせるコミュニティの実現を目指し、自主防災組織の活動を基軸とした、コミュニティにおける諸団体の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

安全・安心コミュニティ・ファイルの作成

自主防災組織等を中心として、地域の諸団体・関係者が、安全・安心確保の観点から、それぞれの地域を点検・診断（原則として自主防災組織単位）し、その実態や問題点を把握する。

さらに、諸団体や市において、これらの情報をファイルとして管理し、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等への活用を図る。

第3節 防災訓練の実施（総括部本部班・消防部）

市は、単独、または県・防災関係機関等と共同して防災訓練を行い、防災対策の充実強化を図る。

第1 目的

市等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力を養うとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。

防災訓練の実施や防災知識の普及にあたっては、救出・救護等における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違いに配慮するとともに、津波に関する予報、警報や緊急地震速報、避難勧告等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努めることとする。

第2 高砂市避難所運営訓練

1 目的

市は、地域住民及び関係機関と協力・連携して、大規模地震発生を想定した避難所運営訓練を実施することにより、住民の防災意識の高揚及び避難所運営に関する知識や技能の習得・向上を図る。

2 参加機関等

市、自治会、自主防災組織、被災建築物応急危険度判定士、避難所運営に係る災害協定締結団体等

第3 水防訓練

水防法（昭和24年法律第193号）32条の2の規定により、毎年出水期前に、消防団、消防機関の訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第4 地域防災訓練

1 県（県民局）を中心に、管内市町、自主防災組織等が協力して訓練を実施する。

訓練内容は、災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等とする。

2 1・17は忘れない地域防災訓練

第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第5節「ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動」3「1・17は忘れない」地域防災訓練の実施に定めるところによる。

3 姫路市主催の広域防災訓練に相互応援協定に基づき、訓練に参加する。

第5 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜、市や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。

訓練内容は、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練、災害図上訓練等とする。県及び市が主催する、地域防災リーダー養成講座・防災カレッジ・地域防災シンポジウム・オープンフォーラム等に積極的に参加する。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進（総括部本部班）

市は、企業等の地域における防災活動への参画促進を図る。

第1 災害時に企業が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

第2 企業の平常時対策

1 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

- (1) 事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 防災計画の作成
- (3) 防災組織の育成
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 地域の防災訓練への参加
- (6) 防災体制の整備
- (7) 復旧計画の作成
- (8) 各計画の点検・見直し等

2 企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行なうこととする。

第3 市・消防本部の役割

- (1) 自衛防災組織の育成指導
- (2) 防災マニュアルの作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
- (4) 防災に関するアドバイス
- (5) 企業との連携、協力体制の促進
- (6) 事業所の防災組織の育成指導
- (7) 事業継続計画や防災計画の作成支援

第5節 地区防災計画

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を定めることが可能となった。

第1 目的

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害発生時の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とするものである。

第2 計画提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、高砂市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

高砂市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。また、判断の結果、本計画に当該地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、その旨及び理由を、当該地区防災計画の提案をした地区居住者等に通知する。

第6節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動

1 「ひょうご安全の日」の制定

県の「ひょうご安全の日条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、市は「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。

2 自主的な防災活動の展開

災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災活動の展開を図ることとする。

3 「1. 17は忘れない」地域防災訓練の実施

「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防災月間」を中心に、自主防災組織等の地域住民と学校が防災訓練等を実施することにより、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図ることとする。

第7節 兵庫県住宅再建共済制度の推進（応急対策第1部住宅班）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支えあうことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの加入促進を図ることとする。

1 制度の実施

- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」）を実施する。
- (2) 共済制度の運営を、財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(財)共済基金」という）に委託する。

2 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである。「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する。

第5章 地震に関する調査・研究等の推進（総括部本部班）

第1 防災関係機関との情報交換

市は、国、県、他市町及び防災関係機関等が策定した防災対策に関する計画・情報について、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

第2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

第3 高砂市の防災特性を踏まえた専門的調査・研究

市は、防災上特に問題になる事項については、特に専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、宅地化の進展をはじめ、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展にあわせて、随時、防災アセスメント調査等の総合的防災調査を実施していく。

インターネット等の情報通信技術をはじめ、めざましく進歩する科学技術の防災行政への導入・活用についても積極的に検討する。

- (1) ケーブルテレビ(BAN—BANテレビ)の活用の研究
- (2) パソコン通信、インターネットの活用の研究

第4 研究会等

1 東播磨地域防災研究会

兵庫県南部地震を教訓に旧東播磨県民局管内の7市10町が「東播磨及び北播磨地域における広域相互応援協定」を締結していることから、この協定に基づく応援活動の円滑な実施と各自治体の防災力の向上による、地域自立型の防災対策を研究するため。

- (1) 相互応援協定の見直し
- (2) 協定に基づく応援活動の手順確認
- (3) 各自治体の実情把握
- (4) 地域防災上の課題解決策の検討
- (5) 情報交換等

・参加機関 東播磨県民局、高砂市、明石市、加古川市、稲美町、播磨町

2 防災担当者連絡会

BAN—BANネットワークス(株)担当者と市町防災担当者より災害時における放送協定及び放送内容の見直し等について協議し、災害情報の発信、災害予防情報の発信等を研究する。

文化会館、加古川市民ギャラリーのコンピュータサインの利用

・参加機関 高砂市、加古川市、稲美町、播磨町、BAN—BANテレビ

第 3 編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急対策活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- ・ ボランティアの支援の適切な受け入れ
- ・ 住民に対する迅速、適切な情報提供、相談活動
- ・ 災害発生時に災害の拡大を防止し、危険を除去するための消防・水防活動
- ・ 人命救助活動と負傷者等に対する救援・救護活動
- ・ 避難対策、食料・飲料水・緊急物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健・衛生対策、生活救援対策等、被災者に対する救援・救護活動
- ・ 円滑な救助・救急、水防活動等を支え、また、緊急物資等を供給するための交通規制、緊急輸送の確保活動
- ・ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の復旧活動
- ・ 学校における児童・生徒の安全確保と教育施設等の応急復旧活動
- ・ 二次災害を防止のための活動

なお、災害応急対策の実施にあたっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、主要項目について、概ねの順序を示すと次のとおりである。

	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発 災 直 後	・ 災害対策要員の確保 (初動体制の確保) ・ 被害情報の収集・伝達 ・ 災害対策本部の設置 ・ 関係機関への応援要請	・ 住民等への情報の 提供	・ 人命救助、救急医療 ・ 消火・水防等、被害の 拡大の防止 ・ 避難収容 ・ 食料や物資等の供給 ・ 児童・生徒の安全確保	・ 交通規制 ・ 緊急輸送
第 2 段 階	(必要に応じ、各災害応 急活動展開のための個別 組織を検討)	・ 住民等の相談窓口 の開設 ・ ボランティア等の 受け入れ	・ 保健・衛生対策 ・ 仮設住宅の確保 ・ 教育機能の回復 ・ 生活救援対策	・ 余震対策 ・ ライフライン及び 交通施設の回復

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織設置計画（総括部本部班）

地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合における防災組織の体制について定める。

第1 災害対策本部

1 設置者

市長は、4の基準に該当するような災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めた時は、災害対策本部を設置する。

2 本部長

災害対策に関わる職務に関して、市長が不在のとき、又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	理事	総務部長

3 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として、本庁舎4階特別会議室に置く。ただし、本庁舎4階特別会議室に設置することが不可能な場合は、市長が指定する場所（南庁舎2階会議室3）に置く。また、本庁舎4階401号室を災害対策本部員室とし、災害対策本部事務局室は、危機管理室とする。

なお、災害によってガスが使用できなくなった場合は、電気式の南庁舎に災害対策本部を設置する。

4 設置基準

次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

【自動設置】

- (1) 市内に震度5弱以上の地震を観測したとき、又は兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表され市内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき
(第2節「動員計画」第1「配備体制」で定められた第2号配備基準に達したとき)

【判断設置】

- (1) 震度4以下の地震であっても、市域に局地的災害が発生したとき、若しくは小規模の被害が生じたとき
- (2) 大規模地震特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたとき
- (3) その他災害予防及び災害応急対策の推進を図る必要があると市長が認めたとき

5 廃止基準

次の場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
- (2) 災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき

6 業 務

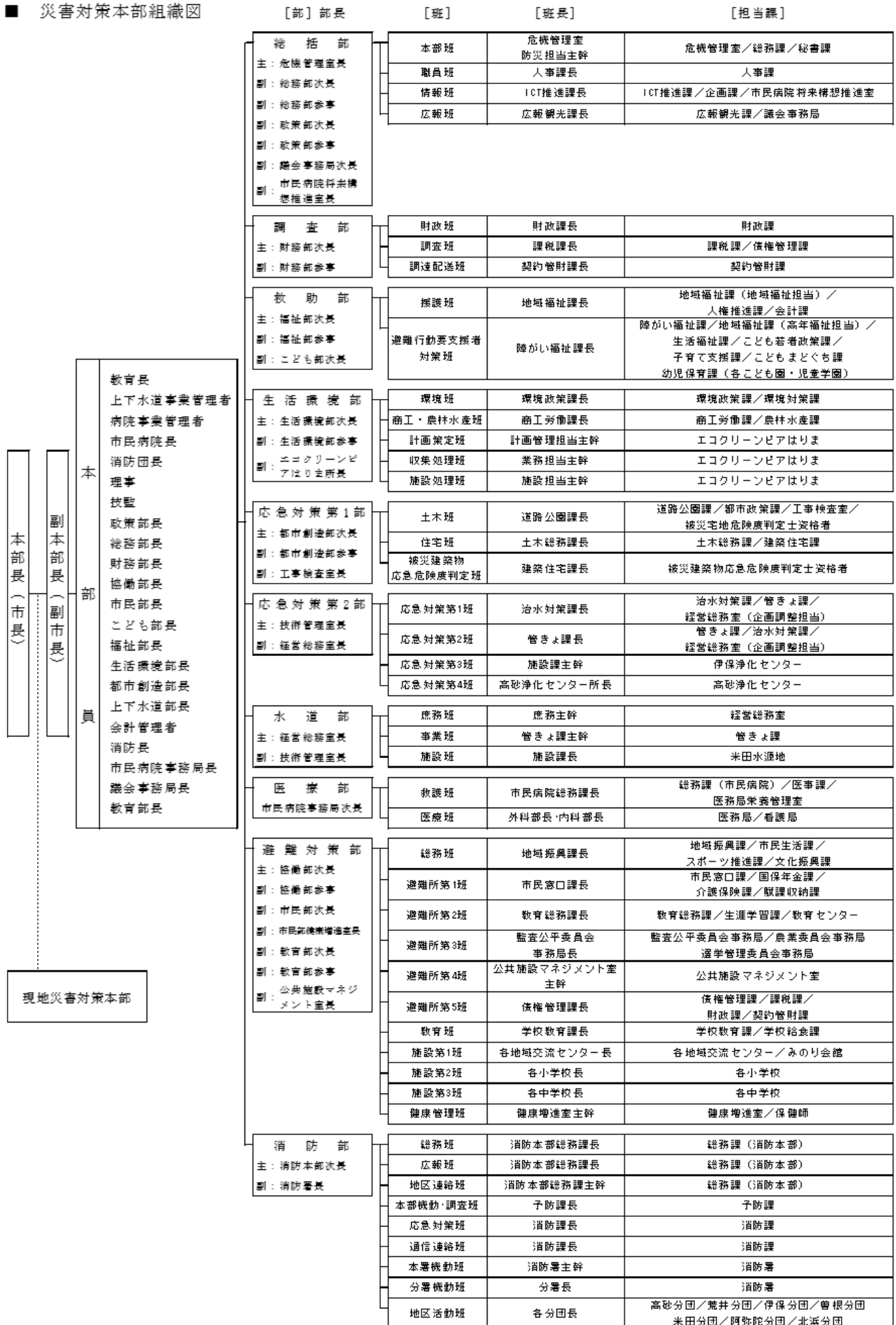
災害対策本部は、高砂市防災会議と緊密な連絡のもとに、市の災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。

特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。

7 組 織

災害対策基本法、高砂市災害対策本部条例及び高砂市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

■ 災害対策本部組織図



高砂市災害対策本部の組織及び分掌事務

別表第1 本部員（高砂市災害対策本部設置要綱第2条第4項別表）

本部員となるべき者の職	教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 市民病院長 消防団長 理事 技監 政策部長 総務部長 財務部長 協働部 市民部長 こども部長 福祉部長 生活環境部長 都市創造部長 上下水道部長 会計管理者 消防長 市民病院事務局長 議会事務局長 教育部長
-------------	---

別表第2 部・班等の組織及び分掌事務

部	班	班 長	分 掌 事 務
総 括 部	本部班	危機管理室 防災担当主幹	1 災害対策本部（災害警戒本部）の設置及び閉鎖に関すること。 2 対策本部会議（警戒本部会議）の招集及び進行に関すること。 3 配備指令その他本部命令の伝達に関すること。 4 各部及び班の連絡調整に関すること。 5 自衛隊派遣要請に関すること。 6 県及びその他防災関係機関への報告、協力及び連絡調整に関すること。 7 災害に関する統計資料等に関すること。 8 被害状況等の記録の整理に関すること。 9 気象、地震及び津波情報並びに被害状況の情報収集に関すること。 10 市民及び関係機関からの災害情報の収集に関すること。 11 応急対策等の調整に関すること。 12 ホームページ及び防災機器による災害対策の情報伝達に関すること。 13 災害に関する文書の收受、発送、浄書及び印刷に関すること。 14 庁内電話等通信施設及び電気施設の確保に関すること。 15 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 16 ホームページによる避難者の情報公開に関すること。 17 被害状況及び対策状況等の議会への報告に関すること。 18 業務継続計画に係る非常時優先業務の進捗に関すること。 19 災害時受援業務の調整に関すること。 20 高砂市連合自治会役員と地域における情報の収集及び提供に関すること。 21 災害視察者その他見舞者の応接に関すること。 22 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	職員班	人事課長	1 職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 2 人員不足による労働者の確保に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 4 他の公共団体等からの職員派遣要請に関すること。 5 職員の出勤状況の把握及び記録に関すること。 6 災害活動従事職員の被服及び食料並びに公務災害補償等に関すること。 7 職員に対する災害知識の向上に関すること。
	情報班	ICT 推進課長	1 避難所Wi-Fi機器設定・タブレット等通信機器の保全に関すること。 2 電子機器等、OA機器類、情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 行政ネットワークが使用できない場合の対応に関すること。 4 処理データ等の保全に関すること。 5 災害情報の収集・発出時における本部班の支援に関すること。
	広報班	広報観光課長	1 被害状況の写真等による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害広報活動及び広聴に関すること。 4 市民及び関係機関への災害情報の伝達に関すること。 5 市民への避難指示等の情報伝達に関すること。 6 報道機関及び市民への避難者の情報公開に関すること。 7 被害状況及び対策状況等の報告に関する議会への連絡に関すること。 8 災害に関する議会との連絡に関すること。 9 指定管理者との連絡調整に関すること。 10 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
調 査 部	財政班	財政課長	1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2 災害予算の所管調整に関すること。
	調査班	課税課長	1 市民及び一般家屋等の被害に対する必要な調査に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。(調査時) 3 災害による市税の減免等に関すること。 4 防災資機材購入による固定資産税等の特例に関すること。 5 応急対策第1部への応援要請に関すること。
	調達配送班	契約管財課長	1 災害対策用物資(薬剤を除く。)の調達、検収等に関すること 2 市有財産(他の所管に属するものを除く。)の災害対策被害調査及び保険請求に関すること。 3 車両の管理及び配属に関すること。 4 災害対策用車両及び避難対策用車両の配置、借入れ、調整等に関すること。 5 応急食料の調達に関すること。 6 避難者及び被災者に対する救援物資の配送に関すること。
救助部	援護班	地域福祉課長	1 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請等に関すること。 2 罹災証明書、罹災届出証明書の発行に関すること。 3 災害に係る弔慰金、見舞金、援護資金、各種支援費等の支給に関すること。 4 救援物資及び義援金の募集に関すること。 5 救援物資及び義援金の收受又は配分に関すること。 6 県災害救護専門ボランティアの派遣要請に関すること。 7 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 8 応急救助に要する資金前途及び支払い(支出事務を除く)に関すること。(会計課) 9 人権、ジェンダーなどの相談に関すること。
	避難行動 要支援者 対策班	障がい福祉課長	1 避難行動要支援者の把握に関すること。 2 避難行動要支援者の避難誘導及び収容方法に関すること。 3 避難行動要支援者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 4 福祉避難所の開設・運営に関すること。 5 応急食料の炊き出しの実施に関すること。 6 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 7 認定こども園等での保健衛生に関すること。 8 救護所で活動する救護班への応援に関すること。
生活環境部	環境班	環境政策課長	1 災害に伴う病害虫駆除等に関すること。 2 災害に伴う水質汚濁その他公害に係る調査及び防止対策に関すること。 3 健康管理班と連携した消毒用薬剤等の調達、配分及び備蓄に関すること。 4 遺体安置所の開設及び運営に関すること。 5 遺体の収容及び処置、火葬等に関すること。 6 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	商工・農林 水産班	商工労働課長	1 災害時における日用品、建築資材等の物価安定及び商工業者等との連絡調整に関すること。 2 災害による生業資金の貸付等に関すること。 3 災害時帰宅困難者の対策に関すること。 4 被災者の雇用の促進要請に関すること。 5 農作物の応急措置の指導に関すること。 6 農林水産施設、山地、田畑及び農作物等の被害に対する必要な調査に関すること。 7 農林水産施設、山地及び田畑の災害対策及び応急復旧に関すること。 8 農林水産資材のあわせん及び供与に関すること。 9 農林水産資金の貸与に関すること。 10 農林水産関係の被災証明に関すること。
	計画策定班	エコクリーン ピアはりま計画 管理担当主幹	1 災害時のごみ・し尿及びがれきの処理計画の策定に関すること。 2 曾根港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
	収集処理班	エコクリーン ピアはりま 業務担当主幹	1 災害時のごみ及びがれきの収集実施等に関すること。 2 災害時のし尿の収集実施等に関すること。 3 応急仮設トイレに関すること。
	処理施設班	エコクリーン ピアはりま 施設担当主幹	1 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 仮置場の運営に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
応急対策 第 1 部	土木班	道路公園課長	1 道路、橋梁等の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急の交通対策に関すること。 3 土砂災害警戒地域（イエロー）及び土砂災害特別警戒区域（レッド）内の被災状況の把握に関すること。 4 土砂災害に関する防災気象情報に伴う市民への避難指示等の情報伝達に関すること。 5 公園、緑地等の災害対策及び応急復旧に関すること。 6 公園、緑地等の被害状況調査に関すること。 7 向島公園及びあらい浜風公園一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。 8 調査部調査班への応援に関すること。 9 被災宅地危険度判定実施本部の設置に関すること。 10 被災宅地危険度判定に関すること。 11 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関すること。
	住宅班	土木総務課長	1 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 2 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること。 3 市有建物の被害調査に関すること。 4 住宅災害に係る支援費に関すること。 5 被災住宅再建共済制度の事務に関すること。 6 調査部調査班への応援に関すること。
	被災建築物 応急危険度 判定班	建築住宅課長	1 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請に関すること。
応急対策 第 2 部	応急対策 第 1 班	治水対策課長	1 樋門、水門、ゲート等の開閉等災害対策及び応急復旧に関すること。 2 津波発生時の避難対策に関すること。 3 ため池及び農業用施設の災害対策又は応急復旧に関すること。 4 排水機場の運転に関すること。 5 調査部調査班への応援に関すること。 6 浸水区域の排水活動に関すること。
	応急対策 第 2 班	管きょ課長	1 浸水区域の排水活動に関すること。 2 下水道の災害対策及び応急復旧に関すること。
	応急対策 第 3 班	施設課主幹 (伊保浄化センター)	1 下水道の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 排水施設の運転に関すること。 4 曾根港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
	応急対策 第 4 班	高砂浄化 センター所長	1 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 排水施設の運転に関すること。 3 高砂港一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
水道部	庶務班	経営総務室 庶務主幹	1 諸資材の調達に関すること。 2 水道事業施設の被害状況調査の取りまとめに関すること。
	事業班	管きょ課主幹	1 送配水管の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 給水広報に関すること。 3 被害地の応急給水に関すること。
	施設班	施設課長	水道事業施設（送配水管を除く。）の災害対策及び応急復旧に関すること。
医療部	救護班	市民病院 総務課長	1 被災者の収容及び医事手続に関すること。 2 応急治療所の設営に関すること。 3 医薬品、衛生材料等の調達、配分等に関すること。 4 他の医療機関との連絡調整に関すること。
	医療班	外科部長 内科部長	1 被災現地における応急措置に関すること。 2 傷病者の収容に関すること。 3 被災地、避難所等の感染症対策指導に関すること。 4 死体の検案に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
避難対策部	総務班	地域振興課長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。
			2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。
			3 在園者、在校者、来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
			4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
			5 避難所の設営及び撤収に関すること。
			6 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること。
			7 応急食料の炊き出しの実施に関すること。
			8 班所管施設における避難者の情報に関すること。
			9 指定管理者との連絡調整に関すること。
			10 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
			11 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。
			12 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
			13 ボランティアの宿泊に関すること。
			14 外国人に対する情報提供及び相談の支援に関すること。
			15 姉妹都市からの応援協力等に関すること。
			（文化会館について）
			16 指定管理者との連絡調整に関すること。
			17 所管施設の運営管理に関すること。
			18 福祉避難所で活動する避難行動要支援者対策班への応援に関すること。
			19 来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
			20 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
			21 避難所を開設するためのスペース確保に関すること。
			22 所管施設における避難者の情報に関すること。
			23 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
			24 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。
			25 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
			（総合運動公園内体育施設について）
			26 指定管理者との連絡調整に関すること。
			27 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。
			28 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。
			29 来館（入場）者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
			30 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
			31 避難所、遺体安置所を開設するためのスペース確保に関すること。
			32 所管施設における避難者の情報に関すること。
			33 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
			34 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。
			35 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
			36 遺体安置所で活動する環境班への応援に関すること。
			（向島多目的球場について）
			37 向島多目的球場一帯の避難通報及び避難誘導に関すること。
			38 津波発生時の避難対策に関すること。
			（伊保スポーツ広場について）
			39 入場等の安全対策及び避難誘導に関すること。
	避難所 第1班	市民窓口課長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。
	第2班	教育総務課長	2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。
	第3班	監査公平委員会 事務局長	3 来館（入場）者、在校者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
	第4班	公共施設マネジ メント室主幹	4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	第5班	債権管理課長	5 避難所の設営及び撤収に関すること。
			6 所管施設における避難者の情報に関すること。
			7 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
			8 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。
			9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
			10 学校施設の保健衛生に関すること。
			11 教育施設の被害状況及び災害対策状況の収集、報告等に関すること。
			12 文化財に係る被害状況の調査報告及び災害応急対策の実施に関すること。
			13 小中学校の管理者に対する連絡又は指示に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務
避難対策部	教育班	学校教育課長	1 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること。 2 児童及び生徒の避難救助に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の学用品、教材、教科書等の給付に関すること。
	施設第1班	各地域交流センター長	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。
	施設第2班	各小学校長	3 来館（入場）者、在校生等の安全対策及び避難誘導に関すること。 4 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	施設第3班	各中学校長	5 避難所の設営及び撤収に関すること。 6 所管施設における避難者の情報に関すること。 7 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 被災現地における災害情報の収集及び伝達に関すること。 9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。
	健康管理班	健康増進室主幹	1 災害に伴う感染症予防対策に関すること。 2 環境班と連携した消毒用薬剤等の調達・配布及び備蓄に関すること。 3 食品衛生及び食中毒の予防対策に関すること。 4 精神医療及び健康対策の実施に関すること。 5 医師会及び健康福祉事務所との連絡調整に関すること。 6 救護所で活動する救護班への応援に関すること。
消防部	総務班	消防本部総務課長	1 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること。 2 資機材の確保に関すること。
	広報班	消防本部総務課長	1 予報及び各種警報の伝達に関すること。
	本部機動・調査班	予防課長	1 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関すること。 2 河川の氾濫状況、浸水区域及び浸水高の調査並びにそれらの拡大減衰傾向に関すること。 3 崖崩れ、地すべり及び土砂災害の発生状況並びに内陸滞水高潮による浸水状況に関すること。 4 災害現場における救助活動に関すること。 5 地区活動班の応援に関すること。 6 資機材の配分及び輸送に関すること。 7 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 8 ヘリポートの設置に関すること。
	応急対策班	消防課長	1 河川周辺地域及び災害要注意箇所における発災危険状況に関すること。 2 河川のはん濫状況、浸水区域及び浸水高の調査並びにそれらの拡大減衰傾向に関すること。 3 崖崩れ、地すべり及び土砂災害の発生状況並びに内陸滞水高潮による浸水状況に関すること。 4 緊急対策の企画に関すること。 5 総合情報及び災害状況報告の調整に関すること。 6 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。 7 指揮命令の伝達に関すること。
	通信連絡班	消防課長	1 気象情報の収集及び通報に関すること。 2 災害状況報告の整理に関すること。 3 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。
	本署機動班	消防署主幹	1 災害現場における救助活動に関すること。 2 地区活動班の応援に関すること。 3 資機材の配分及び輸送に関すること。 4 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 5 ヘリポートの設置に関すること。
	分署機動班	分署長	1 災害現場における救助活動に関すること。 2 地区活動班の応援に関すること。 3 資機材の配分及び輸送に関すること。 4 作業要員その他必要物資の輸送に関すること。 5 ヘリポートの設置に関すること。
	地区連絡班	消防本部総務課主幹	1 地区活動班の連絡及び調整に関すること。
	地区活動班	各分団長	1 防災及び復旧作業全般に関すること。 2 堤防及び危険箇所の状況報告に関すること。 3 避難及び救助に関すること。

(1) 組織

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長
- ・本部員 教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市民病院長、消防団長、理事、技監、政策部長、総務部長、財務部長、協働部長、市民部長、こども部長、福祉部長、生活環境部長、都市創造部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育部長
- ・活動組織 11部47班

(2) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員で組織する会議で、本部長の招集により、災害予防及び災害応急対策に関する協議を行い、その基本方針を決定する。

(3) 本部連絡員

各部に本部連絡員1名を置き、各部に常駐するものとする。また、本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害対策に必要な情報を取りまとめ、本部(総括部本部班)に定期的に連絡するとともに、本部からの指示等を所属の部に伝達する。

また、本部長の命があったときは、本部(総括部本部班)に常駐する。

(4) 本部に常勤する職員

① 常時勤務する職員

本部長、副本部長、本部員、総括部本部班、総括部広報班の職員、その他本部長が必要と認めた職員

② 状況により勤務する職員

各部長、班長、その他本部長が必要と認めた職員及び関係者

(5) 本部の標識等

本部が設置されたときは、市役所正面玄関及び本部設置場所に「高砂市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。また、本部長、副本部長、本部員、班長、班員等は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

8 運 営

(1) 本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

① 報告事項

副本部長、本部員は、直ちに本部へ参集し、各部の配備体制、緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議により、概ね次の事項を協議する。

ア 本部の配備体制の切り換えに関すること。

イ 本部の配備体制の解除に関すること。

ウ 各部の基本処理方針に関すること。

エ 災害対策経費の処理等に関すること。

オ 災害救助法の適用の意見に関すること。

カ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関すること。

キ その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

総括部本部班は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずるものとする。

① 本部開設に必要な資機材等の準備

- 高砂市防災地図
- 地域防災計画書
- 被害状況図板、白板等
- 住宅地図
- ラジオ・テレビ
- 職員名簿
- 市内官庁等連絡名簿
- ハンドマイク、懐中電灯
- 必要書類、筆記具

② 通信手段の確保

情報連絡に関する計画に定める通信施設の被害状況を迅速に把握し、下記の機材の準備を行い、通信手段の確保を図る。また、衛星通信ネットワークの非常用発電設備の燃料確保を行う。

- 臨時電話
- 防災行政無線
- マイク付き公用自動車
- 衛星通信（非常時間：24時間）

9 関係機関等への通知

本部を設置又は廃止した場合は、総括部本部班は、直ちに以下の防災関係機関等へ適当な方法により通知するとともに、必要に応じて関係職員の派遣を要請する。

関 係 機 関 等		通 知 手 段
兵庫県	県災害対策本部、県災害対策東播磨地方本部、加古川健康福祉事務所、加古川土木事務所、加古川農林水産振興事務所、企業庁東播磨利水事務所、北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所	フェニックス 防災システム 電話、FAX、その他
警 察	高砂警察署	電話、FAX、その他
指定地方行政機関等	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、近畿農政局兵庫農政事務所、加古川海上保安署、陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊第3中隊	電話、FAX、その他
指定公共機関及び 指定地方公共機関等	JR西日本(株)加古川駅、NTT西日本(株)兵庫支店、関西電力送配電(株)姫路本部、大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部、(一社)兵庫県LPガス協会、山陽電鉄(株)鉄道事業本部、神姫バス(株)加古川営業所、高砂市医師会	電話、FAX、その他
市議会議長、消防団長		電話、FAX、その他
隣接市町		電話、FAX、その他
報道機関		電話、FAX、その他
市民		報道機関、その他

第2 災害警戒本部

1 設置基準

次の場合に災害警戒本部を設置する。

【自動設置】

- (1) 市域で震度4の地震が発生し、又は瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたとき
(第2節「動員計画」第1「配備体制」で定められた第1号配備基準に達したとき)

【判断設置】

- (1) その他災害予防及び災害応急対策の推進を図る必要があると市長が認めたとき

2 廃止基準

次の場合に災害警戒本部を廃止する。

- (1) 災害予防対策が概ね終了したと認められるとき
- (2) 災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき

第3 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置者

災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

(2) 廃止基準

- ① 当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。
- ② 災害対策本部長（市長）が必要ないと認めたとき。

2 現地災害対策本部の開設

- (1) 現地災害対策本部長は、職員のうちから災害対策本部長（市長）が指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。
- (2) 現地本部を開設したときは、立看板等で表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。
- (3) 現地本部には、市防災行政無線、N T T 仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡を取る。

3 現地本部の責務

- (1) 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握
- (2) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括
- (3) 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告
- (4) その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

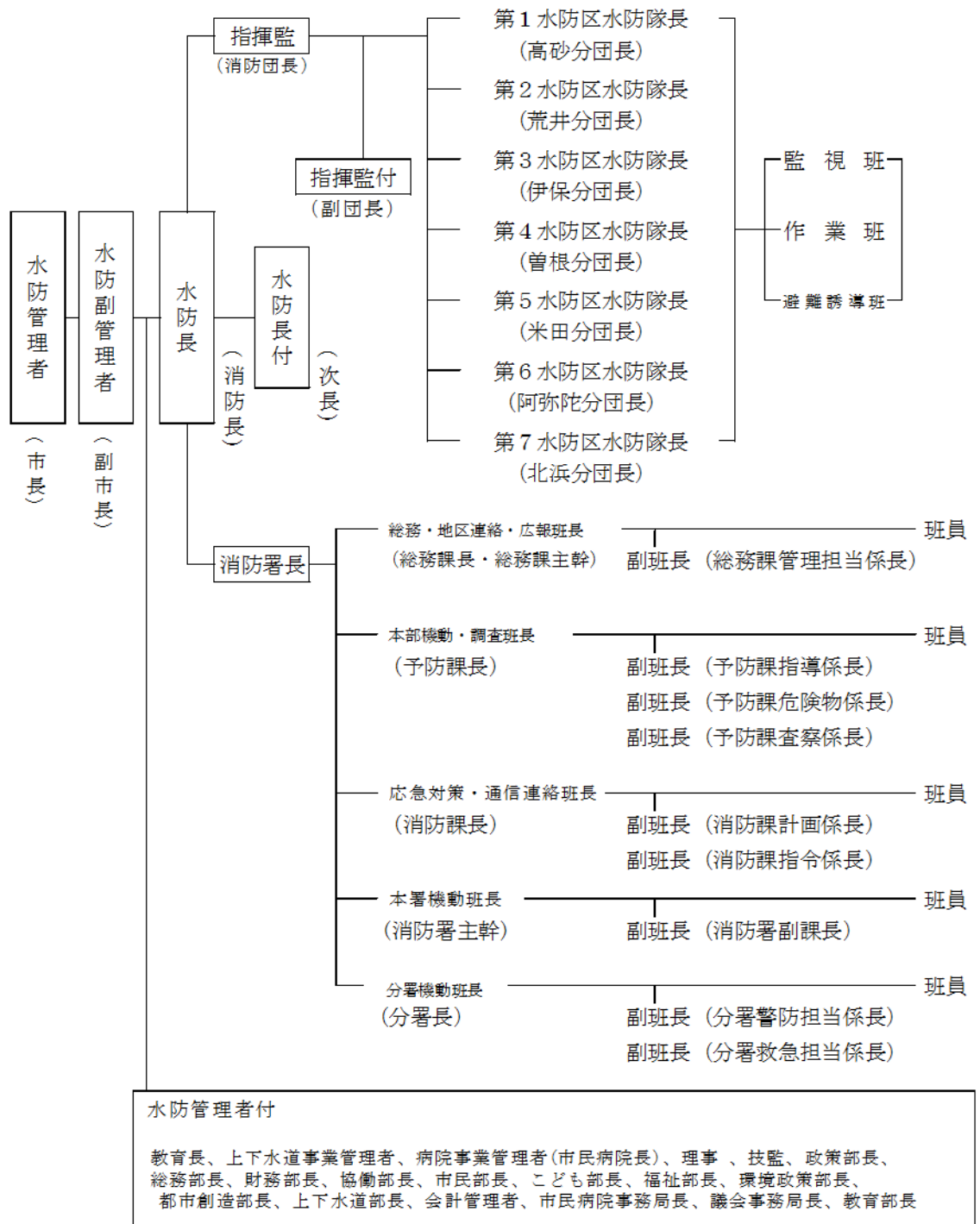
第4 水防本部及び水防警戒本部

1 水防組織

水防管理者は、地震等による洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市域内における水防を統括するため消防本部に水防警戒本部並びに水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、高砂市に災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、災害対策本部消防部となる。

災害対策本部の組織及び分掌事務については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」に定めるところによる。

(1) 組織図



(2) 水防隊

指揮監（消防団長）統括のもとに市域内を 7 水防区に分け、それぞれ水防隊を設置する。水防隊の事務所は、各地区の消防分団詰所とする。

水防区は次の表のとおりとする。

第 1 水防区	高砂市高砂地区一円
第 2 水防区	高砂市荒井地区一円
第 3 水防区	高砂市伊保地区一円（中筋地区）
第 4 水防区	高砂市曾根地区一円
第 5 水防区	高砂市米田地区一円
第 6 水防区	高砂市阿弥陀地区一円
第 7 水防区	高砂市北浜地区一円

2 水防組織事務分担

水防組織事務分担については、地域防災計画風水害編第 3 章「災害時応急対策計画」第 2 章「迅速な災害応急活動体制の確立」第 1 節「組織設置計画」第 4 「水防本部及び水防警戒本部」に定めるところによる。

3 水防解除

水防の解除については、地域防災計画風水害編第 3 章「災害時応急対策計画」第 2 章「迅速な災害応急活動体制の確立」第 1 節「組織設置計画」第 4 「水防本部及び水防警戒本部」に定めるところによる。

第2節 動員計画（総括部本部班・総務部職員班）

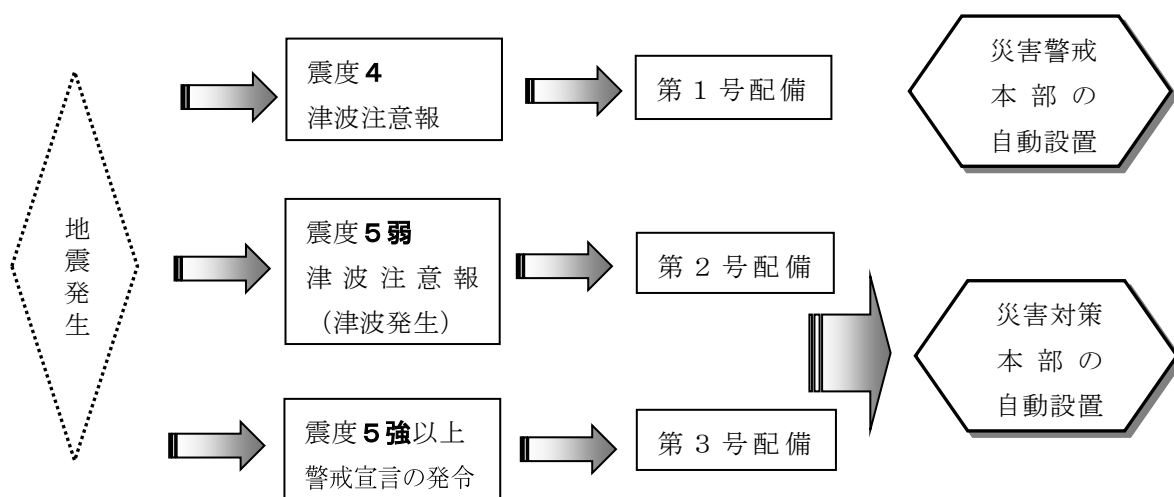
第1 配備体制

災害に対処するため、市長は災害の状況により、別に示す配備体制のうち、必要な体制をとるものとする。

なお、市長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ警戒又は非常のための配備体制の指示を発することができるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制については、第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第7章「南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応」第2節「南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における災害応急対策に係る措置」を参照）

■ 震度階別災害配備体制のフロー図



1 動員の方法

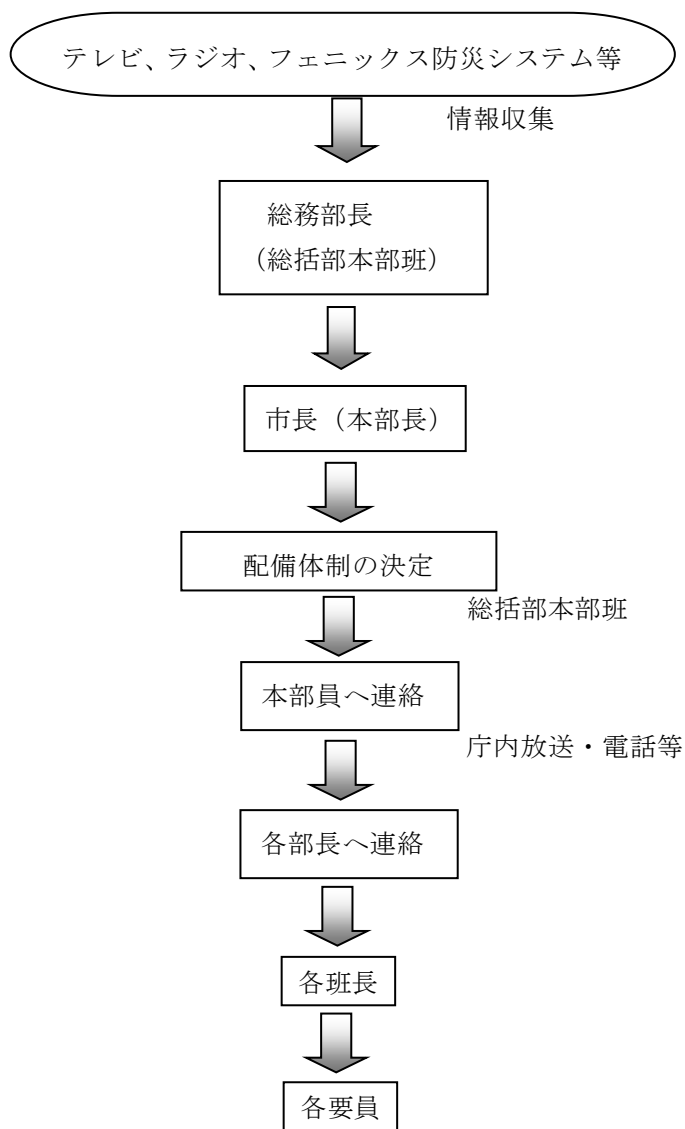
配備体制	配備基準	配備体制
第1号配備	市域で震度4の地震が発生し、又は瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたとき。	本部員、各部長、各班長及び総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部、救助部所属人員のうちあらかじめ定めた人員を配置し、主として災害防御、救助等の応急活動ができる体制に速やかに移行しうる体制
第2号配備	市域で震度5弱の地震が発生したとき、又は兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表され市内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき。	本部員、各部長、各班長及び総括部、消防部、応急対策第1・2部、避難対策部、救助部所属人員全員及び他部所属人員のうちあらかじめ定めた5割以上の人員を配置し、災害防御、救助等の応急活動ができる体制
第3号配備	市域で震度5強以上の地震が発生したとき。 兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波警報が発表されたとき。 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に基づく警戒宣言が発せられ、市内にかなりの津波の発生が予想され、中規模の被害が生じたとき（自動配備）。	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

職員の動員の方法は、総括部本部班より各本部員に連絡し、以後各部長は各部の連絡網により班長及び班員に伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

(1) 勤務時間内

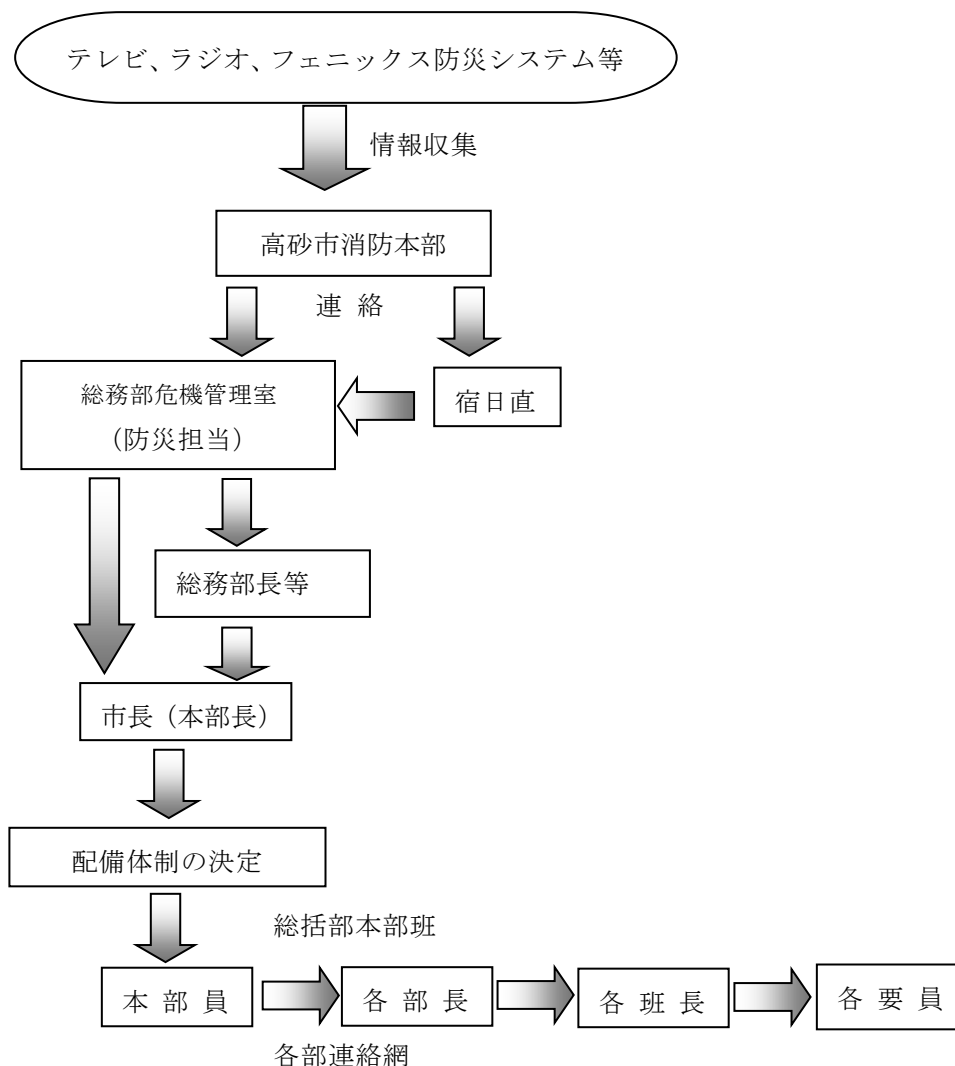
庁内放送、電話、口答その他の方法により各部員に対し、正確かつ迅速に行うものとする。

■ 勤務時間内



- (2) 勤務時間外（休祝日、夜間等）
連絡及び招集の方法は、電話等のうち、最も速やかに行われる方法による。

■ 勤務時間外



2 自主参集

- (1) 市域で震度4以上の地震が発生し、又は兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたときは、第1号配備体制が発令されたものとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (2) 市域で震度5弱の地震を観測した場合、又は兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表され市内に津波が発生した場合は、第2号配備体制が発令されたものとみなし、あらかじめ指定された職員は自主参集する。
- (3) 市域で震度5強以上の地震を観測した場合、兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波警報が発表された場合、又は、警戒宣言が発せられた場合は、第3号配備体制が発令されたものとみなし、全職員は自主参集する。

3 配備の報告

各部長は、配備指令に基づいて職員を配置したときは、動員状況及び活動状況について、その都度速やかに総括部本部班に報告するものとする。

第2 職員の配置及び服務

1 職員の配置

各部長は、各配備体制の指示を受けた時は、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じるものとする。

- (1) 所属職員の把握
- (2) 高次配備体制の指示に応じるための必要な事前措置

2 職員の服務

全職員は、各配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 勤務時間内における遵守事項
 - ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、部長・班長等からの指示に注意すること。
 - ② 不急な行事・会議等中止し、出張は中止すること。
 - ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで待機すること。
 - ④ 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておくこと。
 - ⑤ 災害現場に出動した時は、指定腕章を着用し、また自動車には標識及び標章を使用すること。
 - ⑥ 災害対策（警戒）本部設置における配備体制がとられたときは、所属長が異なる場合があるので、通常所属課の長の指示を受けた後、班長の配下に入ること。
 - ⑦ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言は特に細心の注意を払うこと。
- (2) 勤務時間外における遵守事項
 - ① 職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
 - ② 職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努めること。
 - ③ 地震が発生し、配備指令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくこと。
(参集経路は普段から検討し、訓練時等に確認しておくこと)
 - ④ 配備指令を受けた職員は、交通機関が遮断されている場合にあっては、單車、自転車、徒歩など、可能な限りの方法をもって参集し、配備につくこと。
 - ⑤ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの地域交流センターに参集し、所属長に連絡をとり、指示を受けること。ただし、連絡が取れない場合は、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事すること。
 - ⑥ 災害のために緊急に登庁する際の服装及び携行品は、特に指示があった場合を除き、防災服又は作業服（応急活動に便利で安全な服装）、安全靴、飲料水、食料3日分、ヘルメット、軍手を用意すること。
 - ⑦ 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。
 - ⑧ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属責任者に報告すること。所属長は総括部本部班にただちに報告すること。
- (3) 動員対象から除外する職員

次に挙げるいずれかに該当する者は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長へ連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が

収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ① 職員自身が、地震発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重症である場合
- ② 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- ③ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼する恐れがある場合
- ④ 自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- ⑤ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- ⑥ 自宅付近において、救出救助要請があった場合

3 配備体制別人員

災害対策本部における配備体制別人員について定めておくこととし、各班長は、これに基づき、あらかじめ所属職員の職・氏名を決定し、要員配置報告書（様式）により、各部長を経由して総括部本部班へ報告するものとする。

なお、各部における配備体制別人員は、別表に掲げる人員にかかわらず、必要に応じて部所属総人員の枠内で部長が適宜増減できるものとし、この場合は速やかに総括部本部班に連絡するものとする。

4 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各班の人員のみで防災活動を行うには不足である場合については、部内の災害活動に従事していない班から応援を求める。
- (2) 部単位で不足する場合は、総括部本部班（総括部職員班）を通じて災害活動に従事していない他の部に応援を求める。
- (3) 本部の人員全員をもってなお不足する場合は、次のいずれかの方法による。

方 法	所 管 部
他の公共団体へ応援を要請する場合	総括部職員班
自衛隊の派遣要請を要求する場合	総括部本部班
民間団体の協力を求める場合	総括部本部班及び各部
民間業者に委託する場合	各 部
労働者の雇用を行う場合	総括部職員班

第3 水防指令及び水防態勢

1 水防指令

水防指令については、地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」第3「水防指令及び水防態勢」に定めるところによる。

2 水防態勢

態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員
第1 非常配備	震度4の地震が発生し堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき 高砂市水防「第1号指令」が発令されたとき	警戒、情報連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに人員の召集、その他活動ができる態勢をとる	(水防本部) 状況により職員の概ね1／2以上を召集 (水防区水防隊) 状況により隊員の半数若しくは一部又は地区別に分けて召集できる
第2 非常配備	震度5強又は5弱の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき 津波注意報が発表され、被害が予想されるとき 高砂市水防「第2号指令」が発令されたとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢をとる	(水防本部) 状況により職員の概ね2／3以上を召集 (水防区水防隊) 状況により隊員の半数以上若しくは地区別に分けて召集できる。
第3 非常配備	水防警報の出動(第3号)が発令されたとき 震度6以上の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき 津波警報が発表され、被害が予想されるとき 高砂市水防「第3号指令」が発令されたとき	完全な水防態勢	(水防本部) 状況により職員の全部を召集 (水防区水防隊) 状況により隊員の全部を召集できる。

※第1、第2非常配備の段階は省略することができる。

第3節 情報の収集伝達（総括部本部班・消防本部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象、水防、消防等災害関係予警報及び災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第1 地震・津波情報の伝達計画（神戸地方気象台）

1 地震・津波情報

(1) 地震情報・津波情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻（注１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 【発表される津波の高さの値は、別表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照】
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注２）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到着時刻や高さを津波予報区単位で発表（注３）

（注１） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。

場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注２） 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第１波の到着時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高

さを発表する。

- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注３） 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを

観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大級の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（２） 大津波警報・津波警報・津波注意報と津波予報の発表

①大津波警報・津波警報・津波注意報の内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、

地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さ「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表して場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ移動する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波警報等の留意事項等)

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

②津波予報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

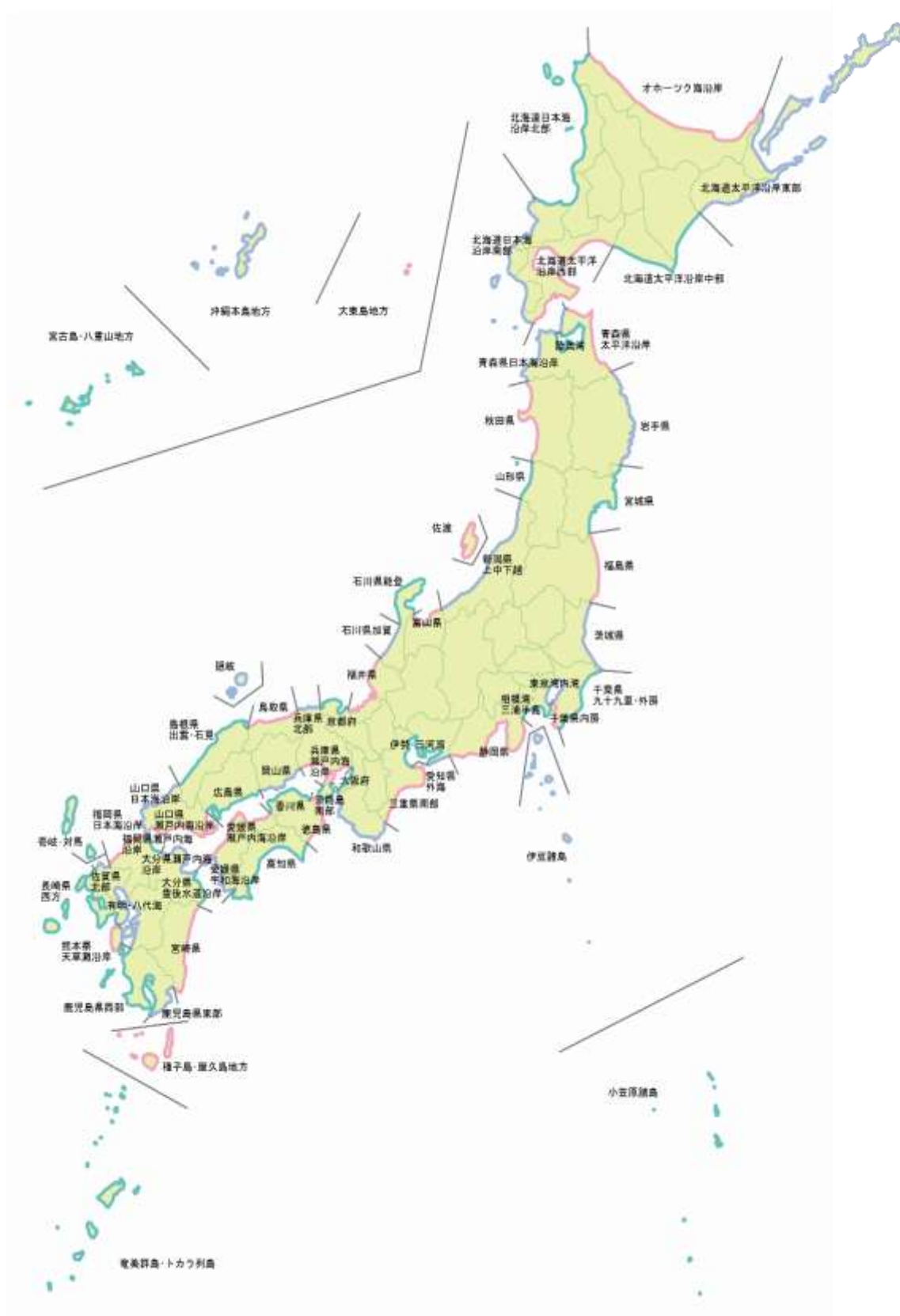
津波予報と内容

	発表基準	発表内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

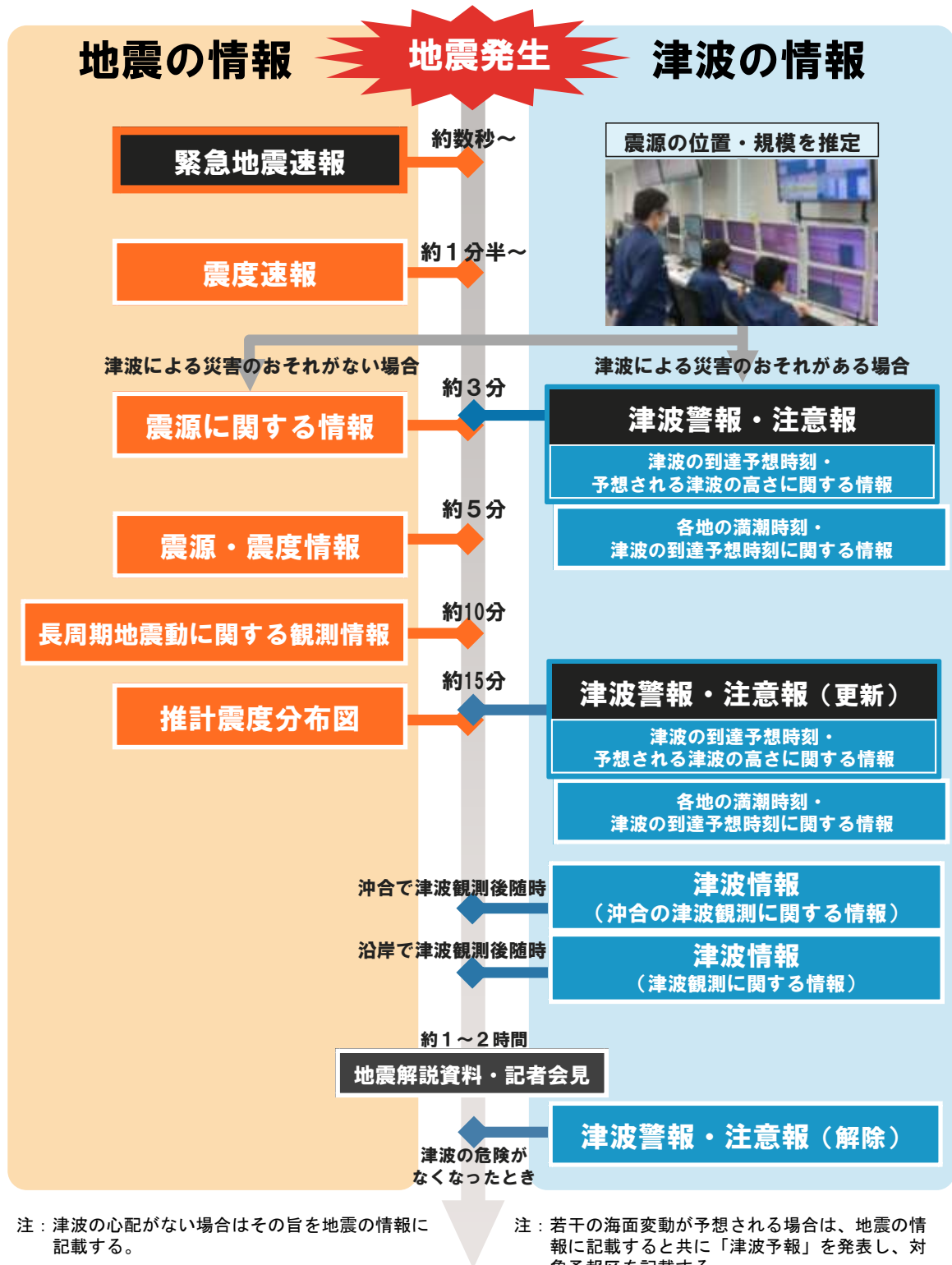
③津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている（下図参照）。

○全国津波予報区



地震及び津波に関する情報

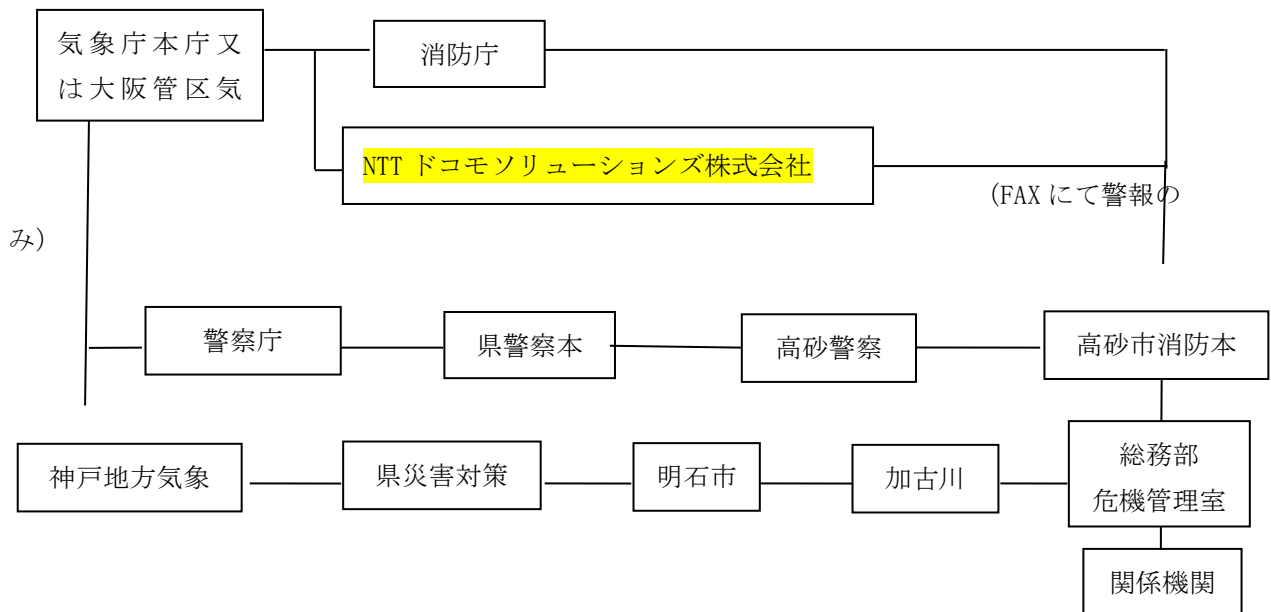


(3) 南海トラフ地震に関連する情報

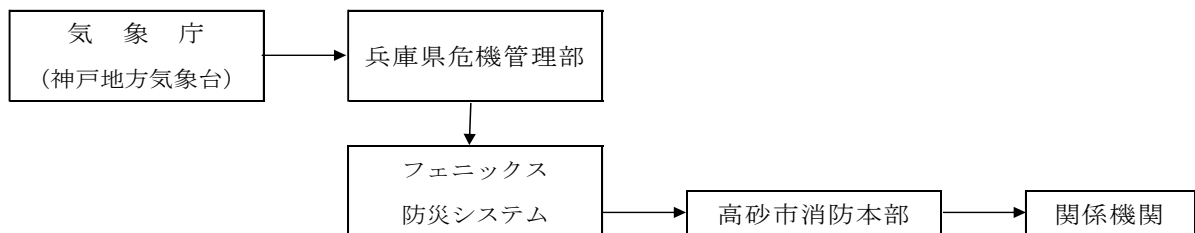
「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

(4) 地震・津波情報伝達経路



注) この他、市は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）及び気象庁防災情報提供システムからも、情報を入手できる



2 市民への情報伝達方法

① 広報車、宣伝車等の拡声装置の利用

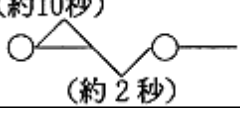
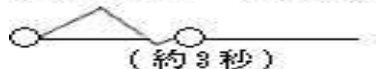
- ② 防災行政無線の利用
- ③ 電話応答サービス、電話・FAX 配信サービスの利用
- ④ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
- ⑤ 水防計画によるサイレン、警鐘の使用（水防信号）
- ⑥ 電話、電報、口頭等による戸別の通知
- ⑦ ケーブルテレビ（BAN-BANテレビ）の利用
- ⑧ 「防災ネットたかさご」緊急情報メールの利用
- ⑨ エリアメールの利用
- ⑩ インターネット（市ホームページ、フェイスブック）の利用
- ⑪ たかさご防災アラートの利用
- ⑫ 自治会を通じた連絡

津波注意報・警報を旗を用いるか、又は鐘音若しくはサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。（気象庁告示－予報警報標識規則）

■ 旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標識
津波注意報標識	赤
津波警報標識	白
大津波警報標識	赤

■ 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

■ 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

3 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予測される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で 用いる区域の名称	市 町 名
兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市 、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町

(注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

4 津波監視体制

気象庁（大阪管区气象台）は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度 4 以上の地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保に万全を期する。

5 避難対策の整備

住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておく。

(1) 一般住民の避難行動

- ① 住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路を周知することとする。
- ② 自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、避難行動要支援者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

(2) 第 5 編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第 4 章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第 4 節「避難対策等」で定める。

第2 災害情報の収集・報告（総括部本部班・消防本部）

1 実施担当者

(1) 情報収集の実施者

災害に伴う被害の調査は、災害の種別、内容に応じてそれぞれ関係する各班（各課）が実施し、速やかに総括部本部班に報告する。

(2) 情報整理

情報の総括責任者を次のとおり定める。

正 …… 総括部長 副 …… 総括部本部班長

2 災害情報の収集

(1) 収集する情報

① 人的被害

・ 市民、児童・生徒、来所者、入所者、職員等

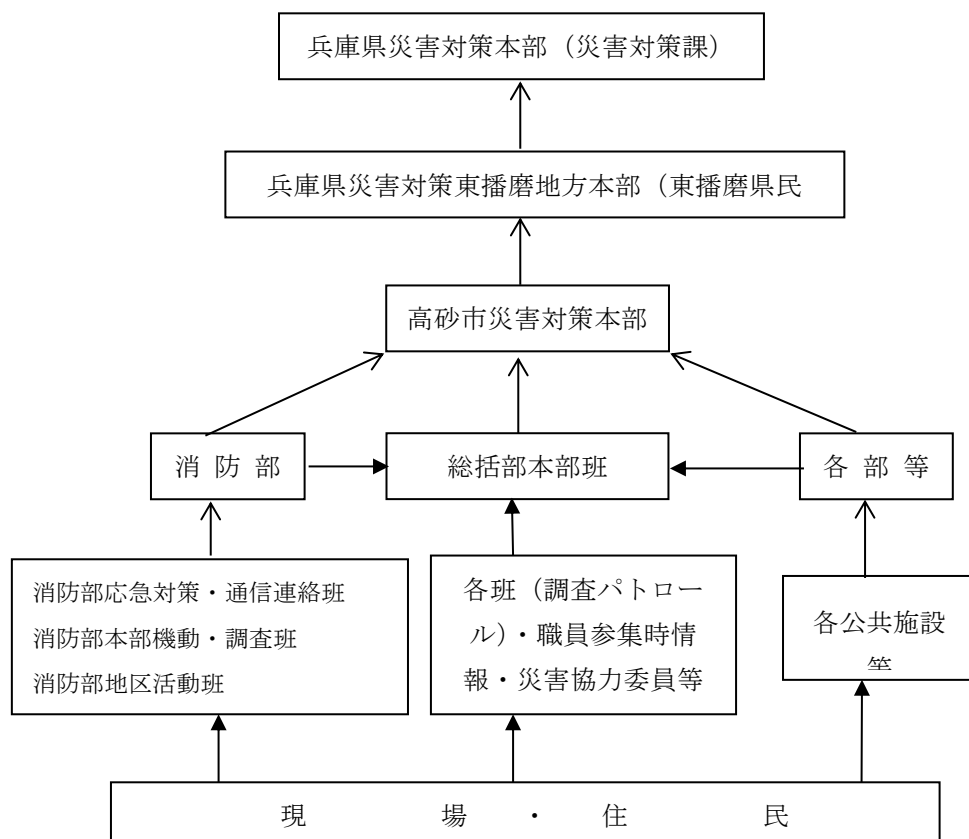
② 物的被害

・ 庁舎（本庁舎、出先機関）、消防署、警察署等の防災関係機関
・ 学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
・ 住家、商店・工場、田畑、危険物取扱施設等

③ 機能被害

・ 水道、電力、ガス、下水道、ゴミ処理施設等のライフライン関連機能
・ 道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能
・ 医療・保健衛生機能

(2) 災害状況等の収集系統



3 市施設の被災調査

災害発生に伴い各部所管施設に被害が発生した場合は、直ちに総括部本部班に報告する。また、災害の危険が解消した段階で各部は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を総括部本部班に報告する。

4 市調査班による被災調査（調査部調査班）

(1) 災害調査の実施

本部長（市長）は、災害地の実態を把握し、市の災害応急活動の適切な実施を期するため、必要に応じ調査部長に対し、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

調査部長は、本部長（市長）の指示に基づき、災害地調査実施のための調査班を編成する。調査班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、おおむね次のような編成とする。

- | | | |
|----------|------|-------------------|
| ① 連絡調整 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（1 名） |
| ② 調査票集計 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（1 名） |
| ③ 住家被害調査 | 10 班 | 1 班当たりの構成員（2～3 名） |
| ④ 特命調査 | 1 班 | 1 班当たりの構成員（2 名） |

(3) 調査事項

- ① 災害の原因（二次的原因）
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動実施上の支障要因等の状況
- ⑥ その他災害対策上必要な事項

(4) 実施要領

- ① 調査は、防災関係機関及び各地域の災害協力委員（自治会長）、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- ② 無線通信機及び携帯電話等の有効適切な活用を図り、調査の結果について調査部長を通じて、総括部本部班へ報告する。
- ③ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに調査部長を通じて、総括部本部班へ報告するか、内容によっては直接、総括部本部班へ報告する
市は、災害の情報及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

5 災害情報の報告

(1) 報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県（地方本部経由）に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
(④に定める災害は、市の区域内で震度4以上を記録した地震、又は市の区域内に被害を生じた地震を指す。)
- ⑤ ①から④に定める災害になるおそれのある災害

(2) 報告系統

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

通信の不通等により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

6 災害情報の伝達手段

- ① 原則としてフェニックス防災システムに情報を入力する。
- ② 必要に応じて有線もしくは無線電話又は FAX など活用する。
- ③ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ④ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

7 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の状況を「庁舎緊急報告」の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星放送や FAX 等最も迅速な方法で通報する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。

- ② 市は、地震が発生し当該市の区域内で**震度 5 強以上**を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。
- ③ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生した場合、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）」に基づき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県、消防庁に対して報告することとする。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

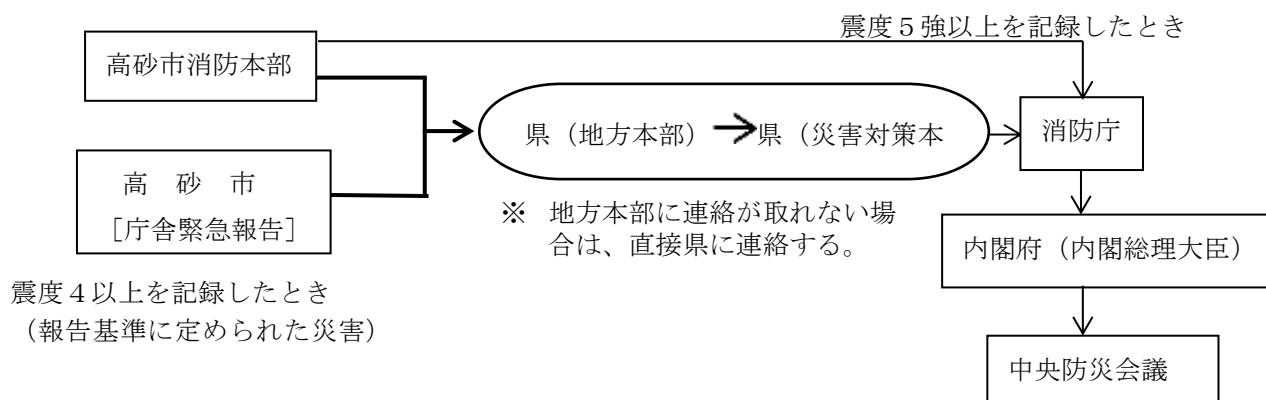
報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星

電話や FAX 等最も迅速な方法で行う。

【重点調査事項】

- ① 災害発生場所、延焼の状況
- ② 道路被災状況（道路交通機能確保状況）
- ③ 構築物の被害状況（概括）
- ④ 現場及び沿岸部における被災状況
- ⑤ 住民の動向、その他

緊急報告系統



(2) 災害概況速報

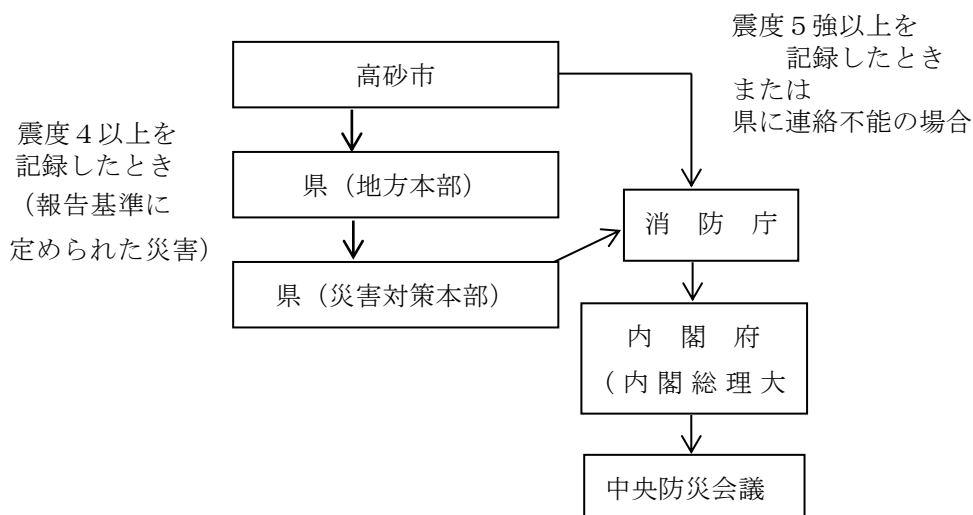
市は、報告すべき災害を覚知したとき 30 分以内で可能な限り早く第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、[災害概況速報の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地域本部経由）へ報告する。

特に、市内で**震度 5 強以上**を記録したとき（被害の有無を問わない）は、県に報告すると同時に消防庁に対しても F A X 等により報告する。

また、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話や FAX 等最も迅速な方法で行う。

災害概況速報報告系統

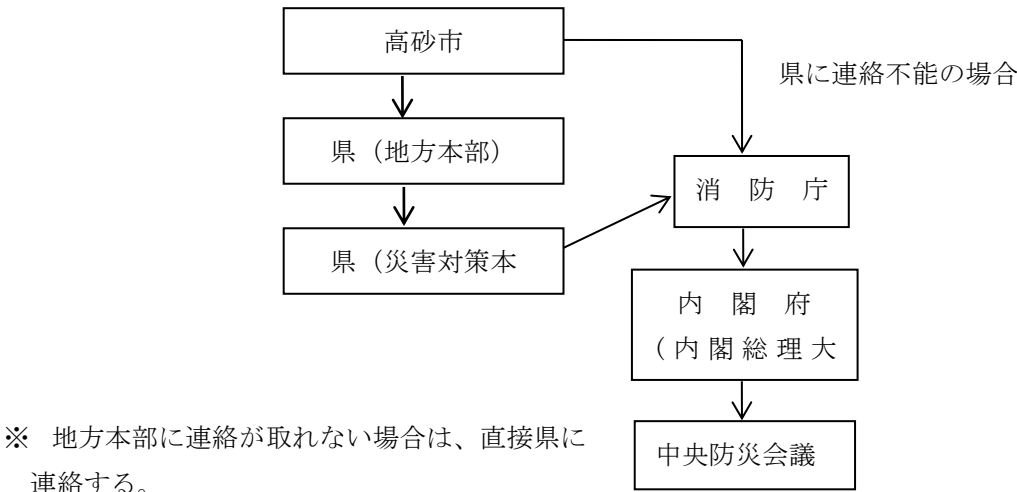


(3) 被害状況速報

被害状況に関する情報を収集し、[被害状況速報]の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

県が被害状況に関する情報を取りまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したときは随時報告する。

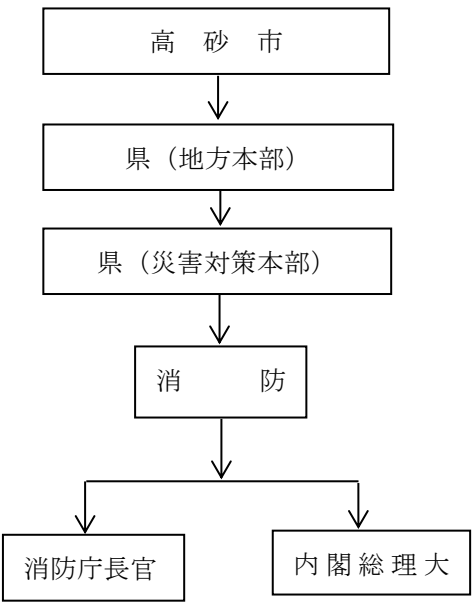
被害状況速報報告系統



(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

災害確定報告系統



(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により

行う。

また、各種被害件数等については、被害の認定基準（資料編参照）を参考に報告する。

8 報告先

	市	県地方本部	県災害対策本部	消防庁
災害対策本部 (災害警戒本部) 設 置 時	市災害対策本部 ：総括部本部 班 TEL 442- 2101 (直通) 443- 9008 FAX 442- 9577	県災害対策本部 東播磨地方本部 421-1101(NTT 代表) (衛星通信) 7-15187-172-511, 512 424-6616(NTTFAX)	県災害対策本部 078-341-7711(NTT 代表) 078-362-9900(直通) (衛星通信) 7-151-5331, 5332 078-362-9911(NTTFAX) 078-362-9912(NTTFAX)	【NTT 回線】 (TEL) 03-5574-0119 (FAX) 03-5574-0190 【消防防災無線】 6060、 (FAX) 6069 【地域衛星通信 ネットワーク】 TN-048-500-6060 (FAX) TN-048-500-6069
災害対策本部 未 設 置 時	総務部 危機管理室 同 上	東播磨県民局総務企画室 総務防災課企画防災担 当 421-9016(直通) 非常時の連絡 7-15187-172-511, 512 (衛星通信) 424-6616(NTTFAX)	危機管理部災害対策課 078-341-7711(NTT 代表) 078-362-9988(直通) 7-151-3140(衛星通信) 078-362-9911(NTTFAX) 078-362-9912(NTTFAX)	
兵庫衛星 FAX	216-61	7-15187-172-630	7-151-6380, 6381	

別記 各部が県に行う被害状況等の報告先

報 告 の 種 類	担当部局	報 告 先
公共土木施設関係	上下水道部 都市創造部	加古川土木事務所 加古川流域土地改良事務所
農林水産業関係	生活環境部	加古川農林水産振興事務所
公立学校施設関係	教育部	播磨東教育事務所
衛生関係	市民部	加古川健康福祉事務所
危険物施設関係	消防本部	兵庫県危機管理部消防保安課
社会福祉施設関係	福祉部	加古川健康福祉事務所
下水道施設関係	上下水道部	兵庫県土木部上下水道課 加古川土木事務所
廃棄物処理施設等	生活環境部	東播磨県民局県民躍動室環境課
水道施設関係	上下水道部	兵庫県土木部上下水道課 加古川健康福祉事務所・企業庁
市営住宅関係	都市創造部	兵庫県まちづくり部公営住宅管理課

9 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表することとしている。

市は、県が策定した災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針等に基づき対応していく。

第3 災害時の通信手段の確保（総括部本部班・消防本部）

1 本部連絡員の派遣（市要綱第5条）

市の各部は、本部長（市長）と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を置く。

2 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を専用線、衛星通信で結んでいるほか、市町・消防本部との間を光回線、衛星通信で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

【主な機能】

観測情報収集、地震被害想定、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

3 有線系通信手段

(1) 非常通話、緊急通話の利用

災害時において、市が公共の利益のために緊急に通信を行う必要がある通話・電報については、非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取り扱うよう請求し、利用することができる。

※ 根拠法：災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条

【接続・電送順位】

- ① 非常通話……他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
- ② 緊急通話……他の市外通話に優先して接続する。
- ③ 非常電報……気象警報以外のすべての電報に優先して取り扱う。
- ④ 緊急電報……気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取り扱う。

(2) 災害時優先電話

公共施設及び避難所の電話については、NTT西日本㈱の選定基準に基づき災害時優先電話としている。

(3) FAX等の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

4 無線系通信手段

(1) 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）

被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保するものとする。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク（地上系）

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図るものとする。

(3) 携帯電話、メール配信の活用

(4) NTT無線通信設備等

NTTの無線通信設備等の活用を図ることとする。

① 災害応急対策用無線電話

都市における災害で電気通信設備が被害を受け、災害復旧機関等の一般電話が利用できない

場合に用いるほか、指定避難所等の災害用公衆電話として用いる。

(5) 高砂市防災行政無線

①同報系の整備

デジタル通信方式の同報系防災行政無線の整備に行い、高性能スピーカー、防災情報自動配信システム等の導入を行った。

所有者	所在地	子 局	電波の型式 及び周波数	出 力
高砂市 総務部	・送受信所（親局） 荒井町千鳥 1-1-1（高砂市役所） ・第 1 通信所（遠隔制御装置） 伊保 4-553-1（消防本部） ・第 2 通信所（遠隔制御装置） 伊保 1-18-6（伊保地域交流センター） ・地区遠隔制御装置 （各地域交流センター 7 箇所）	6 3 局 （屋外拡声子 局） 資料編参照	7k10G1D 7k10G1E 61.86125 MHz	3W

(6) 消防・救急無線

消防本部と消防車・救急車間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行なうための無線。

所有者	所在地	呼出符号	出 力	電 話
高砂市消防本部	伊保 4-553-1	基地局(1 基) たかしょうほんぶ 移動局 車載型(18 基) たかしょう 1～4・6～13・15・16・51 ～54 携帯型(18 基) たかしょう 201～218 可搬型(1 基) たかしょう 80	10W 5W 1W 5W	448-0119

5 非常通信の運用方法

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規程に基づき、免許状に記載された範囲外の通話、すなわち「非常通信」を行うことができる。

6 緊急通信施設

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、水防管理者、指揮監又は水防長又はこれらの者の命を受けた者は、水防法第 2 7 条第 2 項に規定された機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 西日本旅客鉄道(株)通信施設
- (3) 山陽電気鉄道(株)通信施設

7 通信統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

(1) 無線機器の管理

① 携帯・可搬用無線機（電話）の集結

すべての携帯・可搬用無線機（電話）は、対策本部に一旦集結させる。

② 携帯・可搬用無線機（電話）の搬出

集結した携帯・可搬用無線機（電話）の搬出・使用は、総括部本部班（本部班長）が指示する。

(2) 通信の統制

携帯・可搬用無線機（電話）からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。

(3) 通信統制の原則

① 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

② 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

③ 子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要があるときは、統制者の許可を得る）

④ 簡潔通話の実施の原則

⑤ 専任通信担当者の設置

第4節 自衛隊派遣要請（総括部本部班・消防本部）

1 実施担当者

災害派遣要請の要求は、本部長（市長）が、知事に対して行う。
要請事務は総括部本部班が担当する。

2 派遣要請の要求手続等

- (1) 本部長（市長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認められる場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
 - ・ 要請責任者の職氏名
 - ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・ 派遣地への最適経路
 - ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

- (2) 本部長（市長）は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

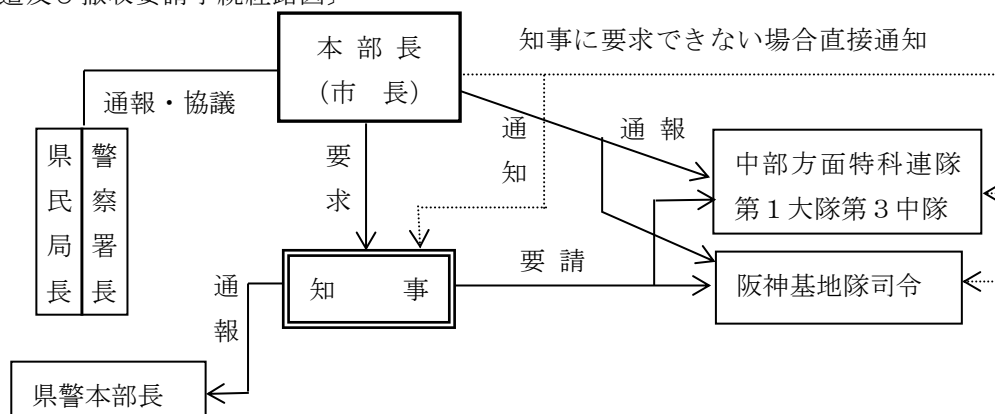
この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- (3) 本部長（市長）は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

3 撤収要請の要求手続等

知事に対し、本部長（市長）は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

〔派遣及び撤収要請手続経路図〕



〔連絡先〕

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9900 (直通) 7-151-5331, 5332 (衛星通信) 7-151-6380, 6381 (衛星 FAX) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課	078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9988 (直通) 7-151-3140 (衛星通信) 7-151-6380, 6381 (衛星 FAX) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	
自 衛 隊	陸上自衛隊 中部方面特科連隊 第 1 大隊第 3 中隊	(079)-222-4001～2 内線 235 ～238 FAX (079)-222-4001	(079)-222-4001～2 内線 302 (当直司令) FAX (079)-222-4001
	海上自衛隊阪神基地隊	(078)-441-1001 内線 231 FAX (078)-431-1196	(078)-441-1001 FAX (078)-431-1196

〔ヘリコプター発着場〕

第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「円滑な災害応急活動体制の展開」第 1 9 節「ヘリコプター派遣要請計画」による。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備……市ノ池公園

5 自主派遣の判断基準

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)から(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

6 経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、その活動が他市町にわたって行われた場合は、当該市町の長と協議し、負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

7 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の活動内容は、以下の表のとおりとする。

項 目	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集
避 難 の 援 助	避難者の誘導・輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索活動（通常他の救援作業等に優先して実施する）
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対し、土嚢作成、運搬、積み込み等
消 火 活 動	利用可能な消防車、防火用具等による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は市が準備する）
通 信 支 援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊 飯 及 び 給 水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和37年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救助品の譲与
危険物の保安・除去	能力上可能な火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第5節 防災関係機関との連携（総括部本部班・消防本部）

1 実施担当

本部長（市長）は、広域激甚な災害発生の際、人命及び財産の保護のため災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。

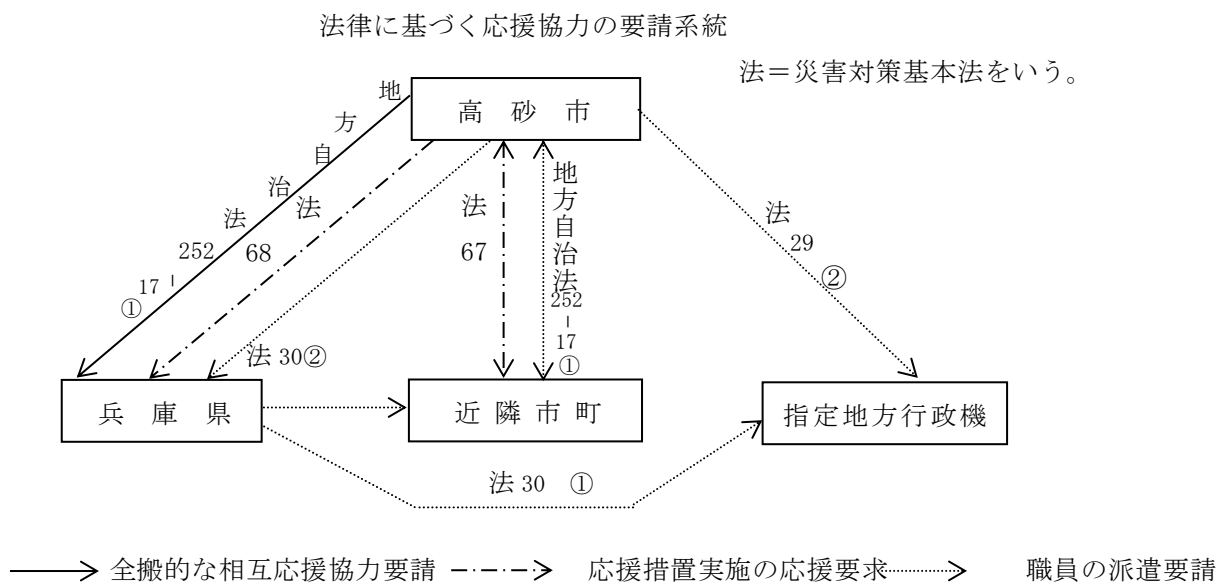
2 地方公共団体への応援要請

本部長（市長）は、応急対策活動を実施するため応援を受ける必要があると認める場合、知事（県災害対策本部〔東播磨県民局（地方本部）経由〕）又は、他の市町村長に対して応援を要請する。応援の要請は可能な限り下記事項を明らかにして行う。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する救助の種類
- (3) 応援を要する種類別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械、器具及び資材の品目並びに数量等
- (7) その他の必要な事項

3 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請

本部長（市長）は、必要と認めたときは可能な限り、上記(1)～(7)に示す事項を明らかにして指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣又はあつせんを求める。



4 協定機関への協力要請

- (1) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料編参照）

詳細は同協定書及び協定実施要領を参照。

- ① 目的

この協定は、災害対策基本法第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

② 構成機関及び市町

県 兵庫県
市 兵庫県内 29 市
町 兵庫県内 12 町

③ 応援の内容

ア 物 資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
イ 資 機 材 給水車、物資運送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、
自転車、
仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
ウ 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
エ 派遣職員 県職員、市町職員

④ 応援の要請

応援を要請する市は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文章により要請するものとする。ただし、文章により要請するいとまのない場合は、電話、FAX 又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文章を速やかに提出する。

ア 被害の状況
イ 必要とする物資等の品名、数量等
ウ 必要とする職員の職種及び人員
エ 応援の場所及びその場所への経路
オ 応援を必要とする時間
カ 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

(2) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（資料編）

詳細は同協定書及び協定実施要領を参照。

① 目的

この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

② 地域及び構成市町

地域：東播磨地域、北播磨地域
市 明石市・加古川市・西脇市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市
町 多可町・稲美町・播磨町

③ 広域災害支援本部の設置

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部を設置するものとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

④ 各ブロック別の代表市町は、次のとおりとする。

なお、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロック代表市町に本部を設置するものとする。

⑤ 応援の内容

- ア 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
- イ 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テン

ト、

- 重機、自転車、バイク、携帯電話等
- ウ 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- エ 職員 市町職員

⑥ 応援の要請

災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び要請理由
- イ 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- ウ 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- エ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(3) 姫路市との災害時相互応援協定（資料編）

① 応援の事項

- ア 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- オ 応急対策等に必要な施設の提供
- カ ボランティアの斡旋
- キ 児童、生徒の受入れ
- ク 被災者に対する住宅の斡旋
- ケ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

② 応援要請の手続き

応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 必要とする物資等の品名、数量等
- ウ 必要とする職員の職種及び人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（資料編）

① 目的

大規模な災害が発生し、近隣の県及び市町のみでは十分な対策を講じることができない場合を想定し、県外自治体との広域ネットワークを構築した。この協定は、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とする。

② 構成市町

大阪府泉大津市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県京都郡荊田町、京都府八幡市、滋賀県野洲市、高知県香南市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、岡山県玉野市、三重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市以上 21 市 1 町

③ 応援の種類

- ア 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- イ 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ウ 医療機関への被災疾病者等の受入れ
- エ 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

④ 応援の要請

被災団体が応援を必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書によりネットワークを構成する団体に対し要請するものとする。

- ア 災害の状況及び要請理由
- イ 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所と経路
- ウ 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

⑤ 応援とりまとめ団体

- ア 被災団体と応援団体の連絡調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。
- イ 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行いながらネットワーク構成団体全般の活動を調整・支援することができる。
- ウ 応援取りまとめ団体は被災状況の程度あるいは当該団体の理由により、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

⑥ ネットワーク運営協議会の設置

- ア ネットワークに新たに参加を希望する団体の参加決定
- イ 広域防災訓練の企画及びその管理
- ウ ネットワーク運営に係る連絡・調整
- エ 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
- オ その他、ネットワーク運営上必要な事項の決定

(5) 播磨広域防災連携協定（資料編）

① 応援の事項

- ア 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあつせん又は提供に関する事項
- イ 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- ウ 被災者の受入れに関する事項
- エ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

② 応援の要請

応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

(6) 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（資料編）

① 応援内容

- ア 情報の収集・提供（リエゾン「情報連絡員」含む。）
- イ 国土交通省近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）

- ウ 災害に係る専門家の派遣
- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- オ 国土交通省近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付及び操作員の派遣
- カ 通行規制等の措置
- キ その他必要な事項

② リエゾンの派遣

高砂市からの要請があった場合または国土交通省近畿地方整備局が必要と判断した場合に国土交通省近畿地方整備局は、高砂市の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

5 消防組織法に基づく大災害時の消防応援の要請

(1) 隣接市町の応援要請

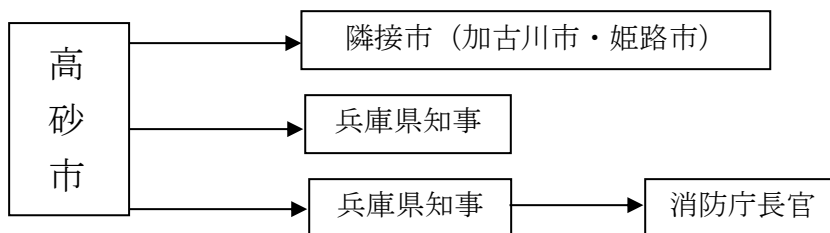
市の区域に災害が発生し、災害の状況が、本市の消防力では十分対応できないと判断した場合

(2) 県下広域の応援要請

市の区域に災害が発生し、災害の状況が、近隣市の消防力では十分対応できないと判断した場合

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市の区域に災害が発生し、災害の状況が、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置がとられるよう知事に要請する。



6 民間団体等への応援要請

(1) 民間団体等の種類

災害時に応急対策を実施するにあたり、災害対策本部では人手が不足する場合に応援を求め、協力を要請する民間団体等の種類は、概ね次のとおりである。

- ① 災害協力委員（自治会）・自主防災組織
- ② 日赤奉仕団（婦人部）
- ③ 事業所の自衛消防隊
- ④ 社会福祉協議会ボランティアセンター
- ⑤ その他奉仕団体（青年会、青年会議所等）

(2) 協力を要請する業務

災害時に自主防災組織・日赤奉仕団等の民間団体及び市民ボランティアへ協力を要請する業務は、概ね次のような業務とする。

- ① 異常気象、危険箇所等を発見した時の市災害対策本部への通報
- ② 避難誘導、負傷者の搬送等市民に対する救助・救護活動

- ③ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等業務
 - ④ 被害状況の調査補助業務
 - ⑤ 被災地域内の秩序維持業務
 - ⑥ 公共施設の応急復旧作業活動
 - ⑦ 応急仮設住宅の建設業務
 - ⑧ 生活必需品の調達業務
 - ⑨ その他災害応急活動業務への応援業務
 - ⑩ 避難行動要支援者の救助・避難誘導
- (3) 協力要請の方法
- ① 民間団体への協力要請
災害時に民間団体からの協力を求める際には、総括部本部班がその責任者に対して要請する。
 - ② 市民ボランティアへの協力要請
市民ボランティアへの協力要請は、救助部援護班が社会福祉協議会を通じて行う。

第3章 円滑な災害応急活動体制の展開

第1節 災害ボランティアの受入計画

災害応急対策の実施にあたって救援活動要員が不足した場合は、次の方法で必要な数の要員を確保する。

第1 実施担当者

救援活動要員の確保やボランティアの配備等については、総括部職員班、救助部援護班、社会福祉協議会を中心として、総括部本部班や関係各部との連携のうえで実施する。

第2 災害ボランティアの確保

災害時における災害ボランティアの重要性にかんがみ、災害支援ボランティア活動に関する協定を締結している社会福祉協議会、防災関係団体や、災害ボランティアとして登録している民間団体等又は個人に対して救援活動への協力を依頼する。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は災害時において、災害の状況を早期に把握し、社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティアセンターの開設、閉鎖等を決定する。社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの開設及び運営を行い、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行ってその活動を支援する。また、県との緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

設置場所は、高砂市ユーアイ福祉交流センター内とする。

2 災害ボランティア

社会福祉協議会は、テレビやラジオ等の報道機関及びホームページを通じてボランティアの募集を行う。

応募のあった災害ボランティアは災害ボランティアセンターに登録したうえで活動する。災害ボランティアセンターは、災害ボランティアを必要とする自主防災組織や避難所の要請内容を確認した上で派遣する。主として次の活動について、災害ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業、ガレキ処理
- (5) 災害ボランティアの受入・紹介事務

3 専門機能を有するボランティア

市、社会福祉協議会は、各部から専門的技能を有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで関係団体等に対してボランティアの派遣を依頼する。

- (1) 医療・助産分野
- (2) 心身障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）

- (3) 建築分野（建築物危険度判定士）
- (4) 語学分野
- (5) 輸送分野
- (6) 情報通信分野
- (7) その他専門的な技能を有する分野

なお、県では災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）を設置しており、本部長（市長）は必要に応じてその派遣を要請する。

第2節 災害情報の提供と相談活動の実施

災害時において防災関係機関から情報の収集を行うとともに、災害情報、災害応急対策等の周知徹底を図り、住民の協力を得、さらに被害の拡大防止を図るため、適切かつ迅速な広報活動を行うことを目的とする。

第1 災害広報

1 実施担当者

災害広報は本部長（市長）が実施し、総括部広報班・総括部本部班が担当する。

2 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

(1) 交通・通信施設が利用できる場合

- ① 防災行政無線の活用
- ② 電話応答サービス、電話・FAX 配信サービスの利用
- ③ 広報車等の拡声器の利用
- ④ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請
- ⑤ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送）の利用
- ⑥ BAN-BANネットワーク(株)への要請（災害時における緊急放送の協力に関する協定）
- ⑦ 防災ネットたかさごのメール配信機能による広報
- ⑧ インターネット（たかさごナビ、市ホームページ、SNS）、FAX 等による広報
- ⑨ 自主防災組織を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- ⑩ 広報誌等による情報提供
- ⑪ 公共掲示板の活用
- ⑫ オートバイ、自転車、徒歩などによる周知
- ⑬ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- ⑭ サイレン

3 報道機関に関する発表等

- (1) 災害対策本部でとりまとめた「4 広報内容」における項目は、総括部広報班が記者クラブを通じて報道機関に情報の発表・協力の要請を行う。（報道センターは、本庁舎4階記者クラブ室に開設する）
- (2) 報道機関が独自で取材する場合においても積極的に資料、情報を提供し、できるだけ協力するように努めるものとする。
- (3) 一般市民や、罹災者に対する報道のうち緊急なものは、必要に応じて県に要請し、テレビ、ラジオその他の報道機関を通じて周知させるものとする。
- (4) 高砂市消防本部の行う警戒防御に関する発表は、本部員（総務部長）が行う共同記者会見の場で、消防部長（消防長）が行うものとする。

4 広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急措置の実施状況を見極め、本部長（市長）の判断のもとに実施する。

- (1) 災害の概況と被害状況
 - ① 発生した地震・津波に関する観測情報
 - ② 地震の発生に関する今後の見通し
 - ③ 津波の発生に関する今後の見通し
 - ④ 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難に関する事項
 - ① 避難の必要性の有無
 - ② 避難所の設置及び収容
- (3) 応急対策実施状況
 - ① 救護所の開設及び保健衛生等に関すること
 - ② 交通機関、輸送、通信等に関すること
 - ③ ライフライン等の復旧に関すること
- (4) 安否情報
- (5) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
 - ① 家族で実施すべき防災対策
 - ② 防災会に対する防災活動の要請
 - ③ 応急仮設住宅への入居募集
 - ④ 食料、生活必需品の支給等に関すること
 - ⑤ 相談窓口の開設
 - ⑥ その他必要な情報

5 広報資料の収集

- (1) 本部でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。
- (2) 災害写真の撮影
 - ① 各班は現場に職員を派遣して被害状況を撮影する。
 - ② 他の機関の撮影した写真等の収集
 - ③ 災害写真は、本部設置場所に掲示するほか、他の機関からの依頼のある場合は提供する。
 - ④ 災害写真を撮影した各班（各課）は災害写真の使用目的の完了次第、撮影場所、日時、状況、課名を記載した写真データをすみやかに総括部広報班に提出する。総括部広報班はこれを保管するものとする。

第2 広聴活動計画

災害時における住民からの各種相談の対応は本部長（市長）が実施し、総括部本部班が担当する。

1 災害相談窓口の開設

総括部本部班は、大規模な地震が発生した時、若しくは本部長（市長）の指示があった時は、直ちに市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に対する相談に応ずるための災害相談窓口を開設し、相談・問い合わせ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

(1) 臨時市民相談所に開設

災害発生による避難が終了した時は避難所又は被害状況分布図等の資料に基づき、被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

(2) 消防部

本部長（市長）が必要と認めたときは、災害鎮圧後、災害の規模に応じて消防署に消防相談所を開設し、市民向け相談業務を実施する。

3 関係機関との連携

(1) 住民からの相談で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに即時対応に努める。

(2) 災害相談窓口や臨時市民相談所との連携を十分図り、住民からの相談に対応する。

(3) 収集した情報や住民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

第3節 消防計画

この計画は、「消防組織法」並びに「消防法」等の消防関係法令に基づき、住民の生命と財産を地震火災から保護するため、消防機能を高度に利用してその被害を軽減することを目的とする。

第1 実施担当者

消防機関は、住民や関係機関と連携して災害の未然防止に努めるとともに、大火災等の非常事態発生に際しては市民の生命、身体、財産の保護にあたる。

第2 消防活動

1 初期活動

高砂市に震度4以上の地震が発生した場合は、事前計画に基づき、直ちに非常配備体制をとる。

自動的な非常配備体制の発令により、勤務中の消防職員をもって、まず以下の措置をとる。

また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は、別命を待たず招集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。

参集職員をもって常備の部隊に合流し、部隊の増強を図る。

【初期活動のあらまし】

- (1) 高所監視
- (2) 車両等の安全確保
- (3) 全無線局の開局及び点検
- (4) 被害状況の把握
- (5) 重要防御地域の状況把握
- (6) 消防車・救急車・広報車等の出動準備

2 消防本部の消火活動

消火活動は、以下の原則に基づき、全消防力をもって行う。

- (1) 人命の安全確保を図り、避難地・避難路を確保防御するための消火活動を最優先とする。
- (2) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- (3) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に防御する。
- (4) 火災件数が消防力を上回るときは、消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (5) 耐火建築物等の火災で、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧後、防御する。
- (6) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼危険のある部分のみを防御する。
- (7) 消火栓の使用が不可能なときは、防火水槽・プール等の水利を有効に活用する。
- (8) 消防活動体制が確立した時は、消防活動と並行して、救助・救急活動を行う。
- (9) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

3 消防団の活動

消防団は、以下の原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模地震による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

(1) 出火の防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対して、応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(5) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

4 住民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用しているものは、出火を防止するため、可能な限り、直ちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設との防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第4節 高砂市水防計画

第1 総則

1 目的

この計画は水防法第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる高砂市が、同法第33条第1項の規定に基づき、高砂市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、高砂市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれかにおいても、活動隊員自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

避難誘導や水防作業の際も、活動隊員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 活動時にはライフジャケット等状況に応じた装備を着装する。
- (2) 活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 活動時には最新の気象情報等を取得できる機器を携行し、情報を取得可能な状態で活動する。

第2 水防組織

組織及び事務分担については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」第4「水防本部及び水防警戒本部」に定めるところによる。

第3 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川及び県管理河川における重要水防箇所の市域内の設定箇所、各指定基準及び市が設定する要注意箇所の設定箇所は資料編参照。

なお、重要水防箇所の平常時からの巡視及び警戒については第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「高砂市水防計画」第8「水防活動」に定めるところによる。

第4 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

気象庁が行う予報及び警報については第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第1「地震・津波情報の伝達計画」に定めるところによる。

2 水防警報

国土交通大臣は、津波により重な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、知事は国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で津波により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、災害が発生するお

それがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防管理者等に水防警報を発する。

(1) 国土交通省が発する水防警報

① 対象河川、種類及び発表基準

対象河川は加古川である。

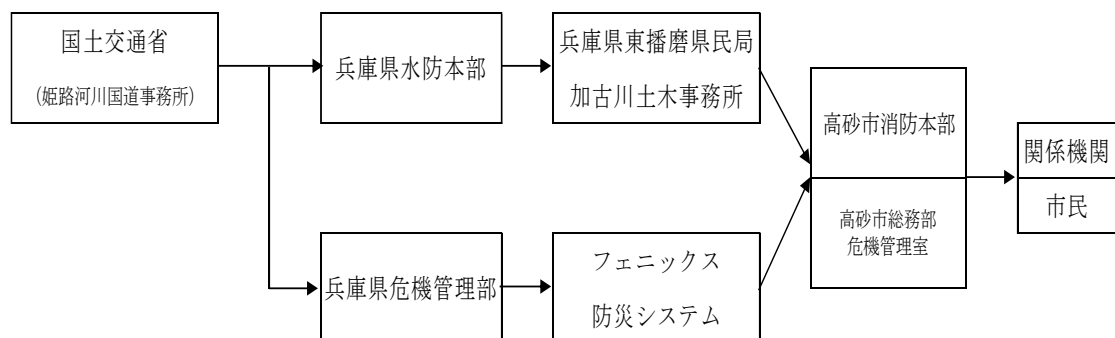
水防警報の種類及び発表基準は次のとおりとする。また、水位等の状況を通知する必要のあるときは別途「水防情報」として適時発表する。

種類	内容	発表基準
第3段階 (出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき
第4段階 (解除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(その他)

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に応じて水防警報を発表する。

② 連絡系統図



③ 河川巡視及び情報連絡

姫路河川国道事務所発表の水防警報第3段階（出動）から解除までの期間については、加古川・揖保川水防協議会での取決めのとおり、各市町の水防管理団体は市域内の国土交通省直轄管理区間（加古川）の河川巡視及び水防連絡会担当者（高砂市総務部危機管理室）を通じて状況報告を行う。

河川巡視及び情報連絡要領については、資料編参照。

(2) 県が発する水防警報

① 対象河川・港湾、種類及び発表基準

対象河川・海岸は法華山谷川・天川・播磨沿岸東播磨港である。水防警報の種類及び発表基準は次のとおりとする。

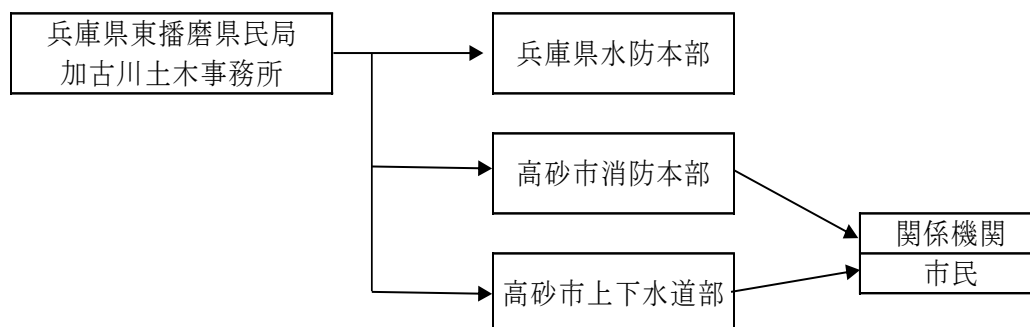
種類	内容	発表基準
第3号 (出動)	水防活動に出動させるもの。	津波注意報・警報が発表されたとき (自動発令)
第4号 (解除)	水防活動を終了させるもの。	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき

備考

- ・地震による堤防の漏水、沈下等による被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

- ・津波による水防活動は緊急性を要することが想定され、原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の２段階は省略するものとする。

②連絡系統図



第５ 水門等の操作

１ 海岸保全施設

海岸保全施設については、第２編「災害予防計画」第２章「地域防災基盤の整備」第４節「河川、海岸の整備」第２「海岸施設の整備」に定めるところによる。

２ 樋門等

樋門等については、第２編「災害予防計画」第２章「地域防災基盤の整備」第４節「河川、海岸の整備」第１「河川施設の整備」に定めるところによる。

第６ 通信連絡

１ 災害通信

災害通信について、第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第３節「情報の収集伝達」第３「災害時の通信手段の確保」に定めるところによる。

２ 緊急通信施設

緊急通信施設について、第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第３節「情報の収集伝達」第３「災害時の通信手段の確保」に定めるところによる。

第７ 水防施設及び輸送

１ 水防倉庫及び水防資器材

(１) 水防倉庫、消防ポンプ庫

水防倉庫及び消防ポンプ庫については、第２編「災害予防計画」第３章「災害応急対策への備えの充実」第８節「防災資機材の整備」第４「水防用資機材」に定めるところによる。

(２) 水防資材

水防資材については、第２編「災害予防計画」第３章「災害応急対策への備えの充実」第８節「防災資機材の整備」第４「水防用資機材」に定めるところによる。

2 輸送の確保

(1) 輸送力

輸送力については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第11節「緊急輸送体制の整備」第3「緊急輸送車両の確保」に定めるところによる。

(2) 輸送の確保

緊急輸送船車の確保及び輸送経路の作成については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第11節「緊急輸送体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第20節「交通輸送対策の実施」に定めるところによる。

第8 水防活動

1 水防指令

水防指令については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」第3「水防指令及び水防態勢」に定めるところによる。

2 水防態勢

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表が予想できるとき又は発表されたときから、その危険が解消されるまでの間は次の水防態勢に入る。

水防態勢については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」第3「水防指令及び水防態勢」に定めるところによる。

3 巡視及び警戒

(1) 平常時

平常時については、地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「高砂市水防計画」第9「水防活動」に定めるところによる。

(2) 非常時

水防管理者、指揮監又は水防長は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長等は兵庫県水防本部長に報告するものとする。

4 水防作業

(1) 津波注意報・警報が発表された場合、水防管理者、指揮監又は水防長は次の活動を行う。ただし、当該水防管理者、指揮監又は水防長が、活動隊員の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。また、活動隊員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

① 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。

② 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。

③ 水防に必要な資器材の点検整備を行う。

④ 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。

⑤ 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

(2) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び活動隊員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、活動隊員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも活動隊員自身の避難を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(3) 安全配慮

安全配慮については第3編「災害応急対策計画」第3章円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「高砂市水防計画」第1「総則」に定めるところによる。

5 避難のための立退きまたは緊急に安全を確保すべき対応

地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「高砂市水防計画」第9「水防活動」に定めるところによる。

6 決壊等後の措置

地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「高砂市水防計画」第9「水防活動」に定めるところによる。

7 水防解除

水防解除については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」第4「水防本部及び水防警戒本部」に定めるところによる。

第9 協力及び応援

協力及び応援については、地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「高砂市水防計画」第10「協力及び応援」に定めるところによる。

第10 水防報告等

水防報告等については、地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「高砂市水防計画」第11「水防報告等」に定めるところによる。

第11 水防訓練

水防訓練については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第3節「防災訓練の実施」第3「水防訓練」に定めるところによる。

第5節 災害救助法の適用

災害救助法の適用に関する事項について定める。

1 実施責任

災害救助法の適用手続及び適用後の救助実施状況の報告は、本部長（市長）が実施し、救助部援護班が担当する。

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については法定受託事務として知事に委任されている。

しかし、災害救助法による救助は災害の発生後、速やかに行われなければならないことから、災害救助法施行細則により、救助に関する職権の一部が市長に委任されることがある。

なお、災害救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第5条により、市長が応急対策を実施する。

2 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するときは、災害救助法を適用することとする。

- (1) 市域の住家の滅失（全壊、全焼、全流失）世帯数が80世帯以上に達した場合。
- (2) 県域の住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市域の住家の滅失世帯数が40世帯以上に達した場合。
- (3) 県域の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、または住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、または孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※滅失世帯の換算は次のとおりとする。

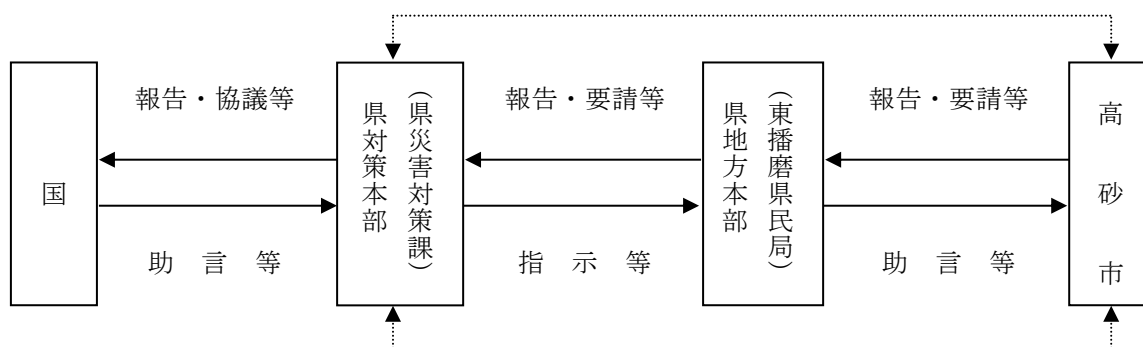
ア 住家が全壊、全焼、全流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。

イ 住家が半壊または半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

3 適用手続

本部長（市長）は、市域における災害規模が適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。



※ 点線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

(1) 県

県は、市を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合は、必要により、災害救助法上の県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）とする。救助の委任を行う場合は、委任する実施内容及び期間を記載して市長に通知することとする。

救助の委任を行う際、留意する点は次のとおりとする。

- ① 市長に委任することにより救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市において実施し得る範囲で行うこと。
- ② 緊急を要する救助（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県において実施することが困難な救助（学用品の給与等）の内容については市長に委任することとする。

(2) 市

市は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、県知事による救助の補助として救助を実施することとする。

その実施の細目については、あらかじめ地域防災計画に定めることとする。

(3) その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等、救助活動の実施機関に協力することとする。

(4) 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

4 実施内容

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 福祉サービスの提供
- (8) 災害にかかった住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理
- (12) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による知事の定める災害救助に関する手続等を定める規則（昭和 38 年兵庫県規則第 58 号）に規定された救助の程度、方法及び期間等は次に示すとおりである。

但し、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 7 0 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱品費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	1 人 1 日当たり 3 7 0 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要性がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型仮設住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (借上型仮設住宅) 建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型仮設住宅) 7,259,000円以内 (借上型仮設住宅) 地域の実情に応じた額 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費		(建設型仮設住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (借上型仮設住宅) 災害発生の日から速やかに借り上げ、提供		(建設型仮設住宅) 1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,259,000円以内であればよい。 2 同一敷地内とうに概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内 (借上型仮設住宅) 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様			
炊出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者	1人1日当たり 1,480円以内		災害発生の日から7日以内		1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害の発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人を増すごとに加算
		全 壊 流 失	夏	円 20,900	円 26,900	円 39,900	円 47,600	円 60,300	円 8,800
			冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
		半 壊 床 上 浸 水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
冬	11,000		14,400	20,500	24,300	30,700	4,000		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体に危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日（72時間）以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に対して行うもの	消耗機材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として地域における通常の実費	災害発生から7日以内	福祉避難所の設置（災害が発生するおそれのある場合の設置を除く）にあつては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費よして地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1 世帯当たり 56,400円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から10日以内	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修をおこなわなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 1 半壊（焼）の世帯 757,000円以内 2 半壊（焼）に準ずる程度の損害による被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに順ずつ程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 1人当たり 5,800円 中学校生徒 1人当たり 6,100円 高等学校等生徒 1人当たり 6,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 239,400円以内 小人（12歳未満） 191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗 （洗浄、消毒等） 1 体 3, 8 0 0 円以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常実費 既存建物以外： 1 体当たり 6, 1 0 0 円以内 検案、医療部医療班以外は慣行 料金	災害発生の日 から 1 0 日以内	1 検案は、原則として医療班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な場 合は当該地域における通常 の実費を加算でる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合や住家倒壊のおそれのある場合の雪下ろし等で自力では除去することのできない者	市において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 1 4 8, 6 0 0 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃 金職員雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められている 期間以内	
輸送費及び賃 金職員等の雇 上費(法第 4 条 第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施 が認められてい る機関以内	災害が発生するおそれ段階の 救助は、高齢者・障がい者等で 避難行動が困難な要配慮者の方 の輸送であり、以下の費用を対 象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス 借上げ等にかかる費用 ・避難者がバス等に乗降するた めの補助員など、避難支援のた めに必要となる賃金職員等の雇 上費
救助に要した 事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンタ ーにかかる費用	応急救助の事務を行うのに必 要な経費に限られる。	災害の発生 の日から救助の 期間内に支出し たものに限る	救助費合算額に応じて定めら れた割合を乗じて得た額の範囲 内が国庫負担の対象となり、そ の範囲内で県が予算措置した額 を上限とする。
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定す る者	災害救助法第 7 条第 1 項の規 定により救助に関する業務に従 事させた都道府県知事の総括す る都道府県の常勤の職員で当該 業務に従事した者に相当するも のの給与を考慮して定める。	救助の実施が 認められる期間 以内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第6節 人命救出活動の実施

地震災害のため生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を搜索し、または救出・保護するため、次のように定める。

1 実施責任

県、警察、自衛隊の協力を得ながら、救出活動を実施するとともに、市域内における関係機関の救出活動の調整を行う。なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権が市長に委任されることがある。

救出活動に関する業務は、消防部機動班（消防署）、地区活動班（消防団）が実施する。

2 実施方法

(1) 救助体制

消防部は機動班を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速な救出活動を実施する。

市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして救出活動の実施を要請する。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

(2) 救助方法

警察署等の関係機関と緊密な連絡を取り、速やかな救出活動を行う。

必要に応じ、救急車や工作車等の応援を求め、救助作業にあたる。

救助した負傷者に対しては、その症状に応じた措置を講じる。

3 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、消防機関等への連絡

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対して行う。
なお、期間内に生死が明らかにならない場合は、以降「死体の搜索」として取り扱う。

(2) 期 間

災害発生の日から3日以内とする。（一般基準）

(3) 書類の作成保管

被災者を救出した場合は次の書類を作成し、保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式 1）
- ・ 被災者救出用機械器具燃料受払簿（災害救助法様式 2）
- ・ 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式 11）
- ・ 被災者救出関係支払証拠書類

(4) 本部長（市長）は、被災者救出を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第7節 避難対策の実施

地震災害の発生等に伴う組織的な避難対策について、次のように定める。

また、第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「避難対策等」の項に定めるところによる。

1 実施責任と実施基準等

(1) 避難指示の発令基準

- ① 市域で震度4の地震が発生し、又は瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたときには、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。
- ② 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

(2) 避難の指示権の委任を受けた者

ア 市長の命を受け災害現場に派遣された職員

イ 消防長の命を受け、災害現場に派遣された職員及び消防分団長

○避難の指示

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・洪水・津波について | 知事またはその命を受けた職員
水防管理者 |
| ・地すべりについて | 知事またはその命を受けた職員 |
| ・災害全般について | 本部長（市長）、警察官、自衛官、海上保安官 |

(3) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、予め市長がその権限を委任したものにより、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

避難指示の実施責任者と措置の内容は、次のとおりである。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
指示	市長	災対法第60条第1項第2項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に報告)
	知事	災対法第60条第5項	災害全般について	災害により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般について	①災対法第60条第1項・第2項の場合において市長が指示できないと認めたとき ②災対法第60条第1項・第2項の場合において市長から要求があったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (市長に報告)
	知事 (その命を受けた県職員、水防管理者)	水防法第29条	水災について	洪水津波又は高潮のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認められる区域の居住者滞在者その他の者に避難のための立ち退きを指示 (水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知)
	知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	同上 (当該区域を所管する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	①危害を受けるおそれのある者を避難させる ②管理者等に対し、必要な措置を命じる、又は自ら必要な措置をとる (公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	災害派遣中に上記の場合に遭遇したが、警察官がその場にいないとき	①危害を受けるおそれのある者を避難させる ②管理者等に対し、必要な措置を命じる、又は自ら必要な措置をとる (防衛庁長官に報告)

・避難指示発令基準

避難指示は次の状況が認められるときを基準として実施する	
1	地震火災の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
2	津波警報等が発表されたとき。（第5編南海トラフ地震防災対策推進計画の定め）
3	有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はその恐れがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
4	崖崩れ等の発生する可能性があるとき。（特に降雨が予想される時）
5	地震で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与える恐れがあるとき。
6	不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
7	その他災害の状況により、市長が認める時。

(4) 避難情報の伝達

災害対策本部は、避難指示及びその解除の伝達方法に準じて、警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。

避難指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

- ① 避難指示の発令者
- ② 避難指示を発令した対象地区名
- ③ 避難経路及び避難先
- ④ 避難時の服装及び携行品
- ⑤ 避難行動における注意事項

■住民等に求める避難行動

種類	発令の意図	住民等に求める避難行動
避難指示	災害により被害が発生する危険性が高まり、住民に避難の開始を求める。	・対象地区の住民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ・対象地区以外の住民は、周りの状況により自主避難する。なお、避難所の開設状況は、市役所に確認する。

■避難指示の伝達内容及び伝達方法

種別	伝達内容	伝達方法
避難指示	① 指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項	① 防災行政無線、電話応答サービス、電話・FAX 配信サービス ② 広報車、消防車、携帯マイクによる広報 ③ 公共情報コモンズ（地デジデータ放送） ④ 放送事業者への報道要請 ⑤ インターネット（たかさごナビ、市ホームページ、SNS） ⑥ 防災ネットたかさごによるメール配信 ⑦ 連合自治会・自治会・自主防災組織に協力を求め口頭による伝達 ※戸別に口頭伝達（状況により） ⑧ サイレン吹鳴

2 避難指示の実施

(1) 知事への報告

本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

- ・ 避難指示の発令者
- ・ 避難指示の日時
- ・ 避難指示の理由
- ・ 避難対象者
- ・ 避難先

(2) 指示の内容

本部長（市長）は、避難指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- ・ 発令者（実施責任者）
- ・ 避難指示が出された地域名
- ・ 避難理由
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難時の服装、携行品
- ・ 避難行動における注意事項（家屋の戸締まり、火の始末、自動車の規制など）

(3) 指示及びその解除の伝達方法

本部長（市長）は、防災行政無線、広報車、携帯スピーカー、ケーブルテレビ、インターネット、「たかさご防災アラート」、「防災ネットたかさご」、「電話・FAX 送信サービス」、ホームページ、SNS、エリアメール等による広報のほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により、直ちに周知徹底を図ることとする。

避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとするとともに、地域のコミュニティ FM や CATV 等の活用も図ることとする。

(4) 消防部の活動

消防部は、災害の規模・状況、道路・橋梁の状況及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び高砂警察署に通報する。

また、避難開始後は、広報車、当該地域に出動中の消防車両載拡声器等の活用により円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して避難指示の伝達の徹底、避難者の誘導にあたるよう要請する。

なお、避難指示の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの指定避難場所及び避難経路等の火災防止・延焼防止を最優先で行うものとする。

(5) 消防職員、消防団員等の安全管理

市は、津波災害対応時の消防職員、消防団員等の安全を確保するため、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。

- ① 職員・団員等も身に危険が迫れば退避する。

- ② 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
- ③ 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- ④ 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

(6) 警察署長に対する協力要請

避難指示を発令した場合には、警察署長に対し、避難者の誘導についての協力を要請する。

3 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体の安全を確保するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じるものとする。

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行う。

なお、知事は市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)

○警戒区域の設定

- | | |
|---------------|--|
| ・ 災害全般について | 市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員
警察官
海上保安官
自衛官 |
| ・ 火災について | 消防吏員・消防団員
警察官 |
| ・ 水災について | 水防団長・水防団員
警察官
消防吏員・消防団員 |
| ・ 火災・水災以外について | 消防吏員・消防団員
警察官 |

本部長（市長）は、警戒区域を設定したとき、退去または立入禁止の措置を講ずることとする。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入り制限 退去命令	市長	災対法 第 63 条 第 1 項	災害全般について	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたとき	①警戒区域の設定 ②災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法 第 63 条 第 2 項	災害全般について	上記の場合において ①市長若しくは委任を受けた市の吏員が現場にいないとき ②市長が要求したとき	同上 （市長に通知）
	自衛官	災対法 第 63 条 第 3 項	災害全般について	災害派遣中に上記の場合に遭遇したが、市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき	同上 （市長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第 21 条 第 1 項	水災について	水防上緊急の必要がある場合	①警戒区域の設定 ②水防関係者以外の者の区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第 21 条 第 2 項	水災について	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
	消防吏員 消防団員	消防法 第 28 条 第 1 項	火災について	火災の現場	①消防警戒区域の設定 ②命令で定める以外の者の区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第 28 条 第 2 項	火災について	上記の場合において消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
	消防長	消防法 第 23 条 の 2 第 1 項	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出について	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出等において、火災発生の可能性が高く、かつ火災発生の際には人命又は財産に著しい被害を生じるおそれがあると認められるとき	①火災警戒区域の設定 ②区域内の火気使用禁止 ③区域への立入禁止制限、又は区域からの退去命令
	警察署長	消防法 第 23 条 の 2 第 2 項	ガス、危険物の漏えい、飛散、流出について	上記の場合において消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上 （消防長又は消防署長に通知）

4 警戒区域の設定の実施

本部長（市長）は、防災関係機関等と協力して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

5 避難者誘導方法及び輸送方法

(1) 避難誘導担当者

避難は、原則として市民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官・消防部の職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災組織等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り地域ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。

避難指示、警戒区域の設定に伴う避難誘導は、それぞれの避難指示者、警戒区域設定者が行う。（市の誘導担当は、本部班が指名する職員及び消防部とする）ただし、市長は他の機関からの避難指示を出した旨の通知を受けた場合、本部班が指名する職員及び消防部の職員を災害現場に派遣し避難誘導に当たらせる。

なお、災害発生初期段階においては、消防団員及び自主防災組織が避難誘導に当たるものとし、避難誘導から避難所収容まで、緊密な連絡を保って、迅速かつ円滑に実施するものとする。

(2) 避難の準備

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図るものとする。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行なうこと。
- ② 避難者は、非常持ち出し袋（貴重品、食糧、水、手袋、ちり紙、最小限の着替え、肌着、携帯ラジオ、照明具、緊急医療品、健康保険証）を携帯すること。
- ③ 避難者は、防寒雨具等を携行すること。
- ④ 避難者は、氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を携行すること。

(3) 多数の者を収容する施設の避難

病院、老人ホーム、こども園等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防本部、消防団、警察署と連携して避難誘導を行う。

(4) 避難の順位及び携行品の制限

緊急避難に当たっては、高齢者、乳幼児、病弱者、障がい者、妊産婦等の避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先して行なう。また、安全に避難を行なうことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身回り品以外のものは、携行しないよう指導を行なう。

(5) 避難者誘導方法及び輸送方法

- ① 誘導は自主防災組織、消防団、警察等の協力を得て行なう。
- ② 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ③ 避難経路の途中に危険箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際してあらかじめ伝達しておく。
- ④ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ⑤ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、照明器具を携行した誘導員を配置し、避難の安全を図る。
- ⑥ 最悪の場合は、誘導ロープ、ゴムボート等の使用、又は、木材・畳等を利用し、即製いかだを作る等知恵を廻らし安全に避難させる。
- ⑦ 誘導員は、適時人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑧ 調査部調達配送班は、避難者用のバス等の車両を出来るだけ手配する。
- ⑨ 避難対策部避難所第1～第5班は、広域避難場所及び一次避難地に職員を派遣し避難者数や避難

場所の状況等を総括部本部班に連絡し、適切な指示をうける。

(6) 避難行動要支援者の避難誘導方法及び輸送方法

救助部避難行動要支援者対策班、避難対策部総務班は、高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解さない外国人等の避難行動要支援者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

- ① 第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第4節「避難対策等」の項に定めるところにより、避難行動要支援者は避難場所までの介護及び担送者を定めておく。
- ② 家族介護等でしか避難することができないが避難所において生活できる人は、一般の避難所に収容する。
- ③ 家族介護等でしか避難することができず避難所において生活できない人は、福祉避難所に収容する。
- ④ 寝たきり等施設での生活が必要な人は、社会福祉施設等での対応を要請する。
- ⑤ 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行なう。
- ⑥ 調査部調達配送班は、避難行動要支援者用のバス等の車両を出来るだけ手配する。
- ⑦ その他、市民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

6 避難経路

避難場所に誘導する場合は、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

避難経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所については標示、標札、ロープ等を張り、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

特に夜間の場合は照明器具を使用し、避難の安全を図る。

7 避難の基本システム

避難指示または警戒区域の設定に伴う避難及び自主的避難における基本システムは、原則として次のとおりとする。

(1) 自主的避難

① 市

災害状況等を勘案の上、必要に応じ、避難対策部避難所第1～第5班を広域避難場所・一次避難地及びコミュニティ防災拠点等に派遣し、被災者等の対応にあたる。

また、必要に応じ、自主防災組織等の協力により、広域避難場所及び一次避難地から避難所への誘導や避難所及び福祉避難所の開設、運営を行う。

② 住民

近くの公園・空地・避難場所等に一時的に避難した後、必要に応じ、自主防災組織単位等で最寄りの広域避難場所・一次避難地及びコミュニティ防災拠点等に避難する。

避難に際しては、自家用車を使用しないこととし、また、近隣の独居高齢者の安否を確認するなど、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

広域避難場所及び一次避難地からは、市職員の指示・誘導に従い、避難所に向かう。

8 避難施設及び災害対策拠点施設の応急危険度判定

避難所の開設には、応急危険度判定の判定結果により開設に支障の無いことが、確認されることが必要であるため、応急対策第1部被災建築物応急危険度判定班は、震度5弱以上の地震を観測したときは、

班員の参集が確認されると同時に判定を実施する。

また、災害対策拠点施設（本庁舎等）の使用についても、災害対策業務の執行に支障がないことが、確認されることが必要であるため、班員の参集と同時に判定を実施する。

なお、震度5弱以下の場合においても、本部長が必要と判断した場合は、即座に実施する。

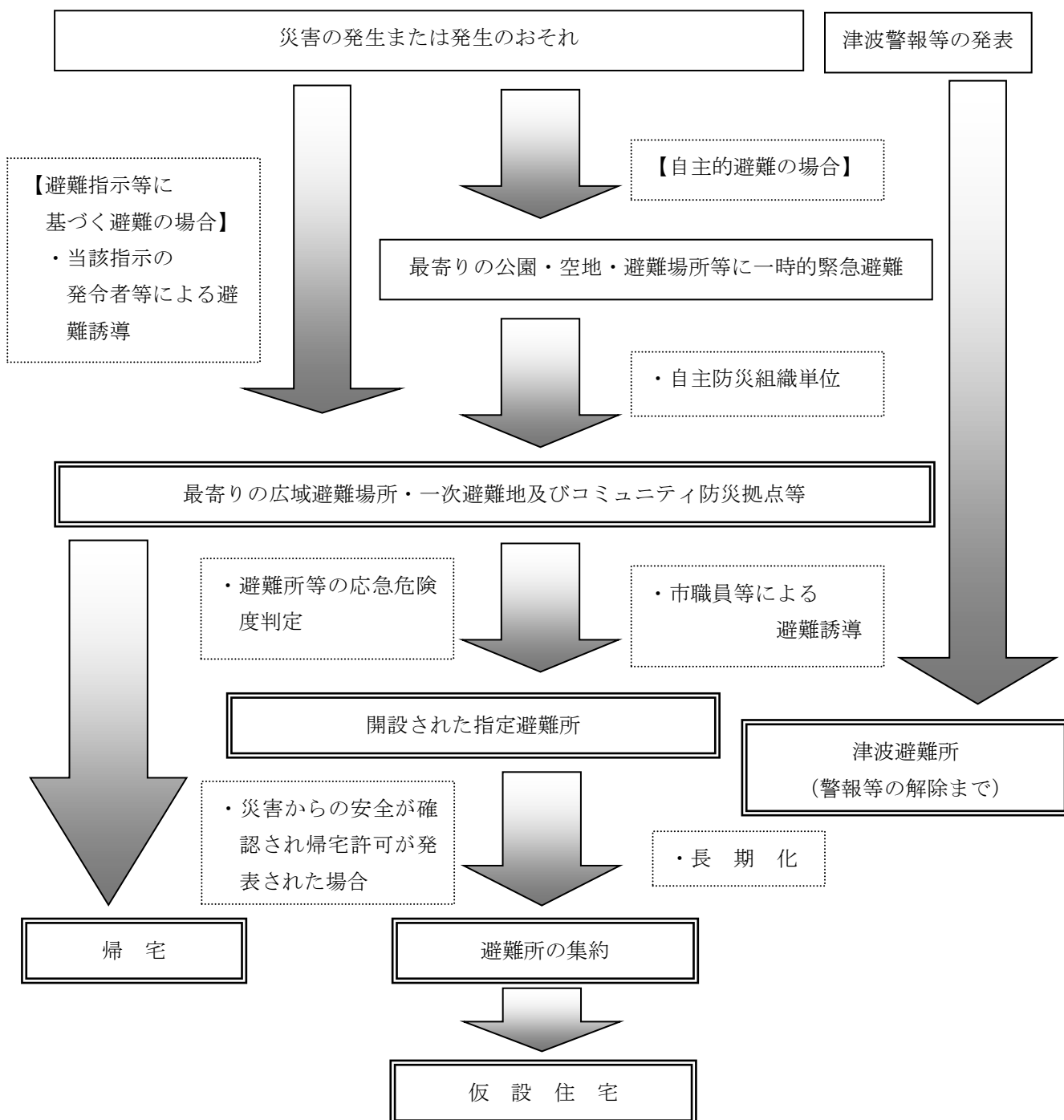
(1) 実施方法

避難所等応急危険度判定実施マニュアルに基づき実施する。

判定結果（使用様式 応急危険度判定ステッカー）を建築物に表示して周知する。

(2) 対象建築物

市指定避難施設及び災害対策拠点施設。



9 指定避難施設一覧

以下にあげる施設は、指定緊急避難場所（屋内部分）であり、指定避難所にも指定されている。また、同時に地震の際などに身の安全を確保するための場所として、グラウンドや施設駐車場も指定緊急避難場所になっている。

（注 1）学校については、地震、大火事の場合の緊急避難場所はグラウンド、津波・高潮・洪水の場合の緊急避難場所は体育館若しくは校舎、土砂災害の場合の緊急避難場所は体育館として、その適否等を記載

（注 2）災害種別ごと適否の凡例「○」：適、「×」：不適、「－」：耐震性不明

※ 1 計画規模降雨による浸水想定の場合

※ 2 想定最大規模降雨による浸水想定の場合

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者の避難先として、福祉避難所の指定を行う。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、要配慮者を滞在させるために必要なスペースが可能な限り確保されている施設を指定する。福祉避難所については、受入れを想定していない避難者が殺到することがないように、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示する。

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※ 1	洪水 ※ 2	土砂 災害	大火 事	
高砂	高砂小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	高砂中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	高砂高等学校（県）	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	高砂南高等学校（県）	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	高砂地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
荒井	荒井小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	荒井中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	荒井地域交流センター	—	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
伊保	伊保小学校	○	○	3 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	伊保南小学校	○	○	3 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	伊保地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※1	洪水 ※2	土砂 災害	大火 事	
中 筋	中筋小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	竜山中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	中筋地域交流センター	—	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
曾 根	曾根小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	松陽中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	松陽高等学校（県）	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	曾根地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
米 田	米田小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	米田西小学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	宝殿中学校	○	○	2 階 以上	2 階 以上	3 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	米田地域交流センター	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
	総合運動公園体育館	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
阿 弥 陀	阿弥陀小学校	○	○	○	○	○	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	鹿島中学校	○	○	○	○	○	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	白陵高等学校（私）	○	○	○	○	○	×	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	阿弥陀地域交流センター	○	○	2 階 以上	○	○	○	×	* 緊急避難場所：駐車場
北 浜	北浜小学校	○	○	3 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	○	* 緊急避難場所：グラウンド
	北浜地域交流センター	○	—	×	2 階 以上	2 階 以上	○	×	* 緊急避難場所：駐車場

(2) 一時避難所

以下の施設は、大雨・洪水災害時など、住宅に危険があった場合に一時的に避難する場所である。

地区	緊急避難場所・避難所	災害種別ごとの適否							備 考
	施 設 名	地震	津波	高潮	洪水 ※1	洪水 ※2	土砂 災害	大火 事	
伊 保	今市自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
	中島自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
曾 根	東之町自治会館	○	○	×	2 階 以上	2 階 以上	○	×	
米 田	神爪公会堂	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	島公会堂	×	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	塩市公会堂	×	○	×	×	×	○	×	
	中島三丁目自治会館	○	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	美保里いちょう会館	×	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
	みのり会館	×	○	2 階 以上	2 階 以上	×	○	×	
阿 弥 陀	魚橋自治会館	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	
	西下台自治会館	○	○	×	×	×	○	×	
	阿弥陀東集会所	×	○	○	○	○	○	×	
	地徳公会堂	○	○	○	○	○	×	×	
	生石自治会館	○	○	○	○	○	○	×	
	長尾公会堂	○	○	○	○	○	○	×	
	北山自治会館	×	○	○	○	○	○	×	
	豆崎公民館	×	○	○	○	○	○	×	
	魚橋南集会所	○	○	2 階 以上	2 階 以上	2 階 以上	○	×	
北 浜	北脇自治会館	○	○	○	○	○	○	×	
	牛谷団地集会所	×	○	○	○	○	×	×	
	堂池ふれあいの郷	○	○	○	○	○	×	○	
	牛谷東集会所	×	○	×	×	×	○	×	
	牛谷会館	×	○	×	2 階 以上	×	○	×	

(3) 指定緊急避難場所（屋外）

以下の場所は、指定緊急避難場所の中でも、屋外部分が指定されている。地震時など、生命の安全確保を行う際に使用できるオープンスペースである。

地区	施設名
高砂	高砂公園
	ユーアイ福祉交流センター
荒井	新浜公園
	アスパ高砂店駐車場
曾根	天川東公園
	曾根松原公園
米田	米田多目的広場
	マックスバリュ中島店駐車場
	マックスバリュ宝殿店駐車場
阿弥陀	市ノ池公園

(4) 津波避難ビル

以下の施設は、津波災害に対して、避難する時間がなくなった地域住民などが津波から緊急的に一時避難するための施設である。

建物名	避難スペース
県営高砂松波町高層	3階以上の廊下、階段
県営高砂伊保鉄筋	3階以上の階段
県営高砂竜山鉄筋	3階以上の廊下、階段
県営高砂時光寺鉄筋	3階以上の階段
市営松波住宅	3階以上の廊下、階段
市内全小学校	3階以上の廊下、階段
市内全中学校	3階以上の廊下、階段
市内県立高等学校	3階以上の廊下、階段
ユーアイ福祉交流センター	屋上部分
松波ミオ	3階以上の共用廊下
セフレ高砂	3階以上の共用廊下
アスパ高砂店	3階以上の駐車場

(5) 指定福祉避難所

災害時に一般の避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする方達が、安心して避難生活を送れる体制を整備した避難所であり、あらかじめ受入れ対象者を定めている。

施設名	住所	避難できる人
高砂市文化会館	高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号	要配慮者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
高砂市福祉総合相談センター	高砂市伊保4丁目400番地	要配慮者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
むさしの里	高砂市北浜町西浜751番地の1	施設利用者
高砂白寿苑	高砂市北浜町西浜773番地の1	施設利用者
のじぎくの里	高砂市北浜町西浜773番地の3	施設利用者
あかりの家	高砂市北浜町北脇504-1	施設利用者
サンリットひまわり園	高砂市高砂町松波町440-5	施設利用者
播磨高砂苑	高砂市伊保1丁目6-16	施設利用者
めぐみ苑	高砂市阿弥陀町阿弥陀43-1	施設利用者
常寿園	高砂市北浜町牛谷721-1	施設利用者
竜山常寿園	高砂市中筋5丁目6-16	施設利用者

(6) 要配慮者スペース

要配慮者スペースは、災害時に一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるために、必要な配慮がなされた場所であり、指定避難所（地域交流センター及び小中学校の1室）においてあらかじめ決めた部屋で要配慮者を受け入れることを基本とするが、必要に応じて空き部屋等を使用する。なお、要配慮者スペースにおける対応は、家族や地域等の支援があれば、避難生活が可能な者とし、障害の程度の重い者や要介護度の高い者など、専門性の高い対応を必要とする者については、必要に応じて、指定福祉避難所等の施設に移動する。

要配慮者スペースがある指定避難所

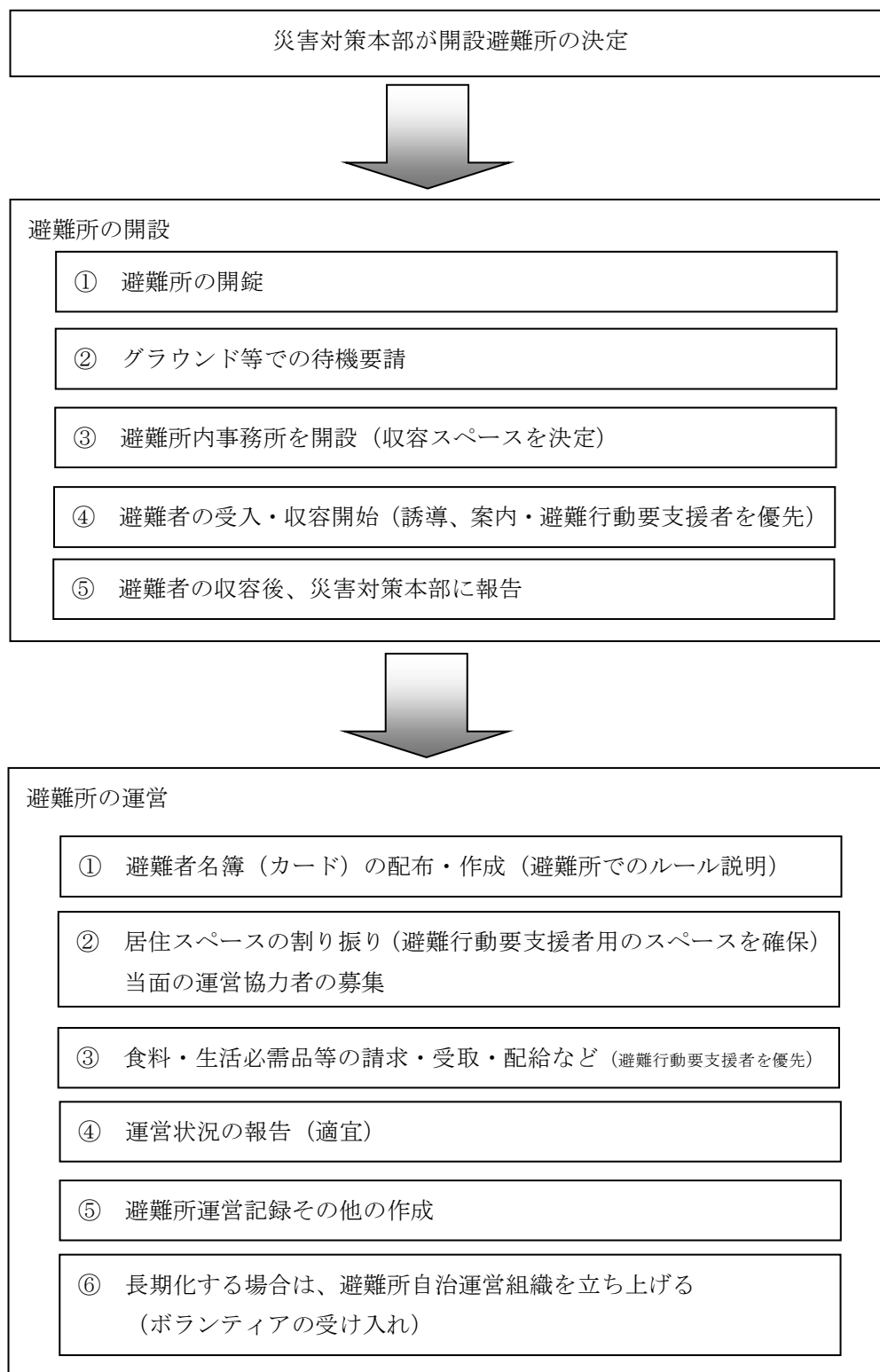
- ・各地域交流センター(8施設)
- ・各小中学校(16校)

10 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営のフロー

開設・運営の手順は、原則として概ね次のとおりである。

詳細については、避難所開設・運営マニュアルを作成し対応する。（避難対策部総務班を中心に関係部・班長により作成）



(2) 避難所開設の決定

避難所の開設は、災害の規模・状況避難者数等を勘案し、応急対策第1部被災建築物応急危険度判定班による判定結果により開設に支障の無い避難所の中から本部長（市長）が決定する。決定後は速やかに避難対策部等の避難対策部避難所第1～第5班及び避難所に指定された自主防災組織は、開設準備にあたる。ただし、津波注意報以上の発表があった場合は、津波避難所の施設班は、即座に施設を開放し避難者を受け入れる。

また、必要に応じ、福祉避難所を開設する。

但し、夜間における突発的災害発生の場合で、既に住民が施設に集まっている場合については、あらかじめ指定した職員または、当該施設の当直職員等、居合わせた職員が施設の開設後、避難住民をグラウンドに収容し避難所開設まで待機するよう要請し、避難住民の不安の緩和と混乱防止に努める。この場合にあっては、グラウンドに収容後、速やかに災害対策本部にその旨を報告する。

(3) 避難所開設の報告・広報

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容後、速やかに災害対策本部にその旨の報告を行う。総務部広報班及び総括部本部班は、避難所開設に関する住民への広報活動を実施する。

本部長（市長）は、知事、高砂警察署等関係機関に対して、開設状況の報告を行う。

- ・ 避難所開設の日時及び場所
- ・ 開設した避難所の箇所数及び収容人数
- ・ 開設期間の見込み
- ・ その他

(4) 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し、必ず要員を常時配置しておく。（必要に応じ避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班を派遣する。）

事務所には、避難所運営に必要な用品（避難者カード、避難所でのルール説明用紙、消耗品受払簿等、事務用品等）を準備しておく。

また、避難所開設当初からパーティション・簡易ベッドを設置するなど、プライバシーの保護を行い、栄養バランスのとれた食事等の提供や福祉面など、幅広い視点から避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(5) 避難所の運営担当者

避難所の初期運営は、各施設班及び派遣した職員が担当する。（その内の1名を管理責任者として決定し、災害対策本部に報告する。）

(6) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード資料編）は、避難所運営のための基礎資料となる。

収容された避難者に対し、各世帯単位で避難者カードを配布し、必要事項を記入してもらう。

記入してもらった避難者カードを回収し、避難者名簿として整理する。

避難者名簿は避難所内事務所に保管するとともに、各部長及び責任者を通じて総括部本部班に報告する。

また、カードの作成終了後、避難所のルール説明を行い避難者に秩序ある行動を促す。

(7) 居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、避難行動要支援者用のスペースを確保した後、可能な限り、自主防災組織・自治会等の単位で、まとまりを保てるように行う。

また、自主防災組織・自治会等の単位で代表者を選定し、以降の避難所運営や情報伝達の合理化を

図る。

○代表者（班長）の役割

- ・ 指示・伝達事項の周知
- ・ 避難者ニーズの把握と報告
- ・ 物資等の配給活動の補助
- ・ 避難施設の保全管理
- ・ その他の活動への協力

(8) 食料・生活必需品等の請求・受取・配給

避難所の管理責任者は、避難所運営代表者（避難者の代表）やボランティア等の協力を得て、食料・生活必需品等のニーズ（必要数等）を把握し、各部長に報告する。各部長は、各避難所からの報告をとりまとめ、総括部本部班に必要な食料・物資の要請を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査部調達配送班に必要な食料・物資の調達・配送を指示する。

食料・物資が到着後、管理責任者は、その都度、消耗品受払簿に記入の上、避難所運営代表者やボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行う際は、要配慮者を優先し、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してから行う。また、避難所へ登録を行った在宅避難者及び車中待避難者に対して食料・物資が適切に配給されるよう配慮する。

(9) 避難所運営状況及び運営記録の作成

避難所の管理責任者は、運営状況について、1日1回朝10時に災害対策本部へ各部長を通じて報告する。

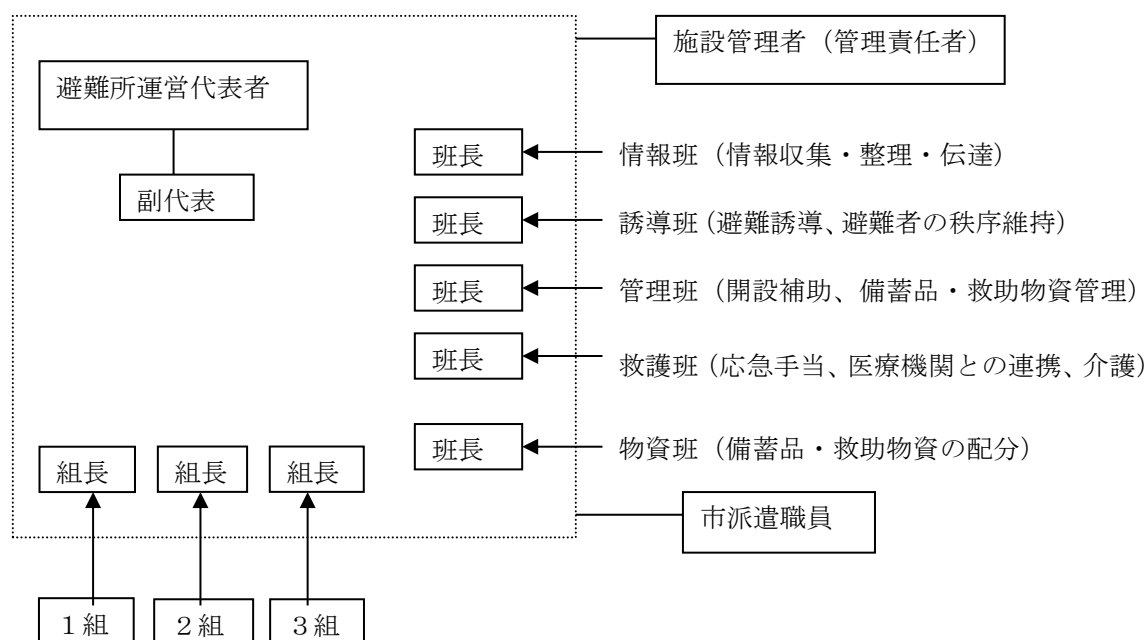
傷病者の発生等、特別の事情がある場合は、その都度、必要に応じて報告する。

また、運営記録として、避難所日誌を作成する。

(10) 避難所自治運営組織の立ち上げ

避難が長期化する場合や発災直後で市職員の派遣ができない場合、避難所の運営は、避難者・地域の自主防災組織等が自主的に運営に当たることとし、市職員や施設管理者、及びボランティアは必要に応じ、運営を支援する。

・ 避難所自治運営組織編制例



(11) 感染症対策の実施

市は、避難所における感染症対策を含めた「避難所開設・運営マニュアル」に基づいた避難所運営を行う。

(12) 要配慮者スペースの運営

要配慮者スペースは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が一般の避難者が居住するスペースとは別に避難するスペースを避難所（地域交流センター）内に設置するものである。運営については、「避難所における要配慮者スペース設置及び運営 初動対応マニュアル」に基づき、要配慮者への対応を実施する。

(13) 各種相談対応

避難者からの相談について、人権やジェンダーに関することは男女共同参画センターへつなぎ、法律相談などの場合は、協定先の弁護士会の協力を得て行うなど、適切に相談できる機関へつなぐ支援を行う。

11 被災者収容に関する県への協力要請等

本部長（市長）は、被害が甚大なため、市の避難所だけでは被災者を収容できないと判断した場合は、知事に対して、近隣市町等への被災者の移送・収容を要請する。

- ・避難希望地域
- ・避難を要する人員
- ・避難期間
- ・輸送手段
- ・その他の必要事項

また、本部長（市長）は、知事から他市町の被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合には、積極的にこれに協力する。

12 衛生的なトイレ環境等の整備

避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、より快適なトイレ設置を検討する。

(1) 高砂市災害時トイレ確保計画

市は、内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を基本に「高砂市災害時トイレ確保計画」を策定しておりこの計画に基づき、衛生環境の維持管理、備蓄資材および備蓄場所の確保、排泄物の適切な処理、プライバシーの保護、バリアフリー対応など、避難者が安心して利用できる環境の整備に向けた課題を検討し、事業計画に反映していくものとする。

(2) 仮設トイレの確保

生活環境部収集班は、避難所の状況により、仮設トイレを設置管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

(3) 入浴・洗濯対策

避難所の状況により、仮設風呂や洗濯機を設置し管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

13 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、斡旋を行う。また、避難行動要支援者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるよう民間事業者等との協定締結を促進し、必要な施設等の確保に努める。

1 協定締結済み

災害時における避難場所提供に関する協定（〇ホテル高砂）

14 要配慮者への配慮

(1) 配慮すべき事項

災害時における要配慮者に対しては、次の事項について特に配慮する。

- ・ 自主防災組織・自治会等の地域住民の協力による避難誘導
- ・ 居宅に残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ・ 避難所における避難行動要支援者のニーズ把握
- ・ 粉ミルク等の食料・食事への配慮
- ・ おむつなどの生活必需品の配慮
- ・ 手話通訳やボランティア等による生活支援
- ・ 巡回健康相談等の重点的实施
- ・ 仮設住宅建設時におけるバリアフリー化
- ・ 仮設住宅への優先的入居
- ・ 福祉相談の充実
- ・ その他

(2) 学校・福祉施設等における避難対策

学校・子ども園や社会福祉施設等においては、当該の避難計画に基づき、生徒・児童及び施設入所者等の生命及び身体の安全と保護を最優先として、適切な避難誘導を行う。

15 広域避難（広域一時滞在）等

(1) 県内における広域一時滞在

① 広域一時滞在を行う必要がある場合

本部長（市長）は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるとき（市内で避難所を確保することが困難な場合）は、県知事に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議する。

市は、必要に応じ、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について県に助言を求めるものとする。

② 広域一時滞在の協議を受けた場合

本部長（市長）は、県内他市町から被災した住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入れ避難所を決定し、受入れる。

(2) 県外における広域一時滞在

① 広域一時滞在を行う必要がある場合

本部長（市長）は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入について協議することを求める。

② 広域一時滞在の協議を受けた場合

本部長（市長）は、県から他の都道府県の住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れる。

(3) 情報共有

① 広域一時滞在を行った場合

市は、広域一時滞在を受入れた市町の協力を得て、広域一時滞在を行っている住民の状況を把握するとともに、住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

② 広域一時滞在を受入れた場合

広域一時滞在を受入れた場合、市は、被災市町と連携し、受入れた住民の状況の把握と、住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

16 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 避難所開設の期間

発生の日から7日以内とする。（一般基準）

(2) 書類の整備保管

避難所を開設したときは、運営責任者及び救助部等で次の帳簿を整理し保管する。

- ・避難者名簿
- ・救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・避難所用物資受払簿（災害救助法様式2）
- ・避難所設置及び収容状況（災害救助法様式3）
- ・避難所設置に要した支払証拠書類
- ・避難所設置に要した物品受払証拠書類

17 在宅避難者・車中泊避難者の支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

第8節 食料の供給

地震災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者への食料の供給を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査部調達配送班及び救助部援護班に必要な食料・物資の調達・配送・募集を指示し、調査部調達配送班は各避難所等に食料・物資等を配送する。状況により、本部班が指名する他の班からの応援を得て配送を行う。また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県及び協定締結先に食料供給または供給あっせんの要請を行う。

2 供給対象者

- (1) 避難所で避難生活する者
- (2) 車中等の避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）
- (3) 住家が損壊、浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (4) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (5) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 供給品目

供給する食料は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当等の他、必要に応じてスーパー等から副食を調達する。

なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

(1) 主 食

炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等

(2) 副 食

即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、緑茶等の清涼飲料水等

4 需要の把握

食料必要数の把握は、関係各部が次により行うものとし、これを調査部調達配送班及び救助部援護班が総括する。

- ・避難所については、各避難所において把握したものを各班長が各部長に報告し、各部長が集計の上、総括部本部班に報告する。
- ・住宅残留者等については、関係各部、関係機関、自治会長、自主防災組織等の協力を得て実施する。
- ・防災要員（3日分は各自職員の備蓄）については、関係各部の協力を得て、総務部職員班が実施する。

なお、把握した食料必要数は、直ちに総括部本部班を通じて本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定に基づき、食料を調達する。

5 食料の確保・調達

(1) 協定先からの調達

調査部調達配送班は、協定締結先からの調達による他、必要に応じて、その他の民間業者からの調達・確保に努める。

(2) 県への食料供給等の要請

総括部本部班及び調査部調達配送班は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して、県に食料の供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者
- ・連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

6 食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

調査部調達配送班及び救助部援護班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料等を救援物資集積所に集め、そこから避難所等へ輸送するものとする。

・救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模㎡
高砂市役所分庁舎 1F 多目的スペース	荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	151
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	1,756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町 10 番 1 号	60
伊保地域交流センター	伊保東 1 丁目 18 番 6 号	2,358
陸上競技場・野球場	米田町島 526 番	56,989
文化会館東館	高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	3,927

(2) 被災者への配分

避難所における被災者への食料配分は、避難所管理責任者が避難所運営代表者や災害ボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行う際は、要配慮者を優先し、避難者のアレルギーにも注意を払いながら、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してから行う。

住居の被害で炊事ができない在宅避難者及び車中等避難者（以下「在宅避難者等」という。）用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

その他の被災者への食料配分は、各関係各部が自主防災組織・災害ボランティア等の協力を得ながら実施する。

(3) 炊き出しの実施

炊き出しは、必要に応じ、日赤奉仕団や災害ボランティア等の協力を得ながら、次のように実施する。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ・ 小学校家庭科教室 | 避難対策部総務班が実施する |
| ・ 認定こども園給食室 | 救助部避難行動要支援者対策班が実施する |
| ・ 市民病院調理室 | 医療部救護班が実施する |
| ・ 市役所食堂 | 職員用として総括部職員班が要員を確保して実施する |
| その他、必要に応じて、市内民間事業所等の給食施設の協力を求める | |

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 供給方法

パン、弁当等の調達並びに炊き出しを実施しようとするときで、市のみでは対応が困難な場合は災害用応急食料の供給を知事に申請する。

① 主 食

ア 供給品目

原則として米穀（おにぎり等）とするが、実情によっては乾パン及び麦製品とする。

イ 供給数量等

被災者に対して、炊き出しによる給食を行う場合の供給数量は、次の1人1日当り供給量に、本部長（市長）が必要と認める者の数及び実施期間の日数を乗じて得た数量とする。

乾パン及び麦製品については、この供給量のほかに加配として供給されることがある（知事が必要と認めた場合）。

乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に対してのその放出を依頼する。

② 副 食

炊き出し用副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、速やかに調達できるようにしておく。

(2) 給与基準

給食を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。（一般基準）

乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は、ミルク等によって行うこともできるが、その場合は知事の定める費用の基準に準じて適宜行う。

(3) 書類の整備保管

炊き出しを実施した場合、実施担当者は次の書類を整理し保管する。

- | |
|------------------------------------|
| ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式1） |
| ・ 炊き出し、その他による食品給与物受払簿（災害救助法様式2） |
| ・ 炊き出し給与状況（災害救助法様式5） |
| ・ 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 |
| ・ 炊き出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類 |

(4) 知事への報告

炊き出し、その他による食料の給与を行ったときは、本部長（市長）はその状況を速やかに知事に報告する。

第9節 応急給水の実施

地震災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

1 実施責任

水道部事業班は、被災者等への飲料水及び生活用水の供給を実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に供給の応援を要請する。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 補給水源地の確保

災害発生後、直ちに水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保するものとする。

4 需要の把握

災害が発生し給水機能が停止すると判断されるときは、水道部事業班は所属職員に指示して、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

需要調査に基づき、応急対策第2部長は、次の事項について総括部本部班へ報告する。

- ・ 給水機能停止区域、世帯・人口
- ・ 復旧の見込み
- ・ 給水班編成状況
- ・ 応急給水開始時期
- ・ 給水所（拠点）の設置（予定）場所
- ・ その他の必要事項

5 給水所（拠点）の設置と広報

(1) 給水所（拠点）の設置

給水は、原則として給水所（拠点）における給水車等による拠点給水方式で実施する。

給水所（拠点）は、原則として各小学校（コミュニティ防災拠点）とするが、供給停止区域が一部区域に限られる場合など、状況に応じて被災地等に給水所を設置する。

(2) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所（拠点）を設置したときは、総括部本部班を通じて被災地住民に対する周知・広報を行うとともに、給水所及びその周辺には看板を掲示する。

6 応急給水用資機材の確保

応急給水活動は、水道部事業班の車両及び資機材を使用するが、不足する場合は指定水道工事店等の応援を求めるとともに、配水管等についてはメーカーからの直送等により補う。

7 応急給水の実施

(1) 給水基準

応急給水は、水道が4週間以内に応急復旧を完了することを想定し、次の基準で行う。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで 11日目から 20日目まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

なお、給水基準以上の容器を持参し、基準を上回る給水を求める住民に対しては、十分に説明し、協力を求めるものとする。

(2) 車両輸送による応急給水

① 給水所への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、水道部・事業班が水源地から消防部、指定水道工事店等の協力により、給水車、水槽付消防ポンプ車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

② 給水所での給水

給水所での給水は、住民持参の容器を用いて、給水所となった施設の応急給水担当職員、自治会長、消防団等の協力を得て、水道部・事業班が行う。

容器を持参できない住民については、近隣、自治会等に対し援助・相互融通等を要請し、給水活動に支障が生じないように留意する。

極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り自治会等への貸与の形をとって行う。

③ 医療機関・福祉施設等への給水

病院・診療所等への給水は最優先で行い、緊急な要請があった場合には、車両等による給水を行う。

(3) 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部・事業班が関係機関の協力を得て応急給水を実施する。

① 消火栓を活用した応急給水

応急給水の必要がある地域の給水所の周辺で、活用できる消火栓がある場合には、消火栓に接続して応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模医療機関等の断水については、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。

8 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内とする。(一般基準)

(2) 書類の整備保管

飲料水の供給を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・ 給水用機械器具及び浄水用薬品資材受払簿（災害救助法様式2）
- ・ 飲料水の供給簿（災害救助法様式6）
- ・ 飲料水供給のための支払証拠書類

(3) 知事への報告

飲料水の供給を行ったときは、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

第 10 節 生活必需品の供給

地震災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

1 実施責任

調査部調達配送班及び救助部援護班は緊急物資の供給活動を実施し、各コミュニティ防災拠点等を中心に配布する。ただし、場合によっては各戸配布等も検討する。

なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権が市長に委任されることがある。

また、大規模災害等により市だけでは対応が困難である場合、本部長（市長）は県に供給の応援を要請する。

防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。

住民は、自ら 3 日分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時にはこれを活用する。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給品目

供給する品目としては、一般に次のものが考えられる。

なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

○寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

・毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ等、必要性の高い品目には特に配慮する。

・障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の障がい特性に応じて必要となる品目についても、きめ細かな対応を考慮する。

4 供給活動の実施

調査部調達配送班及び救助部援護班は、緊急物資輸送及び配分計画を立て、これにより輸送及び給与または貸与を行う。

生活必需品の給与（貸与）は、原則として災害救助法の基準（知事の定める）に基づき実施する。

この他、需要の把握、物資の確保及び調達物資の集積等については、「食料の供給」の規定に準じて行うものとする。

5 県への供給あっせんの要請

市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な緊急物資の品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- ・連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業員の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

6 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 品目及び給与（貸与）方法

調査部調達配送班及び救助部援護班は、被災者に知事の定める災害救助に関する手続等を定める規則の規定により、次に掲げる被服、寝具その他生活必需品等現物をもって給与（貸与）する。

- ・寝具：毛布、ふとん等
- ・衣類：外衣、普通着、婦人服、子供服等
- ・肌着：シャツ、パンツ、くつ下等
- ・身廻り品：タオル、運動靴等
- ・食器：茶碗、皿、はし等
- ・日用品：石鹸、歯ブラシ、歯みがき粉、ちり紙等
- ・光熱材料：マッチ、ローソク、携帯用ガスコンロ等

物資が不足し、必要があると認めるときは県に対して供給のあっせんを要請する。

(2) 給与（貸与）の期間

給与（貸与）は災害発生の日から 10 日以内とする。（一般基準）

(3) 書類の整備保管

物資を購入し配分する場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（災害救助法様式 1）
- ・物資受払簿（災害救助法様式 2）
- ・物資の給与状況（災害救助法様式 7）
- ・物資購入関係支払証拠書類
- ・物資払出証拠書類
- ・物資購入（配分）計画表

(4) 知事への報告

物資の供給を行ったときは、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

第 11 節 住宅の確保

地震災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者等への応急仮設住宅の建設・管理、住宅の応急修理、住宅等に流入した土石等障害物の除去並びに住宅相談窓口の設置等は、応急対策第 1 部が実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設・管理

災害により住家を失った被災者等に対し、避難所への収容や市営住宅等の活用等では対応できない場合、必要に応じ、応急仮設住宅の建設・管理を行う。

(1) 入居対象者

住宅が全焼、全壊または流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資金では住宅を確保することのできない者

(2) 供給・管理方法

建設業組合等の協力を得て、応急仮設住宅を建設し、これを管理する。

応急対策第 1 部長は、関係各部長の協力を得ながら、公共空地の中から建設地を選定するとともに、応急仮設住宅建設の設計・監督にあたる。

候補地	所在地	建設可能戸数
米田多目的広場公園	米田町米田 927 番	1 0 0
総合運動公園サブグラウンド・多目的広場	米田町米田 526 番	3 0 0
新浜公園	荒井町新浜 2 丁目 2758 番 77	6 0

- ① 建設にあたっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。また、必要に応じて、福祉仮設住宅を建設する等、高齢者、障がい者等を含めた入居者のニーズ、利便性に配慮することとする。
- ② 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備し、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ③ 福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対しては、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- ④ 被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。

(3) 入居者の認定

本部長（市長）は、関係各部職員、市議会議員、自治会長、民生委員等による入居者認定協議会を開催し、入居者の選定・認定を行う。

この際、高齢者、障がい者の優先入居等、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、円滑な入居の促進に努める。

県が直接認定する場合は、市はこれに協力する。

(4) 県への供給あつせんの要請

市は、市だけでは対応できない場合には、県に次の事項を可能な限り示し、供給あつせんに要請する。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(5) 災害救助法が適用された場合の措置方法

全焼、全壊及び流出戸数の3割の範囲内において、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して設置する。

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに設置する。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう指導する。

被災者に給与できる期間は、建築工事完了の日から2箇年以内とする。

この住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し保管する。

- ・救急実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・応急仮設住宅台帳（災害救助法様式4）
- ・応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
- ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
- ・工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- ・入居契約書

実施した場合は、本部長（市長）は速やかにその状況を知事に報告する。

3 住宅の応急修理

必要に応じ、被災住宅の応急修理を応急対策第1部が実施する。

(1) 対象者

- ・災害により住宅が半壊または半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

(2) 実施内容

居室、炊事場、便所等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施し、応急対策第1部長は建設業組合等の協力を得ながら、実務を担当する。

本部長（市長）は、関係各部長等の意見を聞いて、修理対象住宅を選定する。

(3) 県へのあっせん・調達の要請

市は、建築業者が不足したり建築資機材を調達することが困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、あっせん、調達を要請する。

- ・被害戸数（半焼・半壊）
- ・修理を必要とする戸数
- ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ・派遣を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

応急修理戸数は半焼、半壊戸数の3割の範囲内において、災害の状況及び被災者の経済能力等を考慮して決定する。

災害発生の日から1箇月以内に完了する。

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、材料輸送簿等を整備する。

- ・救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・住宅応急修理記録（災害救助法様式12）
- ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

実施した場合は、本部長（市長）は速やかに知事に報告する。

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

必要に応じ、住宅等に流入した障害物の除去を実施する。

(1) 対象者

災害により住宅に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障をきたしている者

(2) 実施内容

本部長（市長）は、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定する。

応急対策第1部土木班は、土木業者等の協力を得ながら、実務を担当する。

(3) 県への応援要請

市だけでは対応が困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、応援を要請する。

- ・除去を必要とする住家戸数
- ・除去に必要な人員
- ・除去に必要な期間
- ・除去に必要な機械器具の品目別数量
- ・除去した障害物の集積場所の有無
- ・その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害によって障害物が居室、炊事場、敷地内等に流入し、日常生活が営み得ない状態や家の出入りが困難な場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者であって、住家が半壊または床上浸水した者に対して実施する。

障害物の除去の戸数は、半壊または床上浸水戸数の1.5割以内とする。

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に実施する。

障害物の除去を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・障害物除去の状況（災害救助法様式16）
- ・障害物除去支出関係証拠書類

実施した場合は、本部長（市長）は速やかに知事に報告する。

5 公営住宅法による災害公営住宅の建設

必要に応じ、公営住宅法により国庫から補助を受けて、災害公営住宅を建設し、これを管理する。
但し、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

6 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

市営住宅が災害（火災にあつては地震による火災に限る。）により滅失し、または著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

7 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について、住民の相談に応じるものとする。（設置場所は、南庁舎3階作業スペース等を開設する。）

第 12 節 医療・助産対策の実施

地震災害による負傷者等に対する迅速かつ適切な医療・助産対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、被災者等に対する保健医療活動を実施し、医療部医療班がこれを担当する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県及び「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」（資料編）に基づき応援を要請する。

県は、市から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。

なお、高砂市民病院は、高砂市域における災害時の拠点病院としての医療活動体制を確立する。

2 応急救護体制

(1) 機動班

消防部は、救急隊、救助隊を組織し、災害現場における救出・救護を行う。

(2) 救護班

災害対策本部は（高砂市民病院スタッフによる）市救護班を組織し、救護所において応急措置を行う。なお、大災害時において救護班によって医療救護の万全が期し得られないときは、高砂市医師会等の協力を得るものとする。

(3) 救護所

次の場合に救護所（文化会館または竜山中学校）を設置する。

- ① 医療機関が被災し、その機能が低下または停止し、医療機関だけでは対応しきれない場合
- ② 患者が多数で、医療機関だけでは対応しきれない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係等の理由から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(4) 後方医療施設

高砂市民病院等の常設の医療機関においては、救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う。

3 救護班の活動

救護班は、発災直後は外科的治療を中心に傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後 3 日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

4 医療マンパワーの確保

医師、看護師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整は県が行う。

地域医療情報センターを通じて、医療マンパワーの応援要請等を行う。

5 患者等搬送体制

県等の協力を得ながら、患者の円滑な搬送が行われるよう努める。

6 医薬品等の確保

救護所等で使用する医薬品等を確保するとともに、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮する。

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	災害発生後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

また、医療機関等で使用する医薬品等について不足が生じる場合は、県と連携し、補給を行うものとする。

7 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 医 療

① 範 囲

- ・診 察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術、その他治療
- ・病院又は診療所への収容
- ・看 護

② 方 法

災害救助法による医療は県からの委任を受け、市が実施する。

但し、市で対応できないときは、県に対して救護班の派遣を要請する。

市は、応急救護班（医師1名と保健師又は看護師2名で1班とする。）を編成して医療・救護の万全を期す。

③ 期 間

災害発生の日から14日以内とする。（一般基準）

④ 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次の書類を整理し保存する。

- ・救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・医療品衛生材料受払簿（災害救助法様式2）
- ・救護班活動状況（災害救助法様式8）
- ・病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- ・医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

(2) 助 産

① 範 囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前、分娩後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

② 方 法

災害救助法による助産は県の委任を受け、市が助産施設のある市域の医療機関で行う。
但し、市で対応できないときは、県に対し救護班の派遣を要請する。

③ 期 間

分娩した日から7日以内とする。(一般基準)

④ 書類の整備保管

助産を行った場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式 1）
- ・ 衛生材料等受払簿（災害救助法様式 2）
- ・ 助産台帳（災害救助法様式 10）
- ・ 助産関係支出証拠書類

第 13 節 感染症対策の実施

地震災害発生時における感染症対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）が実施し、避難対策部長及び生活環境部長が関係部署等と連携し、全体の統括事務を担当して行う。

なお、県は疫学調査を行い、その結果、必要がある場合の健康診断も県が実施する。

2 予防教育及び広報活動

県及び市は、パンフレット、リーフレット等により、あるいは関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

3 感染症対策活動の実施

避難対策部長及び生活環境部長は連携し、医療部等からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握し、必要に応じ、感染症対策活動を実施する。

また、必要に応じ、総括部本部班及び総括部広報班による市民への広報を依頼する。

(1) 清潔方法

生活環境部収集処理班及び処理施設班は、塵芥・汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立もしくは焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(2) 消毒方法

避難対策部健康管理班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。

また、平成 11 年 3 月 30 日付健医感発第 44 号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とする。

ア 避難対策部健康管理班及び生活環境部環境班は連携し、速やかに次の事項について消毒に必要な薬剤の配布、指導を行うとともに、そのために必要な薬剤を調達する。なお、市において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合は、県へ供給を要請する。

- ① 飲料水の消毒
- ② 家屋の消毒
- ③ 便所の消毒
- ④ 芥溜、溝渠の消毒
- ⑤ 患者輸送用器などの消毒

イ 消毒の実施にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するために必要最小限のものとする。（〔例示〕消毒薬の配布は、被災住宅 1 件につき塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）500ml とする。）

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。

(3) ねずみ族、病害虫等の駆除

生活環境部環境班・斎場班は、県の指示に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族、病害虫等の

性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

ア ねずみ族、病害虫等の駆除にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。

イ ねずみ族、病害虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。

(4) 患者等に対する措置

避難対策部健康管理班は、被災地において、感染症患者等が発生したときは、県の指示に従い、患者に対する医療を確保し、感染症のまん延を防止するための措置を行う。

(5) 避難所の感染症対策指導等

避難対策部健康管理班は、県感染症対策職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、避難所管理責任者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 報 告

避難対策部長は、加古川健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を報告する。

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、加古川健康福祉事務所を経由して県に提出する。

4 食品衛生確保対策

避難対策部健康管理班は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

5 その他の対策の実施

県は必要により夏期の腸管出血性大腸菌感染症等、冬期のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等、感染防止に努める。

第 14 節 精神医療の実施

地震災害時における P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 実施責任

災害時における精神医療は県が実施する。

市は、自治会やボランティア団体等と連携して、県に協力する。

2 精神科救護所

災害時に既存医療機関だけで対応できない場合、県を主体とした精神科救護所が設置される。

市は、被災者に対し精神科救護所の開設等を周知し、必要に応じ精神科救護所の巡回相談を要請する。

3 こころのケアセンター

被害の状況を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、必要に応じ、県に対し、こころのケアセンター（被災精神障がい者の生活を支援する精神保健活動の拠点）の設置を要請する。

4 相談・普及啓発活動

県、ボランティア団体等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者や精神障がい者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに情報の提供や知識の普及に努める。

5 児童・生徒のこころのケア

心理的影響を受けやすい児童、生徒に対し、必要に応じ次のような活動を行う。

- ・教職員によるカウンセリング
- ・電話相談等の実施
- ・教育相談センター、加古川健康福祉事務所、こころのケアセンター、中央こども家庭センター等の専門機関との連携

第 15 節 健康対策の実施

地震災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、災害時における健康相談や訪問指導を実施し、避難対策部健康管理班がこれを担当する。

第 2 号配備以上の災害時に統括保健師（健康増進室主幹）の下、分散配置した保健師等が健康増進室に集合し、避難対策部健康管理班として保健活動を行う。

2 巡回健康相談等の実施

避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

巡回健康相談の実施にあたり、避難行動要支援者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

3 在宅避難者等への保健対策に関する情報提供等

在宅避難者等については、食料、物資を受け取るために避難所を訪れる機会等を捉えて、健康相談等の保健対策の実施について情報提供を行う。

また、エコノミークラス症候群について啓発を行うとともに、水分摂取や車外に出て体を動かすといった予防を呼び掛ける。

4 巡回栄養相談の実施

① 市は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。県は、市が実施する巡回栄養相談等に協力する。

② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第 16 節 遺体の搜索・火葬等の実施

地震災害による犠牲者の遺体の搜索・火葬等の実施について定める。

1 実施責任

本部長（市長）は、遺体の搜索・処理・火葬等を実施し、生活環境部環境班等は、関係機関と連携しながら、これを担当する。

2 搜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に対する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、生活環境部長が次のとおり行う。

- (1) 生活環境部は、南庁舎 2 階会議室 4、会議室 5 に「行方不明者相談所」を開設し、届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の住所・氏名・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 届出については、まず避難所収容者名簿を確認する。
- (4) その他、災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

3 搜索の実施

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が高砂警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、以下のとおり実施する。

- (1) 搜索活動は、生活環境部及び消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び高砂警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警戒員を配置して監視する。
- (4) 搜索の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

4 遺体の検案

原則として、現地において高砂警察署が検視（見分）した後の遺体は、生活環境部環境班にその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

- (1) 遺体の検案は、生活環境部環境班が医療部医療班及び高砂市医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、生活環境部環境班が関係各部、各機関の協力を得て、本部長（市長）が指定する遺体安置所へ搬送する。

5 遺体の収容・安置

生活環境部環境班は、検案を終えた遺体について、高砂警察署、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- (1) 市内の寺院、公共施設(総合体育館)等、遺体収容に適切な場所を選定し、遺体安置所を開設する。適当な既存施設が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 生活環境部環境班は、県内業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等の必要な器材を調達する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) **避難対策部**に対して、遺体処理台帳に基づき、遺体火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。

6 遺体の火・埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり応急措置として遺体の火葬を行う。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬または埋葬を行う。
- (2) 火葬に付する場合は、火葬許可書を火葬場に搬送し、火葬台帳に記入の上火葬に付す。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管場所に一時保管する。
- (4) 遺族その他関係者からの遺骨、遺留品の引き取り希望のある場合は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、火葬場では処理できない場合は、市内寺院その他の適当な場所に仮埋葬する。
- (6) 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地または納骨堂へ改葬する。
- (7) 火・埋葬の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。
- (8) 火葬用燃料・棺箱等葬祭用消耗品の確保に努める。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 遺体の搜索

遺体の搜索の実施期間は、災害発生の日より 10 日以内とする。(一般基準)

遺体の搜索を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票 (災害救助法様式 1)
- ・ 搜索用機械器具燃料受付簿 (災害救助法様式 2)
- ・ 遺体の搜索状況記録簿
- ・ 遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害発生の日から 10 日以内とする。

遺体の処理を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式 1）
- ・ 遺体処理台帳（災害救助法様式 15）
- ・ 遺体処理費支出証拠書類

(3) 埋 葬

災害発生の日から 10 日以内とする。

埋葬を実施した場合は、次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助様式 1）
- ・ 埋葬台帳（災害救助法様式 14）
- ・ 埋葬費支出関係証拠書類

(4) 知事への報告

本部長（市長）は遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告する。

第17節 教育対策の実施

地震災害時における教育対策等について定める。

1 実施責任

教育委員会は、災害時における応急教育等を実施する。

本部長（市長）は、必要に応じ、学用品の調達及び配分を実施し、避難対策部教育班がこれを担当する。

2 災害時における学校教育の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として開設された学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

3 応急教育の実施のための措置

教育委員会は、児童・生徒や教育施設の被災状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- ・短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ・通学路や交通手段等の確保
- ・児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ・学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合において、応急の学校給食を実施する小学校設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について、協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告することとする。また、教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずる。

- ・適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- ・災害時における児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ・被災職員の代替等対策
 - 複式授業の実施
 - 昼夜二部授業の実施
 - 近隣市町等からの人的支援の要請
 - 非常勤講師または臨時講師の発令
 - 市教育委員会事務局職員の応援

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 対象者

災害によって住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

(2) 給与方法

本部長（市長）が実施し、避難対策部教育班は、学校長及び教育委員会の協力を得て、調達・給与を行う。

必要数の把握等は、被災児童・生徒の在籍する学校長が行う。

市教育委員会は、災害により補給を要する教科書等の状況について、県播磨東教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

(3) 対象品目

教科書、文房具、通学用品

(4) 期 間

教科書については災害発生の日から1箇月以内、その他については15日以内とする。（一般基準）

(5) 書類の整備・保管

学用品を給与したときは次の書類を整理し保管する。

- ・ 救助実施記録日計票（災害救助法様式1）
- ・ 学用品の給与状況（災害救助法様式13）
- ・ 学用品購入関係支払証拠書類
- ・ 物資払出証拠書類

5 心の健康管理

教育委員会は、被災児童・生徒や教職員の心のケア・健康管理について、充分留意するものとする。

- ・ 被災児童生徒への心のケア
教職員スクールカウンセラーによるカウンセリング
電話相談等の実施等
- ・ 教職員の心の健康管理
グループワーク活動の展開等

6 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに教育施設等の被災度判定を実施し、応急復旧等必要な措置を講じる。

被害状況について県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

また、状況や必要に応じ、一時的な応急復旧工事を実施する。

7 指定文化財等への対応

災害発生後速やかに指定文化財等の現地調査を実施し、現状把握を行う。その後、必要に応じて、文化財の応急的な保護措置を行う。

国・県・市指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

また、県教育委員会等と連携しながら、所有者及び管理者と復旧方法を検討し、復旧工事の実施に向けて対策を講じる。

第 18 節 廃棄物対策の実施

第 1 ガレキ対策の実施

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

1 実施担当者

ガレキの処理については、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が実施責任者となり、原則として、次の体制を確保して行う。

(1) 住宅・建築物系（個人）

原則として、被災者自らが、市の指定する場所に搬入するよう指導する。

(2) 事業所

事業所が自己処理を行う。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

2 被害想定結果の活用

地震被害想定結果における建物全壊・半壊等を勘案しながら、ガレキの処理方法等をあらかじめ定めておくこととする。

3 実施計画

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報をもとに、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

ガレキ処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（人員の不足が生じた時は、救助部援護班に対しボランティア、災害協力委員等の応援を要請する。）

② 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

① 撤去作業

地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

② 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

③ 県への応援要請

最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。

(4) 仮置場の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処分に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。また、住民へ速やかに、一時集積場所及び収集日時を広報する。

適地候補	所在地	m ²
高砂市一般最終処分場（第5処分場）	曾根町字新開 2 9 2 8	37,912
高砂市一般最終処分場（第4処分場）	曾根町字八軒 2 9 0 7	13,423

(5) 分別収集体制の確保

災害廃棄物についても、生活ごみ等と同様、その処理・処分上の効率性の点から、排出時における破碎、分別等を徹底する。

また、一時集積所においても、搬入される災害廃棄物の分別体制を確保する。

(6) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても、環境保全等に万全を期すため、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保に努める。

4 応援体制の整備

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料編 1 4）に基づき、兵庫県及び県内各市町間の相互応援を実施する。

第 2 ごみ処理対策の実施

地震発生後に被害家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、ごみ等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。

1 実施担当者

ごみ等の処理に係る業務は、本部長（市長）が実施し、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が担当する。

2 処理すべき量の推定

大規模な地震等の発生により直接排出されるごみの量及び一般生活上排出される量は、地震被害想定結果における避難者数や以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、ごみ処理対策実施のための検討材料とするものとする。

■ 処理すべき量の推定

一般生活ごみ排出量		1 人 1 日 当 たり	1 . 0 kg
災害発生時	1 木造建物倒壊	1 全壊 2 半壊	被災世帯 1 戸 当 たり " 1 . 0 t 0 . 5 t

3 地震発生後の対応（第1次処理対策）

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

(2) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみの処理等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、定期的な消毒を行う等衛生上十分配慮することとする。

一時保管場所の選定に際しては、以下に掲げる点に留意し行う。

- ① 他の応急対策事業に支障のないこと
- ② 環境衛生に支障がないこと
- ③ 搬入に便利なこと
- ④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと

4 処理作業過程

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、収集開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始することとする。なお、災害時においても原則として分別収集とする。また、災害ごみの分別については、処理を効率的かつ安全に行うために、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電リサイクル対象品目、畳、ふとん・敷物類、スプリングマットレス、処理困難物、ブロック・レンガ等の分別に努めることとする。

(2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行うものとする。

- ① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、生活環境部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、エコクリーンピアはりまへ搬送し焼却処分する。
- ② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、担当部が一時集積場まで直営及び委託業者の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- ③ 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、市の広報により行う。
- ④ 収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、避難対策部健康管理班と連携し、定期的な消毒を行う。

(3) 県等への応援要請

- ① 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第3 し尿処理対策の実施

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要があるため、以下のとおり行うものとする。

1 実施担当者

し尿の処理に係る業務は、本部長（市長）が実施し、生活環境部計画策定班及び収集処理班、処理施設班が担当する。

2 処理すべき量の推定

大規模な地震等の発生後に処理すべきし尿の量は、倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿及び使用できなくなった下水道処理区域の世帯から排出される分の合計となる。

そのため、処理すべき量は、平常時における処理計画を勘案し、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

3 仮設トイレの設置

生活環境部長は、大規模な災害が発生した時は、本部長（市長）の指示により、調査部調達配送班と協議し貯留式仮設トイレを設置する。また、平常時から仮設トイレを備蓄しておくよう努めるものとする。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置するものとする。期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

- (1) 避難場所・避難所
- (2) 高層集合住宅所在地
- (3) 住宅密集地

4 地震発生後の対応

- (1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

- (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、貯留式仮設トイレを避難所に設置することとする。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等、その確保体制及び設置した際の清掃等、その維持体制の整備に努めることとする。

- (3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。

- (4) 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第 19 節 ヘリコプター派遣要請計画

大規模災害・大規模特殊災害において、ヘリコプターを使用することが、各種災害応急対策上極めて有効であると考えられるときに、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県にヘリコプターの出動を要請する。

1 実施担当者

ヘリコプターの要請は、本部長（市長）が実施し、総括部本部班と消防部が担当する。

2 ヘリコプターの活動内容

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

3 要請手続き

県に対するヘリコプターの派遣要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部警防課を通じて、消防防災航空隊に対し手続を行う。消防防災航空隊は、緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、即時に、または防災監が出動の可否を決定した後、要請者にその旨を回答することとする。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

4 要請先

（高砂市災害対策本部設置時）

神戸市消防局警防部警防課	TEL	(078) 322-5734	(時間内)
	FAX	(078) 325-8597	
神戸市消防局警防部司令課	TEL	(078) 333-0119	(時間外)

（兵庫県災害対策本部設置時）

災害対策本部事務局	TEL	(078) 362-9330	(時間内)
(県災害対策センター内)	TEL	(078) 362-9900	(時間外)
	FAX	(078) 362-9911	
		028-151-5332	(衛星電話)

県消防保安課	TEL	(078) 362-9473	(時間内)
	FAX	(078) 362-9915	
	TEL	(078) 362-9900	(時間外)
	FAX	(078) 362-9911	

5 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

6 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定（下記8より選定する）
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (3) 離発着場に至る交通機関の確保
- (4) 現地責任者は、現地において機長等との連絡にあたる。

7 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受け入れ先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

8 「ヘリコプター発着場」

名 称	所 在 地	所 管	県指定適地
(株)カネカ高砂工業所グラウンド	高砂町沖浜町 883 番 2	(株)カネカ高砂工業所	○
総合運動公園	米田町島 526 番	高砂市（都市創造部）	○
高砂河川公園加古川河川敷緑地	荒井町小松原 683 番	高砂市（都市創造部）	○
市ノ池公園	阿弥陀町地徳 301 番	高砂市（都市創造部）	
中筋小学校校庭	中筋 1 丁目 2 番 1 号	高砂市（教育委員会）	
松陽中学校校庭	松陽 1 丁目 11 番 1 号	高砂市（教育委員会）	

※高砂河川公園は、津波注意報または加古川下流にレベル2氾濫注意報以上が発表された時は使用しない。

第 20 節 交通輸送対策の実施

第 1 交通の確保対策の実施

災害時に道路、橋梁等における円滑な交通を確保、規制し、被災者の避難、傷病者の収容、応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び生活必需品の輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

1 実施担当者及び実施機関

市内の道路の交通対策に係る業務は応急対策第 1 部土木班が担当し、国道・県道の道路管理者及び警察の協力を求めて実施する。

2 被災情報及び交通情報の収集

(1) 道路巡視

地震発生後、国道・県道の道路管理者及び警察と緊密に連携して、災害により道路及び橋梁に被害の発生が予想されるときは交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して災害時に迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

(2) 情報収集

県、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。

(3) 発見者の通報

道路、橋梁等の交通施設の被害、その他交通関係の異常な混乱を発見した者は、遅滞なく本部長（市長）又は警察官に通報する。

3 緊急輸送道路

県において、救助、救急、消火活動を迅速に行うため、また、被災者への緊急物資を供給するための緊急輸送道路について、次のように設定されている。また、市内の防災拠点や緊急医療機関等を結ぶ輸送道路は警察及び関係機関と協議のうえ確保する。

■ 県指定緊急輸送道路	
緊急輸送道路（一般道）	一般国道 250 号（2. 1 k m） 一般国道 250 号「明姫幹線」（4. 0 k m） 一般国道 2 号（4. 9 k m） 一般県道明石高砂線（1. 7 k m） 一般県道高砂北条線（2. 9 k m） 一般県道生石宝殿停車場線（0. 5 k m） 一般県道伊保宝殿停車場線（0. 1 k m）
緊急輸送道路（高規格幹線道路等）	一般国道 2 号「加古川・姫路バイパス」（4. 6 k m）
緊急輸送道路（市管理道路）	市道米田 79 号線（0. 3 k m） 市道沖浜・荒井幹線（1. 6 k m） 市道本町幹線道路（0. 2 k m）

高砂市緊急輸送道路（資料編）

路線名	路線延長
鹿島幹線道路	1. 0 k m
阿弥陀環状準幹線道路	0. 3 k m
若宮・市役所準幹線道路	0. 4 k m
荒井 63 号線	0. 1 k m
曽根 112 号線	0. 2 k m

4 陸上交通の確保

災害などにより、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見したとき若しくは通報等により承知したときは、次の区分により、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

ただし、交通規制を実施するときは、国道・県道の道路管理者及び警察と、緊密な連絡のもとに、相互に適切な処置が執られるよう配慮する。

区 分	実施責任者	基 準
道路管理者	市長 知事 国土交通大臣	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合（道路法第 46 条） 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合（道路法第 46 条）
警 察	警察官 警察署長 公安委員会	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき（災害対策基本法第 76 条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき（道路交通法第 4 条） 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合（道路交通法第 6 条）

(1) 道路法（第 46 条）に基づく交通規制

道路管理者は、道路の損壊・欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域の流入抑制

地震発生時、規制されることになる道路及びその区間については、道路管理者は警察と連携し事前に広く周知しておく必要があり、また、規制時には報道機関を通じての広報や立て看板等により周知徹底を図る必要がある。

(3) 災害対策基本法（第 76 条第 1 項）に基づく規制

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

① 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は期間（終期を定めない場合は、始期）等について、テレビ、ラジオ等のマスコミ、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

② 規制方法

ア 表示をして行う場合

表示は、交通規制の区域又は区間の道路の入り口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの表示を設置するいとまがない場合又は表示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

③ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法 76 条の 3）

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生

じる恐れがあると認めるとき、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用できる。

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

② 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

③ 事前届出に関する手続き

・申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

・申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

・申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通及び緊急通行車両一覧表1通、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

④ 標章・緊急通行車両証明書の交付

各部は、災害応急対策を実施するうえで必要と認める場合には、県（災害対策課）、警察本部（交通規制課）、警察署において、届出済証を提示し、標章・緊急通行車両証明書の交付を受ける。

(5) 道路交通法に基づく交通規制

災害活動が復旧・復興活動へと向かう段階で、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り換えることとする。

① 規制期間

道路管理者は災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

② 規制ルートの設定

道路管理者は警察と連携し、復旧・復興活動に必要な交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図る。

③ 規制内容

道路管理者は、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台

数制限等を行う。

(6) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を実施するため。緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努める。また、平成26年11月に改正された災害対策基本法では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が定められたことを踏まえ、放置車両対策等の強化を図ることとする。さらに、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、兵庫県及び市は、それぞれの関係機関を含めた連絡・連携体制の整備、資器材の確保に努めることとする。

イ 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

なお、高砂市は兵庫県自動車整備振興会加古川支部と締結した「災害時における応急対策等の協力に関する協定」に基づき、被災者救援及び障害物除去等の応急対策業務に関する協力の要請を行うこととする。

5 海上交通の確保（港湾又は漁港の応急復旧等）

- (1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (2) 港湾管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

6 航空交通の確保

市は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図ることとする。

7 交通機関の行う交通の確保

神姫バス(株)及びコミュニティバスのバス路線において、道路の欠壊等により運行不能となった場合、路線の一部変更等の処置をとり、できる限り運行を確保し、また、西日本旅客鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)において運休箇所が発生した場合、相互連絡をとり、代行バスで運転を行う等により交通の確保を図るものとする。

第2 緊急輸送対策の実施

災害時における被災者、災害応急対策要員及び応急対策用資機材の迅速な移送・輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであって、災害対策に大きく影響するものである。

したがって、災害時における輸送力の確保については、平常時においても絶えず留意し、市有の車両等の整備点検を行い、突発する災害に備える。

1 実施担当者

配車・輸送対策に係る業務は本部長（市長）が実施し、調査部調達配送班が担当する。

災害輸送は、その応急対策を実施する部が行うものとする。ただし、各部において調達できないときは要請に基づき、調査部調達配送班が車両の調達を行い、災害の輸送の援助を行う。

2 緊急輸送活動の優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

■ 緊急輸送活動の順位

第1段階 (地震発生直後の初動期)	第2段階 (応急対策活動期)	第3段階 (復旧活動期)
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・負傷者等の搬送 ・交通規制 ・輸送施設、輸送拠点の応急復旧	・(第1段階の続行) ・食料、飲料水等の輸送 ・傷病者・被災者の救出搬送 ・輸送施設の応急復旧	・(第2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需品輸送

3 輸送力の確保

(1) 自動車による輸送

① 確保順位

ア 災害応急対策実施機関所管の自動車

イ 公共的団体所管の自動車

ウ 業者所有の自動車

エ その他自家用自動車

② 自動車の調達方法

ア 調査部調達配送班は、集中管理している車両の運行状況を把握し、配車の適正を期するものとする。

イ 輸送にあたっては、原則として各部等の保有する自動車によるものとし、不足する場合は調査部調達配送班へ依頼する。

ウ 各部で、なお不足するときは、調査部調達配送班は、業者所有の車両等の借上を行うものとする。

(2) 車両の配車

本部は、各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法について、各部と緊密な連絡をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置に支障をきたさないよう万全を期する。

(3) 燃料の調達

調査部調達配送班は燃料の調達について、燃料取扱い業者と事前に協議し、災害発生時に即応できる体制を確保しておくものとする。

第3 鉄道施設対策の実施

地震等により、道路施設、鉄道施設に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、住民の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出・救護に努めるほか、関係機関との緊密な連携のもとに、被災施設の早期復旧及び交通機能の早期回復を図る。

1 実施担当者

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。

また、地震等による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報する。

2 JR西日本

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には現地に現地対策本部を、又必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動体制

① 運行規制

在来線

(ア) 地震計が 40 ガル以上 80 ガル未満を示したとき

- ・ 規制区間内を初列車は 25 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所（※）がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所（※）を 25 km/h 以下で徐行運転を継続することとする。

(イ) 地震計が 80 ガル以上を示したとき。

- ・ 規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は 45 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度 4 以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに 25 km/h 以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。

※ 要注意箇所は、近畿統括本部長が過去に地震に起因して変状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等に対して事前に設定する。

運転規制の判断

		(1) 隣接地震計等の計測震度(隣接地震計等のうち最も高い値)		
		4.0 未満	4.0 以上 4.5 未満	4.5 以上
(2) 気象庁 発表の 震度	3 以下	規制なし	徐行 (25km/h 以下)	停止
	4	徐行 (25km/h 以下)	徐行 (25km/h 以下)	停止
	5 弱以上	停止	停止	停止

(注 1) 駅収容可否判断システムで確認可能（あらかじめ、気象庁発表の震度階と地震計受け持ち範囲が一致できるようにしておくこと。）

(1) 隣接地震計等の計測震度の決定

地震発生直後に列車停止に及んだ場合、施設指令は、隣接地震計のうち、最も高い値を「隣接地震計等の計測震度」とする。

(2) 気象庁発表の震度階の決定

地震発生直後に列車停止に及んだ場合、施設指令は、「地震計受け持ち範囲の気象庁震度階参照先」が発表する震度階を「駅収容判断システム」により確認し、最も高い値を「気象庁発表の震度階」とする。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導

イ 列車内

二次災害を警戒し、乗客を降乗させ避難誘導する場合は、輸送指令及び最寄りの駅長と協議のうえ、乗客を安全な場所へ誘導する。

ウ その他の措置

負傷者救護及び消防署、警察署、医療機関等への救護要請を行う。

3 山陽電気鉄道

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、対策本部を設置し、その被害を最小限にとどめるとともに、併発事故を防止、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施する。

(2) 発災時の初動体制

① 運行基準

ア 計測震度計により震度 4 以上の地震の発生を感知したときは、直ちに全列車の運転を停止する。

イ 震度 4 の場合で、その震動がなくなつたと認めたときは、全列車の速度を毎時 25 km 以下に制限して運転を再開する。

ウ 震度 5 弱以上の場合、線路施設、路盤等の点検を行い、その結果が判明し、列車の運転の安全が確認されるまで、運転を再開しない。

② 乗客の避難誘導

ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が困難な場合は、安全な場所に誘導する。

イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要な場合、車掌と打ち合わせた上、

速やかに転動防止の処置をして、安全な場所へ避難誘導する。

ウ 駅に停止中の場合及び駅構内で停止した場合で、旅客の避難が必要な場合は、駅長の指示により避難誘導する。

エ 車掌は、状況を速やかに把握して適切な車内放送を実施し、車内秩序を維持する。

オ 車掌は、万一旅客の避難が必要と認められる場合は、運転士と打ち合わせて、避難場所など明確な指示を与えると同時に安全な場所へと避難誘導する。

③ 救護活動

ア 係員は、事故が発生した場合、その状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処理をとり、特に人命に危険を生じたときは、全力を尽くしてその救助を実施する。

イ 救護責任者は、死傷者がある場合、その氏名、性別、年齢、収容医療機関及び症状等を的確に把握し、家族その他関係者への連絡対応に従事する。

ウ 運転指令及び駅長は、特に人命救助の必要がある場合に、消防署に「レスキュー隊」の出勤を要請する。

エ 駅長は、旅客に対し放送装置及び掲示等を利用して、事故の概況、輸送の方法、復旧の見込み等案内の周知徹底と秩序の維持に努める。

第4 港湾施設対策の実施

災害時に、港湾施設の被害を最小限にとどめるとともに、緊急輸送等各種応急対策を効果的に実施できるよう港湾施設対策について定める。

1 実施担当者

港湾施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。

また、地震等による港湾施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報する。

2 津波に対する防護措置

(1) 津波発生時における津波の監視等

市は、震度4以上の地震を感じた場合、津波予報の伝達に時間を要することがあることを考慮し、責任者を定めて海面の監視等自衛措置をとることに努めることとする。

(2) 津波予警報の伝達と広報

市及び海上保安庁は、津波予警報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、一般に周知するため広報を行うよう努めることとする。

(3) その他、第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第 21 節 ライフラインの応急対策の実施

第 1 電力の確保

1 趣旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

2 内容

(1) 市の応急対策

① 被害状況等の情報収集

関西電力および関西電力送配電のほか、市町、警察、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

② 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

③ 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。

イ 関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。

ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。

エ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

オ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努めることとする。

(2) 関西電力および関西電力送配電の応急対策

① 防災体制

ア 地域における防災体制

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

（ア） 播磨・但馬地域非常災害対策総本部

（イ） 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部

（ウ） 播磨・但馬地域送配電警戒本部

＊ 送配電とは関西電力送配電のことをいう。

イ 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

(ア) 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

- a. 播磨・但馬地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- b. 播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合
- c. 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
- d. 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

(イ) 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。

- a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあつて、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
- b. その他必要な場合

ウ 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

(ア) 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。

(イ) 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

② 災害応急対策に関する事項

ア 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(一般情報)

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

(関西電力および関西電力送配電被害情報)

(オ) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(カ) 停電による主な影響状況

(キ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(ク) 従業員等の被災状況

(ケ) その他災害に関する情報

イ 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保する

ために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

③ 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④ 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

⑤ 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

⑥ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑦ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関

等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑧ 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

⑨ 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

⑩ 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項

本店および地域の非常災害対策総本部長は、津波の来襲に備え、次の事項を実施する。

ア 情報伝達、避難誘導

気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員および作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

イ 津波からの避難

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。

ウ 津波来襲に備えた措置

津波警報が発令された場合、浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえで、可

能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。

(ア) 安全措置

- a. 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止
- b. 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖
- c. 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

(イ) 緊急点検および巡視

- a. 転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検
- b. 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛け工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事および作業を中断するものとする。また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、上記（ア）、（イ）に準じた措置を実施する。

⑪ 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店および地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。

ア 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急措置を実施する。

⑫ 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画

(ア) 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- a. 復旧応援要員の必要の有無
- b. 復旧要員の配置状況
- c. 復旧用資機材の調達
- d. 復旧作業の日程
- e. 仮復旧の完了見込
- f. 宿泊施設、食糧等の手配
- g. その他必要な対策

(イ) 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

イ 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各

設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会は、地震によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 大阪ガスネットワーク㈱の応急対応

(1) 実施担当者

ガス施設の早期復旧のための対策は、大阪ガスネットワーク㈱が実施する。

大阪ガスネットワーク㈱は、「災害対策規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。

(2) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

ア 大阪ガスネットワークの供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。

イ 応急対策人員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で供給エリア内で震度5弱の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出勤することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出を行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社供給指令室に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫事業部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安施設、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限り供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(3) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワーク(株)が単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対しては、都市ガス代替エネルギーを供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、兵庫県をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体との緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

2 (一社)兵庫県LPガス協会の対応

(1) 地震発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関(県・市・町)に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

(2) 応急対策の実施

① 緊急措置の周知

(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにLPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

② ローラー作戦の展開

LPガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業

所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

③ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努めることとする。

④ 要配慮者対策

L P ガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障がい者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

(3) 復旧対応

① L P ガスの供給

ア 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にL P ガスの供給を行う。

イ 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、L P ガスの国家備蓄の放出に備える。

② 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにL P ガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。

③ 不要容器の回収

不要となったL P ガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

⑤ 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿L P ガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

第3 電気通信の確保

災害により電気通信施設に被害が生じた場合には、速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 電気通信設備の担当機関

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、NTT 西日本㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

2 災害対策本部の設置

(1) 名称及び所在地

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

名称及び所在地

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
NTT 西日本(株)兵庫支店 設備部災害対策室	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16F	災害対策室 TEL：078-393-9440 FAX：078-326-7363

(2) NTT 西日本(株)兵庫支店災害対策本部の組織及び所掌事項



(2) 所掌事項

情 報 統 括 班

- ・災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

設 備 サ ー ビ ス 班

- ・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

お 客 様 対 応 班

- ・ユーザへの対応

総 務 ・ 広 報 班

- ・社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

3 応急復旧

(1) 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・災害時用公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保すると

ともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）

オ NTT 西日本(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び「災害用伝言板（Web １７１）」でのふくそう緩和を実施する。

(ア) 提供の開始

- ・ 地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。
- ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害伝言ダイヤルセンター（１７１）」又は「災害用伝言版（Web １７１）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。

(イ) 伝言の条件

a 「災害用伝言ダイヤル（１７１）」

- ・ 登録できる電話番号（被災地電話番号）・・・・・・
加入電話・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
- ・ 伝言録音時間・・・・・・１伝言あたり３０秒間
- ・ 伝言保存期間・・・提供終了まで
- ・ 伝言蓄積数・・・・・・１電話番号あたりの伝言数は１～２０伝言で、提供時知らせる。

b 「災害用伝言ダイヤル（Web １７１）」

- ・ 接続条件・・・・・・インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセス URL・・・・・・<https://www.web171.jp>
- ・ 伝言登録数・・・・・・伝言板（伝言メッセージボックス）あたり２０件まで
（２０件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。）
- ・ 伝言板（伝言メッセージボックス）数・・・・・・
 - 利用者情報なしの場合：１件
 - 利用者情報ありの場合：最大２０件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- ・ 伝言保存期間・・・・・・最大６か月
- ・ 登録可能な伝言・・・・・・定額文およびテキスト情報（伝言１件あたり１００文字）
- ・ 伝言のセキュリティ・・・・・・伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・ 伝言通知機能・・・・・・利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

(ウ) 伝言通知容量

- ・ 約８００万伝言

(エ) 提供時の通知方法

- ・ テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルを利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- ・ 避難所や災害時用公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらえる。

(オ) 提供開始日

- ・ 災害用伝言ダイヤル（１７１）：平成１０年３月３１日
- ・ 災害用伝言板（web１７１）：平成２４年８月３０日

(カ) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた適切な措置により回線の復旧を図る。

第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第１順位以外の国又は地方公共団体

４ 大規模災害等時における復旧順位と応急復旧の目標

大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被災の全容を迅速に把握するとともに、次のサービスの復旧順位、応急復旧の目標により、効果的な復旧活動に努める。

復旧順位	通信役務の提供先	対象サービス	応急復旧 ・ 目標期間	応急復旧作業
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関	・ 重要通信に用いているサービス ・ モバイル通信サービス	業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービス（人命救助に関わるサービス）は 24 時間以内 その他サービスは 3 日以内	【第一段階】 ・ 優先度の高い通信ビル機能の維持 ・ 災害対策機器等を活用したサービス復旧 ・ 避難所への災害時用公衆電話の取付け 【第二段階】 ・ 電気通信設備全体の被害調査 ・ 広域支援体制を確立 ・ 被害調査を踏まえた垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止 ・ 復旧用資材の調達手配 ・ サービスの復旧
第２順位	輸送の確保に直接関係のある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係のある機関			
第３順位	水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体			
第４順位	全ての利用者	・ 住民の帰還、家屋の復旧状況等の社会ニーズに合わせた全てのサービス	可能な限り迅速に行う 長くても 10 日以内 ※	

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約 2 ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合は約 2 週間、東日本大震災時は約 1 ヶ月、能登半島地震時は固定約 3 週間、モバイル約 2 週間）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第 4 水道の確保

地震により水道施設に被害が生じた場合には、速やかに機能が停止した水道の応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 実施担当者

水道施設が被害を受けた場合は、水道部長を実施担当者とし、水道部が応急復旧を担当する。

2 地震発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

突発的な地震の発生に即応できるよう、以下のとおり対処する。

① 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、計画に基づく班編成にて想定された復旧計画を調整し、応急復旧作業体制を確立する。

② 指定水道工事店等への応援要請

あらかじめ応援を求める場合の体制を確立しておくものとする。また、あらかじめ応急復旧対策に応援可能な人員、動員方法等を打ち合わせておくように努めるものとする。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

(3) 資機材及び車両の調達

水道部庶務班備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、車両及び給水装置等は指定水道工事店に応援を求めるとともに、配水管等については、メーカーからの直送によるものとする。

(4) 県等への応援要請

応急復旧の人員に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、総括部職員班から相互応援協定等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

3 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

(2) 施設毎の復旧方法

① 取水、導水並びに浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

② 送・配水施設並びに給水管

ア 主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

(3) 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達・広報

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の広域的な広報は、総務部長に要請し、防災行政無線等の広報システム及び県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

(5) 工業用水道施設の応急復旧

工業用水道施設の応急復旧にあたっては、水道施設に準ずるが、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県等を通じて他の工業用水道事業者等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

第5 下水道の確保

地震により下水道施設に被害が生じた場合には、速やかに機能が停止した下水道の応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

1 実施担当者

下水道施設が被害を受けた場合は、応急対策第2部長を実施担当者とし、応急対策第2部が応急復旧を担当する。

2 地震発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を行うこととする。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査票や点検表を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、本部職員から県等を通じて他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

3 応急復旧の方法

被災箇所の応急復旧にあたっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等を勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。また、工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

② マンホール等からの溢水

- ・ 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水管、又はループ配管等を利用して緊急排水を行う。
- ・ 可搬式ポンプを利用して他の下水管・排水路等へ緊急排水する。
- ・ 分流式下水道の污水管渠からの溢水については、土嚢で囲む等の措置を講じたうえ、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土嚢による浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じることとする。

(2) ポンプ場及び処理場

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

④ 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合には、速やかに応急措置を講じるものとする。

⑤ 汚泥消化関係設備からのガスの漏洩

地震発生後、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合には、火気厳禁及び立入禁止

の措置、漏洩箇所のシール及び漏洩箇所付近の弁等の閉鎖等の応急措置をとるものとする。

⑥ 消毒施設からの次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩

消毒設備において、次亜塩素酸ナトリウム溶液の漏洩が生じた場合には、漏液の中和処理を行うとともに速やかに漏洩箇所の修復を実施する。なお、作業に当たっては、換気を十分に行うものとする。

⑦ 水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

⑧ 池及びタンクからの溢水

土嚢などによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止することとする。

⑨ 津波や高潮の発生対策

津波や高潮の発生が予想される場合には、次の措置を講じることとする。

- ・ 防潮ゲートの閉鎖
- ・ 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置
- ・ ポンプ場、処理場等における土嚢等による漏水防止措置

4 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、総括部長に要請し、防災行政無線等の広報システム及び県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に併せて行うものとする。

市内の一部地域を対象とする広報は、応急対策第2部が拡声器付自動車による路上広報等を行う。

第 22 節 危険物施設等の応急対策の実施

第 1 危険物災害対策計画

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

1 実施責任者

地震により危険物施設に、被害が発生した場合、当該事業者等が、消防本部等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、市（災害対策本部）、消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2 実施方法

(1) 事業者等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア 責任者は、災害発生時に直ちに 119 番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業に通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

③ 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

④ 避難

責任者は、企業自体の計画により従業員等の避難を実施する。

⑤ 住民救済対策

企業は、被災額の僅少なものについて企業自体の補償で救済する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災地への職員派遣等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

② 災害広報

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業者、警察、医療機関、その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実

施する。

④ 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑤ 避難

市は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

⑥ 災害警備

警察の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期す。

⑦ 交通応急対策

国道・県道の道路管理者及び警察との連携により、交通の安全、緊急輸送の確保のため、その周辺の交通対策に万全を期す。

第2 高圧ガス関係事業所応急対策

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

1 実施責任者

地震により高圧ガス取扱施設に被害が発生した場合、当該事業者等が、消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、市（災害対策本部）、消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2 実施方法

(1) 緊急通報

① 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス施設が災害発生又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（市、県、消防本部、警察）に通報する。

② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

① 状況による設備の緊急運転停止

② 火災が発生した場合の消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水

③ ガスが漏洩した場合の緊急遮断等の漏洩防止措置

④ 状況による立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

⑤ 状況による防災要員以外の従業員の退避

⑥ 発電設備以外の設備の緊急総点検

⑦ 交通規制措置

(4) 防災資機材の調達

① 事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業者等から調達する。

② 市、県、消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

③ 消防本部は、警察と連携して防災資機材の緊急輸送に協力する。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

① 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

② 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

③ 市は、必要に応じ避難指示を行う。

第3 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

1 実施体制

毒物・劇物保管貯蔵施設の応急対策は、営業者及び業務上取扱者が関係機関等と協力して実施するものとする。

消防本部は被害状況を把握し、自主防災活動に協力するものとする。

2 市の実施措置

(1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 消防機関において、中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 営業者及び業務上取扱者の実施措置

(1) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防本部、署へ連絡する。

(2) 毒物劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第4 放射性物質取扱事業所応急対策計画

1 実施担当者

放射性物質取扱事業所に地震による被害が発生した場合は、事業所が実施担当者として関係機関の協力を得て、応急対策を実施する。

消防部は被害状況を把握し、自主防災活動に協力するものとする。

2 市の実施措置

(1) 放射性物質取扱事業所において事故などの発生を確認した場合、その旨、県へ、ただちに通報することとする。

(2) 必要があるときは警戒区域を設定し、住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報等を実施する。

第 23 節 農林水産対策計画

災害による影響を受けやすい農林水産業について、災害時の対策について定める。

第 1 実施担当者

農林水産関係対策の業務は本部長（市長）が実施し、生活環境部商工・農林水産班が担当する。

第 2 市の実施対策

1 主要作物

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稲

- ① 地割れなどで漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えのていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

2 野菜

県及び農業関係団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損個所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を図る。

3 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない経度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱などによる補強

4 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第24節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進

地震災害に伴う公共土木施設等の応急復旧、余震対策及び土砂災害等の二次災害の発生防止対策について定める。

第1 実施担当者

公共土木施設等の応急復旧、余震対策及び二次災害防災対策のうち、本部長（市長）が実施するものについては、応急対策第1部が担当する。

第2 市の実施対策

1 土砂災害

- (1) 県、指定地方行政機関等と協力し、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力し、緊急パトロールを実施し、土石災害危険箇所を把握する。
- (3) 市、県は、それぞれの管理する箇所が必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

2 道路

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 管理者は、緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
- (4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

3 河川

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。
- (2) 管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な対応を図る。

4 ため池

- (1) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 管理者は、それぞれの管理する箇所が必要に応じ次の緊急対策を実施する。

- ① 緊急復旧資材の点検・補強
- ② ため池危険箇所貯水水位の低減や堤体開削
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制を強化する。

5 森林防災対策

- (1) 市、県は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 市、県は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の緊急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

6 農業土木施設対策

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。

7 宅地防災対策

- (1) 実施主体
被災宅地危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県（支援本部）に速やかに連絡するとともに、必要な支援を要請する。（応急対策第1部土木班が市登録の宅地判定士を中心に行う。）
- (2) 危険度判定の対象
擁壁・のり面等を含む建築物の敷地を対象とする。
対象建築物の把握は、調査班の行う被害家屋調査や緊急パトロールからの報告、地域住民からの情報等により行う。
- (3) 実施方法
実施本部、及び宅地判定士は、各業務マニュアルに基づき、危険度判定を実施する。
宅地判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、構造物の変状等を計測して判定を行い、判定ステッカーを調査構造物等に貼付する。
なお、公共施設の被災状況についても早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。
- (4) 市、県は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設

8 建築物防災対策

- (1) 実施主体
被災建築物応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。（応急対策第1部被災建築物応急危険度判定班が市登録の判定士を中心に行う。）
被災せず、他市町が被災した場合は、支援本部を設置する。
- (2) 対象建築物

地震等により被災した建築物を対象とする。

対象建築物の把握は、調査部調査班の行う被害家屋調査や緊急パトロールからの報告、地域住民からの情報等により行う。

(3) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、各業務マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。

なお、公共施設の被災状況についても早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

9 公園・緑地

(1) 施工中の公園・緑地等の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。

(2) 既設の公園・緑地等の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。

(3) 倒木等が発生した場合は、立ち入りを禁止し早急に撤去する。

第 4 編 災害復旧・復興計画

第 1 章 災害復旧計画

第 1 節 災害復旧組織の設置

第 1 災害復旧本部の設置

市長は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、災害復旧事業及び各証明書の発行や被災者支援を総合的に推進する必要があると認めるときは、災害対策本部廃止後、引き続き横断的な組織として災害復旧本部を設置することとする。

なお、災害復旧本部の構成及び分掌事務については、災害対策本部を準用することとする。

第 2 災害復旧本部の組織・運営

災害復旧本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定することとする。

なお、災害復旧本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2章 各証明書の発行と義援金品の受付・配分計画

罹災証明書及び罹災届出証明書の交付や、各種の被災者救護対策の基礎となる被害認定調査及び被災者に対する見舞金、税や公共料金の減免等あるいは災害保険請求時に伴う罹災証明書及び罹災届出証明書発行事務について定める。

また、災害時における義援金品の受付・配分について定める。

第1節 各証明書の発行

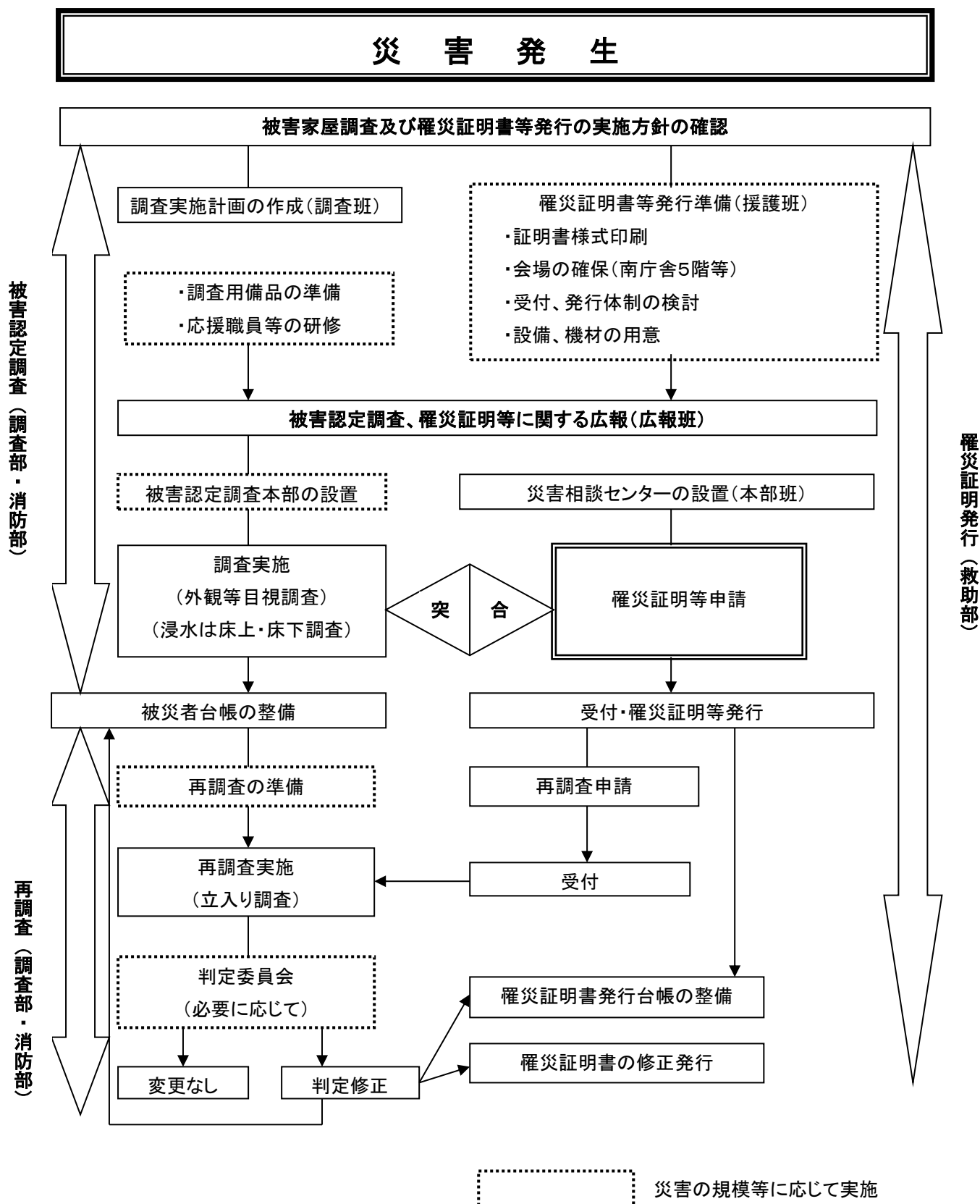
【証明書の種類】

証明書名	発行内容
罹災証明書	自然災害による住家の被害程度を証明するもの
罹災届出証明書	自然災害による非住家、動産、人的被害について届出があったことを証明するもの

【実施担当】

担当班	業務内容
総括部本部班	全体の総括 災害相談センターの設置 被災者台帳、罹災証明書発行業務等のシステム化 申請受付所の決定
総括部広報班	広報誌及びマスコミ等を通じて住家等の調査実施要領の広報 罹災証明書及び罹災届出証明書発行場所、開始時期等の広報
調査部調査班	住家等の被害認定調査の実施、罹災証明書相談窓口の設置 再調査の受付、再調査の実施、住家被害判定委員会の設置
調査部調達配送班	被害車両の調査
生活環境部商工・農林水産班	田畑・船舶等の被害認定調査
避難対策部避難所 第1～第5班	被災者の調査
避難対策部総務班	被災者の調査
医療部救護班	被災者の調査
避難対策部健康管理班	被災者の再調査
救助部援護班	申請受付、証明窓口の設置及び証明書発行に係る職員等の要請 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行 ボランティアの要請
総括部職員班	各班への応援要請に関すること
消防部応急対策班	火災にかかる火災損害調査の実施（火災原簿の作成） 火災にかかるり災証明書の発行

第1 各証明書発行システム



第2 被害認定調査及び各証明書発行の実施方針

1 被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針の確認

調査部調査班及び救助部援護班、総括部本部班等関係部局は、被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針を確認する。

- ① 住家等の被害状況あるいは住家等の被害発生の見込み
- ② 避難者の状況
- ③ 罹災証明書等の発行が求められる各種施策に関する動き
- ④ 国、兵庫県、他の被災自治体の動き
- ⑤ 被害認定調査の実施方法
- ⑥ 罹災証明書等の受付及び発行方法
- ⑦ 罹災証明書等の発行、被害認定調査の実施期間等

第3 被害調査

1 被害状況等の把握

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」第2「災害情報の収集・報告」に定めるところにより、収集した人的、物的、機能被害の状況及び災害相談センターに寄せられた被害状況等から、主に浸水による被災地域及び主に倒壊による被災地域の分類や被害の程度等、家屋被害や人身被害の全体像を把握する。

2 被害家屋調査の準備

市は、把握した被害状況を基に次の準備を行う。

(1) 調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、そのつど決定する。

- ① 一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査
- ② 外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施、あるいは当初から立ち入り調査を実施

(2) 調査範囲の設定

現在把握している被害状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

(3) 調査期間の確定

浸水被害については、浸水程度を把握するため出来るだけ早期に開始し、罹災証明書を必要とする各種施策の担当部と調整し、罹災証明書の発行時期を確定することにより終期を決定する。

また、再調査の期間については、被害認定調査の進捗状況等を考慮して、罹災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

(4) 調査員の確保

- ① 調査部調査班は、必要な調査員を確保する。

調査期間の確定をうけて調査対象家屋との関連から調査員の必要数を算定する。

また、班員だけでは対応できないと判断した場合は、総括部職員班に連絡し、他班、他市町等へ応援職員の派遣を要請する。さらに、専門職が必要な場合は、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は、建築士等の協力を要請する。

なお、要請時には、応援職員ひとり一人の派遣期間はできるだけ長期（概ね 7 日以上）となるように調整する。

- ② 消防部応急対策班は、必要な調査員を確保する。

なお、班員だけでは対応できないと判断した場合は、他消防機関へ応援職員の派遣を要請する。

(5) 調査活動の準備

- ① 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

なお、各班原則 2 人 1 組とし、高砂市職員を含むことを原則とする。

- ② 住家被害調査表（資料編参照）、地図、家屋現況図、携帯品（傾斜計、下げ振り、コンベックス、ヘルメット、デジタルカメラ、懐中電灯等）の調査備品及び腕章、名札等、身分を証明する物を準備する。
- ③ 調査員運搬用車両を確保する。
- ④ 他市町応援職員、ボランティア建築士等が宿泊可能な施設等に関する情報を収集する。
- ⑤ 調査員に調査方針や方法、認定基準等について説明会を開催する。

(6) 被害家屋台帳のシステム化

総括部本部班は、調査部調査班と協力して被災者台帳（市様式）を、被災者支援システム（仮称）を利用してデータベースで作成し、記載内容は、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約できるよう検討する。

3 被害認定基準

罹災証明書及び罹災届出証明書に係る住家や人身被害の認定については、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和 43 年 6 月 14 日付結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長通知 平成 13 年 6 月 28 日改正、令和 3 年 6 月 24 日改正）において示された「災害の被害認定基準」（資料編参照）を基に行う。

なお、大規模半壊については、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成 16 年 4 月 1 日付府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）、浸水等については、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成 16 年 10 月 28 日付府政防第 842 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（資料編参照）、を基に行う。

また、家屋被害状況の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」の住家被害調査表を基に兵庫県が作成した住家被害調査表（資料編参照）を使用して行うが、他に被害状況の判定に適した調査表があれば使用することも検討する。

4 被害認定調査及び証明書発行の広報

罹災証明書の発行を円滑に実施するため、災害相談センター内（市役所内）に罹災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、総括部広報班は、大規模災害等必要な場合、被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針の確認ができ次第、速やかに、被害認定調査方法や目的、各証明書申請の受付開始時期と場所及び内容等を記載した市広報誌、ビラ等を全戸配布する。また、避難所等における各種広報活動及び報道関係機関と連携し、被災者への周知徹底を図る。罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

また、各証明書申請の受付開始時期や被害認定調査の進捗予想により、被害認定調査の広報と証明書発行の広報時期を同一にする等検討する。

なお、必要に応じて、被害認定調査及び罹災証明書や罹災届出証明書発行の進捗状況を定期的に広報する。

5 被害家屋調査の実施

被害家屋調査実施方針及び実施計画により被害家屋調査を実施する。

なお、下記に基本的な調査実施の方法を記載する。

(1) 一次調査

外観目視調査により、一棟単位で浸水・損壊の程度を調査表にて調査し、後日のトラブルに備えるため、調査時に立会者の了解を得て、家屋の世帯主名等の分かるものや、全景・被害箇所（特に判定のポイントとなる箇所）の写真を撮影する。

なお、早期に調査しなければ被害程度が確認できないと判断した場合は、浸水被害を優先して調査し、床上・床下被害について確定する。その後、損壊等の被害程度を調査表にて確定する。

また、非住家（店舗・倉庫等）については、土間・フロー等からの浸水高さを実測し、調査表に記録する。

水害による床上、風害等による半壊以上の被害がないと思われる場合は、被災証明の申請があったから、被災者からの聞き取り及び立会いの上、実測等により調査し、調査表に記録する。

(2) 二次調査

一次調査により床上浸水及び半壊以上の被害と認められる場合は、外観目視及び内部立入調査により二次調査を実施し、被害の程度を調査表にて確定する。

6 その他の被害調査の実施

(1) 被災者の被害調査

医療部救護班は、市内医療機関や救護所と連携し、人身被害状況を取りまとめる。

避難対策部総務班及び避難対策部避難所第1～第5班は、避難者名簿及び住民基本台帳、外国人登録により被災地区の被災世帯等を把握する。

(2) 田畑・船舶等の被害調査

生活環境部商工・農林水産班は、災害の危険が解消した段階で、田畑・船舶等商工農林水産に係る被害調査を実施し、被害の状況及び程度を確認する。

(3) 被害車両の調査

調査部調達配送班は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対して被災自動車の移動に関与した者の確認印を求め、被害の内容を確認する。

7 調査結果の検討及び集約

(1) 調査結果の検討

日々調査結果を検討するとともに、調査表のチェック（記入漏れ等）をし、判定内容を確定する。

また、専門家や調査員同士の意見交換により調査の質を確保するとともに、場合によっては、対応マニュアル等を作成する。

(2) 被害家屋調査結果の集約

調査部調査班は、判定結果を被災者支援システムに反映入力（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））し、データベースで作成した、被害家屋台帳を作成する。

また、証明書発行時の説明に活用するため、撮影した外観写真もあわせて整備する。

(3) その他の被害調査結果の集約

被災者の被害調査結果の集約は、世帯ごとに整理した被災台帳を作成する。

その他の担当班は、調査結果を集約し、作成した被災者台帳を総括部本部班に報告する。

第4 罹災証明書

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる住家の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 申請受付（証明書発行）場所の設置

総括部本部班は、被災者からの各証明書の申請受付場所を災害の状況、被災世帯数等を考慮して、利用可能な施設を確保し、調査部調査班・救助部援護班・総括部本部班等と協力し会場の設営を行う。

なお、班員だけでは対応できないと判断した場合は、総務部職員班に連絡し、他班から応援職員及び他市町からの応援職員の派遣を要請する。

(1) 証明書発行会場の確保

① 被災世帯数、発行枚数を勘案して、会場規模を決定する。

- ・ 大規模の場合は、南庁舎5階大会議室、3階作業スペース等、2階会議室1・2、総合体育館等
- ・ 中規模の場合は、南庁舎2階会議室1、文化会館東館中ホール、伊保地域交流センター多目的ホール
- ・ 小規模の場合は、総括部本部班（危機管理室）で受付をし、調査部調査班による調査終了後、救助部援護班（福祉部地域福祉課）で証明書を発行する。

② 一つの会場で一元的に実施するか、地区ごとに複数の会場で実施するかを決定する。

- ・ 各地域交流センター等

③ 必要により郵送での証明書の申請、発行を実施するかを決定する。

(2) 証明書発行会場の設営

① 申請エリア

南庁舎1階を総合案内窓口とし、申請用紙の交付窓口、申請用紙の記入コーナー、申請用紙の申請窓口、申請者の待合スペース、マスコミ撮影場所、調査結果の提示、証明書の発行窓口、判定相談窓口等を配置する。

② 業務エリア

調査結果検索、地図・台帳スペース、証明書発行管理、職員控室等を配置する。

(3) 証明書発行会場における必要な物品等

① 会場外

会場内案内図、入場状況表示案内等を設置する。

② 申請エリア

申請書記入台、各種案内用掲示板、各種配布資料置場用台、待合スペース用椅子等を設置する。

申請書記入例、罹災証明書よくある質問、被害認定写真、調査表、各種被災者支援策（資料編）等のポスターを作製し掲示するとともに、災害時の関連配布資料を提供する。

③ 業務エリア

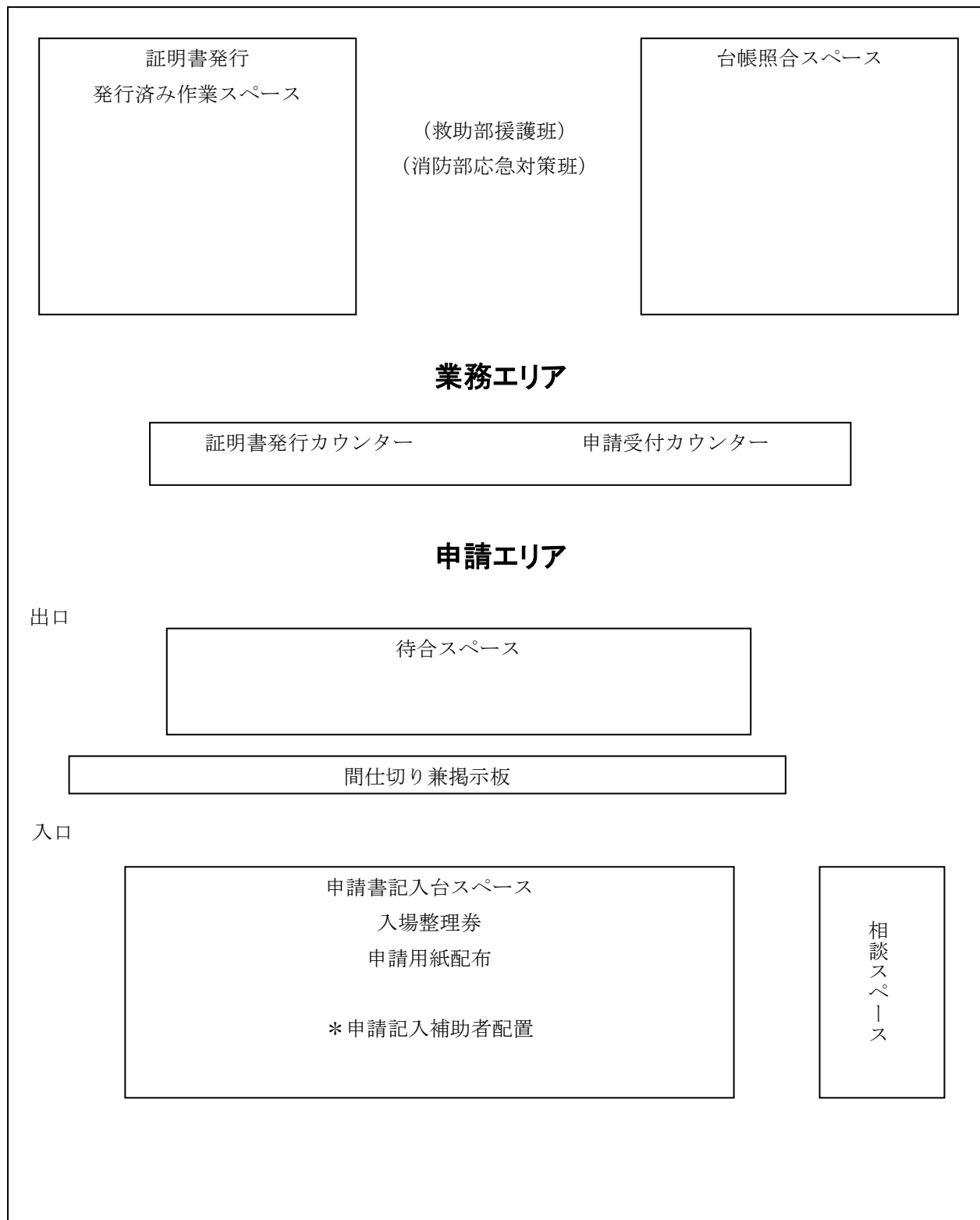
地図、被災者台帳、パソコン、プリンター、コピー機、電話、机・椅子等を設置する。

④ その他

担当部署ごとの腕章、名札、各コーナーの表示看板や名札立て

【設 営 例】

設置例（南庁舎 5 階大会議室の場合）

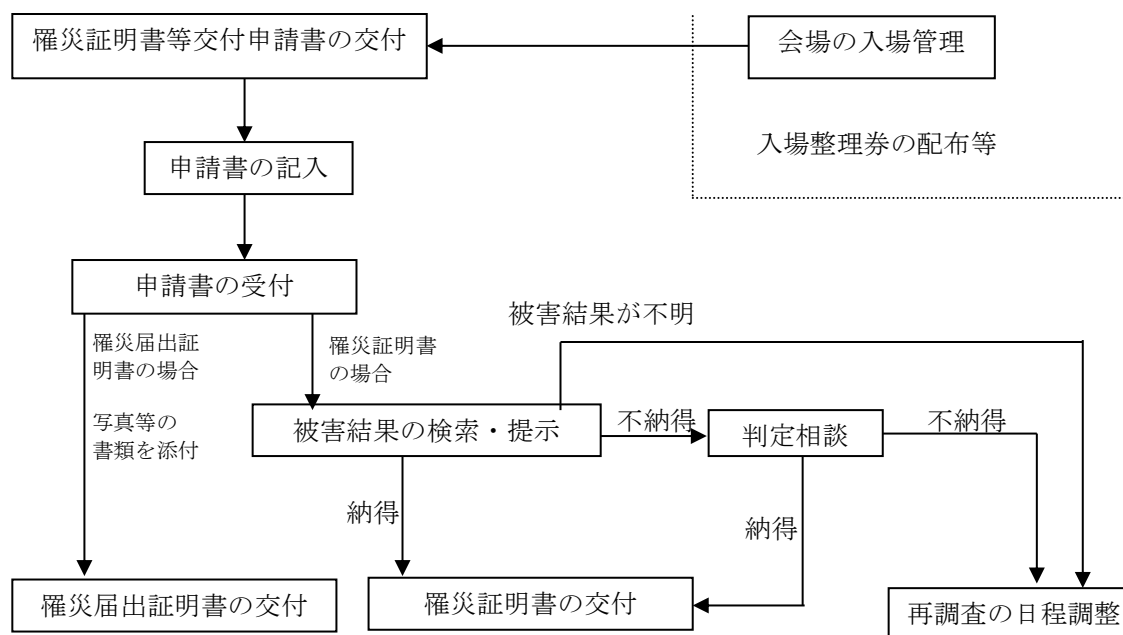


再審査受付は、2 階会議室を使用（調査部調査班）

郵送発行は、5 階会議室を使用（救助部援護班）

2 証明書の発行業務

(1) 証明書発行業務の流れ



(2) 証明書発行会場の人員配置及び業務内容

配置人員は、申請者の増減により各担当者を機動的に増減するものとする。

会場に配置された職員は、担当ごとの腕章と名札を着用することとする。

また、混乱を招かないよう事前に罹災証明書発行マニュアル等を作成し、証明書発行事務を行う。

① 会場外

入場管理・整理人員等を配置する。

総括部本部班は、整理券（時間指定）等を準備するとともに、総務部職員班に連絡し、他班から応援職員の派遣を要請する。また、他市町からの応援職員の派遣を要請する。

- ・一度に多数の申請者が殺到する可能性があるので、職員及び派遣された他市町からの応援職員に罹災証明書発行マニュアルに基づき業務内容等を説明する。

- ・入場整理員は、申請者が殺到して押しかけないように入場管理員と協力して人員整理をする。

- ・入場管理員は、申請者に整理券（時間指定）を渡し、入場制限を行い、一定人員を会場内に案内する。

② 申請エリア

救助部援護班は、罹災証明書等（市様式）を準備するとともに、申請書交付人員を配置し、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。

消防本部応急対策班は、り災（火災）証明書（市様式）を準備するとともに、申請書交付人員を配置し、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。

調査部調査班及び消防本部応急対策班は、申請書記入相談人員を配置し、申請書記入手伝いをするとともに、申請書提出窓口へ誘導する。

総括部本部班は、会場内案内・誘導人員等を配置し、フロアコントロールをする。

③ 業務エリア

調査部調査班及び消防本部応急対策班と避難対策部避難所第1～第5班は、申請書受付人員と調査結果検索人員を配置し、申請書の記入内容を確認し、受け取る。また、各証明書ごとの担当者は、被災台帳や避難所台帳等で検索し、申請書に判定結果（全壊、床上浸水、全焼、避難生活を余儀なくされた等）を記入し、判定内容を申請者に説明し、当該内容で証明発行してよいかを確認し、納得された場合は発行窓口を案内する。納得されない場合又は被害結果が不明の場合は、相談窓口を案内する。

救助部援護班・消防部応急対策班は、証明書発行人員、証明書発行管理人員を配置し、罹災証明書・罹災届出証明書（発行番号記入・公印押印）を申請者に交付し、各証明書発行台帳等に発行分の入力処理をする。

調査部調査班、消防本部応急対策班、避難対策部総務班、避難対策部避難所第1～第5班、調査部調達配送班、生活環境部商工・農林水産班は、相談窓口人員を配置し、申請者から事情聴取し、判定内容に納得されない者は、調査資料を提示して説明する。それでも、納得が得られない場合及び被害結果が不明の場合は、各証明書等の発行を保留し、再調査日程を申請者（立会い可能日）と調整する。

総括部本部班は、全体総括スタッフ、情報技術スタッフを配置し、各証明書発行業務全体の流れをコントロールするとともに、不足の事態に備える。

(3) 証明事項

① 罹災証明書（市様式）

市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の事項の証明を行うものとする。

- ・ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、準半壊、準半壊、流出、床上浸水、床下浸水、（損害割合 %）

② 罹災届出証明書（市様式）

罹災届出証明書は、自然災害による非住家、住家以外の不動産（工作物等）、動産、人的被害について、被災者から被害を受けた事実の届出があったことを証明するものであるため、被害認定調査は行わず、被害の程度についても判定しない。

よって、罹災届出証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。

(4) 証明書の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、災害により被害を受けた住家・非住家・車両等の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとする。

なお、各証明書等は、罹災状況等が証明書発行後に変化した場合は、発行した証明書を訂正するとともに台帳を修正する。

(5) 証明手数料等

各証明書の証明手数料は徴収しない。

(6) 証明書発行担当

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、救助部援護班が担当し、火災に伴う罹災証明書は、消防部応急対策班が担当する。

あわせて、証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を作成し、その内容を、総括部本部班に定期的に報告する。

3 郵送・ぴったりサービスによる申請受付

市内の被災状況によっては、郵送及びぴったりサービスによる受付・発行を行う。

(1) 留意事項

- ① 郵送申請が出来るよう地域交流センター、市民サービスコーナー及び避難所に申請用紙、説明書を配布する。
- ② 申請者が郵送により申請を行い、証明書の発行を希望する場合は、返信用封筒を同封するものとする。
- ③ 郵送で申請する旨の問い合わせがあったときは、申請用紙、説明書の配布場所など申請に必要な事項を説明する。
- ④ 受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。
- ⑤ 郵送申請があった場合は、住民基本台帳、固定資産税台帳などにより関係者の確認を行う。

(2) ぴったりサービスによる申請受付事務の留意事項

- ① 申請者がマイナポータル内のぴったりサービスにより、申請を行う。
- ② 証明書の交付については、紙ベースで発行し、証明書発行会場又は郵送により交付する。
- ③ 申請者が郵送を希望した場合は、市が申請者の住所に郵送するものとする。
- ④ 受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。
- ⑤ ぴったりサービスによる申請があった場合は、住民基本台帳、固定資産税台帳などにより関係者の確認を行う。

第5 再調査

1 再調査の申出

被災者は、被災証明等の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋や被害結果が不明の場合は、再調査を申し出ることができる。

(1) 受付担当

相談窓口において、再調査の申出を受け付ける担当班は以下のとおりとする。

- ① 調査部調査班は、家屋の被害判定について
- ② 消防部応急対策班は、火災による家屋の被害判定について
- ③ 避難対策部健康管理班は、人身の被害状況について
- ④ 調査部調達配送班は、車両の被害状況について
- ⑤ 生活環境部商工・農林水産班は、田畑・船舶等の被害状況について

2 再調査の実施

上記受付をした班は、申出のあった被災者と立会い日程等を打合せし、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、被災度判定等が変更となった場合は、被災者台帳等を修正し、発行を保留していた被災者に各証明書を発行する。

(1) 家屋の再調査

調査部調査班は、運用指針の第3次判定の「住家被害調査表」等を使用し、被災者等の立会いのもと、家屋の内部確認を含む立入調査を行い、調査の結果及びその根拠については、立会い者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。また、建築士会、他市町等の協力を得ながら、できるだけ建築の専門家による調査を行う。

(2) その他の再調査

家屋以外の調査については、申出を受けてから調査を行う場合が多数となるので、「第3 被害調査」「6 その他の被害調査の実施」の項に従い、調査を実施する。

3 家屋被害判定委員会

調査部調査班は、再調査において、判定困難なものについては、必要に応じて次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から3名の委員を市長が委嘱する。

第2節 義援金品の受付・配分計画

県及び近隣被災市町、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力の基に、統一的な基準により義援金品の受付・配分を行う。

具体的な運用については、本部長（市長）の判断により決定するものとする。

1 義援金品の受付・保管

義援金品の受付・保管は救助部援護班が担当する。

義援金については、被災者に配分するまでの間、救助部援護班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に関しては、受払簿を作成しなければならない。

義援品については、救助部援護班が救援物資集積所を一時保管場所として保管する。

・救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模m2
高砂市役所分庁舎 1 F 多目的スペース	荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号	151
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	1,756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町 1 0 番 1 号	60
伊保地域交流センター	伊保東 1 丁目 1 8 番 6 号	2,358
陸上競技場・野球場	米田町島 5 2 6 番	56,989
文化会館東館	高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号	3,927

2 義援金品の配分

義援金品の配分計画は、被害状況確定後に、本部長（市長）が決定する。

配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として救助部援護班が立案する。

応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物は、本部長（市長）の指示により有効に活用する。

被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ自主防災組織や自治会、日赤奉仕団等の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第3章 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）等に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等を行う。

第1 災害弔慰金の支給（救助部援護班）

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 ※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、見舞金の額を控除した額
対象となる方	●災害により死亡した方（災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者、外国人等登録があるご遺族です。） ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、市が設置する災害弔慰金等支給審査会において調査審議が行われます。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居から5世帯以上滅失した災害等です。

第2 災害障害見舞金の支給（救助部援護班）

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円
対象となる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項

	目と同程度以上と認められる人 ※災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、市が設置する災害弔慰金等支給審査会において調査審議が行われます。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居から5世帯以上滅失した災害等です。
--	---

第3 災害援護資金の貸付（救助部援護班）

制度の名称	災害援護資金（高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例）		
支援の種類	貸付		
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 家財の3分の1の損害及び住居の損害がない	150万円
		イ 家財の損害があり、住居の損害がない	250万円
		ウ 住居半壊	270万円
		エ 住居全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷無い場合	
		ア 家財の損害があり、住居の損害がない	150万円
		イ 住居半壊	170万円
		ウ 住居全壊(②エの場合を除く)	250万円
エ 住居の滅失又は流失		350万円	
保証人の設定	任意		
貸付利率	保証人あり	無利子	
	保証人なし	1%	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		

対象となる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。	
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害です。

第4 災害見舞金の支給（救助部援護班）

災害により住家に被害を受けた市民に対し、高砂市災害見舞金等支給条例に基づき、災害見舞金を支給する。

1 対象災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じた被害及び火災

2 支給対象者

(1) 本市の住民基本台帳に登録されている者

(2) 自己の住居の用に供している建物に被害を受けた者の世帯主

ただし、被災がその者の故意により生じたものであるとき並びに当該被災に関し災害弔慰金条例に基づく弔意金及び障害見舞金の支給があった場合には支給しない。

3 見舞金の額

被害の程度	支 給 額	備 考
家屋の全焼、全壊又は流失	1 世帯につき 100,000 円	家屋の被害度 70 パーセント以上をいう。
家屋の半焼又は半壊	1 世帯につき 50,000 円	家屋の被害度 20 パーセント以上 70 パーセント未満をいう。
家屋の床上浸水	1 世帯につき 30,000 円	
火災の場合の水損	1 世帯につき 10,000 円	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたものをいう。
重傷	1 人につき 5,000 円	治療 1 月以上の者
死亡	1 人につき 50,000 円	負傷後に死亡した者を含む。

第5 災害援護金等の支給（救助部援護班）

知事は、災害援護金等の支給に関する規則に基づき、災害援護金等の支給を行う。この場合において、市長は被災者への支給について協力するものとする。

1 支給基準等

種類	災害発生 の場所	災害の規模	
災害援護金	県の区域内	自然災害	(1) 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき。 (2) 知事が特に必要であると認めたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県の区域外 (国内に限る)		(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。

種類	支給対象	支 給 額			
災害 援 護 金	県の区域内に住 所を有する被災 世帯主及び重傷 の被災者	災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	
		自然災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 200,000 円	
			住家の半壊又は半焼	〃 100,000 円	
			住家の一部損壊（被害に係る 損害の割合が10分の1以上で あるものに限る。）又は住家の 床上浸水	〃 50,000 円	
	重傷の被災者		1人につき 30,000 円		
	その他の 災 害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000 円		
		住家の半壊又は半焼	〃 30,000 円		
死 亡 見 舞 金	当該災害による 死亡者の遺族	災害の 種 別	災害の発生 した 場 所	死 亡 見 舞 金 の 額	
	（但し、法に 基づく災害 弔慰金の支 給対象とな った死亡者 の遺族を除 く。）	自 然 災 害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000 円	
				死亡した県民等以外の者1人につき 60,000 円	
		県の区域外	死亡した県民1人につき 200,000 円		
			その他 の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000 円
	死亡した県民等以外の者1人につき 60,000 円				
	県の区域外	死亡した県民1人につき 100,000 円			
	知事が特に必要 があると認める 災害による死亡 者の遺族	備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者			

第6 生活福祉資金

1 実施主体

県社会福祉協議会（市社会福祉協議会が窓口となる。）

2 貸付条件等

(1) 対 象

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

(2) 資金の種類（災害関係分抜粋）

資金の用途	貸付限度額	据え置き期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280万円以内	6か月以内	7年以内
	障がい者世帯 460万円以内		9年以内
資格や技能を習得するための学費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	技能習得期間満了後6か月以内	8年以内
住宅の増改築、補修など	250万円	6か月以内	7年以内
負傷者又は疾病の療養 (療養期間が1年以内の場合) ※1 ※2	170万円	6か月以内	5年以内
介護・障がい者サービス等の利用 (利用期間が1年以内の場合) ※1 ※2	170万円	6か月以内	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内	1年以内	7年以内
緊急小口資金	10万円以内	2か月以内	据置期間経過後12ヵ月以内

※1 貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります

※2 特別な事情により療養または利用期間が1年を超え1年6か月以内の場合の貸付限度額は230万円

第7 被災者生活再建支援（救助部援護班）

1 被災者生活再建支援制度

（1）制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く5年間の特例措置）

（2）制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

（3）支給額（下記アとイの合計で最大300万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 (2 制度の対象となる被災世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
④世帯	50万円	賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

(注) 1 単身世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間

（4）支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

(5) 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から搬出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

2 災害ケースマネジメント

市は、県の協力も得ながら、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。また、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第4章 税の徴収猶予及び減免、その他の資金対策計画

第1 税の徴収猶予及び減免措置（調査部調査班）

被災者に対し、地方税法及び市条例により、市税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて、以下のとおり適切な措置を講ずるものとする。

1 市税の納税緩和・減免措置

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2箇月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、災害がおさまったあと被災納税義務者等により申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときには、更に1年の延長を行うものとする。（地方税法第15条）

(3) 減 免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行うものとする。

税 目	減 免 の 内 容
市 民 税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う
固定資産税・都市計画税	・災害により価値が著しく減じた固定資産について減免を行う
軽 自 動 車 税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う

2 市税の納税緩和・減免措置等に関する広報

市税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動を実施し、住民への周知を図る。

3 国税、県税の納税緩和・減免措置等の広報

国及び県が実施する、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置について広報活動を実施し、住民への周知を図る。

第2 雇用の確保（生活環境部商工・農林水産班）

災害により職業を失った者に対する雇用の確保については、市内事業者に対して被災者の優先的な雇用の促進を要請する。

また、県（労働部）及び公共職業安定所に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等による早期再就職の促進策の要請を行う。

第3 その他の資金融資等

1 農林漁業災害対策資金（生活環境部商工・農林水産班）

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資することとする。

(1) 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限に有利な条件で融資する。

(2) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

2 中小企業復興資金（生活環境部商工・農林水産班）

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

3 災害復興住宅資金（応急対策第1部住宅班）

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

4 生活復旧（救助部援護班）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法（平成10年5月15日成立）等の積極的な活用を図ることとする。

第5章 災害復旧事業の実施

第1 災害復旧事業

市は、県等と協力して災害復旧事業の円滑な実施を図る。
災害復旧事業の種類は概ね次のとおりである。

- (1) 公共土木施設復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 海岸災害復旧事業
 - ③ 砂防設備災害復旧事業
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑦ 治山事業
 - ⑧ 道路災害復旧事業
 - ⑨ 港湾災害復旧事業
 - ⑩ 水道
 - ⑪ 下水道
 - ⑫ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定（総括部本部班）

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定等に関する手続等は次のとおりである。

1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。

2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡のうえ、指定の促進を図ることとする。

3 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

第6章 災害復興計画

第1節 復興組織の設置

第1 復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置することとする。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定めることとする。

第2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定することとする。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2節 復興計画の策定

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興計画を策定する。

第1 復興計画等の内容

1 基本的な考え方

市は、高砂市総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定することとする。

2 復興計画の策定手順

復興計画策定の基本指針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮することとする。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

① 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮することとする。

② 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮することとする。

③ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

(計画構成例)

- ア 基本方針
- イ 基本理念
- ウ 基本目標
- エ 施策体系

オ 復興事業計画等

想定される事業分野・生活

- ・住宅
- ・保健、医療
- ・福祉
- ・教育、文化
- ・産業、雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定することとする。

(3) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力をはぐくむ教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供に協力する者への支援等

(4) 住宅復興

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① 早期の恒久住宅建設

県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備及び入居者選定方法の設定、家賃対策等

③ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(5) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフラインその他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

③ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震化の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

③ 防災基盤の整備

公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(6) 産業復興

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するための産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等

② 成熟社会にふさわしい新産業の導入・育成

企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等

③ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に応じた人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

(7) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 節 推進計画の趣旨

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

- （1）この計画は、南海トラフ地震対策災害に関して、市、その他防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- （2）この計画は、高砂市地域防災計画（地震対策編）の第 5 編として作成する。
- （3）この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえて作成する。
- （4）この計画の実効性を高めるために、南海トラフ地震の被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析等を行った上で次の事項を定めるものとする。

3 重点施策に関する事項

南海トラフ地震では被害を完全に防ぐことは難しく、事前の備えによって被害を確実に減らすことができるが、費やせる時間と内容に限りがある。直接死者数と災害関連死者数を減らすため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底すると同時に、津波の遅延や浸水被害の軽減、建物の耐震化促進などのハード対策を着実に推進する。これらソフト・ハード対策両面から被害を最小限に抑える「減災」を基本方針とし、高砂市国土強靱化計画に取組内容を具体的に定め推進することとする。

第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 編「総則」第 2 節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法及び高砂市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

（→第3編「災害応急対策計画」第1章「基本方針」・第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」の項を参照）

第2節 災害応急対策要員の動員

1 災害応急対策要員の動員

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照）

第3章 災害発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地域における災害の状況及びこれに対する措置の情報を的確に収集することとする。その際、発生した災害が、自らの対応力のみでは対処できないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報を収集するように留意することとする。

2 避難のための指示

(1) 地震災害全般

- ① 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難指示をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。
- ② 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいるときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

(2) 津波災害

- ① **市域で震度4以上**の地震が発生したとき、又は瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたとき、又は市長は必要と認める場合、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し安全な場所に避難するよう指示することとする。

災害時の通信手段の確保、避難指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」及び、第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「水防計画」第7節「避難対策の実施」の項の定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視

通信施設、水門・樋門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設について、必要に応じ緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等

の把握に努めることとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「水防計画」の項を参照)

4 救助・救急活動、消火活動、医療活動

救助・救急活動、消火活動、医療活動に関しては、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第12節「災害医療体制の整備」及び、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「消防計画」第6節「人命救出活動の実施」第12節「医療・助産対策の実施」の項の定めるところによる。

また、津波によって海上に流された者や生死不明の状態にある者に関しては、第五管区海上保安本部(加古川海上保安署)及び関係機関と連携し、搜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

5 物資調達

(1) 地震が発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請することとする。

(2) 男女共同参画センターや女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄することとする。

(→第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第10節「備蓄体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項を参照)

6 輸送活動

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第19節「ヘリコプター派遣要請計画」第20節「交通輸送対策の実施」の項を参照)

7 保健衛生・防疫活動

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第13節「感染症対策の実施」第16節「遺体の搜索・火葬等の実施」の項を参照)

8 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。その他、帰宅困難者対策については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備え」第18節「災害時帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

9 二次災害の防止

「陸域」

地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、

関係機関との相互協力等を実施する。なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮し、津波からの退避時間は津波到達予測時刻の３０分以上前を基準とする。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について関係機関と協力し必要な措置を行うこととする。

津波時における災害対応者の退避時間は津波到達予想時刻の３０分以上前を基準とする。

(→第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動体制の展開」第２２節「危険物施設等の応急対策の実施」第２４節「公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進」の項を参照)

「海域」

第五管区海上保安本部（加古川海上保安署）と協力し物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 地震が発生した場合に必要な資機材、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄及び調達に関する事項については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第8節「防災資機材の整備」第10節「備蓄体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項の定めるところによる。
- (2) 防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮するほか、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたり関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整することとする。

2 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、高砂市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、各機関ごとに別に定めることとする。
- (3) (1) の措置を実施するために配備した人員の配置状況を県へ報告することとする。

第3節 他機関に対する応援要請

1 相互応援協定の運用

本市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりであり、必要があるときは、それに従い応援を要請することとする。

- (1) 姫路市との災害時相互応援協定（平成10年1月17日）
- (2) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（平成18年7月1日）
- (3) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日）
- (4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（平成21年1月13日）
- (5) 播磨広域防災連携協定（平成24年8月30日）
- (6) 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（平成24年11月8日）

2 自衛隊への災害派遣要請

市長は必要があるときは、県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請することとする。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「自衛隊派遣要請」の定めるところによる

3 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 応援要請

知事は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする。（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を要請する期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 疾病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

4 受入体制の整備

市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊及び防災関係機関からの応援を受け入れることとなった場合に備え、県と連絡体制を確保し、受入体制を整備するように努めることとする。

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第5節「防災関係機関との連携」の定めるところによる。

5 その他の協定

(→第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第3節「広域防災体制の確立」の項を参照)

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に対する体制整備

1 市町津波災害対応マニュアル作成指針

県は、沿岸全市町で津波災害対応マニュアルが整備されるよう、津波災害対策の実施方策等を具体的に示すガイドラインを作成することとする。

2 市町津波災害対応マニュアルの作成

沿岸市町は、県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に津波災害対応マニュアルの修正を行う。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

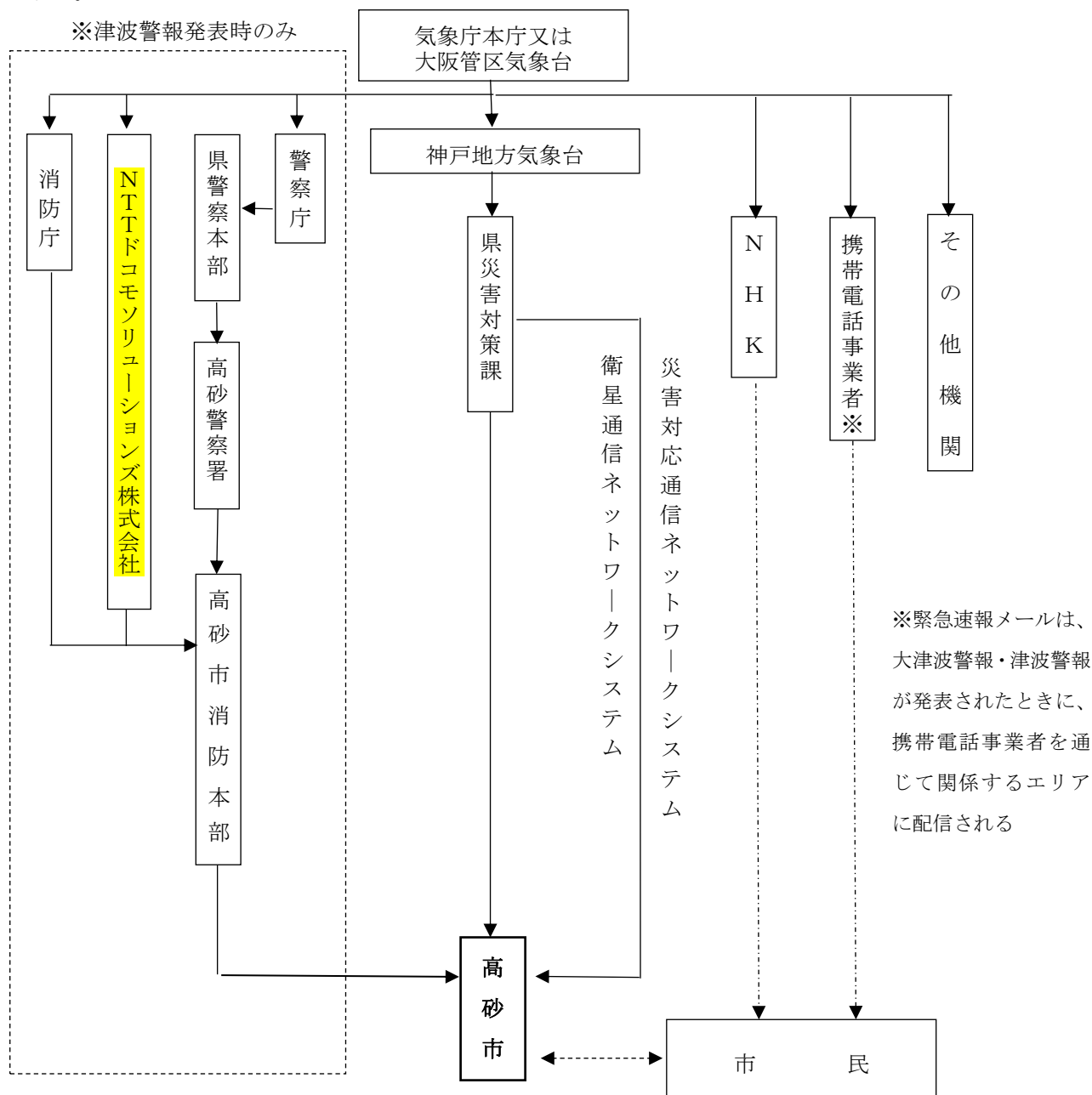
1 施設整備等の方針

- (1) 海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的（年1回以上）に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。
- (2) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。
- (3) 災害危険箇所の定期的点検を年1回以上実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに計画的な整備に努める。
- (4) 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じるように努めることとする。
- (5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要があるときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。
- (6) 津波警報等の住民及び海岸付近にいる市民等への迅速な伝達のため、高砂市防災行政無線（屋外拡声子局）の追加整備等の検討をする。

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 防災関係機関相互の情報の伝達

市は、県その他の防災関係機関と共に、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。なお、津波予報の伝達系統については、次の系統図のとおりとする。



2 居住者等への情報伝達

市内の居住者、公私の団体及び市内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確にかつ広範に伝達することとする。

また、居住者等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、居住者等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮することとする。

(1) 災害情報の伝達

市は、関係機関と協議のうえ、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。

その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

また、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮することとする。

- ① 地震に関する情報（津波地震や遠地地震を含む）
- ② 津波警報等津波に関する情報（火山噴火等による津波を含む）
- ③ 交通、ライフラインに関する情報
- ④ 避難指示に関する情報
- ⑤ 避難所に関する情報
- ⑥ その他、住民、事業者が取り急ぎ取るべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて防災行政無線及び広報車両等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。内容については、概ね次のとおりとする。

① 放送機関の協力による情報伝達

ア 住民への警報・通知で緊急を要し、NHK 神戸放送局、その他民放放送局に、放送を要請する必要がある場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて要請することとする。

イ 災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送の実施について、BAN-BANネットワークス(株)との間で締結している災害時における緊急放送の協力に関する協定に基づき、緊急放送（文字放送等）を要請することとする。

② 広報車両による情報伝達

より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を行うこととする。広報車両は原則として公用車（広報車）を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請することとする。

③ その他の情報伝達手段の確保

ア 防災行政無線、インターネット等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して、情報提供に努める。

イ 広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車・バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じ、より綿密な情報伝達を実施する。

④ 自治会、自主防災組織との連携による住民への情報伝達

緊急避難等の必要が生じた場合は、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早

く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努めることとする。

- ⑤ 地域における日本語に不慣れな外国人に対し、ボランティア、外国人団体の協力を得ながら情報伝達を実施する。

3 船舶への津波警報等の伝達

市、加古川海上保安署等は、船舶への津波警報等の伝達に関し、次の措置を取るものとする。

- (1) 市は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めるものとする。
- (2) 加古川海上保安署は、在泊船舶に対しては、巡視艇等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器等により周知するものとする。
- (3) 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知するものとする。
- (4) 市、加古川海上保安署等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置を併せて示すことに配慮するものとする。

4 その他

その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」に定めるところによる。

第 4 節 避難対策等

1 避難対策等

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により、兵庫県が設定した津波浸水想定（H 2 6 . 2 . 1 9 公表）に基づく、下記の浸水想定エリアとする。



2 迅速な避難のための備え

(1) 津波避難計画の作成

市は、地域特性等を踏まえ、次の事項を定めた津波避難計画を作成し、住民等にあらかじめ十分周知を図ることとする。

- ① 津波による浸水想定区域の設定
- ② 避難対象地域の指定
- ③ 津波からの緊急避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）
- ④ 避難場所、避難経路等の指定・設定
- ⑤ 津波情報の収集、伝達の方法
- ⑥ 避難指示の具体的な発令基準
- ⑦ 避難訓練の内容
- ⑧ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- ⑨ その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

(2) 津波避難ビルの指定

市は、津波発生時における緊急避難場所として、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。また、市は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくことのほか、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組むこととする。

さらに、市は、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示することとする。

(3) 避難路、避難経路の設定

市は、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強を進め、土砂災害のおそれのない安全性や機能性が確保されている道路を避難路として設定するよう努めるとともに、カラー舗装や夜光塗料の使用などにより、避難路の安全性の向上を図る。

(4) 避難の方法

居住者等は、避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

(5) 住民の対応

避難対象地域内の居住者等は、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、市が示す津波浸水ハザードマップを踏まえた避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。

(6) 避難誘導を実施すべき機関の対応

南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を定めることとする。

(7) 観光地等の利用者への対応

- ① 市は、観光客や海水浴客等、地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておき、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮することとする。
- ② 市は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や指定緊急避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前

に周知することとする。

(8) 日本語が不慣れな外国人への対応

県及び市は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導することとし、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮することとする。

(9) 港湾・漁業関係者等の避難対策

県及び市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

(10) 船舶・漁船等の港外退避等

海上保安本部、県及び市は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶及び船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知することとする。

3 避難指示の発令

(1) 避難指示の発令基準

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することとする。
- ② 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。
なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。
- ③ 市長は、避難指示の発令基準を定めることとする。
- ④ 市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、指定行政機関、指定地方公共機関及び県に対し、必要に応じて助言を求めることとする。

(2) 避難指示の伝達方法

- ① 市長は、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ファクシミリ、津波フラッグ等避難の情報伝達手段を活用し、避難を要する地域の住民等に対して伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。
- ② 市長は、緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難指示の周知を図るため、原則として県を通じて、放送局に協力を要請することとする。
- ③ 市長は、必要に応じて海上保安本部、県警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難指示の周知に努めることとする。

(3) 避難指示の解除

避難指示の解除は、気象庁による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めることとする。

(4) 伝達方法

避難指示の解除の伝達は、「避難指示の伝達方法」によることとする。

4 避難誘導

(1) 避難経路の確保

- ① 市は、避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。
- ② 避難開始とともに、警察官、消防職員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

(2) 地域住民の避難誘導

- ① 市は、避難指示を発令したときは、警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。
- ② 自主防災組織、施設管理者、事業所の自衛消防組織等は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

(3) 船舶・漁船等の港外退避等

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

5 避難所等の運営・安全確保

- (1) 市は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リスト等をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (3) 市は、住民の避難が必要な災害が発生したときは、直ちに福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、施設や設備の被害状況等を確認し、福祉避難所の開設を要請する。
- (4) 市は、避難した者が避難所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施することとする。特に、避難所への津波警報等の情報提供について配慮することとする。
- (5) 時間経過とともに、家庭動物との同行避難など避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市災害対策本部と連携して行う。
- (6) 避難所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。
 - ① 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - ② 市は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものと

する。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

- (7) 市は、避難所において、要配慮者や子育て家庭、こども・若者に対して十分な避難生活環境や安全への配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮することとする。また、避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性やこども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めることとする。
- (8) 市は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (9) 市は、平常時から、避難所ごとに井戸を整備するなど、地域の状況等も考慮の上、断水時の生活用水の確保方策を検討し、準備しておくこととする。
- (10) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に努めることとする。
- (11) 市は、避難時の熱中症対策・低体温対策として、飲用水の備蓄、空調設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮し、災害関連死防止に必要な対策について留意することとする。
- (12) 市は、長期湛水等のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮することとする。

6 要配慮者の避難支援

他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

- (1) 市は、平常時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自会等に提供する。
- (2) 市は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに避難支援等実施者を決めるなどの地域における支援体制を整備して個別避難計画を作成するよう努めることとする。また、本人及び避難支援等実施者の同意を得ることを基本に、計画を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。
- (3) 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。
- (4) 市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援等実施者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。
- (5) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な要配慮者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討してお

くこととする。

- (6) 地震が発生した場合、市は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。また、福祉避難所となっている社会福祉施設等においては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、福祉避難所担当市職員の派遣、必要な備品の貸与、備蓄食糧の提供など必要な支援を行う。

7 地下空間の浸水対策

市は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図ることとする。

第5節 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずることとする。
 - (1) 正確な津波警報等の収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等、応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 市は、津波災害対応時の消防職員、消防団員等の安全を確保するため、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。
 - (1) 職員・団員等も身に危険が迫れば退避する。
 - (2) 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
 - (3) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
 - (4) 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。
- 3 上記に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害対応活動体制の展開」第4節「高砂市水防計画」に定めるところによる。

第6節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 上下水道事業

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について検討するように努める。

2 電気事業

- (1) 電気事業者は、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等円滑な避難を行うために必要な重要施設等への電力供給のための体制確保等、優先復旧に必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害の防止に必要な措置を講ずることとする。
- (2) 市は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有することとする。

3 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施することとする。
- (2) (一社) 兵庫県LPガス協会が行う措置については、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。
また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにLPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するとともに、災害用伝言ダイヤル等の安否確認後の普及に努めることとする。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な

要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めることとする。

第7節 交通対策

1 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知することとする。

2 海上

- (1) 加古川海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。
- (2) 加古川海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止することとする。
- (3) 第五管区海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保することとする。
- (4) 第五管区海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じることとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。
- (6) 加古川海上保安署及び港湾管理者は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。

3 鉄道事業者その他一般旅客運送業者

走行路線に、津波・地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等に、運行の停止その他運行上の措置を講ずることとする。また、走行中の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第9節 県及び市が管理又は運営する施設に関する対策

高砂海浜公園・向島公園・高砂河川敷公園等における津波避難に関わる対策について定める。

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県及び市が管理する施設の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに定めることとし、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達

入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講じ、避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報も併せて伝達するよう事前に十分検討すること。なお、海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

② 応急対策を実施する組織の確立

③ 入場者等の退避のための措置

④ 防災訓練及び教育、広報

⑤ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

⑥ 出火防止措置

⑦ 水、食料等の備蓄

⑧ 消防用設備の点検、整備

⑨ 非常用発電装置や蓄電池等の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

③ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

2 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

市等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて工事の中断の措置を講ずるなど安全確保上実施すべき措置についての方針を定めることとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

施設管理者は、地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。ただし、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

1 施設整備の方針

防災基盤・施設等に係る整備計画を策定し、その推進に努める。

2 実施内容

第2編「災害予防計画」第2章「地域防災基盤の整備」・第3章「災害応急対策への備えの充実」第4節「災害対策拠点及び防災拠点等の整備」及び第21節「防災基盤・施設等の整備計画」に定めるところにより実施する。

第2節 建築物等の耐震化の推進

1 市施設の耐震化

市の有する施設についての耐震化を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 一般建築物耐震化の促進

昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県と協力し、推進することとする。

3 実施内容

「建築物等の耐震化の推進」に関する他の事項については、第2編「災害予防計画」第2章「地域防災基盤の整備」第2節「建物の耐震・不燃化等」・第3章「災害応急対策への備えの充実」第4節「災害対策拠点及び防災拠点等の整備」及び第21節「防災基盤・施設等の整備計画」に定めるところにより実施する。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第1節「防災に関する学習等の充実」に定めるところによる。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第4節「企業等の地域防災活動への参画促進」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第22節「危険物施設等の応急対策の実施」に定めるところによる。

第2節 防災訓練に関する事項

1 市・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 市は、県が年1回以上実施する地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とした、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に参加するものとする。
- (2) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要な助言と指導を求めるものとする。
- (3) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

2 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めることとする。
- (2) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。
- (3) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。

3 住民等への普及啓発

- (1) 県、市町は南海トラフ地震に関する備えについて住民等への普及啓発を行うこととする。
- (2) 市は、県が設定した津波浸水想定に基づき作成したハザードマップの普及啓発活動に努めることとする。

4 実施内容

その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第3節「防災訓練の実施」に定めるところによる。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。

1 住民等に対する教育

- (1) 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施することとする。その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うこととする。
- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
 - ③ 地震・津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - ⑤ 正確な情報入手の方法
 - ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑦ 各地域における津波危険予想地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ⑨ 避難生活の運営に関する知識
 - ⑩ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - ⑪ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (2) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講じる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。
- (3) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意することとする。
- (4) 市は、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した教育を行うこととする。

2 児童、生徒等に対する教育

小・中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

4 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
- (3) 地震、津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

5 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その内容を広報するよう図ることとする。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、その後発生する可能性のある地震への対応について定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報

1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施することとする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「地震発生時の応急対策等」第1節「地震発生時の応急対策」及び第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）

第2節 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の防災組織体制等について定める。

ただし、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」に定めている設置基準を満たす場合はこれを優先し、基準を満たしていない場合は下記に示す体制を取るものとする。

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の措置

風水害等対策における注意体制に準じた災害連絡体制を確保し、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。

（→風水害等対策編第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照）

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

1 防災組織の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害警戒本部を設置することとする。

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照）

2 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 市民への広報（地震への備えの再確認等）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、後発地震に対しての警戒、津波警報等発表時の速やかな避難について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第5節「消防機関等の活動」の項を参照）

5 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第9節「応急給水の実施」の項を参照)

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

(→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第6節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」の項を参照)

6 交通対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、津波災害に備えて必要な対策を講じるものとする。

(→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第7節「交通対策」の項を参照)

7 県及び市が管理又は運営する施設等に関する対策

県及び市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

(→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県及び市が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照)

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置

1 活動体制

風水害等対策における警戒体制に準じた体制をとることとする。また、必要に応じて災害警戒本部を設置することとする。

（→風水害等対策編第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照）

2 組織の配備体制

副本部長及び本部員の内、以下に定める者で組織することとする。

- ・ 理事
- ・ 技監
- ・ 総務部長（事務局）
- ・ 市民部長（避難所開設のための体制の確認）
- ・ 都市創造部長（応急危険度判定のための体制の確認）
- ・ 上下水道部長（防潮門扉閉鎖のための体制の確認）
- ・ 消防長（応急対策実施のための体制の確認）

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 県及び市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、県及び市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第9節「県及び市が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照）

5 県及び市が管理又は運営する施設等に関する対策

県及び市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第9節「県及び市が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照）